



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次

○ 監査公表

監査公表第18号

監 査 公 表

和歌山県監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成18年3月31日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 山 田 正 彦

和歌山県監査委員 坂 本 登

包括外部監査結果報告書（和歌山県農林水産部関係の財務事務の執行について）

別冊のとおり

平成17年度

包括外部監査結果報告書

「和歌山県農林水産部関係の財務事務の執行について」

和歌山県包括外部監査人

包括外部監査報告書 目次

第1章 包括外部監査の概要.....	1
I. 監査の種類.....	1
II. 選定した特定の事件.....	1
1. 包括外部監査対象.....	1
2. 包括外部監査対象期間.....	1
III. 事件を選定した理由.....	1
IV. 包括外部監査の方法.....	2
1. 監査の要点.....	2
2. 主な監査手続.....	2
V. 包括外部監査人の補助者の資格及び人数.....	2
VI. 包括外部監査の実施期間.....	2
第2章 農林水産部の事業の概要.....	3
I. 和歌山県農林水産業の現状.....	3
1. 和歌山県農林水産業の特徴.....	3
2. 和歌山県農林水産業のあゆみ.....	5
3. 和歌山県農林水産業の現状と課題.....	5
4. 和歌山県農業の主要生産品目等.....	7
II. 和歌山県農林水産部の概要.....	8
1. 組織の概要.....	8
2. 課室別業務の概要.....	9
3. 予算の概要.....	9
(1) 和歌山県の予算の概要.....	9
(2) 平成16年度及び平成17年度の当初予算比較.....	10
4. 施策の体系.....	11
(1) 農林水産部施策の基本方針.....	11
(2) 農業施策の基本方針.....	11
(3) 水産業施策の基本方針.....	13
5. 事業費の推移.....	14
第3章 包括外部監査の結果と意見.....	16
I. 農林水産部の補助金・貸付金事務の執行.....	16
1. 補助金とは.....	16
(1) 補助金の意義.....	16
(2) 補助金の種類.....	16

2. 補助・貸付事務の概要	16
(1) 補助金交付事務の概要	16
(2) 貸付事務の概要	17
3. 農林水産部の補助金について	17
(1) 農林水産総務課	18
(2) 経営支援課	31
(3) 農村計画課・農地整備課	47
(4) 果樹園芸課	48
(5) 畜産課	85
(6) 就農促進課	93
(7) 水産振興課	101
(8) 資源管理課	111
(9) まとめ	114
4. 農林水産部の貸付金	115
(1) 沿岸漁業改善資金特別会計	115
(2) 農業改良資金特別会計	123
(3) 財団法人和歌山県農業公社	135
II. 農業農村整備事業の財務事務の執行	150
1. 農業農村整備事業とは	150
(1) 農業農村整備事業の概要	150
(2) 農業農村整備の整備目標量	150
(3) 事業主体	151
(4) 事業費の概要	151
(5) 中山間地域	151
(6) 担い手	152
(7) 土地改良法	152
2. 事業採択・事業計画	153
(1) 事業立案から事業実施までの流れ	153
(2) 事業計画の立案・申請	154
(3) 事業採択	155
3. 事業評価の実施	157
(1) 概要	157
(2) 事業評価制度	157
(3) 経済効果（投資効率）の算定	158
(4) 経済効果の算定方法	158
(5) 経済効果算定に係る詳細検討	165

(6) 事業の再評価.....	168
(7) 事後評価.....	169
4. 入札・契約制度.....	171
(1) 入札・契約事務の概要.....	171
(2) 落札率についての分析.....	172
(3) 随意契約の状況.....	181
(4) 契約変更について.....	181
5. 県営事業.....	183
(1) 監査の視点.....	183
(2) 事業費の推移.....	183
(3) 事業の種類.....	184
(4) 監査の対象とした事業の一覧.....	185
(5) 個別事業についての監査の結果及び意見.....	186
(6) その他の監査の結果及び意見.....	188
6. 団体営事業.....	191
(1) 監査の視点.....	191
(2) 団体営事業補助金の推移.....	191
(3) 団体営事業補助金の一覧.....	191
(4) 個別事業についての監査の結果及び意見.....	192
7. 全体についての意見.....	205
(1) 県営事業と団体営事業.....	205
(2) 事業評価.....	206
(3) 農業農村整備事業における県の役割.....	206
Ⅲ. 総括意見.....	208
1. 事業評価制度について.....	208
2. 入札制度について.....	208
3. 農林水産部の施策について.....	209
第4章 利害関係.....	209

(本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の
関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。)

第1章 包括外部監査の概要

I. 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件

1. 包括外部監査対象

和歌山県農林水産部における補助金、貸付金の財務事務の執行に関する事項（林業除く）
和歌山県農林水産部における農業農村整備事業の財務事務の執行に関する事項

2. 包括外部監査対象期間

平成16年度（自平成16年4月1日 至平成17年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成17年度分の一部についても監査対象とした。

III. 事件を選定した理由

包括外部監査は、法第252条の37第2項にあるように、対象団体の財務に関する事務の執行及び当該対象団体の経営にかかる事業の管理が法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうかを評価し、判断することにある。すなわち、当該対象団体が、「住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるべき原則」と「組織及び運営の合理化に努めるべき原則」を達成しているかに着目して、監査することを期待されている。

上記視点に立ち、農林水産施策が和歌山県で重要施策として位置づけられており、また、当該施策が県の財政に影響を与えるということで上記テーマを選定した。

農林水産業費の平成17年度当初予算額は394億円（一般会計5,258億円の7.5%）を占めており、その多くは経営構造対策などの補助金であり、また、農林水産部では農業改良資金などの各種貸付金に係る3つの特別会計を所管しており、農林水産部における補助金、貸付金の財務事務について、検討する必要があると判断した。また、農林水産施策の中で、農業生産基盤の整備等の農業農村整備事業が平成17年度当初予算で108億円（農林水産関係予算額の27.6%）と巨額な予算で実施されており、農業農村整備事業の財務事務の執行についても補助金、貸付金の財務事務の執行と併せて検討することにより、今後の農林水産施策の参考になると考え、監査のテーマとして選定した。

IV. 包括外部監査の方法

1. 監査の要点

- ①法令等に対する合規性について
- ②財務手続等の合理性について
- ③対象の歳入歳出状況について
- ④対象の管理運営の効率性について

2. 主な監査手続

- ①関係書類の閲覧
- ②関係者からの状況聴取
- ③現地視察

V. 包括外部監査人の補助者の資格及び人数

公認会計士	5名
弁護士	1名

VI. 包括外部監査の実施期間

自平成17年7月12日 至平成18年3月20日

第2章 農林水産部の事業の概要

I. 和歌山県農林水産業の現状

1. 和歌山県農林水産業の特徴

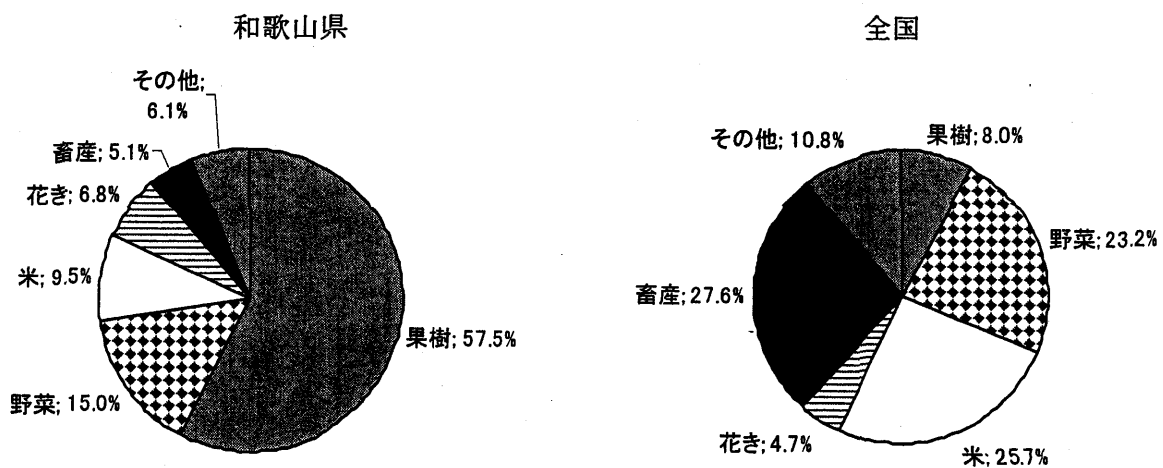
和歌山県は、紀伊半島の西南部に位置し、600kmにおよぶ海岸線と、県土の77%を占める森林地域からなる。面積の大部分は紀伊山系を中心とする山岳地帯であり、耕作地は紀の川流域をはじめ有田川、日高川、富田川、熊野川等の河川流域に散在している。

年平均気温は北部で16.4℃、南部で17.0℃と温暖で、海岸沿岸部には無霜地帯もある。降水量は北部1,335mm、南部2,534mmと比較的多く、また日照時間は北部で2,083時間、南部では2,167時間と多日照地帯である。

① 農業

和歌山県では、古くから果樹栽培が盛んに行われてきた。農業産出額のうち果樹は57.5%を占めており、全国2位の果実産出額となっている。花きの生産も盛んであるが、米や畜産の占める割合は比較的低い。

〈和歌山県と全国の農業産出額割合（平成15年度）〉



果樹の中でも、うめ、かき、はっさくは全国第1位の生産量を誇っており、みかんをはじめとするかんきつ類やもも、キウイフルーツも高い国内シェアを誇っている。

近年は、かんきつ類の生産量が低迷する一方、うめの生産は着実に増加しており、和歌山県農業の中心的な品目となってきている。

〈主要な農業指標の推移〉

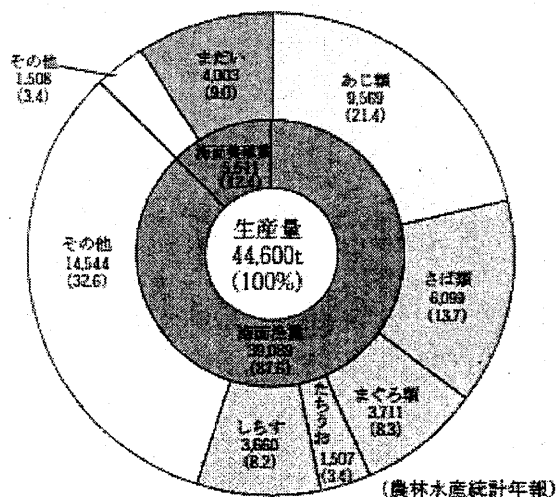
指標	単位	平成 6 年度	平成 10 年度	平成 15 年度 (全国順位)	平成 6-15 年度 増減比 (%)
総農家数	戸	44,870	40,240	38,470	△ 14.3
販売農家数	戸	32,410	29,640	27,170	△ 16.2
専業農家数	戸	9,530	9,320	9,290	△ 2.5
第二種兼業農家数	戸	17,610	13,290	13,070	△ 25.8
専業農家率	%	21.2	23.2	24.1	13.7
耕地面積	ha	39,800	38,000	36,400	△ 8.5
うち田	ha	13,700	12,700	11,900	△ 13.1
うち畑	ha	26,100	25,300	24,500	△ 6.1
耕地利用率	%	95.0	92.9	91.5	△ 3.7
農業産出額	億円	1,584	1,374	1,056	△ 33.3
生産農業所得	億円	851	706	487	△ 42.8
総農家 1 戸あたり耕地面積	ha	0.89	0.94	0.95	6.7
主要生産物					
みかん	t	168,400	160,400	190,000 (2)	12.8
はっさく	t	50,000	36,900	37,400 (1)	△ 25.2
いよかん	t	7,930	7,240	5,190 (2)	△ 34.6
ネーブルオレンジ	t	8,440	5,140	3,290 (4)	△ 61.0
かき	t	49,200	46,500	57,700 (1)	17.3
うめ	t	55,700	48,600	48,200 (1)	△ 13.5
もも	t	13,500	12,000	14,000 (3)	3.7
すもも	t	5,980	4,730	3,190 (3)	△ 46.7
キウイフルーツ	t	5,130	3,210	3,920 (3)	△ 23.6

② 水産業

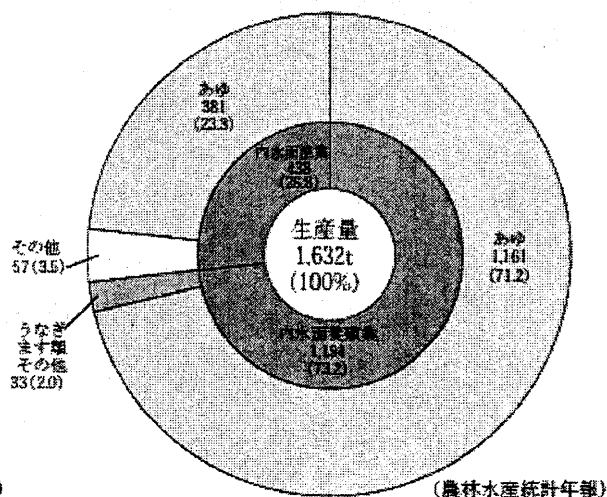
和歌山県の水産業は、太平洋に面した地勢を生かし、県内の各地で行われている。外洋性の海域では、本州最南端の串本沖合を流れる黒潮本流の影響を受け、カツオやマグロ類のほかアジ類、サバ類などを対象とする種々の漁業が行われている。内海性の海域ではタチウオやエビ類を対象とした小型底引き網漁業等が営まれている。内水面においても、アユ等の養殖業やアユやアマゴ等の遊漁がさかんに行われている。

〈魚種別生産量の構成〉

(海面漁業・養殖業)



(内水面漁業・養殖業)



2. 和歌山県農林水産業のあゆみ

和歌山県は平地が少なく、中山間地が県土の大半を占めており、大規模な農業を行うには不向きな地勢であった。そのような中、発展したのが、山の斜面での栽培にも適していた果樹栽培である。

みかんは、実が成長する夏から秋に十分な日光を浴び、水分ストレスを受けることにより糖度が増す。斜面での栽培により日光が十分に降り注ぐとともに水分ストレスを受けるので、和歌山県は絶好のみかん産地であった。

和歌山県では古くから果樹栽培が盛んであったが、それに加えて、昭和 30 年代の政府による果樹栽培の促進政策を受け、みかんをはじめとするかんきつ類の生産が飛躍的に伸びた。しかし、生産過剰と国内消費需要の低迷によりみかんの販売単価は大幅に下落することとなり、昭和 50 年から平成 2 年にかけて栽培面積は急激に減少した。さらに、平成 3 年のオレンジの輸入自由化によりかんきつ類の価格下落に拍車がかかり産出額は平成 11 年に最低水準（122 億円）まで落ち込んだ。現在ではより付加価値の高いブランドみかんを生産する、大規模化を進めるなどして、生産高の減少には歯止めがかかってきているものの、県内の果樹の産出額は最盛期である平成 3 年の 1,043 億円から平成 15 年は 607 億円まで減少している。

果樹のなかでも、うめやかきをはじめとする落葉果樹の栽培は昭和 50 年代以降急速に伸び、みかんに匹敵する産出額にまで成長した。かき、うめについては全国一の生産量を誇っている。みなべ町、田辺市には数多くの梅園が造られ、観光の名所にもなっている。

水産業は、果樹栽培とならび和歌山県で古くから栄えた産業である。沿岸・沖合漁業とともに遠洋漁業も盛んで、海外の海域においてくじらやマグロ、カツオなどの漁が盛んに行われた時期もあったが、200 海里規制や国際的な捕鯨禁止運動などの影響を受け、遠洋漁業は大幅に減少している。遠洋漁業に代わり、近年では養殖業が盛んになっているが、漁業全体の落ち込みをカバーするには至らず、漁業生産額はピーク時（平成 2 年度）の約 530 億円から現在約 200 億円まで落ち込んでいる。

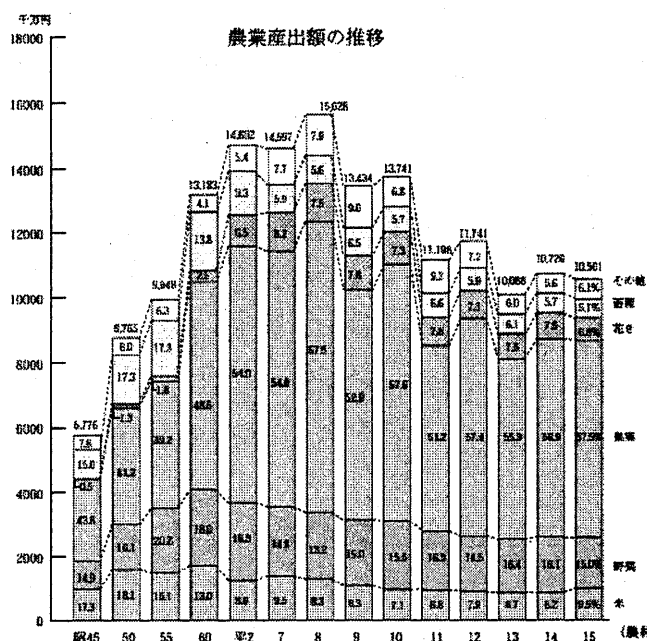
3. 和歌山県農林水産業の現状と課題

和歌山県においても、他の都道府県と同様、農業・漁業ともに産出額が減少傾向にある。最も深刻な問題は他の都道府県と同様、農林水産業の将来を担う担い手の不足である。農業従事者・漁業従事者の高齢化が年々進行しており、現在でも農業従事者の約 6 割が 60 歳以上の高齢者となっている。農林水産業の担い手が増えない状況が今後も続けば、農林水産業従事者数の大幅な減少は避けられないものと思われる。

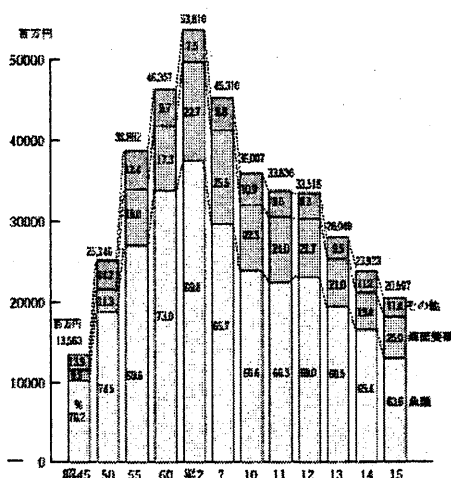
もう一つの問題は、販売単価の下落である。農業においてはみかんをはじめとするかんきつ類の単価下落が深刻となっている。みかんはここ数年生産量が持ち直してきているにもかかわらず、単価下落が著しいため金額ベースでは減少が続けている。漁業にお

いても、マグロなど安価な冷凍魚の流入増加を背景として、トン当たり取引単価の下落基調が止まらず、多くの漁家が廃業に追い込まれる深刻な事態となっている。安価な輸入食料の流入が増加する傾向は今後も続くことが予想され、高付加価値化による販売単価の回復が農家・漁家の経営立て直しのために重要となってきた。

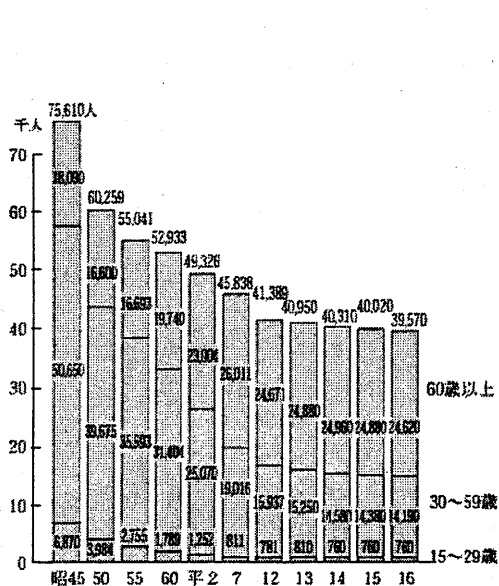
〈農業産出額の推移〉



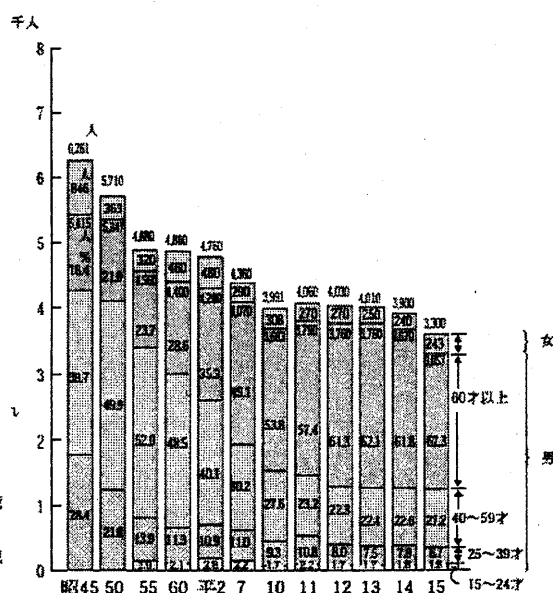
〈海面漁業・養殖業生産額の推移〉



〈基幹的農業従事者の推移〉



〈自営漁業就業者数の推移〉



(出典：和歌山県の農林水産業(平成17年4月))

4. 和歌山県農業の主要生産品目等

①かんきつ類

みかんをはじめとするかんきつ類は、和歌山県農業の中心的な生産品目である。みかんは国内で2位の生産量があり、「有田みかん」というブランドで全国的に親しまれている。地域的には、海草地域から有田地域にかけて特に生産が盛んである。有田以南では、出荷時期が他よりも早い早生みかんの栽培も盛んに行われている。オレンジの輸入自由化などの影響によるみかんの価格の下落に対抗するために、近年では味のよいブランドみかん作りが進められている。

②うめ

みなべ町、田辺市を中心とする紀南地域では、うめの栽培が盛んである。有力品種である「南高梅」を中心としてうめの栽培が盛んに行われている。同地域には、うめの加工業者も多数存在し、うめの栽培からうめ関連製品の製造まで、一貫して行われている。和歌山県はうめの国内シェアの60%程度を占めており、現在も新たな梅林の造成により、うめの栽培が広がってきている。

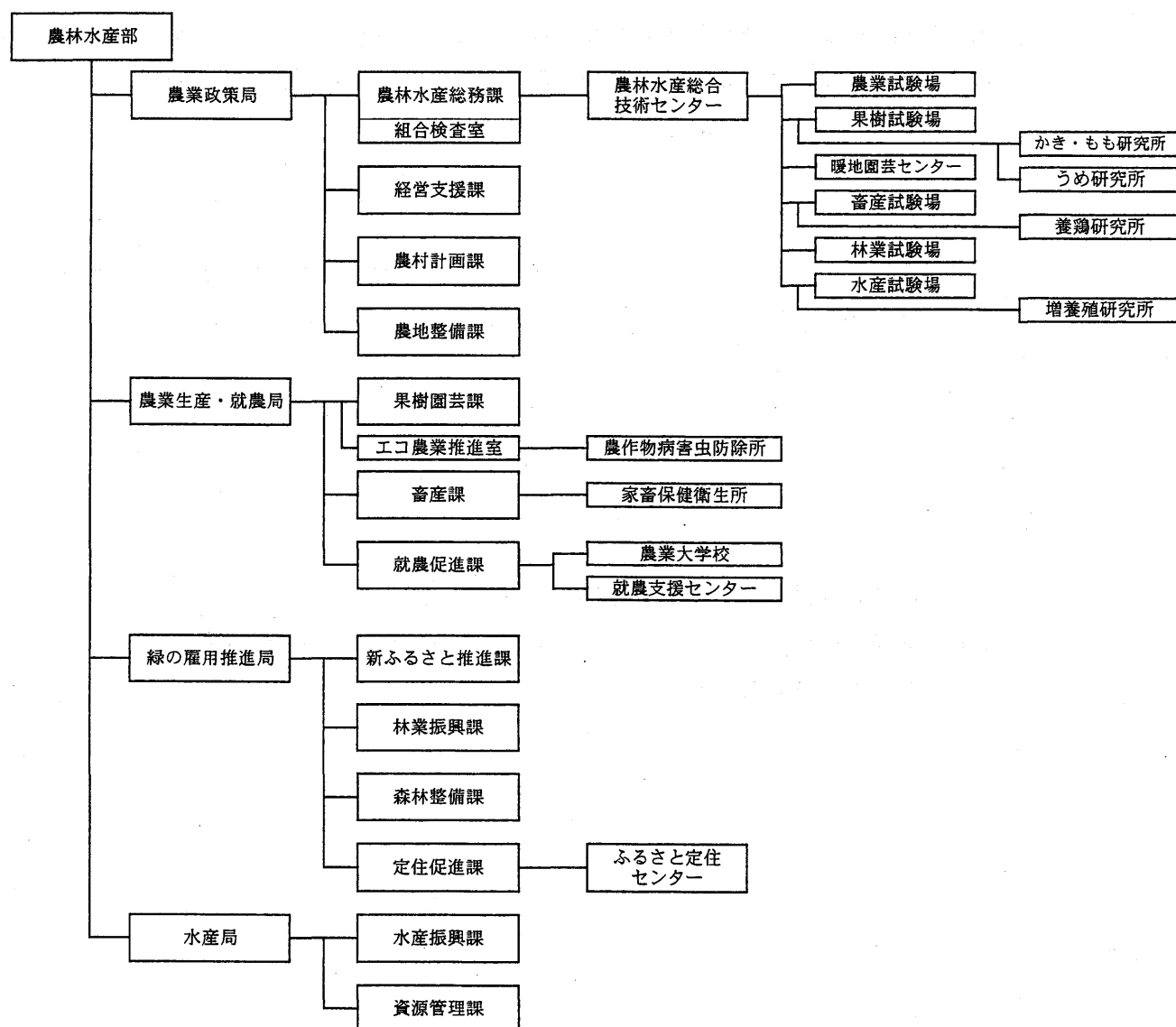
③かき

かきは県の北部で栽培が盛んであり、その生産量は全国一である。特に、かつらぎ町、橋本市が生産の中心となっている。渋柿では「平たねなし」、「刀根早生」、甘柿では「富有」が主に栽培されている。

Ⅱ. 和歌山県農林水産部の概要

1. 組織の概要

和歌山県における農林水産部の組織図は次のとおりであり、4つの局と14の課室から成り立っている。



2. 課室別業務の概要

農林水産部の課室別の業務の概要は次のとおりである。

その他、試験研究機関などがあり、また、7つの振興局（海草振興局、那賀振興局、伊都振興局、有田振興局、日高振興局、西牟婁振興局、東牟婁振興局）農林水産振興部においては、農業普及指導や工事の施工、監督などの現場業務を行っている。

課室名	業務内容
【農業政策局】	
農林水産総務課	農林水産業振興施策の総合的企画・調整・検査
経営支援課	農協等の指導、金融支援、農業の構造改革
農村計画課	土地改良法関係、施設管理、農業農村整備の計画・調整
農地整備課	農業基盤、農村環境、農地の保有施設等の整備及び農地の防災・保全
【農業生産・就農局】	
果樹園芸課	農産物の生産振興、流通販売対策
エコ農業推進室	安全で安心できる食品の生産支援、資源循環型農業の推進、食品産業活性化、病虫害等の防除・被害防止の支援
畜産課	畜産業振興のための指導・研究・援助
就農促進課	農業技術・経営の指導、担い手育成
【緑の雇用推進局】	
新ふるさと推進課	新ふるさと創り、緑の雇用事業、木質バイオマス利用促進の企画・調整
林業振興課	林業振興施策の企画・指導、紀州材の需要拡大、林道整備
森林整備課	森林の造成・保全、山地災害の防止、森林・緑の活用促進
定住促進課	農山村地域の振興と定住の促進
【水産局】	
水産振興課	水産業振興のための指導・研究・援助等
資源管理課	水産資源の管理・保護、漁業取締・調整・許可等

3. 予算の概要

(1) 和歌山県の予算の概要

農林水産業をめぐる現状については、担い手の減少や高齢化の進展、中山間地域における過疎化の進行、国内外を問わない激しい産地間競争などに加えて、食の安全・安心

に対する関心の高まりなど、様々な課題への対応が求められているところである。

その一方で、農林水産業・農山漁村は、安全で高品質な食料の安定供給に加え、環境の保全や水源かん養、また、新たなライフスタイルの場を提供するなど、その多面的な役割に対する期待が高まっている。

このような中、平成 17 年度農林水産部予算については、自然環境を守り、県内の資源を活用しながら和歌山県の農林水産業を発展させていくため、次の 4 つを柱とし、各種事業の見直しを行うとともに、主要な施策・特色のある新規施策に重点配分した予算編成を行っている。

- ・ 環境と調和した収益性の高い農業の推進
- ・ 緑を活かし、守り、育む、新しい森林の創造
- ・ 元気で魅力ある漁業、漁村づくり
- ・ 農山漁村の総合的な整備促進

(2) 平成 16 年度及び平成 17 年度の当初予算比較

(単位：百万円)

課名	16 年度当初	17 年度当初	前年比 (%)
農林水産総務課	4,998	4,880	97.6
経営支援課	2,986	2,853	95.5
農村計画課	1,669	1,818	108.9
農地整備課	6,690	6,056	90.5
【農業政策局計】	16,344	15,608	95.5
果樹園芸課	1,184	757	63.9
畜産課	492	500	101.6
就農促進課	1,593	1,413	88.7
【農業生産・就農局計】	3,270	2,671	81.7
新ふるさと推進課	127	174	136.7
林業振興課	4,114	3,643	88.5
森林整備課	6,310	5,732	90.8
定住促進課	2,027	1,218	60.1
【緑の雇用推進局計】	12,580	10,768	85.6
水産振興課	2,243	3,675	163.8
資源管理課	365	378	103.4
【水産局計】	2,609	4,054	155.3
【農林水産部計】	34,805	33,102	95.1

農林水産部の平成 17 年度当初予算は 33,102 百万円となっており、平成 16 年度当初予算の 34,805 百万円に対し 95.1%となっている。

監査の対象とした農業政策局、農業生産・就農局及び水産局の平成 17 年度当初予算(前年比)は、それぞれ 15,608 百万円(95.5%)、2,671 百万円(85.6%)及び 4,054 百万円(155.3%)となっている。

4. 施策の体系

(1) 農林水産部施策の基本方針

和歌山県の農林水産部では、農林水産業の振興及び農山漁村の活性化を重点課題として、①担い手づくり、②緑の雇用事業、③環境づくり、④ブランドと商品づくり、⑤基盤整備と普及指導の 5 つの共通の柱をもとに次の基本方針を掲げており、農・林・水の三位一体施策に取り組んでいる。

農林水産部施策の基本方針	
農業「農の振興」	
	～環境と調和した収益性の高い農業の推進～
	○安全・安心で多彩な「食」の提供
	○人を育て地域を創る「農」の実現
林業「緑の振興」	
	～21 世紀の新しい森林の創造に向けて、活かし・守り・育む 豊かな緑～
	○緑を活かす：活力ある林業木材産業づくり
	○緑を守る：多様で健全な森林づくり
	○緑を育む：魅力あふれる林業・山村地域づくり
水産業「青の振興」	
	～元気で魅力ある漁業・漁村づくり～
	○海・川の恵みの永続的な利用
	○県民ニーズに対応した水産物の供給

(2) 農業施策の基本方針

国において食料・農業・農村基本計画の見直しが行われ、次の 3 議題がテーマとして掲げられている。

- ① 地域農業の担い手の経営を支援する品目横断的な政策への移行
- ② 望ましい農業構造・土地利用のための担い手・農地制度の改革
- ③ 農地・水等の地域資源の保全のための政策確立

和歌山県では、このような中、環境と調和した収益性の高い農業の推進を図り、「安全・安心で多彩な「食」の提供」「人を育て地域を創る農の実現」を目指すため、次の5つの基本方針を柱として、独自色をもった施策の展開による、農業の活性化に向けた取り組みを行っている。

- ① 和歌山県安全安心システムの構築
- ② グリーンネット（都市農村交流）の推進
- ③ 多様な担い手の育成と農業をやってみようプログラムの推進
- ④ 和歌山ブランドによる収益性の高い農業の実現
- ⑤ 環境を重視した働きやすい基盤づくり

平成14年度に策定された「わかやま農業プラン21」に基づく、農業の施策体系は次のとおりである。

基本方針	施策体系
和歌山県安全安心システムの構築	●安全で安心な農産物の生産 ●安心が得られるシステムづくり ●安全な農産物の安定供給 ●地産地消の推進
グリーンネット（都市農村交流）の推進	●地域情報の提供 ●消費PR活動の実施 ●都市農村交流の推進 ●食農教育の推進 ●受け入れ体制の整備
多様な担い手の育成と農業をやってみようプログラムの推進	○中核的な担い手の育成 ○新規就農者の確保・育成 ○新規参入が容易になる体制づくり ○女性が働きやすい環境づくり ○農地の保全確保 ○生きがい農業の支援
和歌山ブランドによる収益性の高い農業の実現	●高品質で機能性の高い農産物の生産 ●新技術の開発普及 ○競争力のある産地づくり ○和歌山ブランドの確立 ○多様な流通の推進 ○生産・流通コストの低減
環境を重視した働きやすい基盤づくり	●環境にやさしい農業の推進 ●バイオマス利活用の推進 ○農業生産基盤の整備

	○生活環境の整備 ○農地の保全整備 ●農村景観の保全整備
--	------------------------------------

(●：消費者向け、○：生産者向け)

(3) 水産業施策の基本方針

国において、「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」を基本理念とした水産基本法を受けて水産基本計画が策定され、水産に関する施策が総合的・計画的に推進されている。

和歌山県では、「元気で魅力ある漁業・漁村づくり」を進めるため、次の4つの基本方針を柱として、水産業の振興に取り組んでいる。

- ① 豊かな海・川づくり
- ② 意欲ある担い手・組織づくり
- ③ 県民が安心できる供給体制づくり
- ④ 元気な漁村づくり

平成17年度の水産局の施策体系は次のとおりである。

基本方針	施策体系
豊かな海・川づくり	・水産資源の管理と持続的な利用 ・つくり育てる漁業の推進 ・主幹漁業（まき網、小底、船びき他）の振興 ・良好な漁場環境の保全 ・内水面漁業の振興 ・水産基盤の整備 ・漁業と遊漁の調和ある海面利用体制の確立 ・新技術開発、情報提供機能の充実 ・漁業秩序の維持・啓発 ・漁船建造等の調整・指導
意欲ある担い手・組織づくり	・中核的な漁業者の育成 ・新規就業者の確保 ・労働条件の改善 ・女性の漁業活動参加促進 ・高齢者の活動促進 ・漁業経営体質の改善 ・漁協組織の基盤強化・再編対策
県民が安心できる供給体制づくり	・産地市場機能等の強化 ・水産加工業の経営体質の強化

	・水産物の安全性・品質の確保 ・県内水産物供給への理解と消費拡大 ・流通ルートの多元化 ・イメージアップ戦略の展開
元気な漁村づくり	・定住環境の改善 ・地域資源を活用した都市と漁村の交流促進 ・水産業・漁村の有する多面的機能の理解の増進

5. 事業費の推移

過去3年間の事業費の推移は以下のとおりである。

【課別】

(単位：千円)

課名 \ 年度	14年度	15年度	16年度
農林水産総務課	3,127,947	4,772,585	5,057,314
経営支援課	4,641,690	4,539,669	3,024,403
農村計画課	15,429,577	4,059,737	2,812,360
農地整備課	-	6,583,863	6,218,047
【農業政策局計】	23,199,214	19,955,854	17,112,124
果樹園芸課	2,629,513	2,056,834	1,008,581
畜産課	896,518	477,808	469,402
就農促進課	-	-	1,424,053
【農業生産・就農局計】	3,526,031	2,534,642	2,902,036
水産振興課	2,159,375	1,836,814	1,591,984
資源管理課	-	-	362,429
【水産局】	2,159,375	1,836,814	1,954,413
【合計】	28,884,620	24,327,310	21,968,573

【費目別】

(単位：千円)

費目 \ 年度	14年度	15年度	16年度
農業費	9,932,043	10,330,338	9,492,616
農地費	15,430,477	9,960,174	8,238,691
畜産業費	896,518	821,266	802,494
水産業費	2,095,772	2,296,855	2,276,013
災害復旧費	183,118	751,091	855,568
特別会計	346,692	167,586	303,191
【合計】	28,884,620	24,327,310	21,968,573

平成 15 年度は、平成 14 年度比 4,557 百万円減少の 24,327 百万円となっている。課別では、旧耕地課（数値は農村計画課に記載）を農村計画課、農地整備課に分離し、また、農道整備関係（平成 14 年度実績 3,412 百万円）、農業集落排水関係（平成 14 年度実績 1,388 百万円）を県土整備部の道路建設課、生活排水課にそれぞれ移管したことにより、農村計画課が 11,369 百万円減少し、農地整備課が新設され 6,583 百万円となっている。費目別では、県土整備部への移管及び土地改良費の減少等により、農地費が 5,470 百万円減少している。

平成 16 年度は、平成 15 年度比 2,358 百万円減少の 21,968 百万円となっている。課別では、農村計画課で土地改良費の減少等により 1,247 百万円減少しており、果樹園芸課でうめ研究機関整備事業の終了、食品リサイクル施設補助の完了等により 1,048 百万円減少している。また、農業普及指導、担い手育成業務を経営支援課から独立させ、就農促進課へ移管されたこと等により、経営支援課で 1,515 百万円減少する一方、就農促進課が新設され 1,424 百万円となっている。費目別では、農業費、農地費で、それぞれ 837 百万円、1,721 百万円減少している。

第3章 包括外部監査の結果と意見

I. 農林水産部の補助金・貸付金事務の執行

1. 補助金とは

(1) 補助金の意義

補助金とは、事業、研究の育成等、公益上必要であると認めた場合に、反対給付をもとめることなく、交付する金銭的給付である。地方自治法第232条の2においては、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付または補助をすることができる」とされており、また、国の補助金の交付手続等は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」で定められている。

和歌山県では、これらの法律を受けて、「和歌山県補助金等交付規則」を定める他、各種補助事業に係る要綱、要領、規則を定め、補助事業を行っている。

(2) 補助金の種類

補助金には、交付の根拠が法律等に基づくもの（法律補助）と予算措置等のみによるもの（予算補助）がある。また、補助金額の算定基準から、補助事業に要する費用に一定の率を乗じて算定するもの（定率補助）と、補助金の額を事業の所要額と比例的関係において算出するのではなく、その他の観点から決定するもの（定額補助）がある。

また、補助金交付財源からの分類をすると、国が実施する国庫補助事業と県が単独で実施する県単独補助事業がある。さらに国庫補助事業については、国の補助に県が上乗せして補助を行う県上乗せ補助もある。

2. 補助・貸付事務の概要

(1) 補助金交付事務の概要

「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- ①補助金
- ②負担金（相当の反対給付を受けないものをいう。）
- ③利子補給金
- ④その他相当の反対給付を受けない給付金

農林水産部における補助金等（以下「補助金」という。）の交付は、5つの基本方針すなわち「担い手づくり」、「緑の雇用事業」、「環境づくり」、「ブランドと商品づくり」、「基盤整備と普及指導」という県の施策を実現するために実施する事業そのものまたは事業の中の一部という位置づけにある。

財政面では、農林水産部の補助金は以下のように推移しており農林部全体の支出のうち約30％程度を占めている。

(単位：千円)

	14年度決算	15年度決算	16年度決算	17年度予算
補助金額(ア)	7,347,931	7,537,043	6,461,084	6,201,063
全体(イ)	28,884,620	24,327,310	21,968,573	22,333,683
割合(ア)/(イ)	25.4%	31.0%	29.4%	27.8%

補助金交付事務の基本的な事項は「和歌山県補助金等交付規則」の他、補助金毎に定めのある「補助金交付要綱」等の規則に定められている。

(2) 貸付事務の概要

貸付金とは、金銭消費貸借契約書によって、県が県以外の者に金銭を貸し付けるものである。貸付けは、前掲した県の施策を実現するために実施する事業そのもの又は事業の中の一部という位置づけにある。

農林水産部において、以下のように国の制度として3種類の貸付が実施されている。

(単位：千円)

所管課室	資金名称	16年度貸付額	16年度末残高
経営支援課	農業改良資金	17,430	633,016
就農促進課	就農支援資金	0	227,600
水産振興課	沿岸漁業改善資金	68,821	466,251

なお、就農支援資金は農業公社への貸付を通して農業者への貸付が行われており、農業公社の項で検討している。

3. 農林水産部の補助金について

過去3年間の課別の補助金の推移は次のとおりであり、各課別に分類して検討することとした。なお、農村計画課、農地整備課所管の補助金については、別途、農業農村整備事業の項で検討している。

(単位：千円)

課名	14年度決算		15年度決算		16年度決算		17年度予算	
	総額	うち一般財源	総額	うち一般財源	総額	うち一般財源	総額	うち一般財源
農林水産総務課	1,217,882	402,134	1,216,352	403,741	1,190,734	404,139	1,201,289	407,496
経営支援課	2,770,328	165,314	2,920,263	136,457	2,744,753	121,718	2,472,385	226,564
農村計画課	85,400	21,350	84,400	21,100	77,144	19,285	76,600	19,150
農地整備課	1,957,856	577,005	2,000,006	592,637	1,491,509	469,671	1,698,153	474,566
果樹園芸課	971,113	609,573	1,041,498	289,814	698,663	317,562	425,667	269,013
畜産課	36,200	12,175	45,841	16,921	46,727	17,320	65,507	16,347
就農促進課	8,344	5,161	8,474	5,128	15,884	11,141	28,816	24,111
水産振興課	283,913	162,727	201,533	131,167	178,587	108,002	219,312	133,980
資源管理課	16,895	15,071	18,675	14,935	17,083	12,349	13,334	10,900
計	7,347,931	1,970,510	7,537,043	1,611,900	6,461,084	1,481,187	6,201,063	1,582,127

※ 上表は16年度を基準とした推移表であるため、15年度以降に設置された農村計画課・農地整備課・資源管理課(15年度～)、就農促進課(16年度～)の設置前の年度の数値は便宜上記載したものである。

(1) 農林水産総務課

①補助金の推移

(単位：千円)

		14 年度決算	15 年度決算	16 年度決算	17 年度予算
【国庫補助事業】	件数	11 件	10 件	8 件	8 件
	金額	1, 216, 621	1, 213, 027	1, 185, 941	1, 193, 484
	うち、県負担額	400, 873	400, 416	399, 346	399, 691
【県単独事業】	件数	2 件	2 件	2 件	2 件
	金額	1, 261	3, 325	4, 793	7, 805
【合計】	件数	13 件	12 件	10 件	10 件
	金額	1, 217, 882	1, 216, 352	1, 190, 734	1, 201, 289
	うち、県負担額	402, 134	403, 741	404, 139	407, 496

②補助金の一覧

NO.	補助事業名	補助金の概要	始期 年度	終期 有無	終期年 度	補助 単独	16 年度決算 (千円)	
							総額	うち 一般財源
1	農業委員会等運営事業	各市町村農業委員会が行う補助事業に要する経費に対して、都道府県が市町村に補助金を交付する場合における当該交付に要する経費	-	無	-	補助	594	-
2	農業委員会等運営事業	都道府県農業会議の農業委員会事業の推進にかかる経費に対し、都道府県が補助金を交付する場合における当該交付に要する経費	-	無	-	補助	21, 978	17, 513
3	農業者年金指導	農村高齢者の福祉の向上と農業経営の改善を目的とし、県農業者年金協会の運営事務に対して補助を行う	S47	有	H18	単独	293	293
4	農業経営基盤強化促進 対策事業費補助金	農業経営基盤の強化を図るため、認定農業者や集落活動強化への支援等地域農業の総合的な推進活動に対する補助	H12	有	H21	補助	4, 412	-
5	経営基盤強化基本構想 実践事業費補助金	農業経営基盤の強化を図るため、市町村基本構想の実践に向けたアクションプログラムの作成やその実践活動等に対する補助	H12	有	H15	補助	-	-
6	農地流動化地域総合推 進事業費補助金	賃借等の農地流動化を推進するため、年度目標の設定や他事業との連携計画を策定する経費への補助	H12	有	H21	補助	6, 879	-
7	農用地確保対策等事業 費補助金	計画的な土地利用、農用地の確保、担い手の経営規模の拡大に資する農用地の利用集積等を図るために県段階で行う取組に対する補助	H12	有	H21	補助	5, 098	1, 070
8	農地利用集積実践事業 費補助金	優良農地の担い手への面的集積を図るためのプラン作成及び利用調整等に要する経費への補助	H15	有	H15	補助	-	-
9	農地保有合理化事業費 補助金	農業公社の土地売買事業等に対する補助	H1	無	-	補助	6, 132	2, 787
10	中山間地域等直接支払 事業推進交付金	中山間地域の農業生産を維持・増進するため、集落協定を締結し優良農地を保全する活動に対し助成金を交付するための推進活動への補助	H17	有	H21	補助	9, 105	-
11	中山間地域等直接支払 事業交付金	中山間地域の農業生産を維持・増進するため、集落協定等を締結し優良農地を保全する活動に対し交付金への補助	H17	有	H21	補助	1, 131, 742	377, 976

12	遊休農地リフレッシュ再活用促進事業補助金	遊休農地を解消し、新たな作り手による再生産活動に対しての補助	H15	有	H19	単独	4,500	4,500
13	わかやま農林水産物ロケーション・アンテナシヨップ推進	和歌山県産の農林水産物等のPR活動の為に主に県外イベント会場などで協議会が行う情報の整備、発信及び消費拡大に要する経費	H14	有	H14	単独	-	-
合計							1,190,734	404,139

③全体についての監査の結果及び意見

(意見) 終期設定について

農林水産総務課の平成16年度において存続している補助金10件中、終期設定がなされていないものが、3件(30.0%)ある。

補助金について終期を設定することは、補助金の必要性を確認する上で有用な手段の一つと考えられる。具体的には、終期を迎えた補助金は原則廃止として取り扱い、継続することに合理的な理由がある場合にのみ、補助内容等を再度検討した上で、引き続き継続して取り扱えばよいと考える。

なお、和歌山県の県単独補助金の見直しの中で、補助金の終期設定については自主的に取り組むべき事項となっている。

(意見) 少額の補助金について

農林水産総務課の平成16年度において存続している補助金10件のうち、1,000千円以下のものは2件(20.0%)あり、2件の補助金額の合計は887千円(全体の0.08%)となっている。

補助の効果を考えると、少額の補助金であっても公益性があれば、即廃止することはないが、経済性、効率性の観点からは、少額であるため効果があまり発現しにくいことや、事務コストに見合う効果が発現しにくいことがありえる。

従って、補助金の必要性について再検討を行い、公益性が高く、かつ、事務コストに見合った効果の見込める補助事業に集約する必要があると考える。

なお、和歌山県の県単独補助金の見直しの中で、零細補助金(1団体30万円未満)の原則廃止についての取り組みを行っている。

④個別補助事業についての監査の結果及び意見

(a) 農業委員会等運営事業 (NO1)

補助金の概要

交付先：各市町村	
開始年度：昭和 29 年度	所管部署：農林水産総務課
根拠規定：和歌山県農業委員会事業交付金等交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	4,399	4,384	2,896	594	2,896
うち県負担額	0	0	0	0	0
うち国負担額	4,399	4,384	2,896	594	2,896
事業費	7,234	5,030	2,896	831	2,896

(補助金の目的)

農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図るため、農民の地位向上に寄与する農業委員会及び農業会議に要する経費に対し助成する。

(補助事業の概要)

和歌山県農業委員会事業交付金等交付要綱第 3 条によると、農業委員会が実施する次の事業経費に対し助成する。

- ・ 農地調整事務処理事業費
- ・ 農地情報管理システム整備事業費
- ・ 農業委員会活動強化対策事業費
- ・ 標準小作料改訂事業費

(補助金交付先の概要)

農業委員会は「農業委員会に関する法律」に基づき市町村に置かれる行政委員会で、農地法等の法令業務等を行うほか、農業、農民の利益代表機関として農政活動を行っている。県の施策である「担い手づくり」を実現するための事業である。

(意見) 補助効果について

農業委員会は農地法等に基づく業務を行なっていることから必要性が認められ、平成 16 年度の県の事務事業評価でも「継続」とされている。ところが、補助金額が平成 14 年度 4,399 千円、平成 15 年度 4,384 千円、平成 16 年度 594 千円と減少傾向にある結果、平成 16 年度に至っては交付先 45 市町村 1 件あたりにすると平均 1 市町村あたり約 13 千円 ($594 \text{ 千円} \div 45 = 13 \text{ 千円}$) という極端に僅少な補助金額となっている。そ

して、補助金申請から補助金交付までの事務コストを差し引くと補助効果に疑問が残る。

農林水産施策を重要施策とする県は、事業費の実質的な負担者である国に対し、補助効果の面から当該補助制度の見直しを要求する必要があると考える。

(b) 農業委員会等運営事業 (NO2)

補助金の概要

交付先：和歌山県農業会議	
開始年度：昭和 29 年度	所管部署：農林水産総務課
根拠規定：和歌山県農業委員会事業等交付金等交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	33,695	19,978	23,054	21,978	21,682
うち県負担額	21,496	13,553	18,106	17,513	17,547
うち国負担額	12,199	6,425	4,948	4,465	4,135
事業費	39,909	26,108	29,352	28,212	27,959

(補助金の目的)

農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図るため、農民の地位向上に寄与する農業委員会及び農業会議に要する経費に対し助成する。

(補助事業の概要)

農業委員会が実施する次の事業経費に対し助成する。

- ・ 調査費
- ・ 農地情報管理システム整備事業費
- ・ 農業委員会活動強化対策事業費
- ・ 連携強化推進体制整備事業費
- ・ 運営事務費
- ・ 農政活動費

(補助金交付先の概要)

農業会議は「農業委員会に関する法律」に基づき都道府県に一つ置くことができる法人で、農業委員会の県段階組織として各市町村農業委員会会長、農業協同組合理事、学識経験者等で構成され、行政行為を補完する諮問機関としての活動及び農業、農民の利益代表としての活動を行っている。

農政活動として平成 16 年度農業会議補助金事業交付申請書に添付された事業計画書上、①農業委員会制度改正の早期実現と周知徹底並びに自らの組織改革の推進②女性や青年農業者の農業委員への登用を引き続き促す取り組み③食料自給率の向上と「食の安全・安心の確保」への取り組み④食料・農業・農村基本計画の実現に向けた関連施策の中でも、とりわけ経営所得安定対策の早期実現と経営改善支援体制の整備⑤WTO 農業交渉における日本提案の実現など、農産物貿易ルールの確立と国民的理解の促進⑥米政策改革等への対応、農業の構造改革と「地域農業再生運動」「かけがえのない農地を守り生かす運動」「食農教育推進運動」への取り組み⑦新たな農業者年金制度の普及・定着と新規加入の推進⑧農業の多面的機能を踏まえた中山間地域対策の推進⑨優良農用地の確保とその有効利用のための新たなルール作りなど地域と経営実態に即した農地政策の活動強化⑩高品質生産の推進とコスト低減等農業生産の基本課題の実現に向けた活動と農畜産物の価格流通対策及び水田農業経営の確立対策⑪農業関係予算及び農業委員会系統組織予算等の確保対策⑫金融・税制対策等経営関連政策の確立⑬農協系統等関係団体並びに農業公社等関係機関との連携強化等の農業施策に取り組むとある。

県の施策である「担い手づくり」を実現するための事業である。

（意見）農政活動費について

当補助制度は要綱上、運営費補助と事業費補助とが併記されている。一部の受託収入を除き財政的基盤のない農業会議は、運営費補助がなければ成立しないため相当の補助の必要性は認められる。但し、補助効果が明確になるように要綱上運営費補助であっても、補助対象経費は（ア）会議員旅費、（イ）連絡旅費、（ウ）事務費と定められている。ところが、農政活動費については補助金の概要に記載したように、農業会議が行う農業施策上の事業全てに係る支出を意味し、実質的には運営費そのものである。しかし、平成 16 年度実績報告書に添付される収支精算書では支出の部で農政活動費 13,435,000 円と一行で記載されるのみでその内訳は判らず補助効果が明確ではない。県から農業会議には当補助制度の他にも多数の補助金が交付されている関係上、補助制度毎に補助効果を明確にすることが求められる。従って、要綱を改訂し、農政活動費についても補助対象経費を明確に記載すべきである。

(c) 農業者年金指導 (N03)

補助金の概要

交付先：和歌山県農業者年金協会	
開始年度：昭和 59 年度	所管部署： 農林水産総務課
根拠規定：農業者年金制度等啓発事業費補助金交付要綱	

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	361	325	293	293	205
うち県負担額	361	325	293	293	205
うち国負担額	-	-	-	-	-
事業費	996	911	910	890	860

(補助金の目的)

農業者の老後の生活の安定、福祉の向上、農業経営の近代化及び農地保有の合理化を図るため、和歌山県農業者年金協会が実施する農業者年金制度等の啓発事業を助成する。

(補助事業の概要)

和歌山県農業者年金協会が実施する次の事業経費の2分の1を助成する。農業者年金制度は平成13年に制度改正があり、旧年金制度から新年金制度へ移行しており、新年金制度の啓発を通じて県の施策である「担い手づくり」を実現するための事業である。

(補助金交付先の概要)

農業者年金協会は、農業者の老後福祉の向上及び農業構造政策の推進に寄与するため、農業者年金制度の充実強化と農業経営の発展のために設立された団体で、正会員は市町村農業者年金協会の会長であり、賛助会員として市町村及び農業関係団体が加盟している。具体的な事業は、機関紙の発行等年金制度の普及啓発、年金制度の説明会や学習会の開催等である。旧年金制度が事実上破綻したことから年金不信が高まり新年金制度への加入者が低迷している。

(意見) 交付申請書・実績報告書について

農業者年金制度等啓発事業費補助金交付要綱第2条によると「補助対象事業は和歌山県農業者年金協会が行う農業者年金制度等啓発事業とする」とあり、当補助制度は事業費補助である。しかし、補助金交付申請書に添付される事業計画書や実績報告書は要綱の様式どおりに記載されているが、内容は運営費で行なうべき理事会の開催や機関紙の発行についても記載されており、補助対象経費とその効果が不明確になっていた。そこ

で、要綱に定める事業計画書や実績報告書で、事業目的である農業者年金制度等の啓発効果を明確にするために「のうねん加入推進事例集」のように啓発用のパンフレットの発行事業等について補助効果が判る記載にすべきである。

(d) 農地流動化地域総合推進事業費補助 (NO6)

補助金の概要

交付先：各市町村	
開始年度：不明	所管部署：農林水産総務課
根拠規定：農地流動化地域総合推進事業費補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	8,244	8,226	6,789	6,879	4,485
うち県負担額	—	—	—	—	—
うち国負担額	8,244	8,226	6,789	6,879	4,485
事業費	16,492	16,481	13,578	13,780	8,970

(補助金の目的)

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、担い手への農地集積を促進するための市町村の活動経費に対し助成する。

(補助事業の概要)

- ・ 農地流動化地域調査事業
- ・ 農地流動化情報活用事業
- ・ 農地のあっせん活動等

(補助金交付先の概要)

各市町村

(意見) 実績報告書の記載内容が不十分

県は、補助金が目的どおりに支出され補助対象外のものに支出されていないか、また、効率的に支出されているのかどうか等の判断を行なう必要があり、事業終了後に提出される実績報告書に収支精算書の添付を求めている。収支精算書は和歌山県農地流動化地域総合推進事業費補助金交付要綱第4条に書類の様式が定められ、各市町村はそれにしたがって収支精算書を提出している。

しかし、当該様式では、支出の部において農地流動化地域総合推進事業費の総額の記載を求めているだけで、当該支出の内訳明細は不明であり、上記のような判断を行

なうことはできない。県は、支出の内訳明細が明示され、上記のような判断ができるように要綱に定める収支精算書の様式を改める必要がある。

(e) 農用地確保対策等事業費補助金（NO7）

補助金の概要

交付先：和歌山県農業会議	
開始年度：不明	所管部署：農林水産総務課
根拠規定：和歌山県農用地確保対策等事業費補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	6,689	15,320	5,610	5,098	2,201
うち県負担額	1,139	5,760	1,070	1,070	—
うち国負担額	5,550	9,560	4,540	4,028	2,201
事業費	6,689	15,320	5,610	5,098	2,201

(補助金の目的)

農用地の確保及び農業経営の規模拡大に資する農用地の集積等を促進するため、農業会議が行う活動経費に対し助成する。

(補助事業の概要)

- ・経営改善支援活動
- ・農業法人総合支援活動
- ・農地流動化推進活動等

(補助金交付先の概要)

農業会議は「農業委員会等に関する法律」に基づき都道府県に一つ置くことができる法人で、各市町村農業委員長、農業協同組合理事、学識経験者で構成され、行政行為を補完する諮問機関としての活動及び農業、農民の利益代表としての活動を行っている。

(意見) 実績報告書の記載内容が不十分

県は、補助金が目的どおりに支出され補助対象外のものに支出されていないか、また、効率的に支出されているのかどうか等の判断を行なう必要があり、事業終了後に提出される実績報告書に収支精算書の添付を求めている。収支精算書は和歌山県農用地確保対策等事業費補助金交付要綱第3条に書類の様式が定められ、和歌山県農業会議はそれにしたがって収支精算書を提出している。

しかし、当該様式では、支出の部において、「経営改善支援事業費」、「法人経営活動支

援事業費」、「農地流動化地域総合推進事業費」以下各事業費名称を列挙することに留まっており、各事業費の支出の内訳明細は不明であり、上記のような判断を行なうことはできない。県は各事業費の支出の内訳明細が明示され、上記のような判断ができるように要綱に定める収支精算書の様式を改める必要がある。

(f) 中山間地域等直接支払事業交付金 (NO11)

補助金の概要

交付先：市町村	
開始年度：平成 12 年度	所管部署：農林水産総務課
根拠規定：和歌山県中山間地域等直接支払事業交付金等交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	1, 121, 887	1, 132, 538	1, 144, 130	1, 131, 742	1, 134, 902
うち県負担額	374, 702	378, 243	382, 001	377, 976	378, 928
うち国負担額	747, 185	754, 295	762, 129	753, 766	755, 974
事業費	1, 497, 068	1, 511, 276	1, 526, 153	1, 510, 229	1, 513, 852

(補助金の目的)

食料・農業・農村基本法（平成 11 年 7 月施行）第 35 条第 2 項に基づく施策として、中山間地域等における条件不利性を補うため、平坦地との生産費格差の範囲内で農業者等に直接支払いを行い、農業生産活動等を通じた耕作放棄の防止と、農村が持つ国土保全や水資源のかん養等の多面的機能の維持・確保を図る。

(補助事業の概要)

(1) 交付金の交付条件

①特定農山村法等 8 つの法律で指定された地域

②特認地域〔①以外の地域であって知事が認めた地域（和歌山市）〕

③農業振興地域内の農用地区域内の一団の農用地（1 ha 以上）

④農家相互の集落協定を締結し、5 年以上の営農を継続して農業生産活動を行う

5 年以上の営農の継続が守られないと補助金を返還する必要があるが、返還を免責するケースとして、(1) 農業者の死亡、病気等の場合や土地収用法等のに基づき収用された場合などがある（中山間地域直接支払交付金実施要領第 6 条）。

(2) 交付金の単価

対象農地の条件	傾斜度の基準	交付金単価（円 /：10a）
---------	--------	-------------------

急傾斜地	田	勾配 1/20 以上	21,000
	畑	傾斜度 15 度以上	11,500
緩傾斜地	田	勾配 1/100 以上	8,000
	畑	傾斜度 8 度以上	3,500

(3) 国民合意の必要性

直接支払いは我が国農政史上例のないものであることから、広く国民の理解を得るためには実施に当たって明確かつ合理的・客観的な基準の下に透明性を確保する必要がある。

(結果) 不適切な交付手続

当補助は農業生産活動等を通じた耕作放棄の防止と、農村が持つ国土保全や水資源のかん養等の多面的機能の維持・確保を図るために、対象農地の面積を基準に農業者等に直接支払いを行うものである。したがって、補助金額の算定基準となる対象農地の面積の確認は公平、かつ適正に実施されなければならない。

しかし、平成 12 年度の制度開始以来、5 年間の交付手続を確認したところ、平成 13 年度、平成 14 年度において、過去に申請された面積が実際の面積よりも過大であったため補助金を返還していたケース等（申請面積：2,562,426 m²、補助金額：23,013 千円相当）が広範囲に見受けられた（要綱第 2 条違反）。

中山間地域等直接支払制度交付金の返還状況（過去に申請された面積が実際の面積よりも過大であったケース、緩傾斜地を急傾斜地として申請していたケース等）

市町村	交付年度		返還等 該当面積 (m ²)	返還額 (円)	うち国費 (円)	補助金返還 手続の進行状況
	H12	H13				
印南町	○		2,806	36,000	23,000	平成 14 年 3 月 28 日に返還を完了。
市町村計			2,806	36,000	23,000	
由良町	○		31,594	522,000	347,000	平成 14 年 3 月 28 日に返還を完了。
市町村計			31,594	522,000	347,000	
那賀町	○		6,979	60,000	40,000	平成 15 年 4 月 30 日に返還を完了。
市町村計			6,979	60,000	40,000	
粉河町	○		340,668	2,940,000	1,961,000	平成 15 年 4 月 30 日に返還を完了。
粉河町		○	346,382	2,989,000	1,993,000	平成 15 年 4 月 30 日に返還を完了。
市町村計			687,050	5,929,000	3,954,000	
橋本市	○		72,978	880,000	588,000	平成 15 年 4 月 30 日に返還を完了。
橋本市		○	66,551	812,000	544,000	平成 15 年 4 月 30 日に返還を完了。
市町村計			139,529	1,692,000	1,132,000	

有田市	○		806,501	6,958,000	4,635,000	平成15年4月30日に返還を完了。
有田市		○	806,446	6,955,000	4,632,000	平成15年4月30日に返還を完了。
市町村計			1,612,947	13,913,000	9,267,000	
湯浅町		○	27,261	235,000	156,000	平成15年4月30日に返還を完了。
市町村計			27,261	235,000	156,000	
広川町		○	1,265	152,000	100,000	平成15年4月30日に返還を完了。
市町村計			1,265	152,000	100,000	
吉備町	○		27,617	254,000	171,000	平成15年4月30日に返還を完了。
吉備町		○	25,109	215,000	145,000	平成15年4月30日に返還を完了。
市町村計			52,726	469,000	316,000	
古座川町	○		269	5,000	3,000	平成15年4月30日に返還を完了。
市町村計			269	5,000	3,000	
和歌山県計			2,562,426	23,013,000	15,338,000	

原因は、田畑別、緩・急傾斜別に交付単価が区分される対象農地の面積測定や積算等について、補助金申請者の単純な申請ミスとそれを審査する市町村、県のチェックミスが重なったためとのことであるが、交付手続が不十分であったと言わざるを得ない。平成14年度以降は、同様のミスは生じていないとのことであるが、引き続き補助金額の算定基準となる対象農地の面積の確認を適正に行うように求める。

次に、誤った補助金相当額は既に受給者から返還されたとのことである。しかし、補助金交付事務の適正性を担保するため、和歌山県補助金等交付規則によると本件のように「補助金の交付決定の交付条件に違反した場合、補助金の返還に加えて年10.95%との加算金を納付しなければならない。」(第17条第1項、第19条第1項)とあり、本来は、 $23,013 \text{ 千円} \times 10.95\% \times 1 \sim 2 \text{ 年} = \text{約} 3,700 \text{ 千円}$ 程度の加算金を納付させる必要がある。実際は、補助金申請者の単純な申請ミスを錯誤とし、やむを得ない事情があると認めて加算金については免除していた。ところが加算金の免除について定めた和歌山県補助金等交付規則第19条4項によると、免除する場合は「補助事業者等の申請に基づき免除することができる。」とあるが、免除の申請の事実を示す証拠は残っていなかった。県の話では補助金の返還に至る作業を進める中、市町村から返還申出を受けた段階で、悪意があったものではなく単純ミスであると判断し「やむを得ない事情がある」と認めて加算金を賦課しなかったとの説明であるが、和歌山県補助金等交付規則第19条4項に違反する疑いが強い。加算金の免除には公正性が求められるところであり、免除申請書等の書面で申請を受けるべきであった。

(意見) 補助効果について

当補助の目的は耕作放棄の防止と、農村が持つ国土保全や水資源のかん養等の多面的機能の維持・確保を図ることにある。ただ農業生産者の高齢化と核家族化が進む中で、永久に耕作放棄しないことを補助金交付の条件にすることは農業生産者にとって酷であり、農業生産活動の継続を要求する目安として5年を掲げている。

そこで、制度開始(平成12年度)以降の面積減少の状況を調査したところ、以下のように公共道路工事の収用の対象になり、農業生産活動の継続を断念した箇所が相当みられた。

(参考) 公共事業により面積が減少した協定数

平成18年3月3日農林水産総務課提出

(単位:協定、㎡、円)

市町村名	平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	協定数	面積	金額	協定数	面積	金額	協定数	面積	金額	協定数	面積	金額
下津町	1	1,477	16,985	5	9,795	112,642				3	2,177	25,035
美里町										5	4,597	96,537
橋本市	1	3,815	43,872	2	1,125	23,625	1	263	5,523			
かつらぎ町				2	6,029	69,333				14	51,463	91,824
高野町				2	16,197	178,667				2	7,732	88,918
九度山町				1	718	8,257				2	5,740	69,458
有田市										1	355	4,082
広川町										1	67	1,407
吉備町										1	2,382	27,393
金屋町	2	4,738	54,487	4	10,078	123,031				2	1,724	28,936
清水町	2	4,006	84,126	2	1,694	21,675	4		68,733			
日高町										1	1,075	22,575
中津町										4	2,386	33,089
美山町				1	326	3,749				1	192	4,032
龍神村										3	1,530	29,662
みなべ町				2	2,011	23,896				1	4,997	57,465
田辺市				3	10,423	117,530				2	3,691	42,446
中辺路町							1	3,601	75,621	1	170	3,579
合 計	6	14,036	199,470	24	58,396	682,405	6	7,137	149,877	44	90,278	1,126,429

農業者の死亡や公共道路工事のように土地収用法等に基づき収用若しくは使用を受けた場合などやむを得ない事情に該当すれば、補助金交付から5年以内であっても耕作放棄等の条件に抵触しない、すなわち、交付を受けた補助金の返還は免責されることになっている。しかし、今回補助金返還免責の対象農地となったケースの公共道路工事の中には、制度開始の平成12年以前から公共道路の計画が策定されていた対象農地が含まれていた。これらは形式的には土地収用法等に基づき収用された場合などに該当し、補助金の返還を免責される免責条項に合致する。

しかし、当補助の目的である「農村が持つ国土保全や水資源のかん養等の多面的機能の維持・確保」という観点からすると、あらかじめ公共道路工事の計画がある農地につ

いては、補助金によって短期間営農を継続し、農地の多面的機能を維持したとしても、土地収用により直ぐにその補助効果が失われることが十分に予想されるのであるから、「5年以上の営農を継続して農業生産活動を行う」とする交付条件を実質的には満たしていないのではないかという疑問が残った。

県によれば、以下に示す公共道路の事業基本計画策定から買収・着工までの一連の流れの中で、「契約」の段階で「公共事業への使用が確実な土地」と判断し、それまでは農業生産活動等を継続しているとみなしているとのことである。しかし、「契約」以前の「調査・法線の決定」や「権利関係の調査」さらには「測量」段階においても、ほぼ確定しているのであれば農業者との話し合いにより、補助金をストップすることも検討する必要があると考える。

＜公共道路の事業基本計画策定から買収・着工までの概ねの流れ＞

- ① 計画地区の事業基本計画の策定【概ねこの地区を通る（法線不明確）】
- ② 地元への計画路線の説明
- ③ 調査・法線の決定
- ④ 権利関係の調査
- ⑤ 測量
- ⑥ 補償対象物の特定
- ⑦ 補償額の算定
- ⑧ 用地交渉・買い取りの申出
- ⑨ 契約【公共事業への使用が確実】
- ⑩ 買収・着工

(2) 経営支援課

①補助金の推移

(単位：千円)

		14年度決算	15年度決算	16年度決算	17年度予算
【国庫補助事業】	件数	8件	10件	9件	3件
	金額	2,726,127	2,889,608	2,713,121	2,329,358
	うち、県負担額	121,112	105,803	90,087	83,537
【県単独事業】	件数	13件	14件	15件	20件
	金額	44,201	30,654	31,631	143,027
【合計】	件数	21件	24件	24件	23件
	金額	2,770,328	2,920,263	2,744,753	2,472,385
	うち、県負担額	165,314	136,457	121,718	226,564

②補助金の一覧

(単位：千円)

NO.	補助事業名	補助金の概要	始期 年度	承認 終了 年度 (※)	終期 有無	終期 年度	種類	16年度決算	
								総額	うち一般財源
14	経営構造対策推進事業	経営構造対策事業推進のための地域の合意形成、各種支援活動等に対する補助	H12	/	無	-	国庫補助	9,480	4,615
15	経営構造対策事業	認定農業者を中心とする経営体の育成・確保に寄与する各種施設等の整備に対する補助	H12	/	無	-	国庫補助	1,898,667	37,523
16	都市農村交流型アグリビジネス支援事業	都市と農村との交流を通じてアグリビジネスの創出を目指す事業活動等に対する補助	H15	/	有	H19	県単独	8,000	8,000
17	J A農業・農村サポート機能活性化促進事業	農協改革を促進するための営農指導員等人材の育成事業等に対する補助	H13	/	無	-	県単独	3,996	3,996
18	農林水産業副読本作成補助事業	社会科学習資料「わかやまの農林水産業」作成に要する経費の補助	S61	/	無	-	県単独	850	850
19	農業近代化資金利子補給金	資本装備の高度化を図るために借り入れた資金に対する利子補給	S37	-	無	-	国庫補助	90,344	45,172
20	中山間地域活性化資金利子補給金	中山間地域の活性化のために借り入れた資金に対する利子補給	H4	-	無	-	国庫補助	1,723	861
21	農業信用基金協会特別準備金積立補助金	制度資金を保証する基金協会の準備金積立に対する補助	H15	/	無	-	国庫補助	1,841	921
22	生活営農資金利子補給金	経営安定と生活環境の整備を図るために借り入れた資金に対する利子補給	S62	-	無	-	県単独	877	877
23	農業経営改善促進資金利子補給金	経営改善計画の達成に必要な運転資金を融通するための補助	H6	/	無	-	県単独	79	79
24	農業経営基盤強化資金利子補給金	農林漁業金融公庫から借り入れた農業経営基盤強化資金に対する利子補給	H6	-	無	-	県単独	2,996	2,996
25	農家負担軽減支援特別資金利子補給金	営農負債を整理するために借り入れた資金に対する利子補給	H8	H13	有	H27	国庫補助	1,430	715

(単位：千円)

No.	補助事業名	補助金の概要	始期 年度	承認 終了 年度 (※)	終期 有無	終期 年度	種類	16年度決算	
								総額	うち一般財源
26	農業経営負担軽減支援 資金利子補給金	営農負債を整理するために借り入れた資金 に対する利子補給	H14	H18	有	H29	国庫補助	399	199
27	うめ対策緊急特別利子 補給	うめの生育不良による被害に伴い、経営 再建又は収入減補填を図るために借り入 れた資金に対する利子補給	H9	H19	有	H25	県単独	704	704
28	農山漁村経営改善資金 利子補給金	農林漁業者が経営改善のために借り入れ た資金に対する利子補給	S53	H13	有	H20	県単独	75	75
29	自作農維持資金（再建 整備資金、償還円滑化 資金）利子補給金	既往負債を整理するために農林漁業金融 公庫から借り入れた資金に対する利子補 給	H7	H12	有	H28	県単独	116	116
30	中核農業経営者育成対 策特別利子補給金	中核農業者の育成を図るため、農業近代 化資金を借り入れた認定農業者に対する 利子補給	H8	H10	有	H16	県単独	34	34
31	みかん・かき経営安定 対策特別利子補給金	H9、11年産みかん・かきの価格低迷に伴 い、経営安定を図るために借り入れた資金 に対する利子補給	H10	H12	有	H17	県単独	2,057	2,057
32	台風7号等農作物被害 対策緊急利子補給金	H10年台風7号等の被害に伴い、経営を 維持するために借り入れた資金に対する 利子補給	H10	H10	有	H20	県単独	2,807	2,807
33	意欲ある農業経営者育 成対策特別利子補給金	意欲ある農業経営者の育成を図るため、 農業近代化資金を借り入れた認定農業者 に対する利子補給	H11	H15	有	H21	県単独	3,223	3,223
34	台風6号等農作物等被 害対策緊急利子補給金	H16年台風6号等による被害に伴い、経 営安定を図るために借り入れた資金に対 する利子補給	H16	H16	有	H22	県単独	3,060	3,060
35	農業共済団体等事務費 補助事業	共済団体等の共済事業等に関する事務の執 行に必要な経費に対する補助	S45		無	-	国庫補助	709,078	0
36	農業共済地域対応強化 総合対策事業	農業共済事業の加入率等の向上を図る事務 事業等に対する補助	H12		有	H18	県単独	2,751	2,751
37	農業信用基金協会特別 準備金積立補助金	制度資金を保証する基金協会の準備金積 立に対する補助	H15		無	-	国庫補助	157	79
合計								2,744,753	121,718

(※) 承認が終了した利子補給金制度は、承認終了年度の欄に年度を記載している。

③全体についての監査の結果及び意見

(意見) 終期設定について

経営支援課の平成16年度において存続している補助金24件中、終期設定がなされて
いないものが、12件(50.0%)ある。

補助金について終期を設定することは、補助金の必要性を確認する上で有用な手段
の一つと考えられる。具体的には、終期を迎えた補助金は原則廃止として取り扱い、
継続することに合理的な理由がある場合にのみ、補助内容等を再度検討した上で、引
き続き継続して取り扱えばよいと考える。

なお、和歌山県の県単独補助金の見直しの中で、補助金の終期設定については自主
的に取り組むべき事項となっている。

(意見) 少額の補助金について

経営支援課の平成 16 年度において存続している補助金 24 件のうち、1,000 千円以下のものは 9 件 (37.5%) あり、9 件の補助金額の合計は 3,295 千円 (全体の 0.12%) となっている。

補助の効果を考えると、少額の補助金であっても公益性があれば、即廃止することはないが、経済性、効率性の観点からは、少額であるため効果があまり発現しにくいことや、事務コストに見合う効果が発現しにくいことがありえる。

従って、補助金の必要性について再検討を行い、公益性が高く、かつ、事務コストに見合った効果の見込める補助事業に集約する必要があると考える。

なお、和歌山県の県単独補助金の見直しの中で、零細補助金 (1 団体 30 万円未満) の原則廃止についての取り組みを行っている。

④個別補助事業についての監査の結果及び意見

(a) 経営構造対策事業 (NO15)

補助金の概要

交付先：和歌山市ほか 8 市町村 3 組合	
開始年度：平成 12 年度	所管部署： 経営支援課
根拠規定：和歌山県経営構造対策費補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	1,637,602	1,951,641	1,760,390	1,898,667	1,609,586
うち県負担額	56,025	41,146	73,405	37,523	79,637
うち国負担額	1,581,577	1,910,495	1,686,985	1,861,144	1,529,949
事業費	3,292,912	4,069,329	3,484,978	3,864,467	3,132,135

(補助金の目的)

経営構造対策事業は、地域農業の担い手となるべき農業者の育成等を図るために必要な施設の整備を支援する国庫補助(交付金)事業として平成 12 年度から実施されている。前期 5 年、後期 5 年の 10 年間を対策の実施期間としている。

(補助事業の概要)

経営構造対策事業等の実施状況は、農協の広域化を背景として、果樹の集出荷施設の統合整備に併せ、果実内部の品質評価が可能で、トレーサビリティに対応した最新鋭の選果施設の整備が進んでいる。また、この他に、担い手の経営基盤の強化を図るための

低コスト耐候性ハウスや土地基盤の整備などが行われている。

平成 16 年度については、12 地区において事業が実施されている。

なお、補助対象経費の負担率は次のとおりである。

対象経費	国の負担率	県の負担率	備考
土地基盤整備事業	50%	10%	H17 年度は県の負担率はゼロ
経営体質強化施設整備事業	50%	4%	

（意見）事業内容の重複について

当該事業は施設の整備を支援する事業であり、他の補助事業と事業内容が重複しているかどうかの視点から検討を行ったところ、土地基盤整備事業では、果樹園芸課で実施している果樹立国和歌山活性化事業、農地整備課で実施している基盤整備事業等、補助対象経費が整備事業費であり事業内容が類似していると感じた。

経営体質強化施設整備事業では、低コスト耐候性ハウスの施設設置について、平成 16 年度では美浜地区、御坊地区及び印南南部地区で実施されていたが、平成 15 年度の事業実施の金屋地区、印南南地区では、果樹園芸課の園芸資材の適正利活用推進事業の補助となっていた。園芸資材の適正利活用推進事業の事業目的は作物の生産振興を図ることであり、担い手育成を図るという当該事業の目的とは異なるが、低コスト耐候性ハウスの施設整備による効果がどの事業目的にあてはまるかは一概にはいえない。両事業とも国の事業であり、事業主体が事業を選択するとのことであるが、県として施設整備内容が同一のものについては補助メニューの一元化を図るべきであったのではないかと考える。

（意見）補助事業の評価について

当該補助事業の評価について考えると、補助目的が担い手育成にあることから、当該事業を行った結果、担い手育成者の増加にどのくらい寄与しているのか等、補助金の効果の測定を行うことが重要である。当該事業では補助対象となっている各地区毎における担い手の育成・確保を図るために、5 年後の認定農業者の育成人数（人）、担い手への農地の利用集積（ha）等の目標値を掲げ、毎年その達成状況を測定し評価を行っている。和歌山県では、毎年この目標達成度等をみて市町村等に対して指導・監督を行っている。目標達成度について、事業が開始されてから 5 年経過した地区において目標値未達成の地区はなかった。但し、当該事業評価の中で重要なのは目標数値であると考え、目標設定方法を確認したところ、目標設定基準はクリアしているものの目標水準が低いと思われるケースが散見された。和歌山県としては、事業全体での事業評価が重要であるため、事業全体での目標水準を定め（例えば、対象地区全体の認定農業者の増加数等）、その目標達成状況を見ながら、市町村等に対する指導・監督を強化すべきと考える。

(b) 農林水産業副読本作成補助事業 (No.18)

補助金の概要

交付先：わかやまの農林水産業編集委員会	
開始年度：昭和 61 年度	所管部署： 経営支援課
根拠規定：和歌山県農協運営健全化支援事業等活動促進費補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	500	—	850	850	850
うち県負担額	500	—	850	850	850
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	9,312	—	9,172	9,171	8,997

(補助金の目的)

次代を担う小学生に対し、学校教育を通じて食料・農業・林業・水産業についての正しい理解と認識を深めてもらうための副読本「わかやまの農林水産業」の編さん・発行についての補助を目的としている。

(補助事業の概要)

副読本「わかやまの農林水産業」を作成し、県内全小学 5 年生に配布しており、平成 16 年度の作成実績は 13,000 部となっている。

(補助金交付先の概要)

わかやまの農林水産業編集委員会の委員は、和歌山県・和歌山県教育委員会・和歌山県農業協同組合中央会・和歌山県森林組合連合会・和歌山県漁業協同組合連合会の代表者、事務局は和歌山県農業協同組合中央会となっている。

(意見) 定額補助について

当該補助事業の補助額は、平成 16 年度より定額の 850 千円で、補助対象経費の概ね 10%相当額となっており、要綱で定めてある補助率 2 分の 1 未満を大きく下回っているといえる。わかやまの農林水産業を教育の場で周知することは非常に重要なことであり、今後も県として資料作成及び情報開示等について関与していくべきであると考えます。

但し、定額補助であることについては、検討の余地があるのではないかと考える。本来、補助金は補助対象経費に対して補助するものであり、当該事業の補助対象経費は農林水産業編集委員会の事業費である。従って、定額補助ではなく、事業費の実績額に基づき補助額を算定すべきと考える。

(c) 農業近代化資金利子補給金 (N〇19)

補助金の概要

交付先：農業協同組合及び信用農業協同組合連合会	
開始年度：昭和 37 年度	所管部署： 経営支援課
根拠規定：和歌山県農業近代化資金利子補給規則	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	114,334	99,320	97,699	90,344	93,637
うち県負担額	57,167	49,660	48,850	45,172	93,637
うち国負担額	57,167	49,660	48,849	45,172	—
事業費	—	—	—	—	—

(補助金の目的)

農業者等が資本装備の高度化を図るために農協等から借り入れた農業近代化資金に対し、金利軽減措置として利子補給を行う。

(補助事業の概要)

貸付限度額	利子補給率
個人：1,800 万円 法人：2 億円 農協等：15 億円	1.25% (内、国 0.625%)

(意見) 補助事業の評価について

利子補給率については、基準金利 2.75% に対し、利子補給率は 1.25% であり、農業者の実質負担は 1.5% となっている。利子補給率の負担は、平成 16 年度までは国と県が 1/2 ずつであったが、平成 17 年度からは国の負担がゼロとなり、県の負担率は 10/10 の 1.25% となっている。

これは国から地方への税源移譲という三位一体の改革の流れに伴うもので、その結果、国の関与がなくなり、県の独自性を高めることができるようになっている。

従って、当該補助金の補助目的である農業者等の資本装備の高度化の水準等、補助事業の評価を適切に行い、補助目的が達成できたかどうかの認識・測定を行うとともに、当該補助金の必要性について、継続的に検討を行う必要があると考える。

(d) 中山間地域活性化資金利子補給金 (NO20)

補助金の概要

交付先：農業協同組合及び信用農業協同組合連合会	
開始年度：平成4年度	所管部署：経営支援課
根拠規定：和歌山県中山間活性化資金利子補給規則	

(単位：千円)

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	2,378	2,057	1,814	1,723	1,624
うち県負担額	1,189	1,029	907	861	1,624
うち国負担額	1,189	1,029	907	861	—
事業費	—	—	—	—	—

(補助金の目的)

中山間地域の農林水産物を原料として使用する製造、加工又は販売のための施設の高度化を図る者が、農協等から借り入れた中山間地域活性化資金に対し、金利軽減措置として利子補給を行う。

(意見) 補助事業の必要性について

当該補助事業の新規交付実績は少なくなっている。理由としては、当該補助金とは別に、直接金利が優遇される農林漁業金融公庫からの借入制度を利用する者が多く、当該補助事業を利用する者が少ないからである。

新規の交付実績がなく、別の融資制度と目的が重複しているため、当該補助事業の必要性についての検討が必要であると考ええる。

(e) 農業信用基金協会特別準備金積立補助金 (NO21)

補助金の概要

交付先：和歌山県農業信用基金協会	
開始年度：平成 15 年度	所管部署： 経営支援課
根拠規定：和歌山県農業信用基金協会特別準備金積立補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	—	1,833	4,186	1,841	4,205
うち県負担額	—	917	2,093	921	4,205
うち国負担額	—	916	2,093	920	—
事業費	—	2,750	6,279	2,762	6,308

(補助金の目的)

農業関係制度資金の融通の円滑化を図るため、融資対象物件以外の担保や第三者保証人に依存せずに、適切な経営改善計画を策定した担い手に対して、確実に機関保証を行う制度の確立を図るため、和歌山県農業信用基金協会が積み立てる特別準備金に対して補助を行う。

(補助事業の概要)

項目	内容	
補助対象者	和歌山県農業信用基金協会	
補助対象経費	特別準備金積立金額	
補助率	2/3 (内、半分は国負担)	
特別準備金積立必要額の計算方法	信用基金(全国)の保険に付与されている保証残高	6/1000
	信用基金(全国)の保険に付与されていない保証残高	1/100
	求償権	100/100

(意見) 補助対象団体の決算について

和歌山県農業信用基金協会の行う保証業務における特別準備金積立金に対する補助金であり、準備金積立額の 2/3 の補助(内、半分の 1/3 は国の補助)を行っている。和歌山県農業信用基金協会の準備金積立時期は決算月の 3 月末であるが、補助金額の算定は 12 月末の保証残高を基準として計算している。これは、3 月末を基準として計算を行うと、補助金の交付が 4 月以降にずれ込むからである。

一方、和歌山県農業信用基金協会の決算書に当該補助金がどのように反映されているか確認したところ、「特別出資金」として引当金の部に計上されていた。但し、和歌山県

農業信用基金協会の決算月は3月末であるにもかかわらず、計上金額は12月末の保証残高を基準として計算されたものであった。これは農業信用基金協会の決算書の作成方法に従った処理ではあるが、本来会計的には「特別出資金」は補助金額を積み立てるのではなく、保証引受による損失に備えるために保証残高に対して積み立てるものであるため、3月末の保証残高に対して特別準備金積立金を計算すべきと考える。

(f) 生活営農資金利子補給金 (N〇22)

補助金の概要

交付先：農業協同組合	
開始年度：昭和 62 年度	所管部署： 経営支援課
根拠規定：和歌山県生活営農資金利子補給金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	1,294	1,060	1,564	877	1,372
うち県負担額	1,294	1,060	1,564	877	1,372
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	—	—	—	—	—

(補助金の目的)

農林漁業者が生活環境の整備を図るために、また、他の制度資金の対象とならない農業者が農機具等を取得するために農協等から借り入れた生活営農資金に対し、金利軽減措置として利子補給を行う。

(補助事業の概要)

貸付限度額	利子補給率
個人：350 万円	0.5%
法人：700 万円	

(意見) 補助事業の評価について

当該補助事業は、経営安定と生活環境の整備を図るため、農業者が借入れた資金に対する利子補給であり、資金貸付者である農協に対して、利子補給を行っている。補助対象となる融資は、原則として他の制度の対象外となっているものや事業に対するものであり、和歌山県独自の補助制度となっている。

従って、当該補助金の補助目的である経営安定と生活環境の整備状況等、補助事業の評価を適切に行い、補助目的が達成できたかどうかの認識・測定を行うとともに、当該

補助金の必要性について、継続的に検討を行う必要があると考える。

(g) 農業経営改善促進資金利子補給金 (N〇23)

補助金の概要

交付先：和歌山県農業信用基金協会	
開始年度：平成 6 年度	所管部署： 経営支援課
根拠規定：農業経営改善促進資金融通事業実施要綱 和歌山県農業経営改善促進資金利子補給金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	83	86	250	79	250
うち県負担額	83	86	250	79	250
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	—	—	—	—	—

(補助金の目的)

農業経営基盤強化促進法等による認定を受けた農業者が、計画を達成するために借り入れる農業経営改善促進資金の原資を預託する和歌山県農業信用基金協会に対し利子補給を行う。

(補助事業の概要)

項目	内容
補助対象者	農業信用基金協会
補助対象経費	農協へ預託する資金の借入に対する利子
預託の目的	農協が農業者に農業経営改善促進資金を低利で貸付するために、農業信用基金協会が農協に対して貸付金の 1/4 の預託を行う。
農業者への貸付極度額	個人：500 万円 法人：2,000 万円
貸付利率	手形貸付：1.4% 当座貸越：1.9%

(意見) 補助金の必要性について

補助事業の概要に記載のとおり、当該事業は和歌山県農業信用基金協会に対する利子補給制度である。これは国の定める要綱に従った制度であり特に問題はないが、国の定める要綱では農業信用基金協会に対し直接預託する方式も採用することができる。補助

金額が少額であることから、直接預託にする方式も含め、補助金の必要性についての検討が必要である。

(h) 農業経営基盤強化資金利子補給金（NO24）

補助金の概要

交付先：農業者	
開始年度：平成6年度	所管部署：経営支援課
根拠規定：和歌山県農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱	

(単位：千円)

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	3,356	3,176	3,323	2,996	3,237
うち県負担額	3,356	3,176	3,323	2,996	3,237
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	—	—	—	—	—

(補助金の目的)

農業経営基盤強化促進法等による認定を受けた農業者が、計画を達成するために借り入れた農業経営基盤強化資金に対し、金利軽減措置として利子補給を行う。

(補助事業の概要)

貸付限度額	県の利子補給率	その他の利子補給率
個人：1億5,000万円	0.16%	市町村 0.16%
法人：5億円		(財)農林水産長期金融協会 0.33%

(意見) 実績報告について

当該補助事業は、認定農業者が農地の取得等、農業経営改善計画の達成を図るために借入れた資金に対する利子補給である。ここで、先に述べた(c)農業近代化資金利子補給金と比較してみると、事業目的は異なっており、また、土地の取得も可能である等貸付規模も大規模であることがわかる。通常、補助事業については補助対象者からの実績報告を確認することが重要であり、農業者の資金使途等についての確認が必要であると考えらる。

しかしながら、当該補助金の実績報告体系は、利子補給の計算書等のみであるため、実績報告体系の見直しを行い、農業者の資金が適切に使われているかどうかのチェックを行う必要があると考える。さらに、補助事業の目的である農業経営改善計画の達成が図られているかどうか等、補助事業の評価を適切に行い、農業者の達成水準を継続的に

測定するとともに、当該補助金の必要性について、継続的に検討を行う必要があると考える。

補助事業名	事業目的	貸付限度額	補助対象者	融資者
農業経営基盤強化資金利子補給金	経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体育成	個人：1.5億円 法人：5億円	農業者	農林漁業金融公庫
農業近代化資金利子補給金	農業者等が資本装備の高度化を図る	個人：1,800万円 法人：2億円 農協等：15億円	農業協同組合 信用農業協同組合 連合会	同左

(1) 農山漁村経営改善資金利子補給金（NO28）

補助金の概要

交付先：農業協同組合	
開始年度：昭和53年度	所管部署：経営支援課
根拠規定：和歌山県農山漁村経営改善資金利子補給金交付要綱	

(単位：千円)

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	168	113	80	75	45
うち県負担額	168	113	80	75	45
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	—	—	—	—	—

(補助金の目的)

歴史的及び社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている農林漁業者が、農山漁村経営改善資金を農林漁業金融公庫から借り入れて経営改善を図ろうとする場合にその金利軽減措置として利子補給を行う。

(意見) 補助事業の評価について

当該補助事業に係る利子補給承認は現在終了しており、新規の貸付はなく、終了前の借入に対する利子の補給のみが補助対象となっている。終了年度は平成13年度、最終承認年度は平成8年度であり、利子補給終了年度は平成20年度となっている。

当該事業に係る利子補給承認は終了しているが、この事業全体の評価は今後も継続して実施する必要がある。

(j) 自作農維持資金（再建整備資金、償還円滑化資金）利子補給金（NO29）

補助金の概要

交付先：信用農業協同組合連合会	
開始年度：平成7年度	所管部署：経営支援課
根拠規定：和歌山県自作農維持資金（再建整備資金、償還円滑化資金）利子補給金交付要綱	

（単位：千円）

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	174	168	148	116	111
うち県負担額	174	168	148	116	111
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	—	—	—	—	—

（補助金の目的）

農業経営の改善を積極的に推進しようとする農業者が、既往債務の負担の軽減を図るために農林漁業金融公庫から借入れた自作農維持資金に対し、金利軽減措置として利子補給を行う。

（意見）補助事業の評価について

当該補助事業に係る利子補給承認は現在終了しており新規の貸付はなく、終了前の借入に対する利子の補給のみが補助対象となっている。終了年度は平成12年度、最終承認年度は平成10年度であり、利子補給終了年度は平成28年度となっている。

当該事業に係る利子補給承認は終了しているが、この事業全体の評価は今後も継続して実施する必要がある。

(k) 中核農業経営者育成対策特別利子補給金（NO30）

補助金の概要

交付先：農業協同組合	
開始年度：平成8年度	所管部署：経営支援課
根拠規定：和歌山県中核農業経営者育成対策特別利子補給金交付要綱	

（単位：千円）

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	988	343	37	34	0
うち県負担額	988	343	37	34	0
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	—	—	—	—	—

(補助金の目的)

農業近代化資金を借り受けた中核農業経営者の金利負担の軽減を図るため利子補給を行う。

(意見) 上乗せ利子補給について

農業近代化資金を借入れた中核農業者の金利負担の軽減を図るため、農業近代化資金利子補給に上乗せして利子補給する補助事業である。現在当該補助事業は廃止されており、新規の貸付はなく、利子補給承認終了前の借入に対する利子補給のみであった。補助開始年度は平成 8 年度、利子補給承認最終年度は平成 10 年度であり、利子補給終了年度は平成 16 年度であった。

また、平成 11 年度から平成 15 年度までは、当該補助事業に代わり、「意欲ある農業経営者育成対策特別利子補給金」により、同様の事業を行っている。

当該補助事業は廃止されているが、本来、農業近代化資金利子補給金事業自体において、独自に県の上乗せ利子補給を行うべきであったのではないかと考える。

(1) 台風 7 号等農作物被害対策緊急利子補給金 (N O 32)

補助金の概要

交付先：農業協同組合	
開始年度：平成 10 年度	所管部署： 経営支援課
根拠規定：和歌山県台風 7 号等農作物被害対策緊急利子補給金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	15,289	5,051	2,968	2,807	2,091
うち県負担額	15,289	5,051	2,968	2,807	2,091
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	—	—	—	—	—

(意見) 補助事業の評価について

当該事業は平成 10 年の台風 7 号及び 8 号による農作物等の被害により、経営維持が困難となった農業者の経営安定を図るため、利子補給を行うものである。

利子補給承認は平成 10 年度のみの実施で、利子補給終了年度は平成 20 年度となっている。

当該事業に係る利子補給承認は終了しているが、この事業全体の評価は今後も継続し

て実施する必要がある。

(m) 農業共済団体等事務費補助事業 (NO35)

補助金の概要

交付先：農業共済組合及び農業共済組合連合会	
開始年度：昭和 45 年度	所管部署： 経営支援課
根拠規定：農業災害補償法第 14 条	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	825,532	810,150	704,061	709,078	699,103
うち県負担額	0	0	0	0	0
うち国負担額	825,532	810,150	704,061	709,078	699,103
事業費	899,432	877,880	706,018	711,169	702,468

(補助金の目的)

農業共済団体が行う農業共済事業の事務に係る経費を補助し、団体の健全な事業運営を確保する。

(補助事業の概要)

農業共済団体の事務費に対する国庫負担金等の交付

(補助金交付先の概要)

名称	組員数 (人)	職員数 (人)
和歌山北部農業共済組合	12,077	30
和歌山中部農業共済組合	5,326	25
和歌山南部農業共済組合	10,318	29
和歌山県農業共済組合連合会	3 (組合数)	18

(意見) 実績報告書について

当該補助事業の目的は、農業共済団体が行う農業共済事業の事務に係る経費を補助し、団体の健全な事業運営を確保することであり、補助対象者は農業共済団体及び農業共済組合連合会、補助対象経費は補助団体の事務費に係る経費で主に人件費となっている。

現在、国の補助金のみで、県の上乗せ補助はなく、県としては、補助対象となった団体の事務に係る経費が実績に基づくものかどうかのチェックを行うことが重要な役割で

あるといえる。しかしながら、実績報告書の書類の中で、共済団体の「収支計算書」と補助金額の根拠となる「組合支出明細書」の区分が異なるため、第三者から見た場合、組合支出明細書が団体の事務費に基づくものかどうか不明である。

従って、実績報告書の必要提出書類である「組合支出明細書」を収支計算書の区分と照合できるような様式にするよう検討を行うべきと考える。

（意見）国負担について

和歌山県農業共済組合連合会に対する補助については、平成 16 年度より国が直接負担金を交付することとなっている。これは、補助財源が国であり、農業共済組合連合会が和歌山県に一つしかないことから、国が直接負担金を交付することとなったものと考えられる。

ここで県が引き続き補助を行う農業共済団体への補助について、本来、国あるいは県のどちらが補助を実施すべきかを考えた場合、補助財源が全額国であり、農業共済組合連合会への補助の仕組みとの相違がないのであれば、国が直接負担金を交付すればよいし、補助財源等につき県の裁量があるならば、県が補助金を行うべきと考える。これについては、農業共済組合連合会への補助と農業共済団体への補助の仕組みに相違はなく、補助の財源も国が全額負担しているため、3 つの農業共済団体への補助についても平成 18 年度より国に移行する予定となっている。

当該補助はいずれも国が負担しており、県の負担はないが、補助団体である農業共済組合連合会と農業共済団体への指導・監督機能を十分に発揮し、また、補助効果の測定、評価を行い、補助金の見直し等に役立てることが重要である。

(3) 農村計画課・農地整備課

農村計画課、農地整備課所管の補助金の一覧は次のとおりであり、「Ⅱ. 農業農村整備事業の財務事務の執行 6. 団体営事業」の項で検討している。

NO.	課名	補助事業名	補助金の概要	(単位：千円)	
				16年度決算	
				総額	うち一般財源
38	農村計画課	国営造成施設管理体制整備強化事業	土地改良区が管理する農業水利施設が公益的機能を発揮する体制整備にかかる経費の支援	77,144	19,285
39	農地整備課	地域用水環境整備事業	農業用水利施設の景観・親水・地域的利用に配慮した整備を補助	-	-
40	農地整備課	土地改良施設修繕保全事業	農業用基幹水利施設の機能維持保全及び安全管理のため緊急的整備補修の補助	34,470	16,200
41	農地整備課	団体営中山間総合整備事業	中山間地域の農業生産基盤、農村生活環境基盤を総合的に整備するための補助	63,448	15,773
42	農地整備課	団体営ため池等整備事業	老朽化したため池や農業用排水路の改修に要する経費の負担金	120,830	19,830
43	農地整備課	基盤整備事業	土地基盤の整備を行う団体に対する補助	265,122	28,695
44	農地整備課	小規模土地改良事業	国の補助事業の対象とならない小規模な基盤整備を行う団体に対する補助	161,862	161,862
45	農地整備課	農村総合整備事業	生産基盤整備及び生活環境基盤整備と併せて都市と農村の交流促進の条件整備を図り、活力ある農村地域にするための整備に対する補助	803,956	218,610
46	農地整備課	団体営ふるさと・水と土保全モデル	基金事業である中山間ふるさと・水と土保全対策事業の補完事業としてモデル的に周辺環境整備を実施するための補助	43,621	10,501
合計				1,570,453	490,756

(4) 果樹園芸課

① 補助金の推移

(単位：千円)

		14年度決算	15年度決算	16年度決算	17年度予算
【国庫補助事業】	件数	16件	14件	14件	9件
	金額	326,420	756,041	385,757	146,806
	うち、県負担額	9,363	4,357	4,656	-
【県単独事業】	件数	21件	21件	18件	16件
	金額	644,693	285,457	312,906	278,861
【合計】	件数	37件	35件	32件	25件
	金額	971,113	1,041,498	698,663	425,667
	うち、県負担額	609,573	289,814	317,562	269,013

② 補助事業の一覧

平成14年度から17年度にかけて実施している補助事業の一覧は以下のとおりである。

NO.	補助事業名	補助金の概要	始期 年度	終期 有無	終期 年度	補助 単独	16年度決算(千円)	
							総額	うち 一般財源
47	果樹生産技術改善対策事業補助金(果樹農業振興計画推進事業)	果樹振興に関する計画樹立と推進、生産、流通改善に関する調査研究、果樹育苗の計画生産活動に対する助成	H16	有	H19	単独	600	600
48	果樹農業振興対策	第50回全国カンキツ研究大会記念誌及び会場費等の助成	H16	有	H16	単独	2,000	2,000
49	食品振興対策事業補助金(果樹生産対策事業)	果樹振興に関する計画樹立と推進、生産、流通改善に関する調査研究に対する補助	S62	有	H15	単独	-	-
50	食品振興対策事業補助金(優良苗木生産対策事業)	果樹育苗の計画生産活動に対する補助	H2	有	H15	単独	-	-
51	食品振興対策事業補助金(紀州梅広報活動事業)	梅の生産販売と消費宣伝活動に対する補助	S62	有	H15	単独	-	-
52	みかん園等再編整備推進事業補助金	かんきつ園地転換等確認指導業務に対する補助	H7	無	H14	補助	-	-
53	和歌山県農業振興総合対策事業費補助金(果樹立国和歌山活性化事業)	みかん改植や、獣害防止柵等のハード整備に対する補助	H9	有	H20	補助	293,171	-
54	和歌山県農業振興総合対策事業費補助金(果樹立国和歌山活性化事業)	上記に対する推進活動に対する助成	H9	有	H20	補助	290	-
55	果樹農家経営安定対策基金事業(計画生産出荷促進事業)	計画的な生産出荷を促進し価格安定を図るために要する基金造成の助成	S47	有	H19	単独	3,899	3,899
56	果樹農家経営安定対策基金事業(加工原料用果実価格安定対策事業)	加工原料果実の価格補てんに対する基金造成の助成	S47	有	H19	単独	4,910	4,910
57	果樹農家経営安定対策基金事業(経営安定対策事業)	需給調整を前提としたうんしゅうみかん生果の価格補填のための基金造成の助成	H13	有	H18	単独	157,304	157,304

58	和歌山県農業振興総合 対策事業費補助金（日 本一うめ産地支援事 業）	うめ生育不良に係る改植事業に対する 補助	H12	有	H19	補助	62,880	4,656
59	和歌山県農業振興総合 対策事業費補助金（日 本一うめ産地支援事 業）	上記に対する推進活動に対する助成	H12	有	H19	補助	125	-
60	果樹生産技術改善事業 補助金（日本一うめ産 地支援事業）	うめ生育不良に係る樹勢回復対策に対 する助成	H12	有	H19	単独	50,572	50,572
61	和歌山県農業振興総合 対策事業費補助金（和 歌山の野菜花き産地活 性化事業）	野菜産地特別対策事業推進費に対する 助成	H15	有	H16	補助	700	-
62	和歌山県農業振興総合 対策事業費補助金（和 歌山の野菜花き産地活 性化事業）	野菜産地復旧対策事業費の助成	H16	有	H16	補助	10,452	-
63	和歌山の野菜花き産地 活性化事業補助金（こ だわり産地育成事業）	共同利用機械、施設に対する補助	-	有	H19	単独	6,954	6,954
64	和歌山の野菜花き産地 活性化事業補助金（オ リジナル品種導入促進 事業）	花オリジナル品種導入に促進に対する 助成	H16	有	H17	単独	535	535
65	和歌山の野菜花き産地 活性化事業補助金（和 歌山県花と緑のフェス ティバル開催事業）	花と緑のフェスティバル開催補助	S61	有	H19	単独	696	696
66	和歌山の野菜花き産地 活性化事業補助金（ジ ャパンフラワーフェス ティバル出展事業）	ジャパンフラワーフェスティバル出展 事業補助	H3	有	H15	単独	-	-
67	和歌山県農業振興総合 対策事業費補助金（和 歌山の野菜グリーンウ ェーブ推進事業）	野菜産地強化のためにハード、ソフト 事業補助	H13	有	H14	補助	-	-
68	和歌山県農業振興総合 対策事業費補助金（園 芸資材の適正利活用推 進事業）	低コスト耐候性ハウスの設置、技術講 習等の補助	-	有	H15	補助	-	-
69	食品振興対策事業補助 金（青果卸売市場振興 対策事業、水産物卸売 市場振興対策事業）	卸売市場関係団体の研究会開催費用に 対する補助	S62	有	H15	単独	-	-
70	食品振興対策事業補助 金（果汁消費拡大対策 事業）	マスメディアを活用したPR等による 県産果汁製品の消費拡大活動に対する 助成	S57	有	H20	単独	1,370	1,370
71	食品振興対策事業補助 金（県産農産物PR促 進対策事業）	本県産の農産物を県内外にPRするた めの広告宣伝活動に対する助成	H7	有	H20	単独	5,500	5,500
72	食品振興対策事業補助 金（食育実践地域活動 支援事業）	地域における食育推進活動に対する助 成	H15	有	H20	補助	550	-
73	和歌山県農業振興総合 対策事業費補助金（地 域産品輸出促進対策事 業）	海外への輸出促進、定着活動に対する 補助	-	無	-	補助	-	-
74	食品振興対策事業補助 金（東京物産展運営事 業）	本県特産農産物PRのためのイベント 開催補助	H14	有	H14	単独	-	-
75	食品振興対策事業補助 金（食の安全トレーサビ リティシステム推進事業）	トレーサビリティシステムのための情報機器整備 補助	H15	有	H17	補助	1,075	-
76	食品振興対策事業補助 金（地域特産品販売促 進事業）	食品産業の機能高度化のための事業補 助	S58	有	H19	補助	1,725	-

77	食品振興対策事業補助金（漬物産業振興対策事業）	漬物産業高度化研修会の開催補助	H13	無	H16	単独	-	-
78	果樹生産技術改善対策事業補助金（和歌山の果樹ブランド強化対策事業）	周年マルチ栽培システムの整備に対する補助	H15	有	H19	単独	20,874	20,874
79	果樹生産技術改善対策事業補助金（和歌山の果樹ブランド強化対策事業）	ゆら早生・田口早生の改植に伴う苗木補助	H16	有	H19	単独	3,766	3,766
80	和歌山県台風6号産地支援緊急対策事業費補助金	平成16年台風6号により被害を受けた産地の被災樹改植、防風ネット整備、廃ビニル処理	H16	有	H16	単独	35,445	35,445
81	和歌山県数量調整円滑化推進事業補助金	水稻の生産数量調整の確認経費に対する補助	H16	無	-	補助	9,593	-
82	和歌山県農業振興総合対策事業費補助金（生産調整推進対策事業）	水田転作の推進のための事務費補助	-	無	H15	補助	-	-
83	野菜価格安定対策事業補助金	野菜の価格差補給金の交付に要する資金造成に対する補助	-	無	-	単独	7,861	7,861
84	県産農産物流通消費改善対策事業補助金（中山間地域特用作物振興事業）	茶の生産・加工・流通全般にわたる技術習得支援	S47	有	H15	単独	-	-
85	採種団体採種管理事業補助金	採種は設置による県内種子の確保	S37	有	H14	単独	-	-
86	和歌山県農業振興総合対策事業費補助金（エコ農業推進モデル事業）	地区推進事業に対する補助	-	無	-	補助	190	-
87	エコ農業推進モデル事業補助金	エコ農産物インショップ「エココーナー」設置補助	H16	有	H18	単独	242	242
88	和歌山県農業振興総合対策事業費補助金（バイオマス活用推進事業）	地区推進事業に対する補助	H13	有	H18	補助	150	-
89	病害虫地域発生予察強化事業補助金	防除対策会議、発生予察調査に要する経費に補助	H13	有	H19	単独	680	680
90	和歌山県農業振興総合対策事業費補助金（病害虫防除・検疫対策事業）	カーネーションの総合的病害虫防除体系の実証に対する補助	H13	有	H15	補助	-	-
91	農業安全使用確保対策事業補助金	残留農業分析費の補助	H15	有	H15	単独	-	-
92	和歌山県農業振興総合対策事業費補助金（農作物鳥獣害防止対策事業）	低コスト先進的被害防止技術の実証に対する補助	H13	有	H17	補助	600	-
93	農作物鳥獣害防止対策事業補助金	防護柵等被害防止対策の実施に対する補助	H13	有	H17	単独	9,697	9,697
94	和歌山県緊急雇用創出特例基金事業補助金（ジャンボタニシ駆除対策事業）	ジャンボタニシの駆除に要する人件費の補助	H14	有	H16	補助	4,255	-
95	県産農産物流通消費改善対策事業補助金（米穀消費拡大推進対策事業）	米消費拡大活動の補助	S51	有	H14	単独	-	-
合計							698,663	317,562

③全体についての監査の結果及び意見

(意見) 終期設定について

果樹園芸課の平成 16 年度において存続する補助金 34 件中、終期設定がなされていないものが、5 件 (14.7%) ある。

補助金について終期を設定することは、補助金の必要性を確認する上で有用な手段の一つと考えられる。具体的には、終期を迎えた補助金は原則廃止として取り扱い、継続することに合理的な理由がある場合にのみ、補助内容等を再度検討した上で、引き続き継続して取り扱えばよいと考える。

なお、和歌山県の県単独補助金の見直しの中で、補助金の終期設定については自主的に取り組むべき事項となっている。

(意見) 少額の補助金について

果樹園芸課の平成 16 年度の補助金 32 件のうち、1,000 千円以下のものは 12 件 (37.5%) あり、12 件の補助金額の合計は 5,358 千円 (全体の 0.8%) となっている。

補助の効果を考えると、少額の補助金であっても公益性があれば、即廃止することはないが、経済性、効率性の観点からは、少額であるため効果があまり発現しにくいことや、事務コストに見合う効果が発現しにくいことがありえる。

従って、補助金の必要性について再検討を行い、公益性が高く、かつ、事務コストに見合った効果の見込める補助事業に集約する必要があると考える。

なお、和歌山県の県単独補助金の見直しの中で、零細補助金 (1 団体 30 万円未満) の原則廃止についての取り組みを行っている。

④個別補助事業についての監査の結果及び意見

(a) 食品振興対策事業補助金 (果樹生産対策事業) (NO49)

補助金の概要

交付先：和歌山県果樹研究会	
開始年度：昭和 62 年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：食品振興対策事業補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	603	543	—	—	—
うち県負担額	603	543	—	—	—
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	1,493	1,470	—	—	—

(補助金の目的)

地域農産物振興を図るため、果樹生産対策を行う等団体育成に係る食品振興対策事業を実施する団体等に対する補助。

(補助事業の概要)

果樹の生産対策を推進するため、全国果樹研究連合会主催の研究大会への参加による果樹生産技術の研鑽、果樹園経営の改善に向けた事例調査及び果樹農政への問題提起活動を実施するとともに県内果樹の需給調整対策の推進を実施した。

(補助金交付先の概要)

本会は会員が協同して果樹の振興を図り、もってその会員の技術の向上、経営の合理化、販売改善の実をあげ、社会的地位を高めるに寄与することを目的とする。

(意見) 補助対象となる経費の範囲が明確でない

補助金は補助対象団体の運営費全般に対して補助するのではなく、公益性が高く、かつ、補助効果の高い事業に特定して補助されなければならない。そのため補助対象経費は補助目的を達成するために必要で、補助効果を測定し事業評価が可能な経費を対象とする必要がある。

当補助は事業費補助であり、要綱4条で補助対象経費を「果樹生産対策事業に要する経費」と規定し、補助対象経費が明確になっているように見える。しかし、和歌山県果樹研究会は、小規模で専ら果樹生産対策を実施する団体であり、果樹生産対策以外の他の事業は実施されていない。果樹生産対策事業に要する経費とは、実質的に和歌山県果樹研究会の運営費全般に係る経費と同じ意味であり、補助対象となる経費の範囲が広すぎて明確になっていない。事業評価をしやすいうように要綱でできる限り補助対象経費を具体的に定めることが望ましい。

(結果) 不適切な実績報告

県は補助事業が終了したとき要綱に従い和歌山県果樹研究会から実績報告書に添付して事業実績書と収支決算書の提出を受け、検査している。しかし、実績報告書の提出時期(平成15年3月31日)と和歌山県果樹研究会の決算処理のタイミング(3月31日決算日)の関係上、提出されるのは最終確定前の収支決算書となっている。

平成15年度の収支決算書の数値と最終確定した数値を比較したところ次のような状況であった。

(単位：円)

平成 15 年度	当初予算	収支決算書	最終確定値
業務費	680,000	680,000	493,320
会員活動費	378,300	378,300	378,300
負担金	200,000	200,000	195,000
事務費・会議費等	211,700	211,700	364,712
計	1,470,000	1,470,000	1,431,332

上記の結果から収支決算書の数値は実績値ではなく、当初予算の数値で報告していたものと推察される。事業が完了したときに実績の報告をしなければならないと定めている和歌山県補助金等規則第 13 条の趣旨に反した報告となっていた。最終確定前の決算数値で報告せざるを得ない状況になったとしても県は最終確定値と大きな差が出ない程度の報告を求めるべきであった。また、最終確定値は和歌山県果樹研究会の総会での承認を経て確定すると考えられるが、平成 15 年度（平成 15 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日）の総会での承認は、決算期末より 1 年後の平成 17 年 3 月 28 日に実施された。これは解散総会に並行して行われた為である。

(意見) 実績報告書の最終確定数値の確認方法について

果樹生産対策事業に要する経費の最終確定値の 2 分の 1 が補助金額を下回っている場合は、補助対象経費の 2 分の 1 を上限としているため、補助金額が過大となり、和歌山県果樹研究会に差額分の返還を求める必要がある。このため実績報告書の受領後、最終確定値について電話で確認を行っているとのことである。しかし、文書で最終確定値の確認を行っていない。補助対象経費の正確な金額の把握は、補助金交付の前提であり、果樹生産対策事業に要する経費の最終確定値について文書で確認を行う必要があった。

(意見) 実績報告書の記載内容が不十分

県は事業終了後に要綱第 9 条に従い、実績報告書及びその添付書類として事業実績書、収支決算書の提出を受けている。事業実績書の事業の効果の記載については「会員の総力を結集し、生産対策の強化、系統共販の拡大、農政活動の展開などを行い、果樹産地の体制確立をはかった。」と一行程度の内容が報告されているだけで、具体的にいつ、どのような形態で研究大会へ参加したのか、どのような事例調査や問題提起をしたのか等の詳細な記載がされていなかった。県は実績報告書を基に事業評価を行わなければならないがこのような実績報告書では十分な事業評価はできないと考えられる。実際に定量的、定数的な評価指標による客観的な評価は実施されていなかった。

(b) 食品振興対策事業補助金（優良苗木生産対策事業）（NO50）

補助金の概要

交付先：和歌山県果樹育苗組合	
開始年度：平成2年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：食品振興対策事業補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	50	45	—	—	—
うち県負担額	50	45	—	—	—
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	240	241	—	—	—

(補助金の目的)

地域農産物振興を図るため、優良果樹苗木の生産対策を行う等団体育成に係る食品振興対策事業を実施する団体等に対する補助。

(補助事業の概要)

県果樹農業の発展と苗木生産の安定的な発展のため、優良苗木の計画的かつ安定的供給並びに品質向上のための調査研究や生産技術研修会を実施する。

(補助金交付先の概要)

果樹農業の進展に伴う果実の需要動向に即応し、県下の組合員が協調して計画的な果樹苗木の生産並びに情報の交換を行う等、本県果樹振興に寄与するとともに、組合員相互の親睦を図ることを目的とする。

現在、県内果樹苗木育苗業者35名が組合員である。

(意見) 補助対象となる経費の範囲が明確でない。

補助金は補助対象団体の運営費全般に対して補助するのではなく、公益性が高く、かつ、補助効果の高い事業に特定して補助されなければならない。そのため補助対象経費は補助目的を達成するために必要で、補助効果を測定し事業評価が可能な経費を対象とする必要がある。

当補助は事業費補助であり、要綱4条で補助対象経費を「優良苗木生産対策事業に要する経費」と規定し、補助対象経費が明確になっているように見える。しかし、和歌山県果樹育苗組合は、小規模で専ら優良苗木生産対策事業を実施する団体であり、優良苗木生産対策以外の他の事業は実施されていない。優良苗木生産対策事業に要する経費とは、実質的に和歌山県果樹育苗組合の運営費全般に係る経費と同じ意味であ

り、補助対象となる経費の範囲が広すぎて明確になっていない。事業評価をしやすいように要綱でできる限り補助対象経費を具体的に定めることが望ましかった。

(意見) 補助金額に比べて多額の繰越金

和歌山県果樹育苗組合は、組合員たる果樹農家の営む果樹苗木の生産振興を目的として設立された団体であることから、団体の運営は本来、自主財源で実施するのが原則である。したがって、地域農産物振興を図るためとはいえ、団体が自主財源でまかなうことが可能であるならば当補助は必要ないと考えられる。当補助は平成2年より続いており、10年以上が経過した今日でも、自主財源でまかなうことは困難かどうか検討を行った。

平成15年度につき和歌山県果樹育苗組合の収支決算書を入手したところ、補助金45千円に比べて約4.8倍の219千円もの繰越金がある。これは収入額547千円と支出額328千円との収支差額であり、事業費が減少していること、また、経費の節減といった経営努力によるものである。収入額547千円に含まれる県の補助金45千円が無かったとした場合、収入額は502千円となるものの、なお支出額328千円を上回っていた。このような和歌山県果樹育苗組合の財政状態を考えると事業費を自主財源でまかなうことが可能である。少なくとも平成15年度については県補助金が不要であったことになる。さらに過去数年間の補助金額と繰越金額との関係を検討したところ推移は次のとおりであった。

(単位：千円)

	繰越金額	県補助金額
平成11年度	399	50
平成12年度	332	50
平成13年度	387	50
平成14年度	118	50
平成15年度	222	45

このことから和歌山県果樹育苗組合の財政状態に鑑みてかなり以前から県補助金が不要な状態は続いていたものと推察される。平成16年度で当補助制度は廃止されているが県費の効率的な執行を考えた場合、相当以前に廃止すべきであった。

(意見) 実績報告書の記載内容が不十分

県は補助効果に期待して交付決定し、事業を実施した結果、事業計画と対比してどのような効果があったのか等の判断を行う必要があり、実績報告書に事業実績書の添付を求めている。事業実績書は要綱9条に書類の様式が定められ、和歌山県果樹育苗組合はそれにしたがって事業実績書を提出している。

しかし、平成 15 年度の事業実績書には、事業の効果として「優良苗木の生産、供給のための組合組織活動の実施により、本件果樹の発展に努めた」との抽象的な一文があるだけであった。このため具体的な効果については記載がされておらず、効果についての判断を行うことはできない。実際に定量的、定数的な評価指標による客観的な評価は実施されていなかった。

県は補助効果が具体的に明示され、効果について判断ができるように要綱に定める事業実績書の様式を改める必要があった。

(c) 食品振興対策事業補助金（紀州梅広報活動事業）(NO51)

補助金の概要

交付先：紀州梅の会	
開始年度：昭和 62 年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：食品振興対策事業補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	100	90	—	—	—
うち県負担額	100	90	—	—	—
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	733	723	—	—	—

(補助金の目的)

地域農産物振興を図るため、紀州梅の広報活動を行う等団体育成に係る食品振興対策事業を実施する団体等に対する補助である。

(補助事業の概要)

紀州梅を広く消費者に認識してもらうため関係機関が緊密な連携をとって広報活動を行う。また、梅干の漬け方講習会等の実施により紀州梅の消費拡大を推進する。

(補助金交付先の概要)

紀州梅を広く消費者に認識させるため、関係機関が緊密な連絡を保ちながら、宣伝、消費助長の対策を講じることを目的とする。

会員は市町村（南部川村、南部町、印南町、田辺市、上富田町、大塔村、中辺路町、日置川町、すさみ町）、JA（みなべいなみ、紀南、和歌山県農協連）である。

(意見) 補助対象となる経費の範囲が明確でない

補助金は補助対象団体の運営費全般に対して補助するのではなく、公益性が高く、

かつ、補助効果の高い事業に特定して補助されなければならない。そのため補助対象経費は補助目的を達成するために必要で、補助効果を測定し事業評価が可能な経費を対象とする必要がある。

当補助は事業費補助であり、要綱4条で補助対象経費を「紀州梅広報活動事業に要する経費」と規定し、補助対象経費が明確になっているように見える。しかし、紀州梅の会は、小規模で専ら紀州梅広報活動事業をを実施する団体であり、紀州梅広報活動事業以外の他の事業は実施されていない。紀州梅広報活動事業に要する経費とは、実質的に紀州梅の会の運営費全般に係る経費と同じ意味であり、補助対象となる経費の範囲が広すぎて明確になっていない。事業評価をしやすいように要綱でできる限り補助対象経費を具体的に定めることが望ましかった。

(意見) 実績報告書の記載内容が不十分

県は補助金が目的どおりに支出され補助対象外のものに支出されていないか、また、効率的に支出されているのかどうか等の判断を行なう必要があり、事業終了後に提出される実績報告書に収支精算書、事業報告書の添付を求めている。収支精算書は食品振興対策事業補助金交付要綱第9条に書類の様式が定められ、紀州梅の会はそれにしたがって収支精算書を提出している。

しかし、当該収支精算書は支出の部において、ただ消費宣伝費の総額の記載を求めているだけで、当該支出の内訳明細は不明であり、上記のような判断を行なうことはできない。

また、事業実績書の事業の効果の記載については「青梅・梅干の共同ポスター、青梅の加工パンフレット、また梅加工用ポスター等を作成し、青梅集荷時期に合わせ各市場及び流通販路で配布、紀州梅を広く全国に活用にするよう努めた」と2行程度の内容が報告されているだけで、具体的にいつ、どのような紀州梅広報活動事業を実施したのか、どのような事例調査や問題提起をしたのか等の詳細な記載がされていなかった。県は実績報告書を基に事業評価を行なわなければならないがこのような実績報告書では十分な事業評価はできない。

(意見) 補助金額に比べて多額の繰越金

紀州梅の会は、紀州梅生産者のために紀州梅の宣伝、消費助長を目的として設立された団体であることから、団体の運営は本来、自主財源で実施するのが原則である。したがって、地域農産物振興を図るためとはいえ、団体が自主財源でまかなうことが可能であるならば当補助は必要ないと考えられる。当補助は昭和62年より続いており、15年以上が経過した今日でも、自主財源でまかなうことは困難かどうか検討を行った。

平成15年度につき紀州梅の会の収支決算書を入手したところ、補助金90千円に比

べて約 5 倍の 466 千円もの繰越金がある。これは収入額 2,723 千円と支出額 2,256 千円との収支差額であり、事業費が減少していること、また、経費の節減といった経営努力によるものである。収入額 2,723 千円に含まれる県の補助金 90 千円が無かったとした場合、収入額は 2,633 千円となるものの、なお支出額 2,256 千円を上回っていた。このような紀州梅の会の財政状態を考えると事業費を自主財源でまかなうことが可能である。少なくとも平成 15 年度については県補助金が不要であったことになる。さらに過去数年間の補助金額と繰越金額との関係を検討したところ推移は次のとおりであった。

(単位：千円)

	繰越金額	県補助金額
平成 11 年度	198	100
平成 12 年度	340	100
平成 13 年度	237	100
平成 14 年度	653	100
平成 15 年度	316	90

このことから紀州梅の会の財政状態に鑑みてかなり以前から県補助金が不要な状態は続いていたものと推察される。平成 16 年度で当補助制度は廃止されているが県費の効率的な執行を考えた場合、相当以前に廃止すべきであった。

(d) みかん園等再編整備推進事業補助金 (NO52)

補助金の概要

交付先：和歌山市他 32 市町村	
開始年度：平成 7 年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：みかん園等再編整備推進事業補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	708	—	—	—	—
うち県負担額	—	—	—	—	—
うち国負担額	708	—	—	—	—
事業費	1,422	—	—	—	—

(補助金の目的)

かんきつ産地の活性化を図るため、みかん等果樹園転換特別対策事業（平成 7－9 年度）の実施に伴うかんきつ転換園地の確認指導、産地指導及び対策事業推進等に要する経費に対する補助である。

(補助事業の概要)

みかん等果樹園転換特別対策により転換した園地の事後確認を実施する。

(補助金交付先の概要)

33 市町村（和歌山市、海南市、下津町、野上町、美里町、打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町、岩出町、橋本市、かつらぎ町、高野口町、九度山町、有田市、湯浅町、広川町、吉備町、金屋町、清水町、御坊市、日高町、川辺町、中津村、南部川村、南部町、印南町、田辺市、白浜町、大塔村、上富田町、日置川町）

(意見) 補助効率の悪い事業

当補助は平成 14 年度の補助総額 708 千円と一定の規模があり、一見効率的に実施されていたように見える。しかし、総額 708 千円の交付先は 33 市町村あり、一市町村あたり補助金額はを計算すると $708 \text{ 千円} \div 33 = \text{約 } 2 \text{ 万円}$ であった。補助金交付業務には書類作成等の事務コストを相当要し、僅か 2 万円の補助効果のために県と 33 市町村負担する事務コストを考慮すると費用対効果の観点からは疑問である。かんきつ産地を抱える県は、効率性の観点から国に制度の改善を申し入れすべきであった。

(e) 果樹農家経営安定対策基金事業（計画生産出荷促進事業）(NO55)

補助金の概要

交付先：社団法人和歌山県果実生産出荷安定基金協会	
開始年度：昭和 47 年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：果実等生産出荷安定対策実施要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	4,836	3,662	4,935	3,899	6,409
うち県負担額	4,836	3,662	4,935	3,899	6,409
うち国負担額	-	-	-	-	-
事業費	19,347	14,649	19,742	15,597	25,638

(補助金の目的)

指定果実(温州みかん)の生産調整や出荷調整を実施し果樹農家の経営安定を図る。

(補助事業の概要)

温州みかんの需要に見合った計画的な生産出荷を促進し価格安定を図るため、生産出荷目標の作成や生産出荷計画の実施状況の確認及び産地指導に要する基金造成の助成。

(補助金交付先の概要)

温州みかんの大豊作とこれに伴う価格の大暴落を契機に、加工原料用果実の価格安定を図ることを主たる業務として昭和47年11月1日に発足した。

その後、輸入枠の拡大や自由化の進展等に伴って、計画生産出荷、果汁等加工品調整保管、消費拡大、輸出振興、指定果実の価格補てん等事業内容も充実が図られ、果樹農業の振興と経営の安定に向けた各種対策の推進に重要な役割を果たしてきた。

設立当時の会員は、果実連、経済連、信連、県、中央基金の5会員であったが、果実連と経済連との合併や、株式会社南海果工の参入により、現在は、中央基金、県、県農、信連、南海果工の5会員となっている。

(意見) 終期の設定がされていない

当補助は昭和47年に開始して以来、30年以上が経過しているが毎年続いており現在も終期は設定がされていない。昭和36年3月に「果樹農業振興特別措置法」が制定され、同法の督励のもとでみかんは「選択的拡大品目」として生産拡大を続けた。その結果、昭和47年に需要を大きく上回る生産過剰を招き、みかん価格の大暴落を契機に緊急を要する事業として円滑な生産調整の実施のために当補助は必要とされ導入された。

その後も需給調整のバランスを図る施策が実施され、みかん生産量はピーク時の3分の1まで減少したが、若年層を中心としたみかん消費量の減少がそれを上回るなど、社会情勢の変化に伴い、計画的な高品質厳選出荷の必要性が生じたため、現在でも当補助が必要であり終期設定ができないとのことである。

生産調整に係る当補助事業は生産拡大を督励していたのと正反対の施策であり、「農の振興」を重要施策としている県は終期を設けないまま当補助を継続するのは妥当ではないと考える。なぜなら当補助制度は、みかん価格の暴落という社会環境の変化に対応するため緊急を要する事業として必要とされたからであり、長期継続する性質の補助金ではないからである。

(f) 果樹農家経営安定対策基金事業(加工原料用果実価格安定対策事業)(NO56)

補助金の概要

交付先：社団法人和歌山県果実生産出荷安定基金協会	
開始年度：昭和47年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：果実等生産出荷安定対策実施要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	4,881	2,746	5,179	4,910	2,625
うち県負担額	4,881	2,746	5,179	4,910	2,625
うち国負担額	-	-	-	-	-
事業費	19,524	10,986	20,717	19,640	10,501

(補助金の目的)

指定果実の加工需要の拡大と成果実の需給の安定を図る。

(補助事業の概要)

対象果実の価格が低下した場合に、契約に基づき加工原料用果実を供給する生産者に対し、生産者補給金を交付するのに要する基金造成の助成である。

果実の加工需要の拡大と需給の安定、生果の市場価格の安定を図るため、対象果実の加工取引価格が保証基準価格^(注 1)を下回った場合に、契約に基づき加工原料用果実を供給する生産者に対し、県基金協会に造成された交付準備金から契約を達成している生産者に補填金を交付する。価格補填の水準は、当該年産価格（平均販売価格）が保証基準価格を下回った差額（最低基準価格^(注 2)をも下回った場合は、保証基準価格と最低基準価格との差額を最高額として計算）の 9 割である。

注 1) 保証基準価格とは、農林水産省から一方的に示される価格で、過去の取引実績等を加味して算定されている。この価格を下回った場合に補填金が交付されることになる。

注 2) 最低基準価格も同様に、農林水産省から一方的に示される価格であり、これより価格が下回った場合はこの最低基準価格をもって取引価格とする。

(補助金交付先の概要)

NO55 を参照

(意見) 最低基準価格に近似した取引価格

補助事業の概要で述べたように当補助は平均販売価格が保証基準価格を下回った場合に基金が補填金を交付し基金造成のために補助金の支出が必要になる。すなわち価格差を補填する事業であり、本来は平均販売価格の変動に応じて補助金が支出されたり、されなかったりするはずである。しかし、当補助は近年補助金が支出されなかったことはなく、毎年度相当程度の補助金支出が行われている。その原因を検討するため、以下のように過去の保証基準価格、最低基準価格、取引価格の推移を分析した。

加工原料用果実価格安定対策事業の補てん基準価格・最低基準価格・取引価格の推移

①なつみかん

年度	業務年度	補給交付 契約数量	保証基準価格 (円/kg)	最低基準価格 (円/kg)	取引価格 (円/kg)	補てん価格 (円/kg)	交付対象 数量 (t)	補てん金額 (千円)
47	47～48	3,798	13.43	9.48	17.65	0	0	0
48					18.70	0	0	0
49	49～50	4,000	14.18	10.11	18.99	0	0	0
50					19.00	0	0	0
51	51～52	4,000	19.62	11.79	17.92	1.364	4,000	5,456
52					22.00	0	0	0
53	53～54	4,000	19.62	12.66	33.00	0	0	0
54					27.90	0	0	0
55	55～56	4,500	19.62	12.66	19.28	0	0	0
56					23.03	0	0	0
57	56～57	4,500	19.62	12.66	19.58	0.04	0	0
58					17.04	2.32	3,882	9,015
59	59～60	2,500	19.62	12.66	31.40	0	0	0
60					27.00	0	0	0
61	61～62	2,000	19.62	12.66	17.02	2.34	2,000	4,680
62					11.11	3.92	2,000	7,840
63	特別補給金	2,000	19.62	6.62	10.74	6.47	2,000	12,940
	通常補給金					2.17	2,000	4,340
1	特別補給金	2,000	18.46	4.52	14.75	3.71	1,859	6,897
	通常補給金					0	0	0
2	特別補給金	1,500	17.29	3.75	19.00	0	0	0
	通常補給金					0	0	0
3	特別補給金	1,500	16.12	3.75	19.00	0	0	0
	通常補給金					0	0	0
4	特別補給金	750	14.96	3.75	19.00	0	0	0
	通常補給金					0	0	0
5	特別補給金	750	13.79	3.75	3.00	3.51	672	2,359
	通常補給金					5.88	672	3,951
6	特別補給金	400	12.62	3.75	3.00	2.34	352	824
	通常補給金					5.88	352	2,070
7	特別補給金	400	11.45	3.75	3.75	1.17	400	468
	通常補給金					5.88	400	2,352
8	8～9	380	10.28	3.75	3.75	5.88	335	1,970
9					3.75	5.88	368	2,164
10	10～11	310	10.28	3.75	3.75	5.88	310	1,823
11		390			3.75	5.88	386	2,270
12	12～13	359	10.28	3.75	3.75	5.88	323	1,899
13		409			3.75	5.88	391	2,299
14	14～15	345	10.28	3.75	3.75	5.88	345	2,029
15		429			3.75	5.88	390	2,293
16	16～17	345	10.28	3.75	3.75	5.88	345	2,029
17		375			3.75	5.88		

加工原料用果実価格安定対策事業の補てん基準価格・最低基準価格・取引価格の推移

②はっさく

年度	業務年度	補給交付 契約数量	保証基準価格 (円/kg)	最低基準価格 (円/kg)	取引価格 (円/kg)	補てん価格 (円/kg)	交付対象 数量 (t)	補てん金額 (千円)
60	60～61	1,500	22.10	12.04	26.99	0	0	0
61					12.27	8.85	1,500	13,275
62	62	1,500	22.10	12.04	9.24	9.05	1,486	13,449
63	特別補給金	1,500	22.10	9.79	7.97	5.78	1,500	8,670
	通常補給金					5.88	1,500	8,820
1	特別補給金	3,000	21.05	7.89	12.00	6.66	3,000	19,980
	通常補給金					2.15	1,500	3,225
2	特別補給金	2,600	20.00	7.15	17.00	0	0	0
	通常補給金					0	0	0
3	特別補給金	2,600	18.94	7.15	17.00	0	0	0
	通常補給金					0	0	0
4	特別補給金	1,650	17.89	7.15	3.00	4.21	1,599	6,732
	通常補給金					2.94	1,599	4,701
5	特別補給金	1,650	16.84	7.15	3.00	3.16	1,490	4,708
	通常補給金					2.94	1,490	4,381
6	特別補給金	800	15.79	7.15	3.00	2.11	735	1,551
	通常補給金					5.88	735	4,322
7	特別補給金	800	14.73	7.15	7.15	1.05	800	840
	通常補給金					5.88	800	4,704
8	8～9	920	13.68	7.15	7.15	5.88	920	5,410
9		925			7.15	5.88	921	5,415
10	10～11	1,220	13.68	7.15	7.15	5.88	1,220	7,174
11		1,290			7.15	5.88	1,286	7,562
12	12～13	1,418	13.68	7.15	7.15	5.88	1,302	7,656
13		1,523			7.15	5.88	1,511	8,885
14	14～15	1,418	13.68	7.15	7.15	5.88	1,311	7,709
15		1,547			7.15	5.88	1,414	8,314
16	16～17	1,418	13.68	7.15	7.15	5.88	1,411	8,297
17		1,411			7.15	5.88		

加工原料用果実価格安定対策事業の補てん基準価格・最低基準価格・取引価格の推移

③もも

年度	業務年度	補給交付契約数量	保証基準価格 (円/kg)	最低基準価格 (円/kg)	取引価格 (円/kg)	補てん価格 (円/kg)	交付対象 数量 (t)	補てん金額 (千円)
62	62	300	28.43	9.20	28.50	0	0	0
63	63～1	350	28.43	9.20	38.94	0	0	0
1		350	28.43	7.65	30.00	0	0	0
2	2～3	700	28.43	7.65	40.00	0	0	0
3					52.00	0	0	0
4	特別補給金	650	28.43	8.17	48.00	0	0	0
	通常補給金					0	0	0
5	特別補給金	650	28.43	8.69	25.00	0.51	650	332
	通常補給金					2.63	650	1,710
6	特別補給金	900	27.92	8.69	8.35	17.31	738	12,775
	通常補給金							
7	特別補給金	650	27.92	8.69	13.00	0	0	0
	通常補給金							
8	8～9	740	27.92	8.69	20.00	7.13	740	5,276
9					15.60	10.18	740	7,533
10	10～11	790	27.92	8.69	8.18	10.00	787	7,870
11					7.60	7.31	643	4,700
12	12～13	640	27.92	8.69	7.60	7.31	571	4,174
13					7.60	10.00	589	5,890
14	14～15	598	27.92	8.69	7.60	10.00	597	5,970
15					7.60	7.31	597	4,364
16	16～17	598	27.92	8.69	7.60	10.00	595	5,950
17					7.60	7.31		

分析の結果、補助事業が開始してしばらくの間は補てん金額が発生したり、なかったりする年度があり健全に推移している。しかし、なつみかんについては平成8年度以降、はっさくについては平成7年度以降、ももについては平成11年度以降、取引価格が最低基準価格と同額又は極めて近似した金額で推移している。最高の補てん金額が発生し、それに伴う補助金支出が毎年度繰り返される状況が続いている。

このような状況が続くのは、近年、極めて安価な輸入果汁に対抗するため、国内果汁の生産コストを低くする必要があり、果汁用果実の仕入単価にも反映されているためと考えられる。しかし、本来、取引価格はできるだけ高い価格で出荷したい生産者とできるだけ低い価格で仕入りたい果汁加工業者との間に市場原理が働いて決定され変動するべきであるが、実際は生産者の代表である生産出荷団体と果汁加工業者との協議で決定されるため、補助金による価格補てんを念頭に置いた価格交渉が慣例になっているかのように見える。

県は、社団法人和歌山県果実生産出荷安定基金協会を通じて果汁加工業者に生産コスト削減の努力をするように指導するとともに、生産出荷団体、果汁加工業者間において、生産コストに見合った弾力的な価格形成ができるように制度そのものの改善が必要である。この点、これまでは取引価格の決定過程は適切に記録されていなかった

が、公正性の観点から、今後は取引価格の価格形成過程が明らかになるように価格決定の根拠となる書面を作成し、保管するように指導する予定とのことである。

(g) 果樹農家経営安定対策基金事業（経営安定対策事業）（NO57）

補助金の概要

交付先：社団法人和歌山県果実生産出荷安定基金協会	
開始年度：平成13年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：果実等生産出荷安定対策実施要綱	

(単位：千円)

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	460,278	157,304	157,304	157,304	122,033
うち県負担額	460,278	157,304	157,304	157,304	122,033
うち国負担額	-	-	-	-	-
事業費	1,500,507	973,731	2,089,132	-	2,092,480

(補助金の目的)

計画的生産出荷への取組みを的確に実施したにもかかわらず、なお価格が低下した場合に農家経営の安定を図る。

(補助事業の概要)

計画的生産出荷への取組を的確に実施したにもかかわらず、なお価格が低下した場合に、果樹経営に及ぼす影響を緩和するため、計画生産出荷を達成している生産者に補てん金を交付するのに要する基金造成の助成。社団法人和歌山県果実生産出荷安定基金協会は、補てん金の交付に充てるため、直接対象生産者に拠出金を納付させ、県等からの助成金をあわせて、経営安定対策資金を造成するとあり（要綱第2 5（3）オ（ア））、事前に資金造成をする必要がある。

(補助金交付先の概要)

NO55 を参照

(結果) 基金造成時期の遅延

補助事業の概要にあるように、県は社団法人和歌山県果実生産出荷安定基金協会が価格補てんの義務が生じる前に基金を造成する必要があるため事前に造成資金を補助しなければならない。事前に造成資金を補助することは県とは別の社団法人に造成する基金の性格からしても当然要求される。しかし、造成資金の額が巨額であるため財政上の理由から県は事後的に補助金を交付しており、要綱違反となっている。県は事

前に造成資金を補助するべきである。

(意見) 課題のある制度

当補助制度は計画生産出荷への取り組みを的確に実施したにもかかわらず、なお生果の価格が低下した場合に果樹経営に及ぼす影響を緩和するため、計画生産出荷を達成している生産者に対して補てん基準価格と平均販売価格の差額の8割を補てんするものである。

計画生産出荷への取り組みとは、国が毎年需給動向を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、適正生産出荷見通しを示すこととしている。その際、大幅な生産増加が見込まれる場合には、農林水産大臣が生産出荷安定指針を策定することになっている。この生産出荷安定指針の策定を受け、府県別に生産出荷目標量（いわゆる生産量の割当）が示される。さらに県ではこの生産出荷目標量を守った生産者（計画生産出荷を達成している生産者）に対して、価格低迷時に補てん金が支払われる。

しかし、この補助事業への参加は生産者の任意であるため、事業に参加した生産者（主に農協選果場出荷農家）が生産出荷制限を受け、参加していない農家（主に個人出荷農家）は何の制限も受けないため従来どおり自由に生産出荷し、みかんの市場価格の維持・浮揚を図るという事業効果を損なっている点で限界がある。また、参加した生産者に対しても、配分方法を本来は「高品質なみかん生産に意欲のある生産者とそうでない生産者」、「専業農家と兼業農家」とで配分割合を調整する方が事業効果が高いにもかかわらず、一律に配分し、補てん金も一律に交付された。そのため生産者間に不公平感が生じ、意欲のある生産者の生産意欲を衰退させたと考えられる。過去の販売実績等を加味した、高品質なみかんの生産に取り組む産地や生産者の取り組みを助長するように配分に工夫が必要である。

この点、平成 17 年度は県から国に申し入れを行い配分方法に若干の改善が行われたとのことである。

(h) 和歌山の野菜花き産地活性化事業補助金（和歌山県花と緑のフェスティバル開催事業）（NO65）

補助金の概要

交付先：和歌山県花き生産協会	
開始年度：昭和 61 年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：和歌山の野菜花き産地活性化事業補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	774	696	696	696	696
うち県負担額	774	696	696	696	696
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	1,607	1,398	1,392	1,392	1,392

(補助金の目的)

県産花きの消費 PR と花き振興を図る。

(補助事業の概要)

和歌山県花き生産協会が開催する和歌山県花と緑のフェスティバル開催費の補助（補助率 1/2）

(花き品評会の開催、フラワーデザインの展示、フラワーデザイン教室、寄せ植え教室の開催、展示花きの販売、花壇苗の配布、植木市、新品種の展示、花いっぱいコンクール入賞作品パネル展示)

(補助金交付先の概要)

関係機関と連絡を密にし、県内における花き植木等の総合的な振興を図り、生産の向上と花き経営の安定を図ることを目的に昭和 51 年に設立される。

会員数：1,353 名

(意見) 実績報告書の記載内容が不十分

県は補助金が目的どおりに支出され補助対象外のものに支出されていないか、また、効率的に支出されているのかどうか等の判断を行なう必要があり、事業終了後に提出される実績報告書に収支精算書の添付を求めている。収支精算書は和歌山の野菜花き産地活性化事業補助金交付要綱第 11 条に書類の様式が定められ、和歌山県花き生産協会はそれにしたがって収支精算書を提出している。

しかし、当該様式では支出の部において、ただフェスティバルの開催費の総額の記載を求めているだけで、当該支出の内訳明細は不明であり、上記のような判断を行なうことはできない。県は、上記のような判断を行うために支出の内容が明確になるよ

うに別掲するのが望ましい。

また、収支決算書の自己負担費にフェスティバル当日の売上収入が含まれているがフェスティバル当日の花き販売の自己収入であり、自助努力の成果が明確になるように別掲するのが望ましい。

(i) 和歌山の野菜花き産地活性化事業補助金（ジャパンフラワーフェスティバル出展事業）（NO66）

補助金の概要

交付先：和歌山県農業協同組合連合会	
開始年度：平成3年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：和歌山の野菜花き産地活性化事業補助金交付要綱（和歌山フラワーネット推進事業補助金交付要綱）	

（単位：千円）

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	383	383	—	—	—
うち県負担額	383	383	—	—	—
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	1,208	1,206	—	—	—

（補助金の目的）

県産花きの消費PRと花き振興を図る。

花き生産の振興と一般消費拡大の啓発に努め、県内花き園芸の健全な発展と県内生産花きのイメージアップを図る。

（補助事業の概要）

花の役割の重要性について認識を高めるとともに、花のある生活の普及定着を図り、花き産業の発展を図ることを目的に開催されるジャパンフラワーフェスティバルへの出展費を補助する（補助率1/3以内）。

（補助金交付先の概要）

和歌山県農業協同組合連合会

（意見）判りにくい実績報告書

県は事業終了後に提出される実績報告書に事業実績書の添付を求めている。補助金によりどのような事業が行われたのか事業内容を明らかにし、事業実績、事業効果を記載させることで補助事業の評価に役立てるためである。当補助事業はジャパンフラ

ワーフェスティバルというイベントへの出展費を補助するものであり、イベントへの出展を通じた補助効果を事業実績書に記載する必要がある。

事業実績書は要綱第 11 条にその様式が規定され、和歌山県農業協同組合連合会はそれに従って事業実績書を提出している。しかし、平成 15 年度事業実績書を見ると「対象面積」、「工期」などまるで農地整備事業を実施したかのような記載になっており、イベントへの出展を通じた補助効果がおおよそ把握しにくい記載であった。これは、農地整備事業のような他の事業の事業実績報告書様式を転用しているためと推察されるが、あまりにイベントへの出展と性格が異なるため補助事業の評価に十分役立てることはできない。効率性の観点から他の事業の事業実績書の様式を転用することは有効であるが、あまりに事業の性質が異なるケースは当該事業に応じた事業実績書の様式を定めるべきであった。

(j) 和歌山県農業振興総合対策事業費補助金（和歌山の野菜グリーンウエーブ推進事業）(N067)

補助金の概要

交付先：市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会	
開始年度：平成 13 年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：生産振興総合対策事業実施要綱、輸入急増農産物対応特別対策事業費補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	25,410	—	—	—	—
うち県負担額	—	—	—	—	—
うち国負担額	25,410	—	—	—	—
事業費	53,379	—	—	—	—

(補助金の目的)

県野菜振興計画を基に国のセーフガード対策と連携をとりながら、輸入野菜に負けない低コスト化と高品質化を図るとともに推進事業による指導の強化により産地の活性化を推進する。

(補助事業の概要)

野菜産地の低コスト化、高品質化を図るための、機械装置の導入、消費拡大対策や高品質生産の推進活動など。

(補助金交付先の概要)

- ・わかやま農業協同組合
- ・紀州中央農業協同組合
- ・和歌山県農業協同組合連合会
- ・ながみね農業協同組合連合会

(意見) 補助金交付申請書の事業計画の記載が不十分

県は補助金交付申請時に提出される補助金交付申請書に事業計画書の添付を求めている。事業計画書によりどのような事業が行われる予定なのか事業内容を明らかにし、事業効果を記載させることで補助金を交付するべきかどうかの判断を行うためである。

事業計画書は要綱第5条にその様式が規定され、各市町村はそれに従って事業計画書を提出している。しかし、平成15年度に県に提出された事業計画書4件のうち和歌山市が提出した事業計画書は事業の内容を単に「推進活動」と記載するに留まっており、事業内容の記載はなく、事業計画書としては不十分である。

県は、補助金交付申請より前の事業実施計画の協議において、事業内容を把握しており、また、実際には事業の内容として「協議会の開催3回」、「産地見学・収穫体験1回」、「学童農園の設置3ヶ所」、「野菜消費拡大PR」、「野菜セミナー2回」が実施されているのであるから、県は補助金交付申請時に事業計画書に「協議会の開催〇〇回」、「産地見学・収穫体験〇回」、「学童農園の設置〇ヶ所」、「野菜消費拡大PR」、「野菜セミナー」等事業内容を明確に記載するように和歌山市を指導すべきであった。

(k) 食品振興対策事業補助金（青果卸売市場振興対策事業、水産物卸売市場振興対策事業）(N〇69)

補助金の概要

交付先：和歌山県青果卸売市場連合会、和歌山県水産物卸売市場協議会	
開始年度：昭和62年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：食品振興対策事業補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	150	135	—	—	—
うち県負担額	150	135	—	—	—
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	1,267	1,240	—	—	—

注) 平成16年度から廃止されている。

(補助金の目的)

市場関係者の連携強化と資質向上を図ることを目的とする。

(補助事業の概要)

県内卸売市場の近代化、合理化を推進し、生鮮青果物及び生鮮水産物の価格の安定を図り県民生活の安定に資するために、取扱種目ごとに組織化された市場関係者団体に対し、県内市場の情報交換及び連携強化等を図ることを目的とした研修会等を行う事業に対し支援する。

(補助金交付先の概要)

○和歌山県青果卸売市場連合会

設立目的：県内で生鮮青果物を取り扱う地方卸売市場が、相互研鑽により関係者の資質向上を図り、経営の安定と連携を強化するために設立。

会員数：県下 15 地方卸売市場

○和歌山県水産物卸売市場協議会

設立目的：県内で生鮮水産物を取り扱う地方卸売市場(消費地市場)が、相互研鑽により関係者の資質向上を図り、経営の安定と連携を強化するために設立。

会員数：県下 5 地方卸売市場

(結果) 補助金の変更手続の不備

当補助は交付条件に、補助事業に要する経費の配分を当該事業費の 20%を超えて変更する場合には変更申請書を知事に提出してその承認を得ること(要綱第 6 条、第 7 条)とある。これは 20%を超えるような大きな変更は再度、補助金の必要性、効果等を検討し補助するべきかどうか県が判断するためである。

しかし平成 15 年度の和歌山県水産物卸売市場協議会の収支予算書と収支決算書を比べると次のように事業費の 20%を超えて変更があるにもかかわらず、和歌山県水産物卸売市場協議会は変更申請書を提出して知事の承認を得ていなかった。

支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	増減額(増減率)
総会費	150,000	80,883	△69,117(46%減)
事業費	427,000	137,904	△289,096(67%減)
雑費	15,000	7,110	△7,890(52%減)
合計	592,000	225,897	

これは要綱第6条、第7条違反である。

(意見) 少額の補助について

当補助は一年度当たり15万円程度の少額の補助である。補助の効果を考えると、少額の補助金であっても公益性があれば、即廃止することはないが、経済性、効率性の観点からは、少額であるため効果があまり発現しにくいことや、事務コストに見合う効果が発現しにくいことがありえる。

従って、補助金の必要性について再検討を行い、公益性が高く、かつ、事務コストに見合った効果の見込める補助事業に集約する必要があると考える。平成16年度から廃止した県の判断は妥当であるとする。

(意見) 補助対象経費が明確でない

補助金は補助対象団体の運営費全般に対して補助するのではなく、公益性が高く、かつ、補助効果の高い事業に特定して補助されなければならない。そのため補助対象経費は補助目的を達成するために必要で、補助効果を測定し事業評価が可能な経費を対象とする必要がある。

当補助は事業費補助であり、要綱4条で補助対象経費を「青果卸売市場振興対策事業に要する経費、水産物卸売市場振興対策事業に要する経費」と規定し、補助対象経費が明確になっているように見える。しかし、和歌山県青果卸売市場連合会、和歌山県水産物卸売市場協議会は、専ら「地方卸売市場の相互研鑽により青果卸売市場関係者の資質向上を図り、経営の安定と連携を強化するなどの青果卸売市場振興対策事業を実施する団体」、「地方卸売市場(消費地市場)が、相互研鑽により水産物卸売市場関係者の資質向上を図り、経営の安定と連携を強化するなどの水産物卸売市場振興対策事業を実施する団体」である。青果卸売市場振興対策事業に要する経費、水産物卸売市場振興対策事業に要する経費とは、実質的にそれぞれの会の運営費全般に係る経費と同じ意味であり、補助対象となる経費の範囲が広すぎて明確になっていない。事業評価をしやすいように要綱でできる限り補助対象経費を具体的に定めることが望ましい。

(1) 食品振興対策事業補助金（果汁消費拡大対策事業）（NO70）

補助金の概要

交付先：和歌山県果汁消費拡大推進協議会	
開始年度：昭和 57 年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：食品振興対策事業補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	1,700	1,530	1,370	1,370	1,370
うち県負担額	1,700	1,530	1,370	1,370	1,370
うち国負担額					
事業費	6,185	4,623	4,150	4,144	4,115

(補助金の目的)

県産果汁の消費拡大を推進するため、消費宣伝活動等を行う。

(補助事業の概要)

各種キャンペーンやイベントの開催、マスコミを活用した宣伝活動。

(チラシ等 PR 資材の作成、新幹線沿線看板、朝日放送ラジオ CM、新聞広告、他)

(補助金交付先の概要)

和歌山県果汁消費拡大推進協議会

県内果樹生産農家の所得安定と向上のため、県と JA グループが一体となり、県産果汁の消費拡大を積極的に推進することを目的とする。

構成：和歌山県農業協同組合中央会・和歌山県信用農業協同組合連合会

和歌山県農業協同組合連合会・全国共済農業協同組合連合会和歌山県本部

和歌山ノーキョー食品工業株式会社・和歌山県

事務局：和歌山県農業協同組合連合会

(意見) 実績報告書の記載が不十分

県は補助金が目的どおりに支出され補助対象外のものに支出されていないか、また、効率的に支出されているのかどうか等の判断を行なう必要があり、事業終了後に提出される実績報告書に収支決算書の添付を求めている。収支決算書は食品振興対策事業補助金交付要綱第 9 条に書類の様式が定められ、上記判断ができるように簡潔明瞭に記載しなければならない。

当補助は事業費補助であり、補助対象事業にかかる収入と支出とを報告する必要があるが、和歌山県果汁消費拡大推進協議会が提出した平成 16 年度収支決算書は、補助

対象事業ではない運営管理費も含んだ協議会全体の収支決算書を提出しており、補助対象事業にかかる収入と支出が判りにくくなっていた。これは協議会自身の収支決算書を転用したためであろうと推察されるが、そのままでは補助金が目的どおりに支出され補助対象外のものに支出されていないか、判断できない。県は補助対象事業にかかる収入と支出を報告するように指導するべきである。

(意見) 事業評価が不十分

県は事業実績報告書を基に定量的・定数的な事業評価を行い、その結果を後年の事業に活かす必要がある。また、当補助事業はイベントやマスコミを通じて果樹消費の拡大を図ることを目的としており、客観的な評価を行いやすいと考えられるが県は評価のためのデータをとっていない。県は補助事業の効果に係るデータの収集を行って評価し、その結果を後年の事業に活かすべきである。

(m) 食品振興対策事業補助金（県産農産物PR促進対策事業）(NO71)

補助金の概要

交付先：和歌山県農業協同組合連合会	
開始年度：平成7年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：食品振興対策事業補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	7,067	6,200	5,500	5,500	4,536
うち県負担額	7,067	6,200	5,500	5,500	4,536
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	25,482	23,343	17,330	17,363	14,730

(補助金の目的)

優れた県産農産物のブランド化を図りながら、国内消費拡大対策を展開するため、広告宣伝やマスメディアの活用によりイメージアップを推進する。

(補助事業の概要)

和歌山県産農産物のラジオCM、テレビ・新聞広告、各種ポスター・のぼり等のPR資材の作成

(補助金交付先の概要)

和歌山県農業協同組合連合会

県下各 JA の経済事業、指導事業を強化または補完するとともに JA 系統組織を中心とした県農業振興を目的に設立。

(意見) 実績報告書の記載が不十分

県は補助効果に期待して交付決定し、事業を実施した結果、事業計画と対比してどのような効果があったのか等の判断を行う必要があり、実績報告書に事業実績書の添付を求めている。事業実績書は要綱 9 条に書類の様式が定められ、和歌山県農業協同組合連合会はそれにしたがって事業実績書を提出している。

しかし、事業実績書には、実施した事業の内容の記載はあるが効果については「マスメディアを中心とした効果的な PR 活動と宣伝資材で展開することにより、「和歌山の〇〇〇」として消費者に親しみと安心感を与え、消費者が県産青果物を多頻度指名購入する環境が形成され、マルチメディア等の新しい手法を導入することにより、新規顧客層の獲得が促進された。また、食生活に定着させるため、機能性をアピールした宣伝活動を実施した。」と僅か 5 行程度の抽象的な説明に留まっており、定量的な指標に基づく客観的な判断を行うことはできない。実際、県は定量的・定数的な客観的な評価を実施していなかった。例えば「和歌山〇〇〇」の認知度を調査するなど補助事業を適切に評価し、評価結果を後年の事業に活かすべきである。

(n) 食品振興対策事業補助金（漬物産業振興対策事業）(NO77)

補助金の概要

交付先：和歌山県漬物組合連合会	
開始年度：平成 13 年度	所管部署：果樹園芸課エコ農業推進室
根拠規定：食品振興対策事業補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	100	90	—	—	—
うち県負担額	100	90	—	—	—
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	256	198	—	—	—

注) 平成 16 年度から廃止されている。

(補助金の目的)

和歌山県の漬物産業の高度化を図るため、会員の資質向上を目的として、食品の安全・安心対策、表示問題、環境対策等についての研修活動やブランド育成に関する活動を行うための補助金。

(補助事業の概要)

県漬物産業の体質強化と、原料原産地表示問題、消費者志向等の問題に対応するため研修事業を実施。

(補助金交付先の概要)

和歌山県漬物組合連合会：会員 101 名 (和歌山地区漬物協同組合 16 名、紀州みなべ梅干協同組合 45 名、紀州田辺梅干協同組合 40 名)

県内の漬物関係者相互の有機的な連携を図るとともに、漬物業の健全なる発展を促進して、経済的、社会的地位の向上を期することを目的とする。

(意見) 少額の補助について

当補助は一年度当り 10 万円程度の少額の補助である。補助の効果を考えると、少額の補助金であっても公益性があれば、即廃止することはないが、経済性、効率性の観点からは、少額であるため効果があまり発現しにくいことや、事務コストに見合う効果が発現しにくいことがありえる。

従って、補助金の必要性について再検討を行い、公益性が高く、かつ、事務コストに見合った効果の見込める補助事業に集約する必要があると考える。平成 16 年度から廃止した県の判断は妥当であるとする。

(意見) 事業評価が不十分

県は事業実績報告書を基に定量的・定数的な事業評価を行い、その結果を後年の事業に活かす必要がある。しかし、十分な事業評価を行っていなかった。県は補助事業の効果を測定して適切に評価し、その結果を後年の事業に活かすべきであった。

(意見) 補助金の交付時期について

和歌山県漬物組合連合会の会計年度は 4 月から 3 月末までであり、5 月の総会で予算が成立し、会費収入が入金できるのは 6 月末となる。6 月末までは資金がなく、総会費用、給料等の支出は前年度からの繰越資金に頼っている状況である。このように資金原資の乏しい団体への補助は、事業遂行に支障のないような適当な時期に実施するのが望ましいとされている。

そこで補助金支出の時期が適当かどうか検討を行ったところ、平成 15 年度につき補助対象事業として平成 15 年 5 月 19 日にホテルグランヴィア和歌山において研修会が開催されていた。この事業に対する補助金は、平成 15 年 8 月 26 日に交付決定された後、平成 16 年 2 月 23 日に支出されており必ずしも適当と思われる時期ではなかつ

た。和歌山県漬物組合連合会は、6月末までは会員収入の期待できない団体であるから、事業遂行に支障のないように5月に事業が遂行されるのであれば、それと同じ時期に補助金を交付するよう手当すべきであったと考える。

(○) 果樹生産技術改善対策事業補助金(和歌山の果樹ブランド強化対策事業)(N〇78)

補助金の概要

交付先：市町村・農協・生産者団体	
開始年度：平成 15 年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：果樹生産技術改善対策事業補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	—	17,500	14,000	20,874	10,912
うち県負担額	—	17,500	14,000	20,874	10,192
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	—	109,635	56,000	85,300	43,648

(補助金の目的)

気象条件に左右されず、省力的に高品質みかんを安定的に生産するため、周年マルチシート栽培の導入を図り、産地の体制強化を図る。

(補助事業の概要)

近年技術開発された周年マルチシート栽培を行うために必要な資材購入に対する助成。

(補助金交付先の概要)

下津町・JA 紀の里・有田市・吉備町・JA ありだ・由良町・川辺町・JA 紀南

(意見) 補助効果高い事業

みかん価格の低落傾向に対しては、社団法人和歌山県果実生産出荷安定基金協会に係る事業などがあるが、いずれも緊急対応的な事業であり、多額の県費の負担となっている。その点、当補助事業の周年マルチシートは高品質みかんの生産を目的としており、みかん価格の低落傾向にはどめをかける抜本的な解決策の一つであり、事業効果は高いと予想される。県は事業効果を測定し、評価を行い、予想通りの高い事業効果が得られれば重点的に事業に取り組むべきと考える。

(p) 野菜価格安定対策事業補助金 (N〇83)

補助金の概要

交付先：民間団体(和歌山県野菜価格安定基金協会)	
開始年度：昭和 47 年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：指定野菜価格安定対策事業実施要綱、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	99,656	24,791	40,000	7,862	37,848
うち県負担額	55,173	24,791	40,000	7,862	28,000
うち国負担額	44,483	—	—	—	—
事業費	—	—	—	—	—

(補助金の目的)

野菜供給と農家経営の安定を図るため、市場価格の低落時に生産者に対し価格補てんを行うための基金を造成する。

(補助事業の概要)

県農や農協などの登録出荷団体や登録生産者が、対象野菜を対象市場に出荷したもののうち、基準価格以下に価格の低落があった場合、交付予約した数量について、価格の補てんを行う。

対象は指定野菜 14 品目、特定野菜 28 品目。

(補助金交付先の概要)

(社)和歌山県野菜価格安定基金協会、県農、農協を経由し、各生産農家に補助金が交付される。

(意見) 基金運営上の問題

和歌山県野菜価格安定基金協会は設立時に県が 9,685 千円の補助金を交付して設立され、基金の運用益で基金の管理費を賄う予定であったが、近年、超低金利が続き基金の運用益が僅かしかなく、平成 16 年度収支決算書によると 5,417 千円の管理費がかかり 683 千円の当期損失となっている。和歌山県野菜価格安定基金協会と同様の機能を有する団体に前述した和歌山県果実生産出荷安定基金協会があり超低金利の影響は同協会でも発生している。対象農産物の価格下落の際の価格補てんに備えるところで両団体は同じである。同じような備えを小規模に分かれて実施することは非効率であ

る。補助金交付額が減少するように、県は両団体の統合を促し、基金を現在より大規模で効率的に運用し、また、総管理費の軽減を図るべきである。

(q) 県産農産物流通消費改善対策事業補助金(中山間地域特用作物振興事業)(NO84)
補助金の概要

交付先：和歌山県茶業協会	
開始年度：昭和 47 年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：県産農産物流通消費改善対策事業補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	100	90	—	—	—
うち県負担額	100	90	—	—	—
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	200	224	—	—	—

注) 平成 16 年度から廃止されている。

(補助金の目的)

県産農産物等の地域における生産振興や流通改善及び消費拡大を図るため、県産農産物流通消費改善対策事業(中山間地域特用作物振興事業)を実施する団体に対する補助。

(補助事業の概要)

中山間畑地での中心作物である茶の生産・加工・流通全般にわたる生産者における技術習得及び販売対応策等の支援を通じ、茶生産の振興と中山間地の振興を図る。

(補助金交付先の概要)

・ 設立目的

西牟婁・東牟婁地域の中山間畑地の特用作物である茶の生産・加工・流通にわたる製茶技術、安定生産のための各種研究・研修を通じ、生産者の技術向上と生産意欲を図り茶生産振興を行う。

・ 構成員

川添緑茶研究会、色川茶業組合、本宮茶業組合

(意見) 少額の補助について

当補助は一年度当たり 10 万円程度の少額の補助である。補助の効果を考えると、少額の補助金であっても公益性があれば、即廃止することはないが、経済性、効率性の

観点からは、少額であるため効果があまり発現しにくいことや、事務コストに見合う効果が発現しにくいことがありえる。

従って、補助金の必要性について再検討を行い、公益性が高く、かつ、事務コストに見合った効果の見込める補助事業に集約する必要があると考える。平成 16 年度から廃止した県の判断は妥当であるとする。

(r) 採種団体採種管理事業補助金 (N〇85)

補助金の概要

交付先：和歌山県農作物種子協会	
開始年度：昭和 37 年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：採種団体採種管理事業補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	50	—	—	—	—
うち県負担額	50	—	—	—	—
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	193	—	—	—	—

注) 平成 15 年度から廃止されている。

(補助金の目的)

主要農作物種子の採種管理事業を行う団体に対する補助。

(補助事業の概要)

米の品種改善並びに生産力の増強を図るため、和歌山県農作物品種改善計画に基づき優良種子の普及更新の実施。

(補助金交付先の概要)

・設立目的

主要農作物の生産増強および品種の改善を図るため、優良種子の生産確保ならびにその円滑な流通を促進すること。

・構成員

県、県農業協同組合中央会、県農業協同組合連合会、各 JA

(意見) 少額の補助について

当補助は一年度当たり 5 万円程度の少額の補助である。補助の効果を考えると、少額

の補助金であっても公益性があれば、即廃止することはないが、経済性、効率性の観点からは、少額であるため効果があまり発現しにくいことや、事務コストに見合う効果が発現しにくいことがありえる。

従って、補助金の必要性について再検討を行い、公益性が高く、かつ、事務コストに見合った効果の見込める補助事業に集約する必要があると考える。平成 15 年度から廃止した県の判断は妥当であると考ええる。

（意見）事業評価が不十分

県は事業実績報告書を基に定量的・定数的な事業評価を行い、その結果を後年の事業に活かす必要がある。しかし、事業評価を行っていなかった。県は補助事業の効果を測定して適切に評価し、その結果を後年の事業に活かすべきである。

（意見）帳簿調査していない

要綱第 7 条第 4 項に補助金の交付条件として「補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度完了後 5 年間保管しなければならない」とあり、和歌山県農作物種子協会に帳簿の作成と保管を要請している。また、和歌山県補助金等交付規則第 21 条には、「知事は、職員に、帳簿書類を検査させることができる」とあり県の調査権限を定めている。和歌山県農作物種子協会の帳簿を検査することが期待されているが検査を実施していない。また、昭和 37 年に補助がスタートしているが過去において帳簿を調査した記録も残っていない。県は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、帳簿を検査すべきである。

（s）和歌山県農業振興総合対策事業費補助金（病虫害防除・検疫対策事業）（NO90）
補助金の概要

交付先：西広花卉生産者協議会	
開始年度：平成 13 年度	所管部署：エコ農業推進室
根拠規定：和歌山県農業振興総合対策事業費補助金交付要綱	

（単位：千円）

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	25	20	—	—	—
うち県負担額		—	—	—	—
うち国負担額	25	25	—	—	—
事業費	175	54	—	—	—

(補助金の目的)

農薬を低減した総合的な病害虫管理手法を現地実証し、その推進をはかることで、農薬による環境負荷低減を図る。

(補助事業の概要)

蒸気による土壌消毒、フェロモンを使用した予察、防蛾灯の設置等により農薬を低減した防除体系を確立する。農薬を低減した総合的な病害虫管理には、ある程度広域で取り組まないと効果がないので地域で防除プログラムを策定するなどの要件が厳しく利用実績は伸び悩んでいる。

(補助金交付先の概要)

西広花卉生産者協議会

西広花卉生産者が共同で農薬を低減した植物防疫を行うことを目的とする。

会員：5名

(意見) 乏しい利用実績

交付のための要件が厳しいため補助の概要にあるように利用実績が伸び悩んでいる。農薬を低減した作物が市場で高く販売されるような環境整備に取り組み、防除プログラムを策定するといった要件をクリアする労を厭わない生産者を増やすように県は努める必要がある。

(意見) 少額の補助について

当補助は一年度当たり 10 万円程度の少額の補助である。補助の効果を考えると、少額の補助金であっても公益性があれば、即廃止することはないが、経済性、効率性の観点からは、少額であるため効果があまり発現しにくいことや、事務コストに見合う効果が発現しにくいことがありえる。

従って、補助金の必要性について再検討を行い、公益性が高く、かつ、事務コストに見合った効果の見込める補助事業に集約する必要があると考える。

(t) 県産農産物流通消費改善対策事業補助金（米穀消費拡大推進対策事業）（N〇95）

補助金の概要

交付先：米穀消費拡大運動推進協議会	
開始年度：昭和 51 年度	所管部署：果樹園芸課
根拠規定：県産農産物流通消費改善対策事業補助金交付要綱	

（単位：千円）

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	440	—	—	—	—
うち県負担額	440	—	—	—	—
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	885	—	—	—	—

注）平成 15 年度から廃止されている。

（補助金の目的）

米穀を始めとする県産農産物等の地域における生産振興や流通改善及び消費拡大を図る。

（補助事業の概要）

- 1) 県内作付け主要品種である「キヌヒカリ」100%で構成される県民米ブランド「紀の雫」や地域米等の認知促進と流通改善を図り、県民における県産米の消費拡大を図る。
- 2) 県農林水産フェア参加、地方の米まつり支援
ご飯食の普及啓発
- 3) 啓発資材作成

（補助金交付先の概要）

下記の構成団体からなり、委員 12 名、推進委員 14 名で構成される。

和歌山県農業協同組合中央会、大阪食糧事務所和歌山事務所、和歌山県農業会議、和歌山県学校給食会、和歌山県生活研究グループ連絡協議会、和歌山県婦人団体連絡協議会、和歌山県米穀小売商組合連合会、和歌山県米穀協会、和歌山県

（意見）少額の補助について

当補助は一年度当たり比較的に少額の補助である。補助の効果を考えると、少額の補助金であっても公益性があれば、即廃止することはないが、経済性、効率性の観点からは、少額であるため効果があまり発現しにくいことや、事務コストに見合う効果が発現しにくいことがありえる。

従って、補助金の必要性について再検討を行い、公益性が高く、かつ、事務コスト

に見合った効果の見込める補助事業に集約する必要があると考える。当補助は特に昭和 51 年に開始した古い補助制度であり、補助金の必要性について再検討すべきである。平成 15 年度から廃止した県の判断は妥当であるとする。

(意見) 事業評価が不十分

県は事業実績報告書を基に定量的・定数的な事業評価を行い、その結果を後年の事業に活かす必要がある。しかし、事業評価を行っていなかった。県は補助事業の効果を測定して適切に評価し、その結果を後年の事業に活かすべきである。

(5) 畜産課

① 補助金の推移

(単位：千円)

		14 年度決算	15 年度決算	16 年度決算	17 年度予算
【国庫補助事業】	件数	5 件	4 件	4 件	3 件
	金額	23,661	28,410	29,407	48,650
	うち、県負担額	—	—	—	—
【県単独事業】	件数	22 件	24 件	20 件	15 件
	金額	12,539	17,431	17,320	16,857
【合計】	件数	27 件	28 件	24 件	18 件
	金額	36,200	45,841	46,727	65,507
	うち、県負担額	12,175	16,921	17,320	16,347

② 補助事業の一覧

平成 14 年度から 17 年度にかけて実施している補助事業の一覧は以下のとおりである。

NO.	補助事業名	補助金の概要	始期 年度	終期 有無	終期 年度	補助 単独	16 年度決算(千円)	
							総額	うち 一般財源
96	熊野牛トレーサビリティ確保対策モデル事業	飼料給与履歴等のデータベース化、インターネットによる情報提供	H15	有	H16	単独	401	401
97	熊野牛ブラッシュアップ推進事業	熊野牛の生産基盤の強化・流通体制の整備等熊野牛の総合的なブランド化を推進する	H17	有	H19	単独	—	—
98	生産振興総合対策事業（畜産技術衛生対策事業）	牛肉のトレーサビリティシステムの実証展示の実施	H14	有	H16	補助	200	—
99	生産振興総合対策事業（畜産技術衛生対策事業）	牛肉のトレーサビリティシステムの実証展示の実施	H16	有	H16	補助	6,308	—
100	生乳乳製品流通対策推進事業	指定生乳生産者団体の生乳需給調整指導	H13	有	H21	補助	50	—
101	和歌山県畜産団体事業等活動促進事業（酪農活性化対策）	畜産関係団体の拡充強化、健全育成を図る	H13	有	H16	単独	100	100
102	和歌山県畜産団体事業等活動促進事業（酪農活性化対策）	畜産関係団体の拡充強化、健全育成を図る	H13	有	H16	単独	183	183
103	熊野牛生産拡大促進事業（熊野牛生産体制強化促進）	熊野牛の生産拡大を図るため、総合的、組織的な活動を促進	H4	有	H16	単独	1,150	1,150
104	熊野牛生産拡大促進事業（優良高品質雌牛導入）	繁殖用育成雌牛の計画的な導入に対し、導入助成金を交付	H4	有	H16	単独	325	325
105	熊野牛振興対策事業	熊野牛ブランド確立のためモデル販売店等を設置し普及・消費拡大を図る	H5	有	H16	単独	900	900
106	肉用牛早期肥育技術普及推進事業	早期肥育技術の普及促進を図る	H16	有	H16	単独	175	175
107	和歌山県畜産団体事業等活動促進事業	畜産関係団体の拡充強化、健全育成を図る	H13	有	H15	単独	—	—
108	和歌山県畜産団体事業等活動促進事業（中小養鶏活性化）	畜産関係団体の拡充強化、健全育成を図る	H13	有	H19	単独	300	300
109	紀州梅どり・梅たまご生産拡大・消費促進事業（脱塩濃縮梅酢導入推進）	新規に脱塩濃縮梅酢を利用する生産者に対する助成金	H17	有	H19	単独	—	—

NO.	補助事業名	補助金の概要	始期 年度	終期 有無	終期年 度	補助 単独	16 年度決算	
							総額	うち 一般財源
110	紀州梅どり・梅たまご生産拡大・消費促進事業（梅どり・梅たまご消費促進事業）	紀州梅どり・梅たまごの PR 資材作成、配布等により消費拡大を図る	H17	有	H19	単独	-	-
111	優良はちみつ生産推進事業	みつ源増殖対策、伝染病予防対策、品質向上対策等の促進	H10	無	-	単独	510	510
112	和歌山県畜産団体事業等活動促進事業	畜産関係団体の拡充強化、健全育成を図る	H13	有	H14	単独	-	-
113	家畜共進会等事業	肉牛産業の振興を図るために共進会等を開催又は参加する	H14	有	H15	単独	-	-
114	特用畜産振興対策事業	特用畜産物の消費拡大及び特産物としての定着化を図る	H6	有	H17	単独	500	500
115	新規畜産就農モデル設置事業	新規就農者がもと畜を導入する経費への補助	H16	有	H19	単独	-	-
116	和歌山県畜産団体事業等活動促進事業	畜産関係団体の拡充強化、健全育成を図る	H13	有	H14	単独	-	-
117	生産振興総合対策事業（自給飼料増産総合対策事業）	飼料自給率向上のため飼料増産に向けた意欲的な取り組みへの支援	H13	有	H15	補助	-	-
118	畜産コンサルタント事業	国、県等行政機関の諸施策の補完及び畜産振興事業の推進	S62	有	H17	単独	1,896	1,896
119	和歌山県畜産団体事業等活動促進事業（トレーサビリティ制度推進）	家畜商に対し、牛トレーサビリティ法についての講習会等を実施	H13	有	H16	単独	100	100
120	和歌山県畜産団体事業等活動促進事業	畜産関係団体の拡充強化、健全育成を図る	H13	有	H17	単独	-	-
121	畜産経営環境整備事業	家畜排せつ物処理施設及び家畜ふん尿処理機械の設置	H6	無	-	単独	8,617	8,617
122	資源循環型総合対策事業	耕畜連携を推進する	-	有	H14	補助	-	-
123	肉用子牛生産者積立金補助事業	子牛売買価格下落時の補給金交付に備え、生産者積立金を造成	S63	無	-	単独	1,170	1,170
124	学校給食用牛乳供給事業	安全で品質の高い国内産の牛乳を学校給食用に効率的に供給	H12	有	H21	補助	22,848	-
125	食肉等流通体制整備事業	需要に見合った安定的な生産及び供給を図る	H17	有	H17	補助	-	-
126	和歌山県畜産団体事業等活動促進事業	畜産関係団体の拡充強化、健全育成を図る	H13	有	H14	単独	-	-
127	大家畜経営維持緊急特別対策利子補給事業	同資金を貸し付けた融資機関に対し、利子補給を行う	H14	有	H19	単独	250	250
128	和歌山県 BSE 対策大家畜経営安定化資金利子補給事業	同資金を貸し付けた融資機関に対し、利子補給を行う	H15	有	H19	単独	56	56
129	家畜疾病経営維持資金利子補給事業	同資金を貸し付けた融資機関に対し、利子補給を行う	H16	有	H19	単独	77	77
130	わかやま BSE クリーンアップ作戦事業（生乳生産確保対策事業）	高品質生乳の生産確保を図るため、乳用牛の導入又は育成を行う	H15	有	H15	単独	-	-
131	わかやま BSE クリーンアップ作戦事業（廃用牛出荷推進対策事業）	酪農家の経営安定を図るため、廃用牛の出荷等を行った農家を支援する	H15	有	H15	単独	-	-
132	和歌山県畜産団体事業等活動促進事業（食の安全性確保対策）	畜産関係団体の拡充強化、健全育成を図る	H13	無	-	単独	421	421
133	和歌山県畜産団体事業等活動促進事業（家畜改良増殖対策）	畜産関係団体の拡充強化、健全育成を図る	H13	有	H16	単独	105	105
134	和歌山県畜産団体事業等活動促進事業（動物医薬品安全対策）	畜産関係団体の拡充強化、健全育成を図る	H13	有	H16	単独	81	81

NO.	補助事業名	補助金の概要	始期 年度	終期 有無	終期年 度	補助 単独	16 年度決算	
							総額	うち 一般財源
135	和歌山県畜産団体事業等活動 促進事業（動物医薬品安全対 策）	畜産関係団体の拡充強化、健全 育成を図る	H13	有	H15	単独	-	-
136	死亡牛処理対策事業	BSE 対策として、産業廃棄物であ る死亡牛の適正な処理を推進す るとともに、農家負担の軽減を 図る	H15	有	H15	単独	-	-
合計							46,727	17,320

③ 全体についての監査の結果及び意見

（意見）終期設定について

畜産課の平成 16 年度に存続する補助金 30 件中、終期設定がなされていないものが、4 件（13.3％）ある。

終期設定がなされていない理由は以下のとおりである。

NO.	補助事業名	補助金の概要	理由
111	優良はちみつ生産推進事業	みつ源増殖対策、伝染病予防対 策、品質向上対策等の促進	はちみつ生産農家に対する補助として は、現在の補助事業の内容以外考えら れず、今後も補助実施が継続するこ とが予想されるため。
121	畜産経営環境整備事業	家畜排せつ物処理施設及び家畜 ふん尿処理機械の設置	引き続き環境汚染問題の発生が見込ま れ、問題の未然防止・解決のための支 援が必要なため。
123	肉用子牛生産者積立金補助事 業	子牛売買価格下落時の補給金交 付に備え、生産者積立金を造成	法律に基づき、国、県、生産者で積立 金を造成する事業であるため。
132	和歌山県畜産団体事業等活動 促進事業（食の安全性確保対 策）	畜産関係団体の拡充強化、健全 育成を図る	食の安全・安心が求められる中、食中 毒や人獣共通感染症の予防、動物薬の 適正使用指導等の団体が実施する事業 への支援が今後とも必要なため。

上記のとおり、終期設定が存在しないことには一定の合理的理由が認められるが、当該制度の有効性や必要性を再検討する契機とするためにも、原則として全ての補助事業に対し終期設定を行うべきであると考えます。

（意見）少額の補助金について

畜産課の平成 16 年度における補助実績がある補助金 24 件のうち 1,000 千円以下のものは 18 件（75.0％）となっており、これら 18 件の補助金額の合計は 4,737 千円（全体の 10.1％）となっている。

畜産課所管補助金の場合、対象となる畜産農家数が少なく、また対象畜種が多いため少額補助金を畜種に合わせ対応する必要があるという側面がある。補助の効果を見ると、少額の補助金であるからといって即廃止することはないが、経済性、効率性の観点からは少額であるため効果があまり発現しにくいことや、事務コストに見合う

効果が発現しにくいことがありえる。

従って、可能な限り補助金の必要性について再検討を行い、公益性が高く、かつ、事務コストに見合った効果の見込める補助事業に集約する必要があると考える。

なお、和歌山県の県単独補助金の見直しの中で、零細補助金（1団体30万円未満）の原則廃止についての取り組みを行っている。

④個別補助事業についての監査の結果及び意見

（a）熊野牛生産拡大促進事業（熊野牛生産体制強化促進）（NO103）

補助金の概要

交付先：熊野牛産地化推進協議会（平成16年度）	
開始年度：平成4年度	所管部署：畜産課
根拠規定：熊野牛生産拡大促進事業費補助金交付要綱	

（単位：千円）

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	257	231	1,150	1,150	—
うち県負担額	257	231	1,150	1,150	—
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	950	804	2,300	2,585	—

（補助金の目的）

熊野牛子牛の公正な取引等を推進し、もって本県特産熊野牛の生産及び流通合理化並びに熊野牛経営の安定に資することを目的とする。

（補助事業の概要）

熊野牛の生産を図るため、生産者団体が行う以下の事項を実施

- ・推進協議会、生産技術研究会、情報交換会、共進会等の開催
- ・農家濃密巡回指導の実施
- ・広報宣伝活動等の実施
- ・家畜市場施設整備等の実施

（補助金交付先の概要）

名称：熊野牛産地化推進協議会

組織概要：肉用牛を生産する者、関係市町村、農業共同組合で構成

会員数：13生産組合、14関係市町村、2関係農協

事業内容：熊野牛の銘柄確立、熊野牛子牛市場の運営、共同作業の実施等

(意見) 交付申請書の提出遅延

平成16年度の補助金交付申請書の提出が平成17年2月となっている。事業のうち、推進会議、巡回指導業務については、年度当初から実施されており、交付申請はタイムリーに行うべきであると考ええる。

(b) 優良はちみつ生産推進事業 (NO111)

補助金の概要

交付先：和歌山県養蜂組合（平成16年度）	
開始年度：平成10年度	所管部署：畜産課
根拠規定：優良はちみつ生産推進事業費補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	450	510	510	510	510
うち県負担額	450	510	510	510	510
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	1,668	2,401	1,975	2,677	3,036

(補助金の目的)

養蜂業を営む者の組織する団体が行う優良はちみつ生産推進事業の実施に要する経費に対する補助金

(補助事業の概要)

・みつ源増殖対策事業

みつ源植物種子及び苗木の購入を行い、みつ源の計画的な増殖を図る。

・みつばち伝染性疾病予防対策事業

消毒薬、予防薬共同購入、適正使用法推進により伝染性疾病防除に努める。

・品質向上対策事業

講習会、共励会等の開催によりはちみつの品質の向上を図る。

(補助金交付先の概要)

名称：和歌山県養蜂組合

組織概要：県内養蜂農家を直接の組合員とする任意団体

会員数：131名

事業内容：みつ源の増殖、調査、蜂群分布調整、蜂病予防、養蜂技術向上等

(結果) 実績報告書の記載誤り

平成 16 年度の実績報告書を閲覧したところ、当年度に実施していない研修会、共励会について、実績報告書に実施している旨の記載があった。申請書の記載をそのまま転用したことによる誤りと思われるが、実績報告書の記載は正確に行うべきである。

(c) 畜産コンサルタント事業 (NO118)

補助金の概要

交付先：(社) 畜産協会わかやま (平成 16 年度)	
開始年度：昭和 62 年度	所管部署： 畜産課
根拠規定：畜産コンサルタント事業費補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	1,774	1,794	1,896	1,896	1,931
うち県負担額	1,774	1,794	1,896	1,896	1,931
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	17,740	17,940	18,960	18,960	19,310

(補助金の目的)

(社) 畜産協会わかやまが行う畜産コンサルタント事業を推進することにより、県内畜産の健全な発展を図ることを目的とする。

(補助事業の概要)

・運営費補助

(社) 畜産協会わかやまが行う畜産コンサルタント事業活動に要する経費の一部(10%)を補助する。

(補助金交付先の概要)

(社) 畜産協会わかやま

(意見) コンサルタントフィーの徴収について

現在、コンサルタント業務に対する手数料は業者から徴収されていないが、コンサルタント自身の更なるレベルアップのためには、事業費の一部を実費徴収すべきである。コンサルティングの内容が業者にとって有益なものであれば、実費徴収したとしても制度は利用されると考えられるし、また実費徴収することにより、業者からよりクオリティの高いコンサルティングを要求されることになり、そのことが実施業務に対する緊張感を与え、助言内容の向上が期待できるのではないかと考える。

事業実績書によると、実施事業としては、畜産経営技術指導研究会 1 回と、個別指導 44 戸となっている。(社) 畜産協会わかやまでは、コンサルタント業務実施者として専任職員が 5 名存在しているが、専任職員一人当たり 9 戸の個別指導にとどまっている。効率的なコンサルティングが実施されているのか、人員体制として過剰ではないのか、県としては補助金を支出する以上、コンサルタントの勤務状況を十分把握する必要がある。

(d) 和歌山県 BSE 対策大家畜経営安定化資金利子補給事業 (NO128)

補助金の概要

交付先：みくまの農業協同組合 (平成 16 年度)	
開始年度：平成 15 年度	所管部署： 畜産課
根拠規定：和歌山県 BSE 対策大家畜経営安定化資金利子補給金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	—	16	203	56	25
うち県負担額	—	16	203	56	25
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	—	16	203	56	25

(補助金の目的)

県内における BSE の発生に伴う県産牛肉の消費減退、出荷繰延べ、価格低下等により、経済的影響を受けた大家畜経営者の安定を図るため、運転資金を融通している金融機関に対し、利子補給金を交付する。

(補助事業の概要)

・利子補給

基準金利 2.95% に対し、県が 2.16%、市町村が 0.55%、JA が 0.24% を補助

(経営者の金利負担はゼロとなる)

(補助金交付先の概要)

みくまの農業協同組合

(結果) 制度利用者数が少ないことについて

当該制度は、平成 15 年度に県内で発生した BSE 問題に対応するために緊急的に創設された。しかし、現在までに制度利用者は 1 名に留まっており、補助額も毎年数万円程度になっている。利子補給の制度は、他にも様々なメニューが用意されており、

まずは類似制度の柔軟な活用を検討すべきであったと思われる。補助金制度の維持・運営に係る人的物的コストを考えると、新たな制度の設置について慎重な判断が必要ではなかったかと考える。

(e) 家畜疾病経営維持資金利子補給事業 (NO129)

補助金の概要

交付先：紀北かわかみ農業協同組合（平成 16 年度）	
開始年度：平成 16 年度	所管部署： 畜産課
根拠規定：和歌山県家畜疾病経営維持資金利子補給金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	—	—	6,269	77	968
うち県負担額	—	—	6,269	77	968
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	—	—	6,269	77	968

(補助金の目的)

家畜疾病の発生時に、畜産経営の継続、維持又は再開に必要な家畜の導入、飼料等資材の購入に要する資金を借り受けた者の金利負担を軽減することを目的とする。なお、利子補給は資金を貸し付けた金融機関に対して実施する。

(補助事業の概要)

・利子補給

基準金利 2.95% に対し、国（中央畜産会）が 1.01%、県が 1.11%、市町村が 0.59%、JA が 0.24% を補助（したがって、経営者の金利負担なし）

(補助金交付先の概要)

紀北かわかみ農業協同組合

(結果) 予算額に対して利用者数が少ないことについて

この制度は、平成 16 年度に鳥インフルエンザの発生等に対応して創設された。平成 16 年度に補正予算で 626 万円計上されたものの、決算実績額は 7 万円余りとどまっている。補正予算額の算定根拠を確かめたところ、県内の養鶏業者の全てが、ブロイラー、採卵鶏 1 羽あたり 400 円の借入れが行われた場合の必要額を予算計上額として計上していた。たしかに、鳥インフルエンザの発生による経済的影響も無視できないが、予算計上を行うからには、制度の利用者数等を慎重に見積もることが必要であ

ったと考える。

(6) 就農促進課

①補助金の推移

(単位：千円)

		14年度決算	15年度決算	16年度決算	17年度予算
【国庫補助事業】	件数	3件	3件	4件	3件
	金額	5,866	6,243	7,877	7,411
	うち、県負担額	2,683	2,897	3,134	2,706
【県単独事業】	件数	4件	4件	5件	6件
	金額	2,478	2,231	8,007	21,405
【合計】	件数	7件	7件	9件	9件
	金額	8,344	8,474	15,884	28,816
	うち、県負担額	5,161	5,128	11,141	24,111

②補助金の一覧

NO.	補助事業名	補助金の概要	始期 年度	終期 有無	終期 年度	補助 単独	16年度決算(千円)	
							総額	うち 一般財源
137	農業をやってみようプログラム推進 モデル地区条件整備事業	担い手モデル地区条件整備補 助	H16	無	-	単独	6,000	6,000
138	農業機械効率的長期利用促進対策事 業	中古機械のリサイクル推進活 動補助	H12	無	-	補助	500	-
139	農業者等団体活動促進事業	県農業士会連絡協議会事業補 助	S55	無	-	単独	526	526
140	農業者等団体活動促進事業	県4HC連絡協議会事業補助	S50	無	-	単独	369	369
141	農業者等団体活動促進事業	県国際農業交流協会事業補助	H1	無	-	単独	526	526
142	農業者等団体活動促進事業	県生活研究グループ連絡協議 会事業補助	S47	無	-	単独	586	586
143	都市・農山漁村いきいきシニア活動促 進事業	高齢農業者に対する市町村が 行う活動促進事業補助	H16	無	-	補助	409	-
144	都市・農山漁村いきいきシニア活動促 進事業	高齢農業者に対する市町村が 行う活動促進事業補助	H16	無	-	補助	700	-
145	新規就農相談窓口整備事業	就農支援資金貸付業務に係る 事務、就農促進活動に係る補 助	-	無	-	補助	6,268	3,134
合計							15,884	11,141

③全体についての監査の結果及び意見

(意見) 終期設定について

就農促進課の平成16年度に存続する補助金9件中、終期設定がなされていないものが、9件(100.0%)ある。

補助金について終期を設定することは、補助金の必要性を確認する上で有用な手段の一つと考えられる。具体的には、終期を迎えた補助金は原則廃止として取り扱い、継続することに合理的な理由がある場合にのみ、補助内容等を再度検討した上で、引き続き継続して取り扱えばよいと考える。

なお、和歌山県の県単独補助金の見直しの中で、補助金の終期設定については自主的に取り組むべき事項となっている。

(意見) 少額の補助金について

就農促進課の平成16年度の補助金9件のうち、1,000千円以下のものは7件(77.7%)あり、7件の補助金額の合計は3,643千円(全体の22.9%)となっている。

補助の効果を考えると、少額の補助金であっても公益性があれば、即廃止することはないが、経済性、効率性の観点からは、少額であるため効果があまり発現しにくいことや、事務コストに見合う効果が発現しにくいことがある。

従って、補助金の必要性について再検討を行い、公益性が高く、かつ、事務コストに見合った効果の見込める補助事業に集約する必要があると考える。

なお、和歌山県の県単独補助金の見直しの中で、零細補助金(1団体30万円未満)の原則廃止についての取り組みを行っている。

④個別補助事業についての監査の結果及び意見

(a) 農業機械効率的長期利用促進対策事業費補助金(№138)

補助金の概要

交付先：和歌山県農業機械協同組合	
開始年度：平成12年度	所管部署：就農促進課
根拠規定：和歌山県農業振興総合対策事業費補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	500	450	500	500	500
うち県負担額	0	0	0	0	0
うち国負担額	500	450	500	500	500
事業費	1,018	904	1,000	1,015	1,000

(補助金の目的)

農業生産資材費のコスト低減を図るため、農業機械の長期適正利用及びリサイクルを促進する。

(補助事業の概要)

- ・ 中古農業機械展示会、相談会
- ・ 中古農業機械に関する利用者アンケート調査
- ・ 農業機械の長期適正利用、リサイクルに係る検討会
- ・ 遊休農機の掘り起こし

(補助金交付先の概要)

設 立：昭和36年5月

組合員数：42（県内農業機械等販売店）

活動内容：農業機械の販売促進

農業機械効率的長期利用促進対策事業（県補助金事業）

農業機械整備技能士の養成

農業機械士研修会への協力

新規就農者（新規参入者）への中古農機の相談（仲介）窓口など

(意見) 実績報告書の記載内容が不十分

県は補助金が目的どおりに支出され補助対象外のものに支出されていないか、また、効率的に支出されているのかどうか等の判断を行なう必要があり、事業終了後に提出される実績報告書に収支精算書の添付を求めている。収支精算書は和歌山県農業振興総合対策事業費補助金交付要綱第8条に書類の様式が定められ、和歌山県農業機械協同組合はそれにしたがって収支精算書を提出している。

しかし、当該様式では支出の部において、ただ地区推進活動費の総額の記載を求めているだけで、当該支出の内訳明細は不明であり上記のような判断を行うことはできなかった。県の内部監査の指摘により平成16年度より要綱に定める収支精算書の様式を改め、事業の内容毎に支出の内訳明細を示すように改善されている。

また、県は補助効果に期待して交付決定し、事業を実施した結果、事業計画と対比してどのような効果があったのか等の判断を行う必要があり、実績報告書に事業実績書の添付を求めている。事業実績書は要綱8条に書類の様式が定められ、和歌山県農業機械協同組合はそれにしたがって事業実績書を提出している。

しかし、事業実績書には、実施した事業の内容の記載はあるが効果についてはほとんど記載がされておらず、効果についての判断を行うことはできない。県は補助効果が明示され、効果について判断ができるように要綱に定める事業実績書の様式を改める必要がある。

(意見) 補助金の検査について

和歌山県補助金等交付規則第 21 に「補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、職員に補助事業者の事務所に立ち入り、帳簿書類を検査させる」と定めがあり、県は和歌山県農業機械協同組合の帳簿書類の検査を行うことが求められるが検査は実施されていない。平成 12 年度に補助が開始されてから 5 年間補助が継続している事業であり、定期的な検査を実施することが望まれる。

(b) 農業者等団体活動促進事業費補助金 (N O 139)

補助金の概要

交付先：和歌山県農業士会連絡協議会	
開始年度：昭和55年度	所管部署：就農促進課
根拠規定：農業者等団体活動促進事業費補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	650	585	526	526	331
うち県負担額	650	585	526	526	331
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	1,300	1,170	1,052	1,052	662

(補助金の目的)

農業者等が組織する団体の健全な発展を図る。

(補助事業の概要)

和歌山県農業士会連絡協議会が実施する団体活動の促進に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金交付先の概要)

設立：昭和54年

目的：各地方農業士会相互の連携を密にし、農業士の資質の向上をはかり、農業後継者育成活動に務め、農業改良普及事業に協力し、もって本県農業の振興に寄与する。

会員：1,130人 (平成17年4月現在)

(意見) 実績報告書の記載内容が不十分

農業者等団体活動促進事業費補助金交付要綱第 1 条によると和歌山県農業士会連絡協議会が実施する団体活動の促進に要する経費を補助するとあり、当補助制度は運

営費補助である。運営費補助は、財政基盤が整っていない団体に対して財政基盤が整備されるまでの間、県が支援するものであるから、補助事業との対比で、当該団体の財政状態及び収支状況を把握することが必要である。しかし、平成16年度の実績報告書に添付される収支精算書では支出の部において研修会等開催費806千円とあり、決算報告書の研修費770千円を超過しており、補助事業との対比で、当該団体の財政状態及び収支状況を把握することができない。当該事業は会議費112千円の一部が含まれているとのことであったが、そうであるならば収支精算書にも判り易く記載するべきである。

また、収支精算書の金額は千円未満の金額が概算で記載されていた。収支計算の正確性を担保するために県は、和歌山県農業士会連絡協議会が円単位で記載するように指導するべきである。

(c) 農業者等団体活動促進事業費補助金（NO140）

補助金の概要

交付先：和歌山県4Hクラブ連絡協議会	
開始年度：昭和50年度	所管部署：就農促進課
根拠規定：農業者等団体活動促進事業費補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	455	410	369	369	332
うち県負担額	455	410	369	369	332
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	910	820	738	738	664

(補助金の目的)

農村青少年が組織する団体の健全な発展を図る。

(補助事業の概要)

和歌山県4Hクラブ連絡協議会が実施する団体活動の促進に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金交付先の概要)

設 立：昭和49年

目 的：県下の農村青少年が、相互の連携と親睦を密にし、プロジェクト活動や各種研

修会を通じて自己研鑽や情報（技術）交換を図り、優れた農業者・社会人となるための素養を築く。

会 員：269人（平成17年4月現在）

（意見）補助対象経費が不明確

県は補助事業の効果測定、評価を実施していない。運営費補助であるが補助対象経費を特定していないため測定すべき効果が明確でないことが原因と考えられる。県は4組クラブ全体の活動事業費に補助するのではなく、事業費補助として研修費に限定し、毎期事業の効果測定し、評価を実施し易いようにすべきである。

（d）農業者等団体活動促進事業費補助金（NO141）

補助金の概要

交付先：和歌山県国際農業交流協会	
開始年度：平成元年度	所管部署：就農促進課
根拠規定：農業者等団体活動促進事業費補助金交付要綱	

（単位：千円）

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	650	585	526	526	332
うち県負担額	650	585	526	526	332
うち国負担額	0	0	0	0	0
事業費	2,295	2,770	2,145	2,145	3,237

（補助金の目的）

農業者等が組織する団体の健全な発展を図る。

（補助事業の概要）

和歌山県国際農業交流協会が実施する団体活動の促進に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助金交付先の概要）

設立：平成元年1月

会員：78名（海外（主にアメリカ）において1～2年間、農業の技術や経営を学んだ者）

主な活動

県内農業青年の海外派遣（中核農業者の育成）

開発途上国等海外諸国の農業研修生の受入（国際交流）

（意見）実績報告書の記載内容が不十分

県は事業終了後に提出される実績報告書に収支精算書の添付を求めている。補助金が目的どおりに支出され補助対象外のものに支出されていないか、また、効率的に支出されているのかどうか等の判断を行なう必要があり、予算との対比で実績金額を把握するためである。

しかし、平成16年度収支精算書を見ると2支出の部の本年度精算額の欄がすべて本年度予算額と同額で丸められた数字で記載されており、実績金額の把握ができない予算以上の支出が行われているため、このような記載がされたと推察されるが和歌山県国際農業交流会自体の決算報告書との対比もし難いため、意味のない金額が記載されている。県は和歌山県国際農業交流協会を指導し、収支精算書に適切な実績金額の記載を求めるべきである。

さらに実績報告書には補助効果の記載が求められるが、実施した事業の記載に留まっており、効果については明らかにされていない。県は事業実績報告書の様式を改訂し、補助効果についても記載をもとめるべきである。

（意見）補助対象経費が不明確

当補助は事業費補助であるが、農業者等団体活動促進事業費補助交付要綱第2条に、「補助金の交付の対象となる事業は、国際農業交流協会が行う事業活動とする。」とあり、事業内容については定めていない。しかし、限られた補助金で最大の効果を上げるように、特に公益性の高い事業に特定して補助することが望ましい。

（e）農業者等団体活動促進事業費補助金（NO142）

補助金の概要

交付先：和歌山県生活研究グループ連絡協議会	
開始年度：昭和47年度	所管部署：就農促進課
根拠規定：農業者等団体活動促進事業費補助金交付要綱	

（単位：千円）

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	723	651	586	586	410
うち県負担額	723	651	586	586	410
うち国負担額	—	651	—	—	—
事業費	1,569	1,307	1,278	1,543	1,162

(補助金の目的)

生産活動や地域づくりを展開している農村女性団体（和歌山県生活研究グループ連絡協議会）の健全な発展を図る。

(補助事業の概要)

和歌山県生活研究グループ連絡協議会が実施する団体活動の促進に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金交付先の概要)

設 立：昭和46年

目 的：各地方生活研究グループ相互の連携を図るとともに、生活・生産技術研修や女性起業活動を積極的に展開し、女性の役割向上を目指す。

また、都市交流や食育推進活動に取り組み、地域農業の活性化に寄与する。

会 員：2,733人（平成17年6月現在）

(意見) 事業実績報告書の記載が不十分

県は補助効果に期待して交付決定し、事業を実施した結果、事業計画と対比してどのような効果があったのか等の判断を行う必要があり、実績報告書に事業実績書の添付を求めている。事業実績書は要綱7条に書類の様式が定められ、和歌山県生活研究グループ連絡協議会はそれにしたがって事業実績書を提出している。

しかし、事業実績書には、研修会の開催状況など実施した事業の内容の記載はあるが効果についてはほとんど記載がされておらず、効果についての判断を行うことはできない。県は補助効果が明示され、効果について判断ができるように要綱に定める事業実績書の様式を改める必要がある。

(意見) 補助対象経費が不明確

当補助は事業費補助であるが、農業者等団体活動促進事業費補助交付要綱第2条に、「補助金の交付の対象となる事業は、和歌山県生活研究グループ連絡協議会が行う事業活動とする。」とあり、事業内容については定めていない。しかし、限られた補助金で最大の効果を上げるように、特に公益性の高い事業に特定して補助することが望ましい。

(7) 水産振興課

①補助金の推移

(単位：千円)

		14年度決算	15年度決算	16年度決算	17年度予算
【国庫補助事業】	件数	13件	12件	13件	15件
	金額	193,926	110,688	111,128	137,104
	うち、県負担額	72,740	40,322	40,543	51,772
【県単独事業】	件数	8件	8件	9件	6件
	金額	89,987	90,845	67,459	82,208
【合計】	件数	21件	20件	22件	21件
	金額	283,913	201,533	178,587	219,312
	うち、県負担額	162,727	131,167	108,002	133,980

②補助金の一覧

NO.	補助事業名	補助金の概要	始期 年度	終期 有無	終期 年度	補助 単独	16年度決算(千円)	
							総額	うち 一般財源
146	漁業金融制度資金利子補給等助成(漁業近代化資金)	漁業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化を図る目的で実施された資金に利子補給を行う制度	S44	無	—	補助 単独	28,109	14,054
147	漁業金融制度資金利子補給等助成(漁業経営再建資金)	漁業経営が困難になっている中小漁業者の再建を図るために、その者の債務の整理に必要な資金を融通できるように利子補給を行う制度	S62	無	—	補助 単独	239	95
148	漁業金融制度資金利子補給等助成(漁業経営維持安定資金)	漁業経営の維持が困難な中小漁業者に対し、その経営の再建を図るため緊急に必要な固定化債務の整理等のための資金を融資できるように利子補給を行う制度	S51	無	—	補助 単独	—	—
150	漁業金融制度資金利子補給等助成(漁業運転資金融通円滑化対策事業補助金)	保証に伴う県漁業信用基金協会の損失を補填することで基金協会の保証態度が消極化しないよう費用負担を軽減するための制度	H16	無	—	補助	—	—
151	漁業金融制度資金利子補給等助成(経営改善等資金融通円滑化事業補助金「経営改善等支援事業分」)	意欲をもって経営改善に取り組む漁業者、新規就業者等が、担保や保証人等を持たない場合でも、県漁業信用基金協会からの保証を受けることにより必要な融資を円滑に受けられるようにするための制度	H16	無	—	補助	—	—
152	漁業金融制度資金利子補給等助成(経営改善等資金融通円滑化事業補助金「漁業・地域維持対策事業分」)	担い手として地域が支えようとする漁業者等が、担保や保証人等を持たない場合でも、県漁業信用基金協会からの保証を受けることにより必要な融資を円滑に受けられるようにするための制度	H16	無	—	補助	—	—
153	漁業共済促進(和歌山県漁業共済組合赤潮特約補助金)	異常な赤潮による損害をてん補するために締結する赤潮特約の掛金の補助を行う	H4	無	—	補助	3,784	3,784
154	漁業共済促進(和歌山県漁業共済普及推進事業補助金)	漁業共済制度への加入の促進及び漁業共済事業運営の効率化を図るための普及推進事業を支援する	H13	有	H16	単独	290	290
155	信用事業整備強化対策(和歌山県漁業信用基金協会運営補助金)	県下系統信用事業の秩序維持に資するため県漁業信用基金協会の経営基盤強化に要する経費の一部の助成	H13	無	—	単独	3,000	3,000

NO.	補助事業名	補助金の概要	始期 年度	終期 有無	終期 年度	補助 単独	16年度決算(千円)	
							総額	うち 一般財源
156	信漁連信用事業整備強化対策(和歌山県漁協系統信用事業実施基盤強化対策事業補助金)	漁協の信用事業を譲り受ける県信用漁業協同組合連合会等の事業の効率化を図るため、検討会の設置、効率化計画の策定及び当該計画に基づく機器整備等を行う制度	H14	有	H15	補助	-	-
157	信漁連信用事業整備強化対策(信漁連信用事業整備強化対策利子補給金)	県信用漁業協同組合連合会が県漁業信用基金協会に対して、代位弁済資金を別に定める基準金利の1/2に減免して融資をした場合に県が県信用漁業協同組合連合会に対して交付する利子補給金制度	H元	有	H15	単独	-	-
158	漁協等経営基盤強化対策(漁協等経営強化総合対策利子補給補助金)	漁協の経営強化に伴う借入金の利子に対する補助	H11	有	H23	補助	9,110	4,555
159	漁協等経営基盤強化対策(漁協組織緊急再編対策利子補給補助金)	漁協の組織強化に伴う借入金の利子に対する補助	H14	有	H24	補助	992	496
160	漁協等経営基盤強化対策(信用事業統合促進利子補給補助金)	漁協の信用事業譲渡に伴う借入金の利子に対する補助	H12	有	H24	単独	6,018	6,018
161	和歌山県漁協組織緊急再編対策事業費補助金	漁協合併推進のため、漁連が実施する経営診断等対策事業、漁協による合併協議等への補助	H10	無	-	補助	900	-
162	漁協合併事務機能整備助成	合併に伴う漁協事務の効率化のため、OA危機等の整備に対する補助	H16	有	H19	単独	-	-
163	緊急雇用創出特別基金事業費補助金	海遊体験実施漁協がおこなう海域清掃・監視等業務に対する委託事業を実施する町に対しての補助	H16	有	H16	単独	5,922	-
164	海遊モデル事業参加者誘導用看板等設置事業費補助	海遊体験の参加者を誘導するための看板及びのぼりの作成	H16	有	H16	単独	248	248
165	海遊モデル事業参加者募集広報事業費補助	海遊体験の参加者を募るために、広く周知させる各種広報事業の間接補助	H16	有	H16	単独	300	300
166	漁協女性部連合会育成補助	魚食普及、作文大会助成等連合会活動補助	S38	有	H16	単独	368	368
167	漁民の森づくり活動推進補助	漁場環境の維持・保全を図ることを目的とした森林づくりの活動を推進	H14	無	-	補助	800	-
168	広域資源増大緊急モデル	クルマエビ資源の維持及び安定を図るため、稚エビの中間育成、放流の補助	H13	有	H19	補助	1,756	439
169	栽培漁業センター運営	協会運営補助	H8	無	-	単独	55,636	55,636
170	沿岸漁場整備開発	魚礁等の設置	H13	有	H18	補助	25,000	10,000
合計							178,587	108,002

③全体についての監査の結果及び意見

(意見) 終期設定について

水産振興課の平成16年度に存続する補助金22件中、終期設定がなされていないものが、11件(50.0%)ある。

補助金について終期を設定することは、補助金の必要性を確認する上で有用な手段の一つと考えられる。具体的には、終期を迎えた補助金は原則廃止として取り扱い、継続することに合理的な理由がある場合にのみ、補助内容等を再度検討した上で、引き続き継続して取り扱えばよいと考える。

なお、和歌山県の県単独補助金の見直しの中で、補助金の終期設定については自主的に取り組むべき事項となっている。

(意見) 少額の補助金について

水産振興課の平成 16 年度の補助金 17 件のうち、1,000 千円以下のものは 8 件 (47.1%) あり、8 件の補助金額の合計は 4,137 千円 (全体の 2.32%) となっている。

補助の効果を考えると、少額の補助金であっても公益性があれば、即廃止することはないが、経済性、効率性の観点からは、少額であるため効果があまり発現しにくいことや、事務コストに見合う効果が発現しにくいことがありえる。

従って、補助金の必要性について再検討を行い、公益性が高く、かつ、事務コストに見合った効果の見込める補助事業に集約する必要があると考える。

なお、和歌山県の県単独補助金の見直しの中で、零細補助金 (1 団体 30 万円未満) の原則廃止についての取り組みを行っている。

④個別補助事業についての監査の結果及び意見

(a) 漁業金融制度資金利子補給等助成 (漁業近代化資金) (N〇146)

補助金の概要

交付先：融資機関 (和歌山県信用漁業協同組合連合会・栖原漁協・三尾漁協・南部町漁協・大島漁協・樫野漁協・浦神漁協)	
開始年度：昭和 44 年度	所管部署：水産振興課
根拠規定：漁業近代化資金助成法	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	37,013	31,815	32,953	28,109	27,885
うち県負担額	18,506	15,907	16,476	14,054	27,885
うち国負担額	18,506	15,907	16,477	14,054	—
事業費	—	—	—	—	—

(補助金の目的)

漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。

(補助事業の概要)

漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化を図る目的で実施された資金で、融資機関が漁業者に長期かつ低利の資金を融通できるように利子補給を行う制度である。基準金利を基礎に利子補給を実施し、漁業者等への貸付金利 (実質的な金利負担) が決定される。

(補助金交付先の概要)

和歌山県下の漁業振興と漁業者の生活向上を目的に設立され、金融機能を発揮し、貯蓄奨励・漁村地域の生活・漁村地域の環境整備・海のレジャー事業等への対応を行っている。

(意見) 利子補給率について

利子補給率については、基準金利 2.75%に対し、利子補給率は 1.25%であり、漁業者の実質負担は 1.5%となっている。これらは事業内容や事業目的が同じ農業近代化資金利子補給金 (N019) の基準金利 2.75%、利子補給率 1.25%と同じである。

利子補給率相当額の負担は、平成 16 年度までは国と県が 1/2 ずつであったが、平成 17 年度からは国の負担がゼロとなり、県の負担率は 10/10 の 1.25%となっている。

これは国から地方への税源移譲という三位一体の改革の流れに伴うもので、その結果、国の関与が無くなり、県の独自性を高めることができるようになっている。

近年漁獲量が減少し漁業者を取り巻く環境は厳しさを増しており、従来から実施している利子補給の必要性は依然高いと考えられる。今後は、県は独自性を発揮した利子補給率を設定するなどの工夫が期待される。

(b) 漁業金融制度資金利子補給等助成 (漁業経営再建資金) (N0147)

補助金の概要

交付先：融資機関 (和歌山県鯉鮪漁業協同組合)	
開始年度：昭和 62 年度	所管部署：水産振興課
根拠規定：漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	478	358	265	239	144
うち県負担額	191	143	106	95	144
うち国負担額	287	215	159	143	—
事業費	—	—	—	—	—

(補助金の目的)

漁業経営が困難になっている中小漁業者の再建を図ることを目的とする。

(補助事業の概要)

漁業経営が困難になっている中小漁業者の再建を図るために、融資機関が漁業者の自助努力及び関係機関の支援協力のもと、その者の債務の整理に必要な資金を長期かつ低利で融通できるように利子補給を行う制度である。

(補助金交付先の概要)

組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的・社会的地位を高めることを目的として設立され、鯉鮪漁業を支援している。

(意見) 少ない利用実績

現在、実績として平成7年度の補助対象者1件に係る利子補給が継続されているだけで、新規の補助実績は10年間ゼロ件である。その原因の一つとして、補助事業の利用促進を図りその目的を達成するためには、補助事業について関係者への周知徹底が必要であるが、一般漁業者に対して十分な周知徹底がなされていなかったことが考えられる。県の話では平成12年度に「漁業金融制度概要の冊子」を作成して周知徹底したとのことであるが、漁業者を取り巻く環境が厳しさを増す中で、「新規の補助実績が10年間ゼロ件」であるという事実を重く受け止めるべきである。県はホームページへの記載や広報誌への記載をするなどの手段も含めて毎年度、継続的に周知徹底する必要があるのではないかと考える。

また、他の原因として昭和62年当時の補助制度創設の時期と比べて、融資機関も回収可能性に問題のある「漁業経営が困難になっている中小漁業者に対する債権(貸付)」を引き受けることに消極的であることも背景にあり、制度自体が時代遅れになってきていることも原因と考えられる。

しかし、漁業の振興を重要施策とする県は、当補助制度の目的である「漁業経営が困難になっている中小漁業者の再建を図る」という必要はあり、現在の補助事業が既に時代遅れになっているのならば、例えば他の事業を組み合わせるなど、制度に工夫を凝らし、その目的を達成できる方法を検討するべきである。おりしも当補助の財源については平成17年度より国から税源移譲が行われているため、目的達成のために県の独自性の発揮が一層期待される。

(c) 漁業金融制度資金利子補給等助成(漁業経営維持安定資金)(NO148)

補助金の概要

交付先：融資機関	
開始年度：昭和51年度	所管部署：水産振興課
根拠規定：漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法	

(単位：千円)

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	—	—	212	—	212
うち県負担額	—	—	47	—	188
うち国負担額	—	—	141	—	—
事業費	—	—	—	—	—

(補助金の目的)

漁業経営の維持が困難な中小漁業者に対し、その経営の再建を図ることを目的とする。

(補助事業の概要)

漁業経営の維持が困難な中小漁業者に対し、その経営の再建を図るため緊急に必要な固定化債務の整理等のための資金を、融資機関が長期かつ低利で融資できるように利子補給を行う制度である。

(補助金交付先の概要)

和歌山県下の漁業振興と漁業者の生活向上を目的に設立され、金融機能を発揮し、貯蓄奨励・漁村地域の生活・漁村地域の環境整備・海のレジャー事業等への対応を行っている。

(意見) 少ない利用実績

実績として平成元年に新規 7 件の利用実績があったのを最後に平成 8 年で利子補給は終了している。それ以来、平成 16 年度まで毎年予算はとっているが利用実績はゼロ件である。県は需要があった時に当補助に係る要綱を作成すれば足りると思え、平成元年以来、補助金交付の根拠となる要綱も作成されていない状況であった。

利用実績が少ない原因の一つとして、補助事業の利用促進を図りその目的を達成するためには、毎年度、補助事業について関係者に周知徹底が必要であるが N0147 と同様に平成 12 年度に「漁業金融制度概要の冊子」を作成したに止まっていた。

また、N0147 と同様に昭和 51 年当時の補助制度創設の時期と比べて、融資機関も回収可能性に問題のある「漁業経営の維持が困難な中小漁業者に対する債権（貸付）」を引き受けることに消極的であることも背景にあり、制度自体が時代遅れになっていることも原因と考えられる。

しかし、漁業の振興を重要施策とする県は、当補助制度の目的である「漁業経営が困難になっている中小漁業者の再建を図る」という必要はあり、現在の補助事業が既に時代遅れになっているのならば、例えば他の事業を組み合わせるなど、制度に工夫を凝らし、その目的を達成できる方法を検討するべきである。おりしも当補助の財源については平成 17 年度より国から税源移譲が行われているため、目的達成のために県の独自性の発揮が一層期待される。

(d) 漁業共済促進（和歌山県漁業共済普及推進事業補助金）(NO154)

補助金の概要

交付先：和歌山県漁業共済組合	
開始年度：平成 13 年度	所管部署：水産振興課
根拠規定：和歌山県漁業共済普及推進事業補助金交付要綱	

(単位:千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	528	476	290	290	—
うち県負担額	528	476	290	290	—
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	1,056	1,004	756	647	—

注) 平成 17 年度から廃止されている。

(補助金の目的)

和歌山県漁業共済組合が実施する漁業共済制度への加入の促進、及び漁業共済事業運営の効率化を図ることを目的とする。

(補助事業の概要)

和歌山県漁業共済組合が実施する漁業共済制度への加入の促進、及び漁業共済事業運営の効率化を図るための普及推進事業を支援する。

(補助金交付先の概要)

中小漁業者のために、漁業災害補償法の規定に基づき、漁業共済事業及び地域共済事業を行うことを目的として設立された。

(意見) 事業評価が不十分

県は事業実績報告書を基に定量的・定数的な事業評価を行い、その結果を後年の事業に活かす必要がある。しかし、事業評価を行っていなかった。県は補助事業の効果を測定して適切に評価し、その結果を後年の事業に活かすべきである。

(意見) 実績報告書の記載が不十分

県は補助金が目的どおりに支出され補助対象外のものに支出されていないか、また、効率的に支出されているのかどうか等の判断を行なう必要があり、事業終了後に提出される実績報告書に収支決算書の添付を求めている。収支決算書は和歌山県漁業共済普及推進事業補助金交付要綱第 7 条に書類の様式が定められ、和歌山県漁業共済組合

はそれにしたがって収支決算書を提出している。

しかし、当該様式では支出の部において、ただ組織問題検討協議会開催費の総額の記載を求めているだけで、当該支出の内訳明細は不明であり上記のような判断を行うことはできなかった。

(e) 信漁連信用事業整備強化対策（和歌山県漁協系統信用事業実施基盤強化対策事業補助金）（NO156）

補助金の概要

交付先：和歌山県信用漁業協同組合連合会	
開始年度：平成 14 年度	所管部署：水産振興課
根拠規定：水産業振興総合対策事業実施要領	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	17,237	9,200	—	—	—
うち県負担額	8,567	4,600	—	—	—
うち国負担額	8,670	4,600	—	—	—
事業費	26,236	14,020	—	—	—

(補助金の目的)

新たな金融環境に対応し得る漁協系統信用事業の実施基盤を整備することを目的とする。

(補助事業の概要)

漁協の信用事業を譲り受ける和歌山県信用漁業協同組合連合会の事業の運営の効率化を図るため、検討会の設置、効率化計画の策定及び当該計画に基づく機器整備等を行う制度である。

(補助金交付先の概要)

和歌山県下の漁業振興と漁業者の生活向上を目的に設立され、金融機能を発揮し、貯蓄奨励・漁村地域の生活・漁村地域の環境整備・海のレジャー事業等への対応を行っている。

(意見) 事業評価が不十分

県は補助効果に期待して交付決定し、事業を実施した結果、事業計画と対比してどのような効果があったのか等の判断を行う必要があり、実績報告書に事業実績書の添付を求めている。事業実績書は要綱 7 条に書類の様式が定められ、和歌山県信用漁業

協同組合連合会はそれにしたがって事業実績書を提出している。

しかし、事業実績書には、事業の内容の欄に「効率化機器等整備事業」と一言の記載はあるが効果については一切記載がされていなかった。このため定量的・定数的な指標に基づく客観的な判断を行うことはできない。実際、当補助について県は定量的・定数的な客観的な評価を実施していなかった。例えば「効率化機器」の利用頻度を調査するなど補助事業を適切に評価し、評価結果を後年の事業に活かすべきである。

(f) 漁民の森づくり活動推進 (N〇167)

補助金の概要

交付先：和歌山県漁業協同組合連合会	
開始年度：平成 14 年度	所管部署：水産振興課
根拠規定：漁民の森づくり活動推進事業費補助金	

(単位:千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	960	800	800	800	800
うち県負担額	0	0	0	0	0
うち国負担額	960	800	800	800	800
事業費	1,000	800	800	800	800

(補助金の目的)

漁業環境の維持・保全を図ることを目的とした森林づくりの活動を推進する。

(補助事業の概要)

漁場は水域の自然環境に大きく依存した産業であり、水産動植物が生育するための良好な環境を確保するための森・川・海を通じた幅広い環境保全の取り組みの一環として漁業者等が森に木を植える活動を推進する。

(補助金交付先の概要)

漁業者の組織する漁業協同組合の統括組織であり、和歌山県漁業の調整・振興のために各種活動を行う組織。

(意見) 事業効果について

当補助事業は、漁業環境の維持・保全を図ることを目的とし、広葉樹を植えるのであるが、対象となりうる森林の面積何万平米のうち、各年度に植林する面積は約 3 千平米であり、数値面から実際に環境に与える補助効果は僅かである。それよりも漁業者等が森に木を植える活動を環境保全の取り組みとして広く知らせ啓蒙することが

期待される。

そのためには参加人数が多いほど補助効果が高いと考えられるが、実際は補助金の一部を昼食費に充てる関係から参加人数が制約されているとのことである。昼食費の制約に捉われることなく、参加人数を増やし補助効果を高めるべきである。

(意見) 終期設定について

現在、終期設定はされていない。

しかし、補助金について終期を設定することは、補助金の必要性を確認する上で有用な手段の一つと考えられる。具体的には、終期を迎えた補助金は原則廃止として取り扱い、継続することに合理的な理由がある場合にのみ、補助内容等を再度検討した上で、引き続き継続して取り扱えばよいと考える。

例えば、県下の主要な河川について植樹が一巡する時期に終期設定するべきである。

(8) 資源管理課

①補助金の推移

(単位：千円)

		14年度決算	15年度決算	16年度決算	17年度予算
【国庫補助事業】	件数	4件	5件	6件	4件
	金額	1,874	3,790	4,834	2,434
	うち、県負担額	50	50	100	-
【県単独事業】	件数	3件	3件	3件	2件
	金額	15,021	14,885	12,249	10,900
【合計】	件数	7件	8件	9件	6件
	金額	16,895	18,675	17,083	13,334
	うち、県負担額	15,071	14,935	12,349	10,900

②補助金の一覧

NO.	補助事業名	補助金の概要	始期 年度	終期 有無	終期年 度	補助 単独	16年度決算(千円)	
							総額	うち 一般財源
175	内水面漁業振興活動推進	内水面漁業振興を目的とした普及及び河川環境保全等の活動を実施	H13	有	H16	単独	1,095	1,095
176	あゆ・ます種苗放流補助	あゆ・ます種苗を放流し資源の維持及び増殖を図る	-	無	-	単独	10,328	10,328
177	あゆ産卵場造成補助	あゆの産卵場を造成し資源の維持及び増殖を図る	S62	無	-	単独	826	826
178	カワウ被害防除及び捕獲事業	あゆ等の資源を保護するためカワウの捕獲等実施	H15	無	-	補助	1,797	-
179	外来魚被害緊急対策事業	外来魚を刺網により捕獲し、埋設処理	H13	有	H16	補助	960	-
180	和歌山県多元的資源管理型漁業推進事業	啓発用リーフレット作成及び配布	H15	有	H16	補助	300	100
181	漁業者等協議会推進事業	地区別漁業者協議会、漁業種類別漁業者協議会等開催	H13	有	H23	補助	1,073	-
182	地域ブランド化推進強化事業	振興会活動補助	-	無	-	補助	54	-
183	新海洋秩序確立推進等対策事業	TAC対象魚種スルメイカの採捕状況把握及び計画作成	H10	無	-	補助	650	-
合計							17,083	12,349

③全体についての監査の結果及び意見

(意見) 終期設定について

資源管理課の平成16年度に存続する補助金9件中、終期設定がなされていないものが、5件(55.5%)ある

補助金について終期を設定することは、補助金の必要性を確認する上で有用な手段の一つと考えられる。具体的には、終期を迎えた補助金は原則廃止として取り扱い、継続することに合理的な理由がある場合にのみ、補助内容等を再度検討した上で、引き続き継続して取り扱えばよいと考える。

なお、和歌山県の県単独補助金の見直しの中で、補助金の終期設定については自主的に取り組むべき事項となっている。

(意見) 少額の補助金について

資源管理課の平成16年度の補助金9件のうち、1,000千円以下のものは5件(55.5%)あり、5件の補助金額の合計は2,790千円(全体の16.3%)となっている。

補助の効果を考えると、少額の補助金であっても公益性があれば、即廃止することはないが、経済性、効率性の観点からは、少額であるため効果があまり発現しにくいことや、事務コストに見合う効果が発現しにくいことがありえる。

従って、補助金の必要性について再検討を行い、公益性が高く、かつ、事務コストに見合った効果の見込める補助事業に集約する必要があると考える。

なお、和歌山県の県単独補助金の見直しの中で、零細補助金(1団体30万円未満)の原則廃止についての取り組みを行っている。

④個別補助事業についての監査の結果及び意見

(a) 和歌山県多元的資源管理型漁業推進事業補助金(N〇180)

補助金の概要

交付先：和歌山県漁業協同組合連合会	
開始年度：平成15年度	所轄部署：資源管理課
根拠規程：和歌山県多元的な資源管理型漁業の推進事業補助金交付要請	

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	150	150	300	300	—
うち県負担額	50	50	100	100	—
うち国負担額	100	100	200	200	—
事業費	200	200	400	400	—

(補助金の目的)

漁業者に資源回復計画の普及推進を図ることを目的とする。

(補助事業の概要)

啓発用ステッカー（平成 16 年度事業）の作成及び配布を行う。

(補助金交付先の概要)

設立目的：会員が共同して経済活動を行い、所属員の漁業の生産能率の向上等その事業の振興を図り、もって所属員の経済的・社会的地位を高めることを目的とする。

会 員 数：55（漁業協同組合）

(意見) 実績報告書の記載内容が不十分

県は事業終了後に提出される実績報告書に収支決算書の添付を求めている。補助金が目的どおりに支出され補助対象外のものに支出されていないか、また、効率的に支出されているのかどうか等の判断を行なう必要があり、予算との対比で実績金額を把握するためである。

しかし、平成 16 年度収支決算書を見ると、以下のように 2 支出の部の本年度決算額の欄がすべて本年度予算額と同額の数字で記載されており、実績金額の把握ができない。予算以上の支出が行われているため、このような記載がされたと推察されるが和歌山県漁業協同組合連合会自体の決算報告書との対比もし難いため、意味のない金額が記載されている。県は和歌山県漁業協同組合連合会を指導し、収支決算書に適切な実績金額の記載を求めるべきである。

(平成 16 年度収支決算書より抜粋)

(単位：円)

区分	本年度予算額	本年度決算額	あるべき決算額
【支出の部】			
取組みの推進費	400,000	400,000	404,250
試験調査費	0	0	0
実践活動費	0	0	0
資源管理・営漁指導指針 の策定推進費	0	0	0
合計	400,000	400,000	404,250

また実績報告書には実施した事業実績の記載が求められ、ステッカー550枚作成と記載すべきところが、補助金申請時の計画枚数500枚と報告しており意味のない実績報告になっていた。さらに補助効果の記載が求められるが、効果については明らかにされていない。県は事業実績報告書の様式を改訂し、補助効果についても記載をもと

めるべきである。

(9) まとめ

和歌山県の農林水産部の補助金の中で、平成 16 年度決算額が 1 億円以上の補助事業は次のとおりである。

(単位：千円)

所管部署	補助事業名	平成 16 年決算額
農林水産総務課	中山間地域等直接支払事業交付金	1, 131, 742
経営支援課	経営構造対策事業	1, 898, 667
	農業共済団体等事務費補助	709, 078
農地整備課	農村総合整備事業	803, 956
	基盤整備事業	265, 122
	小規模土地改良事業	160, 062
	団体営ため池等整備事業	120, 830
果樹園芸課	和歌山県農業振興総合対策事業費補助金 (果樹立国和歌山活性化事業)	293, 171
	果樹農家経営安定対策基金事業(経営 安定対策事業)	157, 304
合計		5, 539, 932
補助金全体		6, 461, 084

1 億円以上の補助事業を整理すると、中山間地域の条件不利性を補うことが目的である中山間地域等直接支払事業交付金は 11.3 億円、担い手の育成等を目的とした施設整備補助の経営構造対策事業は 18.9 億円、農業共済団体等の事務経費補助は 7.0 億円、農地整備課の農業農村整備事業は 13.4 億円、果樹関係の補助金が 4.5 億円となっており、中山間が多く、農業者不足が深刻、農地整備を進めている、果樹立国を目指している和歌山県の特徴が見出せる。

ここで、補助事業の大きな目的を考えてみると、和歌山県の場合、将来の担い手育成、品質の高い果樹の育成等が考える。これらの目的が達成されたかどうかを測定するためには、一つの補助事業の効果ではなく、複数事業による複合的效果であると考えられる。例えば、担い手育成のために行っている補助事業は経営構造対策事業だけでなく農業者育成のための利子補給金制度等複数存在し、経営構造対策事業だけではその効果は測れない。したがって、目的別に体系整理をした補助事業全体から費用対効果の判断を行うことが重要なのではないかと考える。そして、その効果の分析の次には、効果の上がっている補助事業は内容等を拡大し、事業内容が重複しているものや補助金の必要性が低いものは縮小または廃止を行う等、補助金の効率性、有効性の判断を行い、事業の見直しを行うことが重要になってくると考える。

4. 農林水産部の貸付金

(1) 沿岸漁業改善資金特別会計

1) 事業内容

沿岸漁業改善資金特別会計は、沿岸漁業改善資金に関する収支のみを対象としており、その事業内容は次の通りである。

困難な状況に置かれている沿岸漁業従事者が自主的にその経営・生活を改善していくことを積極的に助長するために以下の無利子の資金を貸し付け、もって沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大、沿岸漁業従事者の福祉の向上及び青年漁業者等の養成確保を行うことを目的とする。

① 経営等改善資金

近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入または魚ろうの安全確保のための施設等の導入に必要な資金

② 生活改善資金

漁家の生活改善のための施設等の導入に必要な資金

③ 青年漁業者等養成確保資金

青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法または技術の実地習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎の形成に必要な資金

2) 貸付原資

貸付原資は国が3分の2、県が3分の1を負担して資金造成し、沿岸漁業改善資金特別会計で管理する。また、延滞違約金及び資金預託による利子収入からなる業務勘定の利益を毎年貸付原資に繰り入れる。

3) 決算状況等

(単位：千円)

		15年度決算	16年度決算	17年度予算
歳入	一般会計繰入金	1,417	1,886	2,752
	繰越金	252,359	426,491	23,999
	利子収入	13	128	1
	貸付金元金収入	189,245	172,813	136,000
	雑入	169	31	1
	計	443,203	601,349	162,753
歳出	貸付金	15,295	68,421	160,000
	委託料	1,212	1,702	2,394
	物件費	151	143	335
	報酬	54	18	24
	計	16,712	70,284	162,753

事務委託料、管理指導費及び沿岸漁業改善資金運営協議会委員への報酬等の事務費は一般会計から繰り出している。

なお、事業は昭和 54 年度に開始され現在も継続中である。平成 17 年度の貸付枠は 1 億 6 千万円であり、平成 16 年度末現在特別会計上借入金はない。

4) 根拠法令

- (国) 沿岸漁業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法施行令、沿岸漁業改善資金助成法施行規則、沿岸漁業改善資金造成費補助金交付要綱
- (県) 沿岸漁業改善資金貸付規則、沿岸漁業改善資金運営協議会設置規則、沿岸漁業改善資金事務取扱要領

5) 貸付対象者

①経営等改善資金（主に漁業機器購入資金）

- (イ) 沿岸漁業従事者たる個人
 - (ロ) 沿岸漁業従事者たる個人の組織する団体
 - (ハ) 沿岸漁業を営む会社でその常時使用する従事者の数が 20 人以下であるもの
- (二) 前項に掲げる者のうち総トン数 20 トン未満の動力漁船を使用して水産動物の採捕の事業を行う者にあつては 10 トン未満の動力漁船を使用する者のほか 10 トン以上 20 トン未満の動力漁船を使用する者のうち知事が別に定める者に限る。

一部貸付品目については以上に加えて、機器の装備を目的とする場合の貸付では対象機器が形式認定基準を満たしている等、貸付品目ごとに設定された基準を満たす必要がある。

②生活改善資金（主にリフォーム等資金）

- (イ) 沿岸漁業従事者たる個人
- (ロ) 沿岸漁業従事者たる個人の組織する団体
- (ハ) 沿岸漁業を営む会社でその常時使用する従業者の数が 20 人以下であるもの

一部貸付品目については以上に加えて、生活合理化設備資金の場合には設置する設備の基準が指定されている等貸付品目ごとに設定された基準を満たす必要がある。

③青年漁業者等養成確保資金（主に漁船購入資金）

- (イ) 沿岸漁業従事者たる個人
- (ロ) 沿岸漁業従事者たる個人の組織する団体

- (ハ) 沿岸漁業を営む会社でその常時使用する従業者の数が 20 人以下であるもの
- (二) 前項に掲げる者のうち総トン数 20 トン未満の動力漁船を使用して水産動物の採捕の事業を行う者にあつては 10 トン未満の動力漁船を使用する者のほか 10 トン以上 20 トン未満の動力漁船を使用する者のうち知事が別に定める者に限る。

以上に加えて、研修教育資金においては研修に耐えうる体力を有する者であること等、貸付品目ごとに設置された基準を満たす必要がある。

6) 貸付基準等

種別	貸付限度額	償還期間（措置期間）	金利
経営等改善資金	10 万円～2,000 万円	2～10 年（0～3 年）	無利子
生活改善資金	10 万円～150 万円	2～7 年（措置期間なし）	無利子
青年漁業者等養成確保資金	100 万円～2,000 万円	5～10 年（1～3 年）	無利子

* 各貸付品目を併用する場合の限度額は 2,800 万円

7) 貸付金推移表

（単位：千円）

年度	期首貸付金残高	件数	貸付額	償還額	年度末残高
H12	941,871	55	213,075	176,047	978,899
H13	978,899	38	100,475	196,862	882,512
H14	882,512	16	62,130	200,049	744,593
H15	744,593	12	15,295	189,245	570,643
H16	570,643	16	68,421	172,813	466,251

8) 発生年度別延滞先一覧表

（単位：千円）

年度	件数	約定償還額	実際償還額	延滞額
H12	1	450	428	22
H13	3	2,307	886	1,421
H14	4	2,097	3	2,094
H15	10	8,276	3,858	4,418
H16	14	12,236	1,400	10,836
合計	32	25,366	6,575	18,791

延滞者 16 名 その貸付残高合計 47,057 千円（平成 16 年度出納閉鎖時）

9) 違約金

①回収済違約金

(単位：千円)

年度	違約金 徴収件数	違約金を徴収した 貸付金延滞額	回収済 違約金
H12	10 (8)	2,790	154
H13	7 (5)	1,567	174
H14	13 (10)	2,205	206
H15	11 (11)	2,324	169
H16	5 (5)	3,679	31
合計		12,565	734

※ () 内は人数 (法人を含む)

①は貸付金の弁済が約定期日より遅れて回収されたため、年利 12.25%の違約金が発生し、これを回収した実績数値である。違約金が発生しても回収できていない場合は②の未収違約金に含まれる。

②未収違約金

(単位：千円)

	件数	違約金
年度ごとの約定返済が完了したため 違約金が確定しているもの	8 (6)	594
上記以外のもの (違約金が今後増加する 可能性があるもの)	15 (13)	3,148
合計	23 (19)	3,742

※ () 内は人数 (法人を含む)

平成 17 年 3 月 31 日現在の状況

②は貸付金の弁済が約定期日より遅れて回収されたため、年利 12.25%の違約金が発生しているが、平成 17 年 3 月 31 日現在回収できていない違約金残高である。そのうち、年度ごとの約定返済が完了したため違約金が確定している (違約金の弁済が遅れても違約金に対する違約金は発生しないため) ケースが 8 件 6 人 594 千円ある。また、年度ごとに設定した約定返済が未了のため、違約金が今後さらに増加する可能性のある約定に係わる違約金は、15 件 (13 人) 3,148 千円ある。両者を合計すると、23 件 19 人違約金は 3,742 千円にのぼり、平成 12 年度から 16 年度までの 5 年間に回収した違約金 734 千円の約 5 倍にあたる。県は会計上、違約金は入金したときにしか認識しないので、決算書にはこの未収違約金は反映されていない。

10) 監査要点

①適法性

貸付が法や要綱、要領に準拠して実施されているか。

②有効性

沿岸漁業改善資金が、困難な状況に置かれている沿岸漁業従事者等の自主的な経営・生活の改善に貢献しているか。また、それが沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大、沿岸漁業従事者の福祉の向上及び青年漁業者等の養成確保に役立っているか。

③効率性・経済性

貸付及び回収事務が効率的に行われているか。当該貸付制度のコストは適切か。コスト低減の余地はあるか。

11) 意見

①適法性について

沿岸漁業改善資金について、平成 17 年 3 月現在延滞が発生している貸付金 19 件について検討した。

これらの貸付は貸付規則等に準拠して適法かつ適切に行われている。

但し、平成 17 年 12 月末現在連帯保証人が死亡し、また、自己破産、行方不明になり連帯保証人が規定の必要人数から不足しているケースが 4 件あった。この場合、和歌山県沿岸漁業改善資金貸付規則第 7 条第 3 項で、「知事は、貸付金債権を保全するため、必要があると認める場合は、資金の貸付けを受けたものに対し、連帯保証人の追加若しくは交代を求めることができる。」とあり、借受人は和歌山県沿岸漁業改善資金借用証書特約条項 第 6 条第 1 項で「借受人は、県が保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じなければならない。」と定められている。連帯保証人の必要人数が不足したケースのうち 1 件は、債務者自身が行方不明のケースで、この場合、債務者への接触自体ができないので、連帯保証人の追加を求めている。その他 3 名の債務者に対し連帯保証人の補充を要求しているが、自己破産者等の保証人になってくれる人はなく、困難を極めており、必要人数の補充にはいたっていない。

②制度の有効性について

沿岸漁業改善資金の貸付件数は制度が開設されてから平成 7 年度まで 100 件以上あったが、平成 12 年度から平成 16 年度まで 55 件→38 件→16 件→12 件→16 件と推移しており、平成 14 年度から利用件数は、さらに大きく落ち込んでいる。

農林水産統計年報によると、和歌山県の海面漁業・養殖業生産額は平成 2 年には 53,810 百万円であったが、平成 14 年は 23,923 百万円、平成 15 年は 20,597 百万円と

減少の一途をたどっており、平成 15 年の生産額は平成 2 年の 38.3%まで低下している。不漁、魚価の低迷が主因である。そのため、漁家所得も大きく落ち込んできている。調査標本数が少ないため参考値であるが、平成 2 年には漁家所得 5,349 千円（内漁業所得 2,188 千円）であったものが平成 14 年には 4,017 千円（内漁業所得 1,671 千円）、平成 15 年には 3,048 千円（内漁業所得 1,164 千円）と大幅に悪化しており、不漁、魚価の低迷に加えて、燃料費の高騰もあり、漁業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。

自営漁業就業者数も昭和 45 年には 6,261 千人であったが、その後継続して減少を続けて、平成 2 年には 4,760 千人、平成 15 年には 3,300 千人まで減少し、昭和 45 年と比較すると 52.7%約半分にまで減少している。しかも、漁業従事者の高齢化も進み、男性従事者に占める 60 歳以上の比率は昭和 45 年には 18.4%であったものが、平成 2 年では 35.3%、平成 15 年では 62.3%と急増している。特に平成に入ってから若者の漁業離れが顕著になっており、漁業を取り巻く環境の一段の厳しさを反映している。

沿岸漁業改善資金の貸付件数の減少も上記の環境下、新規投資の意欲低下を裏付ける形となっている。また、沿岸漁業改善資金のうち利用件数が約 84%（平成 17 年 3 月末現在の貸付金残高に対して）を占める経営等改善資金は漁業機器の購入資金であるが、1 品目（レーダーとかエンジンといった区分）につき一回の利用しか認められておらず、同品目の更新費用は他の資金によらなくてはならないため、老朽化の進む設備の現状維持のための借入れは対象とならないため、利用件数の減少に拍車をかけている。

沿岸漁業自体が営利事業としての価値を大きく減じてきた現状を鑑みると、沿岸漁業改善資金の役割は低下してきている。しかし、若者が新たに事業家として漁業に従事しようとする場合、漁船の購入が不可欠であるが、十分な自己資金や担保となる資産を有しないことが多いので、民間金融機関からの融資は容易ではない。その場合、頼りになるのは青年漁業者等養成確保資金である。また、漁業技術向上を図る省力化機器等設置や環境・安全対策のための機器等設置等の新たな普及を進め、漁業の質を高めるために準備された経営改善資金も必要である。

制度の有効性は沿岸漁業の営利事業としての価値低下とともに弱まっているが、青年漁業者等養成確保資金については若者が新たに漁業を開始する場合の資金調達の困難さが若者の漁業離れの一因であることを考慮すると、年度のよりばらつきがあるとはいえ、一定の需要は存在する。また、経営改善資金も新たに普及を進める必要がある機器の貸付品目への追加等、沿岸漁業改善資金が役割を果たす余地は残っている。

③県の事業執行状況について（効率性・経済性を含む）

サンプリングした案件は延滞案件であるが、県の事務執行はそれぞれの法規や貸付規則、要領に沿って適切になされている。担当者は個々の延滞案件についての延滞理

由、延滞債務者の現況等適切に把握管理されており、回収の努力も適時なされている。延滞者のうち、行方不明者が2名いるが、その1名の弁済期限が到来していた延滞元金全額124万円を連帯保証人から平成17年12月に回収している(平成17年3月現在残高に含まれている)。もう一人の行方不明者の延滞元金も連帯債務者の2名からわずかずつではあるが継続して回収努力を積み重ねている。他の延滞者についても継続して延滞者(家族を含む)に連絡をとり、回収努力をしている。事務の執行状況は良好と考える。しかし、②の制度の有効性の項で記したように沿岸漁業者を取り巻く環境は厳しさを増しており、今後は延滞者の一層の増加が見込まれる。また、違約金(年利12.25%)も平成17年3月末現在3,742千円に達しており、今後急激に増加する恐れが強いため、回収について問題が生じるのは確実である。

(イ) 延滞者に対する回収の問題

平成17年3月末現在

(単位：千円)

	当初 貸付金額	延滞額	貸付残高	違約金	うち 確定分
延滞者	116,375	18,791	47,057	3,535	387
違約金のみが残っている者	27,900	-	12,116	206	206
計	144,275	18,791	59,173	3,742	594
うち行方不明者・自己破産者分	19,500	5,259	6,516	1,807	262

沿岸漁業改善資金 平成17年3月末貸付残高466,251千円のうち延滞額(貸付残高のうち弁済期限が到来したのに返済が遅延している金額)は16人(1法人含む)、19件、18,791千円ある。これらの者に対する弁済期限が未到来の分を含めた貸付金残高は47,057千円で貸付金残高に占める割合は1割強にのぼる。

沿岸漁業を取り巻く環境が一段と悪化する中、延滞者は今後増加すると想定される。債務者の経済状況を的確に把握し、きめ細やかなフォローが必要であるが、県だけでは情報入手に限界があるため、信漁連、漁業協同組合とのより一層の連携が必要である。また、自己破産者や行方不明者はもとより、事業を廃止したため本人からの回収が不能と判断された場合は速やかに連帯保証人に請求すべきである。連帯保証はそのために求めているのであり、また、時期を逸すると回収可能性が低くなるおそれがあるからである。

県では前述したように行方不明者に対する貸付債権について、連帯債務者に対し保証を求めて一部債権回収を図っているが、次の者に対しては事業休止状態であると判断し、関係者に接触を図っているものの保証の履行を求めている。

その貸付先は、平成17年3月末時点で、営業を休止しほぼ無資産状態である上に、金融機関からも多額の借入れがあり、回収することは事実上不可能である。従って、

県は連帯保証人から債権を回収するしかないので早急に連帯保証人に保証の履行を請求すべきと考える。

(ロ) 延滞者等に対する違約金の問題

違約金は元金の弁済が弁済期限より遅れた場合、年利 12.25% の率で発生する。元々無利子の貸付に対して非常に高い金利設定であるが、元金の弁済をより確実にするための罰課金的な意味合いが強く、国の基準に従い定められている。

平成 17 年 3 月末現在、沿岸漁業改善資金の貸付元金が延滞している者に対する未収の違約金が 16 人（1 法人含む）貸付件数 19 件 3,535 千円ある。そのうち最終の弁済期限が到来済みの貸付金に対する確定分は 387 千円である。また、元金の弁済は完了したが弁済途中で弁済が一部遅れ、違約金が発生したのにこれを未だ支払っていない者が 3 名（貸付件数 4 件）206 千円ある。その結果未収違約金合計は 3,742 千円に達し、平成 17 年 3 月末の貸付金残高 59,173 千円に対し、約 6% にのぼっている。

債務者が破産したり、行方不明になった場合、県は債務の弁済を債務者の連帯保証人に要求する。当然違約金もその債務に含まれる。上記の表の「うち行方不明者・自己破産者分」のうち、行方不明者分は 2 名で貸付残高は 6,516 千円、違約金残高は 1,725 千円、うち確定分が 181 千円である。また、自己破産者に対する貸付金残高はゼロであるが、違約金残高は 81 千円、うち確定分が 81 千円である。県は行方不明者 2 人に対しては連帯保証人から元金の弁済を分割しながら回収努力を行い、前述どおりの実績も上げている。しかし、これらの者に対する違約金については元金の弁済が完了した後、連帯保証人に請求する予定であり、元金の弁済が長期分割になる場合違約金が大きく膨らむ可能性が高い。連帯保証人はいずれも経済的にゆとりが少なく元金の弁済の履行さえも長期に分割しなければ困難な状況にあり、違約金までも履行を求めるのには酷な面がある。現状の規定では沿岸漁業改善資金貸付規定には免除規定はなく、地方自治施行令第 171 条の 5（徴収停止）同 171 条の 7（免除）によるしかない。

連帯保証人に対して、債務者の元金の弁済は当然の責務であり、この履行には厳しく対処する必要があるが、違約金の支払については前述の施行令に従い、徴収停止、免除についての、一定のルール作りが必要ではないかと考える。

(ハ) 一件書類のファイリング等について

沿岸漁業改善資金のファイリングの仕方は原則として貸付先別ではなく、年度別となっている。延滞者に対する管理は延滞後の経過等一部別ファイルで管理している。また、年度別でも原則として発生稟議日ごとのファイリングとなっている。そのため、貸付が複数年度にわたる場合、関連資料は 2 年間以上にわたってしまう。民間ではこれらの資料整理は貸付先ごとにファイルし、表紙にファイリングすべき必要十分な書類名の一覧表示（原本かコピーかの区分も有）があり、その順にそってファイルして

ゆくことになる。

貸付者別にファイルすれば延滞者をはじめ、すべての債務者の貸付当初からのすべての書類が一覧できることになり、事務効率が高まるはずである。また、弁済が完了した者については完了年度ごとにファイルすれば良く、貸付先別ファイリングと年度別ファイリングはうまく使い分けできるはずである。

(2) 農業改良資金特別会計

1) 事業内容

農業改良資金特別会計は、農業改良資金及び就農支援資金に関する収支のみを対象としており、その事業内容は次の通りである。

① 農業改良資金

農業者が農業経営の改善を目的として、新たな農業部門の経営若しくは、農畜産物の加工事業の経営を開始又は新たな生産若しくは販売方式を導入するために必要な資金を無利子で貸し付けるものである。

② 就農支援資金

知事が就農計画を認定した個人及び農業法人等に対し、就農にあたり必要となる研修や設備導入（個人のみ）等の資金を無利子で貸し付けるものである。

2) 貸付原資

貸付原資は、農業改良資金特別会計で管理し、貸付金の元金収入、政府貸付金、国庫補助金、一般会計の繰入金により構成されている。

3) 決算状況

① 農業改良資金

(単位：千円)

		平成 15 年度 決算	平成 16 年度 決算	平成 17 年度 予算
歳 入	国庫補助金	40	78	0
	一般会計繰入金	3,454	3,107	4,988
	繰越金	80,423	128,269	40,000
	預金利息	7	46	1
	貸付金元金収入	194,420	174,267	159,999
	雑入	420	344	1
	計	278,764	306,111	204,989

歳出	貸付金	16,580	17,430	200,000
	委託料	2,087	1,952	3,069
	物件費	1,748	1,418	1,338
	特別準備金	80	157	582
	国・一般会計への償還金	130,000	211,799	0
	計	150,495	232,756	204,989

②就農支援資金

(単位：千円)

		平成 14 年度 決算	平成 15 年度 決算	平成 16 年度 決算	平成 17 年度 予算
歳入	国庫借入金	14,000	-	-	79,998
	国庫補助金	48	44	41	30
	一般会計繰入金	7,048	63	106	40,460
	繰越金	-	4,419	4,148	1
	預金利息	2	0	3	1
	計	21,098	4,526	4,298	120,490
歳出	貸付金	16,583	271	0	120,000
	委託料	96	75	80	61
	物件費	-	32	67	159
	特別準備金	-	-	-	270
	国への償還金	-	-	-	-
	一般会計繰出金	-	-	-	-
	計	16,679	378	147	120,490

4) 根拠法令等

①農業改良資金

(国) 農業改良資金助成法、農業改良資金助成法施行令、農業改良資金助成法施行規則、
農業改良資金制度運用基本要綱

(県) 和歌山県農業改良資金貸付要綱、農業改良資金事務取扱要領

②就農支援資金

(国) 青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法

青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法施行令

青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法施行規則

青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の施行について

青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について

(県) 和歌山県就農計画認定要領

和歌山県新規就農者総合融資制度促進協議会設置運営要領

和歌山県就農支援資金貸付等要領

5) 貸付対象者

①農業改良資金

農業者、農業者の組織する団体

②就農支援資金

知事より就農計画の認定を受けた新たに就農しようとする青年等

6) 貸付基準等

①農業改良資金

貸付限度額等	償還期間（据置期間）	金利
農業者 : 1,800 万円 農業者の組織する団体 : 5,000 万円	10～12 年（3～5 年）	無利子

②就農支援資金

（イ）就農研修資金（一部例外あり。償還期間には据置期間を含む）

貸付限度額等	償還期間（据置期間）	金利
青年（18 歳以上 40 歳未満） 5 万円/月（研修教育施設研修） 15 万円/月（国内農家、海外研修）	12 年以内（4 年以内） 条件不利地域 20 年以内（9 年以内）	無利子 無利子
中高年（40 歳以上 65 歳未満） 5 万円/月（研修教育施設研修） 15 万円/月（国内農家、海外研修）	7 年以内（2 年以内） 条件不利地域 12 年以内（5 年以内）	無利子 無利子

（ロ）就農準備資金

貸付限度額等	償還期間（据置期間）	金利
青年（18 歳以上 40 歳未満） 200 万円	12 年以内（4 年以内） 条件不利地域 20 年以内（9 年以内）	無利子 無利子
中高年（40 歳以上 65 歳未満） 200 万円	7 年以内（2 年以内） 条件不利地域 12 年以内（5 年以内）	無利子 無利子

(ハ) 就農施設等資金

貸付限度額等	償還期間（据置期間）	金利
青年（18 歳以上 40 歳未満） 初年度 2,800 万円 2～5 年度 900 万円	12 年以内（5 年以内）	無利子
中高年（40 歳以上 65 歳未満） 初年度 1,800 万円 2～5 年度 900 万円	12 年以内（5 年以内）	無利子

7) 貸付金推移表

①農業改良資金

(単位：千円)

年度	期首貸付金 残高	貸付金額	償還金額	期末貸付金 残高
H12	1,330,414	169,483	218,892	1,281,005
H13	1,281,005	57,984	206,449	1,132,540
H14	1,132,540	28,686	193,534	967,692
H15	967,692	16,580	194,420	789,852
H16	789,852	17,430	174,267	633,015

②就農支援資金

(単位：千円)

年度	期首貸付金 残高	貸付金額	償還金額	期末貸付金 残高
H12	142,368	29,800	11,214	160,954
H13	160,954	30,726	10,121	181,559
H14	181,559	48,438	15,727	214,270
H15	214,270	33,587	32,220	215,637
H16	215,637	10,600	22,894	203,343

8) 発生年度別延滞先一覧表

①農業改良資金

(単位：千円)

年度	件数	約定償還額	実際償還額	延滞額
H12	2	1,720	531	1,189
H13	2	2,942	58	2,883
H14	2	2,942	0	2,942
H15	2	2,178	0	2,178

H16	2	1,898	0	1,898
合計	10件	11,680	590	11,090

延滞者4名 その貸付残高合計 13,784 千円（平成 17 年 3 月 31 日現在）

②就農支援資金

平成 17 年 3 月 31 日現在 延滞先はない。

9) 違約金

農業改良資金・就農支援資金とも無利子であるが、返済金が納入期限を越えて、入金された場合には年 12.25% の違約金が発生する。その実績は次の通りである。

①農業改良資金

（単位：千円）

年度	件数	延滞返済金	違約金
H12	19 (18)	12,223	186
H13	13 (10)	7,417	236
H14	11 (9)	7,493	231
H15	16 (14)	12,414	420
H16	24 (14)	13,389	344
合計	—	—	1,417

（ ）内は人数である。（以下、同じ）

その他に、8) 発生年度別延滞先一覧表に記載した延滞者 4 名に対する違約金が 4,662 千円（平成 17 年 9 月現在）すでに発生しているが、県の会計は入金した時にしか認識しないので、決算書には反映されていない。

②就業支援資金

（単位：千円）

年度	件数	延滞返済金	違約金
H12	3 (2)	876	53
H13	4 (3)	1,409	65
H14	4 (3)	1,409	56
H15	8 (6)	2,013	89
H16	11 (10)	2,446	79
合計	—	—	342

10) 監査要点

①適法性

貸付が法や要綱、要領に準拠して実施されているか。

②有効性

農業改良資金貸付制度が、農業者の経営改善、新たな農業部門への参入。新たな生産・販売方式の導入に寄与しているか。また、就農支援資金貸付制度が、新たな就農者を生み出し、農業従事者の定着に寄与しているか。

③効率性・経済性

貸付及び回収事務が効率的に行われているか。当該貸付制度のコストは適切か。コスト低減の余地はあるか。

11) 意見

①適法性について

農業改良資金については、平成 17 年 3 月時点で延滞中のもの 4 件及び平成 4 年度から平成 13 年度までに貸し付けられた貸付金のうち当初貸付金額が 2,000 万円以上の貸付先 4 件、当初貸付金額 1,000 万円超の内 2 件、平成 14 年度から平成 16 年度までに実行された貸付金 11 件合わせて 21 件をサンプルとして監査した。

就農支援資金については平成 14 年度から平成 16 年度の間に新たに貸付された 13 件をサンプルとして監査した。

これらの貸付は貸付要綱等に準拠して適切に行われており、適法性について問題はない。

②制度の有効性について

○利用件数及び貸付金額

(イ) 農業改良資金

年度	利用件数	貸付金額(千円)	年度	利用件数	貸付金額(千円)
H7	23 件	168,506	H12	26 件	169,483
H8	30 件	242,808	H13	10 件	57,984
H9	20 件	169,708	H14	5 件	28,686
H10	23 件	191,947	H15	2 件	16,580
H11	24 件	226,664	H16	4 件	17,430

(ロ) 就農支援資金(農業公社が行った実際貸付)

年度	利用件数	貸付金額(千円)	年度	利用件数	貸付金額(千円)
H7	42 件	60,900	H12	14 件	26,800
H8	23 件	42,350	H13	5 件	56,264
H9	17 件	21,400	H14	6 件	34,487

H10	11 件	23,400	H15	3 件	18,400
H11	12 件	21,560	H16	4 件	11,100

(ハ) 合計

年度	利用件数	貸付金額(千円)	年度	利用件数	貸付金額(千円)
H7	65 件	229,406	H12	40 件	196,283
H8	53 件	285,158	H13	15 件	114,248
H9	37 件	191,108	H14	11 件	63,173
H10	34 件	215,347	H15	5 件	34,980
H11	36 件	248,224	H16	8 件	28,530

両貸付金とも平成 13 年度から利用件数が大幅に減少しており、平成 14 年度からは 1 桁台の利用しかない。その主な理由は次の通りである。

a) 景気の低迷による農業新規投資の需要低迷

中国等からの安価な農作物の輸入により、農業所得が低迷し、離農する農家が増加しているため（和歌山県内総農家数 H6 年 44,870 戸→H16 年 38,210 戸）、農業投資の需要自体が落ちている。

b) 金利水準の低下

景気の低迷に伴い、金利水準が極めて低いので、Ⅲの理由により、農協等から直接借入する農家がある。当該制度融資の無利子の優位性が利用者等の制約や事務手続の煩雑さにより、低下して利用者が減少している。

c) 制約条件、事務手続の煩雑さ

資金需要の多くを占める施設資金で貸付決定がおりるまで着工ができないのでタイムリーな資金需要に対応できない。また、工事業者からの見積書、契約書、請求書、領収書等の証憑書類の徴収、工事業者からの工事着工届、工事完了届、工事引渡書の徴収、実際の業者支払額を別段預金で管理し、証明する必要がある等事務手続が煩雑で、その点で簡易な農協資金の利用がなされている。

○制度の問題点

(イ) 農業改良資金

平成 13 年度以降、就農支援資金でも就農施設等資金を扱うようになったのに加えて、経済状況の低迷に伴い、施設資金自体の需要が低迷している。また、工事を事前着工できない等の制約や事務手続の煩雑さがあり、市場の金利水準の低さも相俟って

取扱件数、金額とも大きく落ち込んでいる。

(ロ) 就農支援資金

就農研修資金や就農準備資金については金額が大きくなり、安定した大規模農家は後継者の研修資金等は自己資金で賄っているケースが多い。また、研修は概ね1年を目安とした研修しか対象にならないため、短期の研修は対象外になっている。

就農支援資金を借入するためには、知事に就農計画を認定されなければならない。就農計画にはいつどこで就農し、どういう農業経営を行うかなどを記載しなければならない。このため、都会のサラリーマンから「早期退職して農業をしたい」との問い合わせは多いが、具体的な就農計画が作成できない間は、就農支援資金の対象外となってしまう。それは、就農支援資金が、将来効率的安定的な農業経営に発展する可能性の高い青年の新規就農促進を図る目的で制定され、趣味の延長や老後の生活設計の一つとして農業に取り組もうとする人を対象としていないからである。ただ、今後団塊の世代の退職と共に「老後は田舎で農業を」といった要望はますます増加するであろう。和歌山県では御坊市に平成16年4月より就農支援センターを開設し、就農相談や農業体験研修、技術習得研修、農家実践研修、就農後の技術・経営指導など総合的に支援している。就農支援を技術面のみならず、資金面でもバックアップできれば、「老後を和歌山県内で農業しながら暮らそう」とする人が増えるのではないか。それは和歌山県の過疎化や農地の荒廃を防ぐ一つの方策となり、ひいては和歌山県の活性化につながるのではないか。そのためには、具体的な就農計画が作成できない中高年の転職組について、就農支援資金以外の制度資金を県独自で作ることも考慮すべきではないかと考える。

○制度の有効性評価

(イ) 農業改良資金

農業改良資金は農業改良資金助成法等に基づき、一定の条件を満たす認定農業者・認定就農者等に農業改良措置計画に従って施設の改良、造成又は取得等の農業改良措置を導入するのに必要な資金を貸し付けるものである。サンプリングして手続の妥当性を検証したケースのほとんどが新たな農業部門の経営を始めるための施設（農機具を含む）の取得改良資金であった。従前からの水田や果樹園に加えて新規に花卉や野菜のハウス栽培を行うケースや農家の子弟が親の行っていない新部門に参入する場合が多く、一定の成果は上がっている。しかし、前述したように13年度以降は大きく利用件数は減少しており、制度自体は曲がり角にきている。

(ロ) 就農支援資金

就農支援資金のうち就農研修資金及び就農準備資金はウルグアイラウンドの農業

合意関連対策の一環として、農内外からの新規就農者、特に将来効率的安定的な農業経営に発展する可能性の高い青年の新規就農者の増大を図るため、加えて、平成 10 年には他産業からの転職組である中高年齢者（40 歳以上 65 歳未満）もその対象に加えるとともに、貸付限度額の引き上げ等の改善がなされた。また、平成 12 年には新たに農業経営の開始に必要な施設の設置、機械の購入等が行える就農施設等資金を創設した。そのうえ、就農ルートの多様化に対応するため、貸付の実際窓口となる農協、銀行等の融資機関の拡充を行い、融資機関からの貸付については農業信用保証保険制度の対象にするなど大幅な拡充がなされた。しかし、実際には平成 12 年度には 14 件あった利用件数は平成 13 年度以降、5→6（14 年度）→3（15 年度）→4 件（16 年度）と激減しており、そのうち、研修資金の利用は 13 年度 1→2（14 年度）→2（15 年度）→2（16 年度）と推移しており、ほとんど利用されていないに等しい。しかも、この間実際に研修資金を利用したのは農家の子弟（父母は非農家でも祖父、祖母が農家を含む）に限られ、他産業からの中高年転職組（いわゆる脱サラ組）はない。今回監査対象とした平成 13 年度から 16 年度においては、他産業からの転職組である中高年齢者まで拡張した制度改正は十分な成果をあげているとはいえない。その理由は前述した「○制度の問題点」に記した通りだが、ここで再度まとめると次の通りである。

- I 研修資金等を受けるためには、就農計画（いつ、和歌山県内のどこで就農するかを含む）を作成し、県知事の認定を受けなければならないが、和歌山県内に接点を持たない都会等からの転職組にとっては具体的な就農計画が立てられない場合が多い。
- II 農業をするためには農地・農家住宅・農機具等が必要であるが、都会からの転職者にとってこれらを個人の力によって確保すること（賃貸も含めて）が困難である。

③県の事業執行状況について（効率性・経済性を含む）

サンプリングした案件について、県の事務執行はそれぞれの法規や貸付要綱、要領に沿って適法になされている。担当者は個々の貸付案件について借入先の状況等を理解、管理し、適切に運用している。

農業改良資金について 4 件の延滞先があるがその延滞理由、現況は適切に把握管理されており、回収の努力も金融機関との連携のなかで適時なされている。就農支援資金には現在延滞はないが、返済が期日以降にずれ込むケースが平成 12 年度以降 16 年度まで 12 人延べ 24 件発生しているが納入日には返済金以外に違約金（年 12.25%）も徴収されており、適切に運用されている。

しかし、今後課題として考慮すべき点が次のとおりある。

（イ）延滞者に対する回収の問題

農業改良資金について平成 17 年 9 月現在、4 名の延滞者がおり、延滞額は 10,520

千円になる。それぞれ延滞理由があり、農業経営改善努力も行われており、県・金融機関が協力しての回収の努力もなされている。また、連帯保証人が各2名ずつおり、債権保全も図られている。その点では問題はないと思われる。しかし、当該貸付自体は無利子貸付であるが、返済が期日より遅れるとその延滞額に対し12.25%違約金が発生する。延滞者に対するその違約金は平成17年9月末現在4,662千円にのぼり、延滞額の約40%にのぼっている。もし、万一延滞者が借入金を返済できなかった場合、連帯保証人は当然元金のみならず違約金も返済しなければならない。現在、違約金の金額について県は連帯保証人に直接知らせていないが、実際に保証を履行してもらう場合には連帯保証人とのトラブルの可能性がある。延滞が生じ、一定期間償還が滞った場合、連帯保証人に対し、延滞額と違約金の金額を通知する必要があると考える。

(ロ) 一件書類のファイリング等について

農業改良資金については農林水産部の経営支援課が就農支援資金は就農促進課が担当している。いずれもファイリングの仕方は貸付先別ではなく、年度別となっている。また、年度別でも原則として発生稟議日ごとのファイリングとなっている。そのため、貸付が複数年度にわたる場合、関連資料は2年間にわたってしまう。また、同一の資料が複数回コピーされて添付されていることがある。例えば、平成16年度の就農支援資金の関係ファイルを同一人に対して通査したところ、稟議（伺い・通知等）で同一資料の添付は次の通りである。

同一書類名	ファイリングされていた稟議（伺い・通知等）名 （記号は凡例を参照）			
就農支援貸付申請書(3)	A	C	E	
就農計画認定書	A	C	E	
就農計画認定申請書		C	E	
就農計画(4)	A	C	E	
就農資金貸付決定通知書	A	B	D	
資金利用計画承認通知書	A	C	E	
資金利用計画承認申請書		C	E	
資金利用計画(4)	A	C	E	
事業計画書	A	C	E	
見積書(11)	A	C	E	
連帯保証人調書の提出について	A	C	D	E
連帯保証人調書(8)	A	C	E	
保証人確定申告書等(5)		B	C	
償還計画		B	C	

【凡例】 稟議（伺い・通知等）名

A 平成16年度就農支援資金貸付決定（第一回）

B 就農支援貸付申請に係る連帯保証人の保証能力調査について

C 平成16年度就農支援資金貸付審査会議の開催について（伺い）

D 就農支援貸付申請に係る連帯保証人の保証能力調査について（伺い）

E 平成 16 年度就農支援資金貸付審査会議の開催について（伺い）

民間ではこれらの資料整理は貸付先ごとにファイルし、表紙にファイリングすべき必要十分な書類名の一覧表示（原本かコピーかの区分も有）があり、その順にそってファイルしてゆくことになる。同一書類を何度もコピーする必要はないし、また、必要ない書類をファイルすることもないのである。そのファイルを見れば貸付先ごとの必要書類はすべてそろっているのである。県においては年度別が原則であり、稟議日毎にファイルする便利さもあるが事務の効率化や経済性の観点から貸付に関する書類のファイリング方法は抜本的に見直すべきである。また、実際ファイルされている資料のなかには、各会議に備えて出席者に配付する当該貸付に関する根拠となる貸付業務取扱規則・公社貸付規則コピーがファイルされている場合があるが不要ない。会議時に配付する資料を極力減らし、資料のファイリング方法の見直し（ファイルする書類を減らすことを含む）を行えば事務の効率化が図れ、ファイルの在庫スペースの節約にもつながる。

（ハ）まとめ

民間の金融機関と比べ、県自体や農業公社が直接貸し付けを行うことには大きな制約がある。それは、貸付原資は県民等からの税金等であるから、貸主として貸付条件の厳密化、債権保全や債権回収の徹底を図ることは当然であるが、一方、県は県民のために行政サービスを提供する公僕の身であるため、貸主としての立場だけを主張できない面があるからである。また、借主には様々な事情があり、延滞や回収不能も起こりえる。こういった回収業務に経済性の観点からの理由を主張しづらい行政が対応することはコストを度外視して回収業務を行わざるを得ず、結果として回収コストが貸付金の回収額を上回ることも十分想定される。本来、貸付業務は極力民間の金融機関に任せ、政策的に必要な場合は他の制度融資で行っているような利子補給に徹するのが望ましいのはいうまでもない。

しかし、一定の政策目的を具現化するために直接、県や農業公社が一定の要件を満たす県民や農業法人等に国の定めに従い貸付を行っているのが農業改良資金、就農支援資金である。しかし、両貸付とも平成 13 年度から利用が減少し、県が直接貸付を行っている農業改良資金、農業公社が貸付を行っている就農支援資金とも需要が落ち込んでいる。

両者の需要の落ち込み理由は②の制度の有効性についての項で述べた通りである。農業改良資金や就農支援資金のうち就農施設等資金は主に農業設備資金の貸付であるため、他の金融機関と競合する面があり、制度の見直しをする時期にきているのではないかと考える。

就農研修資金は農家子弟の就農には役立っているが、中高年の他産業からの転入にはあまり役立っていない。農地の賃貸借や農家住宅の斡旋等他産業からの転入者の受入を進める施策を県と農業公社で共により一層進めるべきである。

(3) 財団法人和歌山県農業公社

1) 組織の沿革

①設立年月日

平成元年 3 月 15 日

②設立根拠法令

民法第 34 条、農業経営基盤強化促進法第 5 条

③沿革

財団法人和歌山県農業公社は、担い手農家の規模拡大を進めるため、規模縮小希望または離農志向農家等から優良農地を買入れ、担い手農家にその農地を売り渡す農地保有合理化事業を行うため、平成元年 3 月に設立された。その後、ウルグアイラウンドでの合意を受けて、新規就農者、特に将来効率的・安定的な農業経営に発展する可能性の高い青年の新規就農者の増大を図るため、平成 7 年 2 月に青年の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法が制定され、農業公社内に青年農業者育成センターが設置され、就農支援資金貸付事業等が開始された。平成 10 年からは他産業からの転職者である中高年齢者（40 歳以上 65 歳未満）もその対象に加えられ、青年農業者等育成センターとして、新規就農者に対する支援業務を推し進めるとともに、就農支援資金貸付限度額も引き上げられた。また、平成 13 年には農業経営の開始に必要な施設の設置、機械の購入等が行える就農施設等資金も創設され、現在に至っている。

2) 組織の状況

①設立目的

和歌山県における農業の振興と農村地域の活性化に資するため、農地保有合理化事業を促進し、優良農地の確保と農業生産性の向上を図るとともに、青年農業者等の育成・確保に努め、もって農業・農村の均衡ある発展に寄与する。

②事業概要

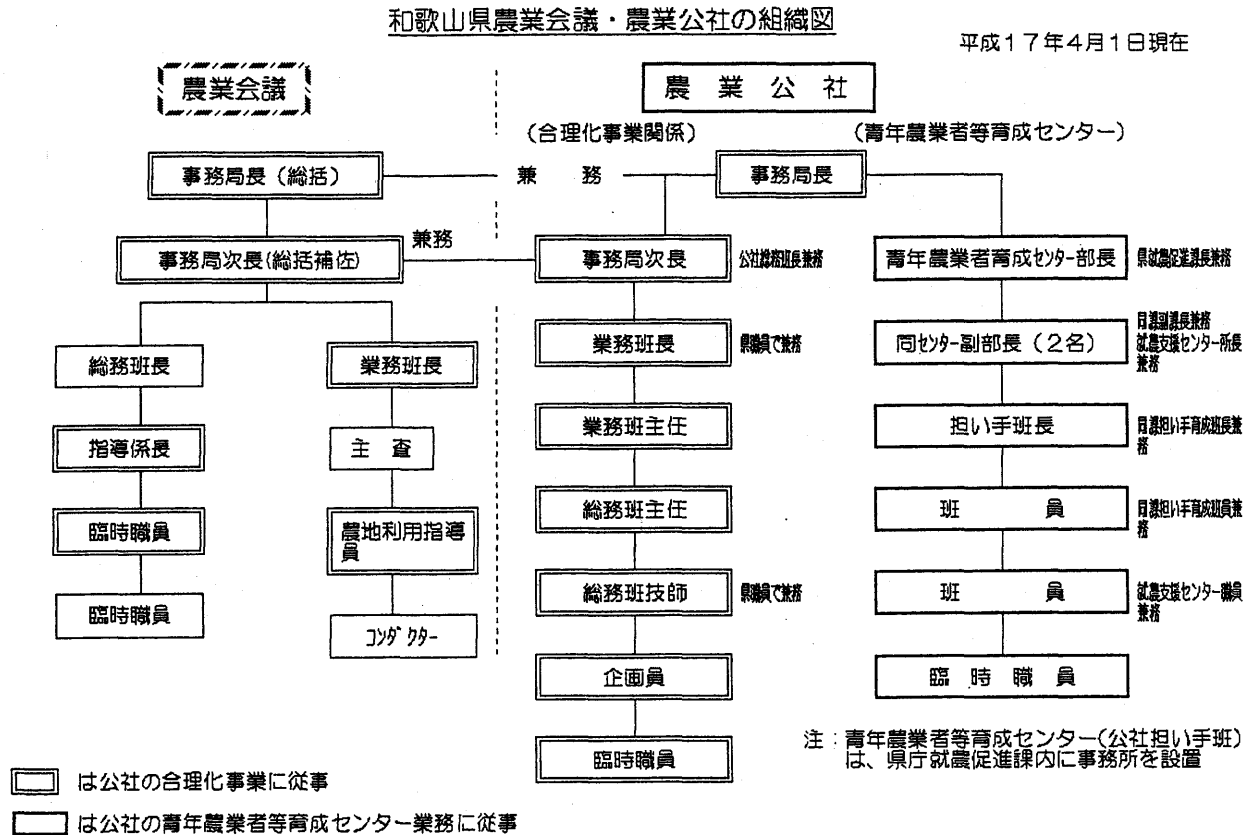
- ・農地保有合理化に関する事業
- ・農業の振興及び農業構造の改善に資する事業
- ・農業用施設の設置及び管理に関する事業
- ・就農支援資金の貸し付けに関する事業
- ・新規就農の促進及び青年農業者を支援する事業
- ・その他公社の目的を達成するために必要な事業

③役員数及び職員数（平成 17 年 12 月現在）

役員 理事 13 人（県職員兼務 11 名うち職員兼務 2 名）、監事 2 人（県職員兼務 1 名）

職員 15 人（うち県職員兼務 8 名 県から派遣 1 名、農業会議との兼務 3 名
専任 1 名 嘱託 2 名）

④組織図



3) 出えんの状況

和歌山県が全額を出えんした。（基本財産 1,000 千円）

4) 財務内容

以下の計算書類は一般会計と特別会計に分けている。

①収支計算書の推移

要約した収支計算書の推移は以下のとおりである。

(ア) 一般会計の要約収支計算書

(単位：千円)

科目	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3	H17/3
【収入】					
1. 合理化事業収入	344,952	142,967	107,469	118,301	132,002
用地売却収入	339,972	139,979	105,800	116,500	129,346
手数料収入	4,980	2,974	1,669	1,801	2,656
その他	-	14	-	-	-
2. 補助金収入	25,345	17,238	9,698	7,678	7,145
農地保有合理化事業補助金収入	16,669	16,238	8,687	6,664	6,132
合理化法人機能強化事業助成金	6,954	1,000	1,011	1,014	1,013
担い手確保農地集積促進事業	1,722	-	-	-	-
3. 雑収入	4,214	4,208	4,228	2,220	2,217
基本金引当資産利息収入	-	-	1	0	1
強化拡充基金引当資産利息収入	4,214	4,208	4,200	2,220	2,216
その他受取利息	-	-	1	0	0
雑収入	-	-	26	-	-
4. 特別利益	38	-	-	-	-
固定資産売却益	38	-	-	-	-
収入計	374,549	164,413	121,395	128,199	141,364
【支出】					
1. 合理化事業費	339,973	139,979	61,298	64,091	136,605
用地買入支出	339,973	139,979	61,298	64,091	136,605
2. 合理化事業業務費	3,437	2,932	5,386	4,973	5,411
人件費	-	-	2,402	2,586	2,574
旅費交通費	-	-	759	507	596
燃料費	-	-	38	20	31
事務費	-	-	984	920	1,267
賃借料	-	-	1,128	893	899
買入業務費	694	620	-	-	-
売渡業務費	245	138	-	-	-
その他業務費	2,498	2,174	75	47	44
3. 合理化法人機能強化事業費	9,946	1,461	1,475	1,477	1,461
情報提供費	9,946	1,461	758	787	719
普及啓発活動費	-	-	717	690	742
4. 担い手確保農地集積促進事業費	2,584	-	-	-	-
事業助成費	2,584	-	-	-	-
5. 一般管理費	15,082	18,865	5,989	6,313	6,166
人件費	15,082	18,865	4,828	4,851	4,613
旅費交通費	-	-	35	48	40
燃料費	-	-	3	2	2
事務費	-	-	170	190	254

賃借料	-	-	245	515	513
諸会費	-	-	680	680	690
その他	-	-	28	27	54
6. 借入金等利息支出	-	-	2,781	1,564	819
合理化事業利息支出	-	-	2,781	1,564	819
7. 事業外費用	2,173	570	-	-	-
合理化事業損失引当金繰入他	2,173	570	-	-	-
支出計	373,195	163,807	76,929	78,418	150,462
差引収支	1,354	606	44,466	49,781	△9,098

(注1) 合理化事業収入のうち、用地売却収入の平成12年度から16年度までの5年間合計は、831,597千円である。一方、合理化事業費における用地買入支出の5年間合計は741,946千円である。このことにより、5年間で89,651千円の売り越し、即ち、公社保有の合理化事業用地残高が減少し、その結果、平成17年3月末の合理化事業用地残高が48,998千円となっている。これらのことから、公社が農地の購入を慎重に、かつ、堅実にやってきた事が窺える。

(注2) 農地保有合理化補助金収入は平成14年度から前年の約1/2程度に減額されており、さらに、平成15年度からは利息収入も4,201千円から2,220千円と約1/2に激減している。その結果、一般会計の農地の売却・購入代金を除く収支は平成15年度から200万円前後の赤字となっており、公社はこの不足額を預金の取り崩しで補っている。今後も緊縮財政が続くのであれば、平成17年3月末現在預金残高が21,000千円、強化拡充基金引当有価証券が約300百万円（うち、和歌山県債200百万円）ある手持ちの資金で、公社は対処すべきことになる。

下記の表は、収支の過不足額を要約した表である。

	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3	H17/3
合理化事業収入以外の収入	29,597	21,446	13,926	9,898	9,362
合理化事業費（用地買入支出）以外の支出	31,049	23,258	15,631	14,327	13,857
差引	△1,452	△1,812	△1,705	△4,429	△4,495
合理化収入の内手数料収入、その他収入	4,980	2,988	1,669	1,801	2,656
過不足額	3,528	1,176	△36	△2,628	△1,839

(イ) 特別会計の要約収支計算書

(単位：千円)

科目	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3	H17/3
1. 就農支援貸付事業収支					
①就農支援貸付金事業収入	11,268	10,186	15,784	32,309	22,974
就農支援貸付金戻り収入	11,214	10,121	15,727	32,220	22,894
貸付違約金収入	54	65	57	89	80
②就農支援資金貸付金支出	29,800	30,726	48,438	33,587	10,600
就農支援資金貸付金支出	29,800	30,726	48,438	33,587	10,600
就農支援貸付事業収支	△18,532	△20,540	△32,654	△1,278	12,374
2. 補助金・就農促進事業業務費収支					
①就農支援事業補助金収入	8,100	7,504	5,156	5,604	6,268
就農支援事業補助金収入	8,100	7,504	5,156	5,604	6,268
②就農促進事業業務費	5,495	4,617	2,614	2,947	3,459
旅費交通費	3,885	1,630	1,105	1,334	1,195
事務費	-	-	359	508	864
委託費	1,610	2,987	1,150	1,105	1,400
③就農支援資金貸付業務費	2,606	2,888	2,542	2,657	2,809
人件費	1,921	2,230	1,550	1,551	1,508
旅費交通費	-	-	-	-	-
事務費	-	-	219	419	873
委託費	685	658	773	687	428
補助金・就農促進等事業業務費収支	△1	△1	-	-	-
3. その他収支					
①その他収入	12,030	11	28,804	271	-
長期借入金収入	12,030	-	28,804	271	-
その他受取利息等	30	11	-	-	-
②その他支出	-	-	-	-	-
その他収支	12,030	11	28,804	271	-
当期収支差額	△6,503	△20,530	△3,850	△1,007	12,374

(注1) 特別会計の就農支援事業補助金は、就農促進事業業務費と就農支援資金貸付業務費の費用合計を補填する形で支払われている。従って、補助金・就農促進等事業業務費収支はいつも均衡している。

(注2) 県からの平成17年3月末長期借入金残高227,600千円に対する返済は、据置期間が終わり、平成18年度から開始となる。返済は、就農者からの就農支援資金貸付金に対する返済金である。就農者からの返済遅れは、県への返済の遅延原因となるため、留意が必要である。

(2) 一般会計の貸借対照表の推移

(単位：千円)

一般会計	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3	H17/3
資産の部					
流動資産					
現金預金	26,556	27,834	24,303	22,571	21,257
未収補助金等	13,554	10,642	2,822	2,371	2,058
その他未収金	504	503	503	502	498
立替金	-	-	15	5	-
合理化事業用地	120,041	138,150	93,648	41,648	48,998
流動資産合計	160,655	177,129	121,291	67,097	72,811
固定資産					
基本財産					
基本金引当預金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
小計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
その他の固定資産					
機械及び装置	704	988	988	988	988
工具器具備品	553	553	553	553	553
減価償却累計額	△317	△406	△570	△663	△714
出資金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
強化拡充基金引当預金	760	760	760	760	760
強化拡充基金引当有価証券	299,240	299,240	299,240	299,240	299,240
小計	301,940	302,135	301,971	301,878	301,827
固定資産合計	302,940	303,135	302,971	302,878	302,827
資産合計	463,595	480,264	424,262	369,975	375,638
負債の部					
流動負債					
短期借入金	120,041	138,150	72,498	41,648	48,998
合理化事業業務費未払金	-	-	29	25	23
合理化法人機能強化事業未払金	237	263	56	-	100
担い手確保農地集積促進事業未払金	2,584	-	-	-	-
その他未払金	10,986	11,356	235	320	334
流動負債合計	133,848	149,769	72,818	41,993	49,455
固定負債					
長期借入金	-	-	21,150	-	-
経営規模拡大助成金引当金	357	-	-	-	-
固定資産圧縮引当金	746	746	746	746	746
合理化事業損失引当金	6,000	6,500	-	-	-
固定負債合計	7,103	7,246	21,896	746	746
負債合計	140,951	157,015	94,714	42,739	50,201
正味財産の部					
正味財産	322,644	323,249	329,548	327,236	325,437
(うち基本金)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
負債及び正味財産合計	463,595	480,264	424,262	369,975	375,638

(注1) 強化拡充基金引当有価証券 299,240 千円のうち、200,000 千円は和歌山県債として、有価証券表示されている。しかし、証券は発行されておらず、契約上は公社と和歌山県

との間和歌山県債に係る金銭消費貸借契約になっており、会計上は長期貸付金とすべきである。

(注 2) 合理化事業用地は県信用農業協同組合等からの短期借入金で購入しており、その紐付きの借入金は合理化事業用地売却時に返済される。

(3) 特別会計の貸借対照表の推移

(単位：千円)

科目	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3	H17/3
資産の部					
流動資産					
現金預金	41,969	18,692	15,145	14,261	27,671
就農支援事業未収金	-	1,504	-	62	-
流動資産合計	41,969	20,196	15,145	14,323	27,671
固定資産					
その他の固定資産					
機械及び装置	3,760	3,760	3,760	2,862	2,394
就農支援資金貸付金	160,954	181,559	214,270	215,637	203,343
その他の固定資産合計	164,714	185,319	218,030	218,499	205,737
固定資産合計	164,714	185,319	218,030	218,499	205,737
資産合計	206,683	205,515	233,175	232,822	233,408
負債の部					
流動負債					
就農促進事業業務費未払金	1,868	2,285	1,150	1,105	1,761
就農支援資金貸付業務費未払金	2,335	674	608	837	1,155
流動負債合計	4,203	2,959	1,758	1,942	2,916
固定負債					
長期借入金	198,525	198,525	227,329	227,600	227,600
固定資産圧縮引当金	3,760	3,760	3,760	2,862	2,394
固定負債合計	202,285	202,285	231,089	230,462	229,994
負債合計	206,488	205,244	232,847	232,404	232,910
正味財産の部					
正味財産	195	271	328	418	498
(うち当期正味財産増加額)	(83)	(76)	(57)	(89)	(80)
負債及び正味財産合計	206,683	205,515	233,175	232,822	233,408

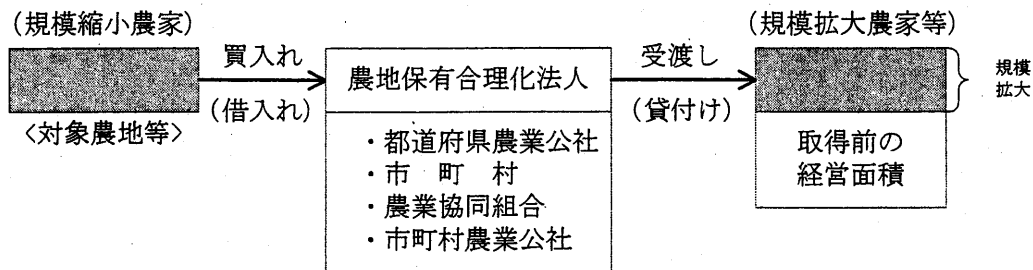
(注 1) 前述一特別会計の収支計算書の(注 2)一のように、県からの長期借入金 227,600 千円は、平成 18 年度から返済を開始しなければならない。返済原資は就農者からの就農支援資金貸付金返済金である。

(注 2) 新たな就農支援資金の貸付のためには、預金を取り崩すか、県からの借入金が必要となる。

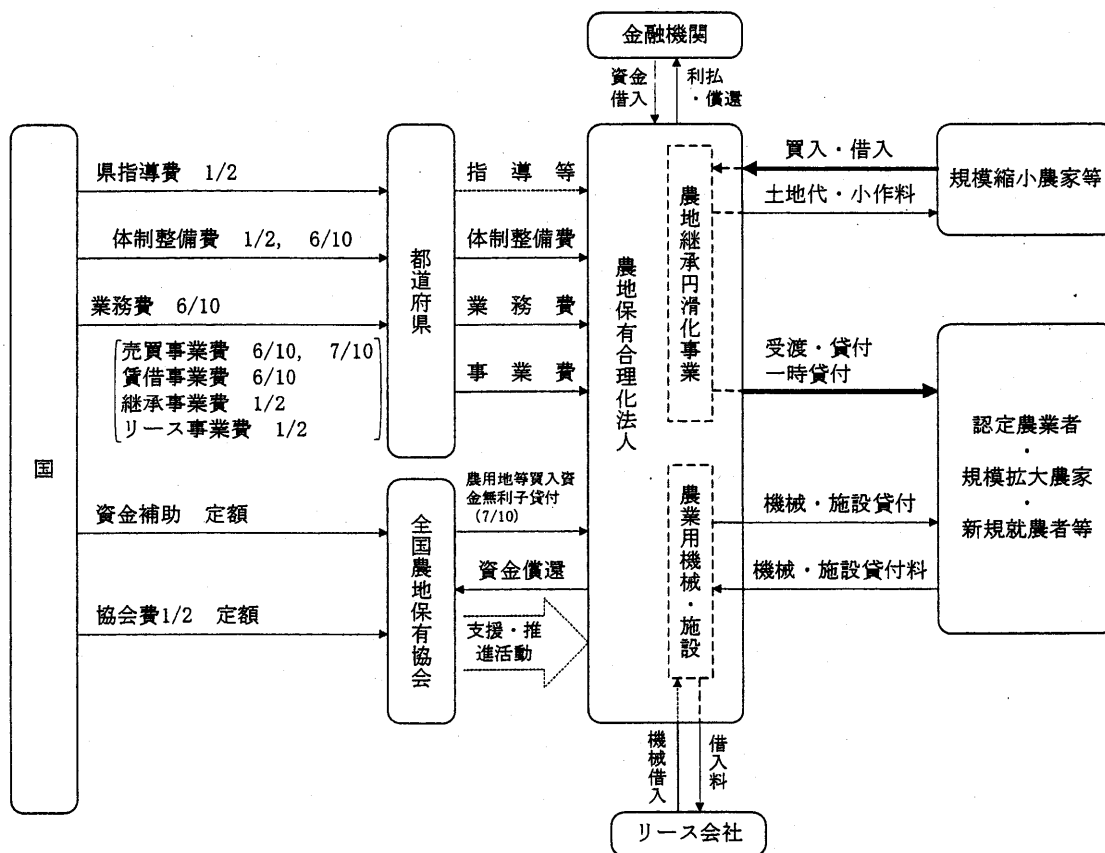
5) 事業の仕組み

①農地保有合理化促進事業

○基本的な流れ

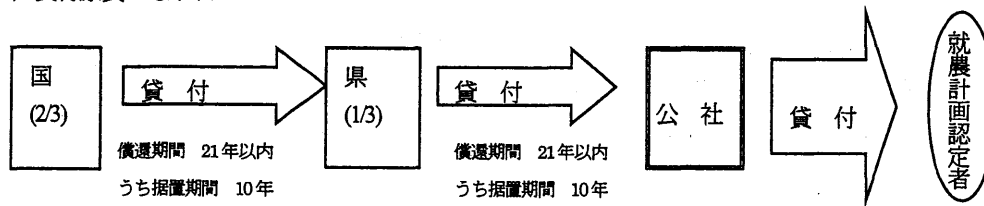


○事業の仕組み

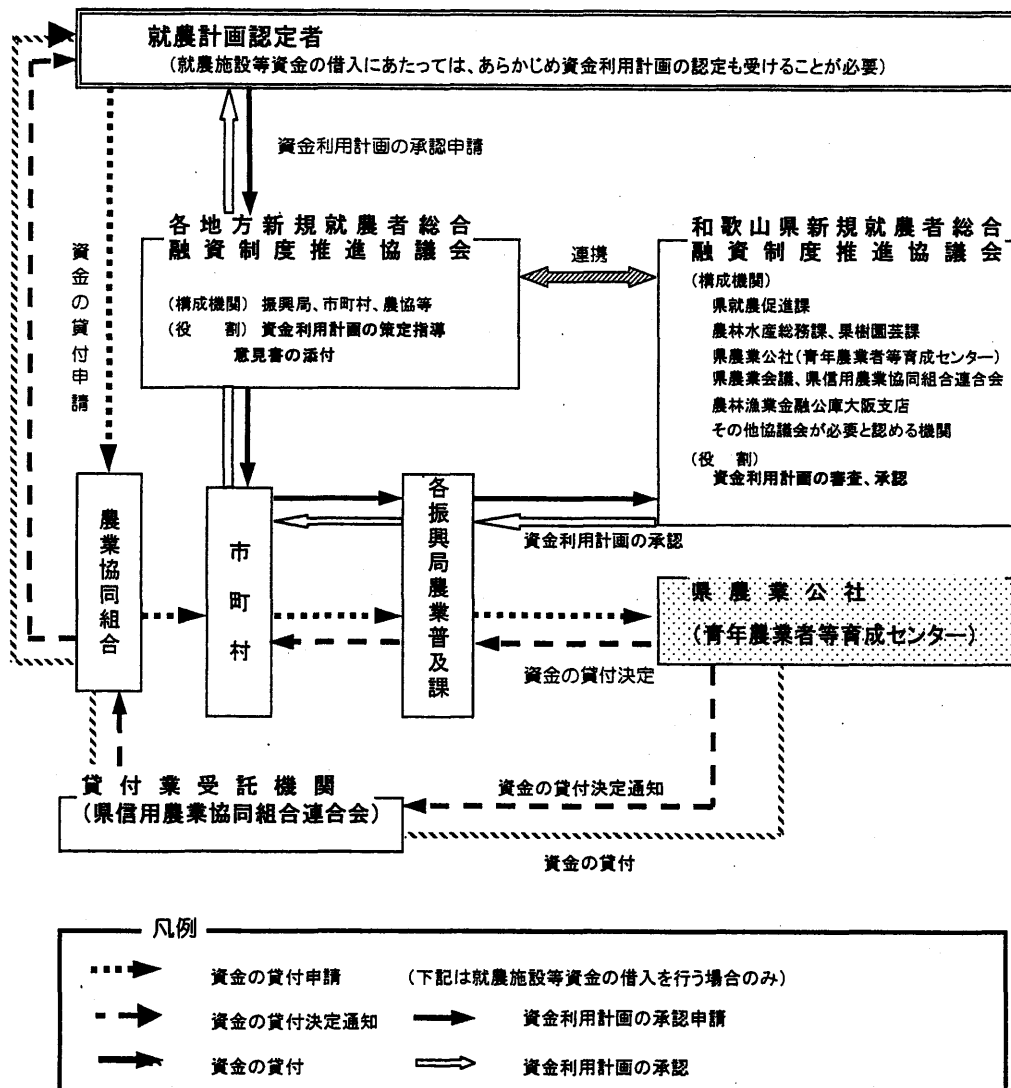


②就農支援事業（就農支援資金貸付について）

（1）貸付原資のながれ



（2）農業者への貸付のながれ



6) 事業の実績

農業公社における事業としては、大きく分けて2つある。1つは、規模縮小や離農を考えている農家から優良農地を買入れ、その農地を規模拡大を進める農家に売り渡すという農地保有合理化事業であり、もう1つは、将来的には安定した農業経営に繋がる可能性の高い青年等の新規就農者を支援するという青年農業者等就農支援事業である。

以下は各事業の5年間（平成12年度から平成16年度まで）の実績である。

①農地保有合理化促進事業

農地保有合理化事業には、一般事業、特別事業（経営転換タイプ）、特別事業（事業関連タイプ）、特別事業（担い手育成タイプ）、そして中山間農地保全対策事業の5つがある。その実績は次のとおりである。

①一般事業

買入れ事業	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)	売り渡し事業	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)
H12	-	-	-	H12	1	11,089	159,689
H13	-	-	-	H13	-	-	-
H14	-	-	-	H14	-	-	-
H15	2	12,627	28,460	H15	2	12,627	28,547
H16	2	5,060	18,000	H16	2	5,060	18,091

②特別事業（経営転換タイプ）

買入れ事業	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)	売り渡し事業	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)
H12	-	-	-	H12	-	-	-
H13	-	-	-	H13	-	-	-
H14	-	-	-	H14	-	-	-
H15	-	-	-	H15	1	3,384	13,021
H16	-	-	-	H16	-	-	-

③特別事業（事業関連タイプ）

買入れ事業	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)	売り渡し事業	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)
H12	1	114,833	34,449	H12	1	70,472	24,670
H13	1	86,000	64,500	H13	1	114,833	34,449
H14	-	-	-	H14	1	86,000	64,500
H15	1	11,737	7,981	H15	1	11,737	7,981
H16	-	-	-	H16	-	-	-

④特別事業（担い手育成タイプ）

買入れ事業	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)	売り渡し事業	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)
H12	-	-	-	H12	-	-	-
H13	8	18,470	93,588	H13	5	10,618	61,088
H14	9	14,763	61,298	H14	6	13,242	41,300
H15	5	9,549	27,650	H15	5	10,022	38,500
H16	12	29,254	118,605	H16	12	22,337	111,255

⑤中山間農地保全対策事業

買入れ事業	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)	売り渡し事業	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)
H12	12	34,706	124,780	H12	9	14,339	69,893
H13	-	-	-	H13	4	10,287	44,442
H14	-	-	-	H14	-	-	-
H15	-	-	-	H15	2	13,984	28,450
H16	-	-	-	H16	-	-	-

⑥緊急加速事業

買入れ事業	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)	売り渡し事業	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)
H12	-	-	-	H12	2	11,802	85,720
H13	-	-	-	H13	-	-	-
H14	-	-	-	H14	-	-	-
H15	-	-	-	H15	-	-	-
H16	-	-	-	H16	-	-	-

⑦合計

買入れ事業	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)	売り渡し事業	件数	面積 (㎡)	価格 (千円)
H12	13	149,539	159,229	H12	13	107,702	339,972
H13	9	104,470	158,088	H13	10	135,738	139,979
H14	9	14,763	61,298	H14	7	99,242	105,800
H15	8	33,913	64,091	H15	11	51,754	116,499
H16	14	34,314	136,605	H16	14	27,397	129,346

②青年農業者等就農支援事業

青年農業等就農支援事業には、就農支援資金貸付事業と青年農業者等就農促進事業であり、就農支援資金には、就農研修資金、就農準備資金及び就農施設等資金の3つがある。

①就農研修資金

年度	貸付実行件数	金額 (千円)	貸付決定件数	金額 (千円)
H12	15	16,200	7	13,200
H13	6	3,600	1	600
H14	4	2,400	2	3,600
H15	5	5,200	2	3,400
H16	3	1,700	2	2,200

②就農準備資金

年度	貸付実行件数	金額 (千円)	貸付決定件数	金額 (千円)
H12	7	13,600	7	13,600
H13	-	-	-	-
H14	-	-	-	-
H15	-	-	-	-
H16	-	-	-	-

③就農施設等資金

年度	貸付実行件数	金額（千円）	貸付決定件数	金額（千円）
H12	-	-	-	-
H13	2	27,126	4	13,277
H14	5	46,038	4	30,887
H15	2	28,387	1	15,000
H16	2	8,900	2	8,900

④合計

年度	貸付実行件数	金額	貸付決定件数	金額
H12	22	29,800	14	23,800
H13	8	30,726	5	13,877
H14	9	48,438	6	34,487
H15	7	33,587	3	18,400
H16	5	10,600	4	11,100

7) 和歌山県における農業公社の特異性

財団法人和歌山県農業公社の主な事業は 6) 事業の実績で記載したように①農地保有合理化事業と②青年農業者等就農支援事業の二つである。農業公社では①の業務を和歌山県農業会議と共同で行い、また、②の業務については青年農業者等育成センターの事務所を県庁就農促進課内に設置することにより就農支援資金貸付事業等を県職員が兼務する形で進め、事務の合理化を図っている。

(a) 農地保有合理化促進事業の和歌山県農業会議との協調実施

財団法人和歌山県農業公社は他の都道府県の農業公社に比べて設立が遅く、平成元年3月に設立された。そのため、近隣の都道府県の運営方法を参考として、また、近隣の農業公社が抱えている問題を事前調査し、効率的な運営を目指し、また、不良農地を極力抱えないように、買い手の目処が立つ良好な農地に限って売買を行ってきた。すなわち、農業公社の事業の柱である農地保有合理化促進事業については業務内容が近似する農業会議（農業委員会等に関する法律に基づき、昭和29年に設立された認可法人）と協力して行っている。

規模縮小や離農を考えている農家から優良農地を買入れ、その農地の規模拡大を進める農家に売り渡す農地保有合理化促進事業を円滑に実施するためには、地域の農家の実情を把握し、農地の売買情報を収集することが基本となる。その情報は各市町村の農業委員会に集まるため、それを束ねる立場にある農業会議と協力して事業を行うことは有効であり、効率性からも望ましいことである。

人事面では事務局長、事務局次長が両法人を兼任しており、また、主任クラスも2人が兼任している。また、県職員の兼務者も2人おり、その結果、農業公社に所属し、

農地保有合理化促進事業に従事する専任者は2名、うち1名は嘱託である。

(b) 就農支援資金貸付業務等における県職員の兼務

財団法人和歌山県農業公社のもう一方の業務の柱である青年農業者等就農支援事業は知事が就農計画を認定した個人及び農業法人等に対し、研修や設備導入（個人のみ）の資金を貸し付ける業務等である。

この制度は、平成7年2月に青年の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法により制定され、青年農業者育成センターの設置が義務付けられたが、和歌山県では農業公社内に設置し、就農支援資金貸付事業等を開始した。

しかし、農業公社では資金の貸付・回収に対するノウハウが無いため、県庁の就農促進課内に事務所を設置し、県職員が同センターの職員を兼務し、貸付・回収事務を行っている。

(c) 農地の賃貸を行っていないこと（平成16年度まで）

和歌山県はみかん、梅の産地として有名で、平成15年度農林水産統計年報によると和歌山県内農地の作付け延べ面積33,300haの内、果樹園に利用されているのは20,200haで全体の約60.7%にのぼる。果樹園の場合、果樹の収穫までに数年以上の期間を要し、その間に育成費用が必要であり、単年度で収穫できる稲や野菜畑と異なり、農地の賃貸借に適さない。そういった理由もあり、農地保有合理化事業において県農業公社では今まで農地の売買に徹し、賃貸借には取り組んでこなかった。平成17年度からは「食料・農業・農村基本計画」に基づき担い手に対する農地の利用集積の加速化が強く求められ、遊休農地の解消対策も必要とされる中、公社では農用地の買い受けが直ちには困難な買い受け予定農業者に対する一時貸付け方式の実施、また、新規就農者等を対象として各市町村農業委員会からの要請に基づく賃貸借事業に取り組むこととしている。

8) 意見

①組織のあり方について

県農業公社は農業経営基盤強化促進法の定めにより農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化を促進する農地保有合理化法人の一つとして、平成元年に設立され、その後平成7年に制定された青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の定めで、県知事に就農支援資金の貸付その他就農促進業務を行う青年農業者等育成センターに指定され、現在に至っている。

県農業公社では、各法律の趣旨に従い、農地保有合理化促進事業と就農支援事業（就農促進事業を含む）の2事業を実施している。農地保有合理化促進事業は担い手農家の規模拡大を進めるため、規模縮小または離農する農家等から優良農地を買い上げ、

担い手農家に売り渡す事業で、総勢7名（事務局長を除く）で行っているが、その内農業会議との兼務者が5名（うち、1名及び嘱託1名、計2名は実質的に農業公社の業務に従事している）で、県職員との兼務者が2名である。また、就農支援業務（青年農業者等育成センター）は就農支援資金（就農研修・就農準備・就農施設等）の貸付及び回収業務等を行っており、総勢は6名（事務局長を除く）である。全員、県職員が兼務しており、青年農業者等育成センターの事務所を県庁就農促進課内に設置している。

見方を変えれば、農地保有合理化促進事業は農業会議と共同して、同じく、就農支援業務は県職員が県の業務の合間に代行しているとも言える。効率的・経済的である反面、組織の存在基盤が弱く、業務に対し、主体性を欠きがちな短所を持つ。農業の産業としての地盤低下が続く経済環境の下、一定規模の農地を所有し、かつ高度な農業技術を有する次代の農業を担う農家や農業法人が十分に育たない中、離農や規模縮小による遊休農地（荒地）が増加している。農業公社の存在価値が今こそ問われている。これらの重要な課題に対処しうる組織のあり方を再度検討すべきではないかと考える。

②事業のあり方について

（a）農地保有合理化促進事業

県農業公社の事業は、今までも農地の賃貸事業制度の推進啓発に取り組んできたものの、賃貸事業の実績がなく、優良農地の売買の斡旋に特化した形となっている。その結果、平成14年度からの3年間で買入れ実績が31件 82,990㎡ 262,039千円、売却実績が32件 178,393㎡ 351,645千円となっている。平成17年3月末現在、農業公社の保有する農地は6件 15,817㎡ 48,998千円でその内、2件はすでに売却済みで後2件も近々契約予定である。残る2件も平成15年3月に購入された土地で取得価額総額も1200万円足らずであり、含み損もないと思われる。公社は農地の買入れについて各農業委員会と相談のうえ、売却可能な所を、売却可能な価額で買い上げ、堅実に事業を行ってきた成果と言える。

しかし、すでに農地が放棄され、荒地になって草木が生え、農地としてはよほど手を入れないと利用が困難なところ（例えば、有田市の道の無い傾斜がきついみかん栽培地等）も増加している。

今後は農地保有合理化の観点以外に農業環境保全の観点も考慮し、荒れた農地について、山として自然に戻すのか、農地として利用すべきかを明確に区分し、農地として維持すべき場所については公社が積極的に借り上げ、農業を行いたい人に賃貸すべきである。農業経営基盤強化促進法が平成17年9月に改正され、遊休農地について活用すべき農地と自然に戻すべき農地の区分を市町村が行うこととなったが、農業公社は活用すべき遊休農地の売買または賃貸斡旋を積極的に行わなければならない。

今後、ますます農業者の高齢化が進み、離農者が増えることが想定される。公社はその存在の公共性から、県や市町村とともに、民間の農業者の利害調整をできる立場にある。地域農業集落の閉鎖性や水利権の問題等、新規に地域で農業を行おうとする人や農業法人はもちろん、大規模化を図ろうとする農家等だけでは解決できない問題が山積している。農地の集約化と農地の荒廃防止について行政と手を携えて積極的に取り組むべきである。

また、都会から脱出して和歌山県で新規に農業を始めたい脱サラ組の中高年は多い。現に問い合わせがしばしばあるようだ。農業公社では青年農業者等育成センターで就農相談会等を実施し、また、全国で年6回程度農業人フェアを実施している。技術習得研修も年3回程度行っている。これに加えて県では御坊市に平成16年4月に就農支援センターを開設し、就農相談相談や農業体験研修、技術習得研修、農家実践研修、就農後の技術・経営指導など総合的に支援している。今後、団塊の世代の退職時期を迎え、新規就農者が大きく増加する可能性がある。農業公社は県とともに就農支援を積極的に行い、利用できる農地の情報等も積極的に公開し、行政とともにその受け入れ窓口としての役割を果たすべきである。

平成17年度より公社はようやく農地の賃貸借事業にも取り組もうとしている。国の予想では平成16年に293万戸ある農家は平成27年には210～250万戸に減少すると想定されている。これに伴い農地の流動化も加速すると思われる。農地保有合理化事業の重要性は今後ますます増大する。農業公社は関係機関や農業関連団体等との密接な連携を図りながら農地の中間保有・再配分機能をフルに発揮し、優良農地の集約化による基幹的農業従事者の育成と遊休農地の活用等による新規農業参入者への情報、サービス提供を行うべきである。

(b) 就農支援業務

県農業公社の就農支援業務は公社内設置した青年農業者等育成センターで行っている次の二つの事業である。

①就農支援資金の貸付業務

②青年農業者等の就農促進業務（御坊市に所在する就農支援センターにおける就農支援事業他）

①については県職員が農業公社の職員を兼務して行っており、問題点等は「第3章 I 4.（2）農業改良資金特別会計の項」に記載したとおりである。

②の業務についても、①同様県職員が兼務して行っている。都会からの中高年の転職組がますます増加する傾向にあるなか、事業の重要性がより高まってきている。現在、県職員が公社職員を兼務して事業を行っている。県と公社との関係を再度見直すべきではないかと考える。

II. 農業農村整備事業の財務事務の執行

1. 農業農村整備事業とは

(1) 農業農村整備事業の概要

農業農村整備事業は、農業の生産性の向上と農業構造の改善を促進し、農業生産の再編成を図るためのかんがい排水事業、ほ場整備事業、その他の農業生産基盤整備事業、生産基盤の整備と一体的に生活環境の整備を図る農村整備事業及び農村地域の災害を未然に防止し、農用地及び農業用施設の保全管理を図るための農地等保全管理事業に分類される。

和歌山県における農業農村整備事業の長期的な展望は、「21 世紀農業振興計画」を補完する「和歌山県の農業農村整備（整備の方向・目標）」の中で、農業生産性の向上、農業構造の改革等の整備項目ごとに整備目標量を定め、農業農村整備の効果的な推進を図ることとしている。

(2) 農業農村整備の整備目標量

和歌山県では、21 世紀に輝く農業の実現に向けて、2010 年を目標年次とした「21 世紀農業振興計画」が策定され、その計画を補完する「和歌山県の農業農村整備（整備の方向・目標）」の中で整備項目ごとに整備目標量を定め、農業農村整備の効果的な推進を図ることとしており、今後の整備目標量は次のとおりである。

整備項目		年度		(基準年)		(基準年)		(直近年)	
		平成5年	整備率	平成22年	整備率		整備率		整備率
水田	整備面積 整備対象 5,060ha	1,060	21	2,070	41	(H13) 1,313	26		
畑の整備	畑の区画 整備対象 5,260ha	1,590	30	2,450	47	(H13) 1,837	35		
	畑地かんがい面積 整備対象 10,710ha	5,640	53	9,150	85	(H13) 6,780	63		
	畑の農道 幹線整備対象 11,700ha	9,010	77	11,700	100				
	その他 整備対象 14,760ha	13,700	93	14,760	100				
生活環境	農業集落排水施設 整備対象 67,100人	2,170人	4	67,100人	100	(H15) 35,200人	52		
農道	広域農道等 整備対象 138km	(H6末まで) 61km		138km		(H15) 67km	49		
ため池	ため池等整備 整備対象 2,710カ所	(S58~H6) 650カ所	24	1,610カ所	59	(H15) 927カ所	34		

(3) 事業主体

農業農村整備事業は、土地改良法に基づく土地改良事業を主体に実施される事業であり、これらの事業の施行主体については、①国営事業、②県営事業、③団体営事業に分類される。

区分	事業主体	事業規模	県の事業への関与
①国営事業	国	大規模	国に対し、負担金を支出
②県営事業	県	中規模	事業主体として、事業費を支出
③団体営事業	市町村、土地改良区等	小規模	事業費補助として、補助金を交付

(4) 事業費の概要

農業農村整備事業の過去3年間の事業別事業費の推移は次のとおりである。

(単位：百万円)

費目	14年度	15年度	16年度
農地総務費	765	735	725
土地改良費	12,700	11,809	10,060
農地防災事業費	424	540	469
農地開発事業費	157	105	126
災害復旧費	185	961	743
合計	14,233	14,152	12,124

平成14年度、平成15年度及び平成16年度の事業費は、それぞれ14,233百万円、14,152百万円及び12,124百万円、全体事業費の大部分を占める土地改良費はそれぞれ12,700百万円、11,809百万円、10,060百万円となっている。これは、農業農村整備事業の公共事業費の減少に伴うものである。

(5) 中山間地域

中山間地域とは、一般的に傾斜地が多く、基盤整備が遅れている等、地形的・地理的に制約がある地域のことである。中山間農業地域は、農林畜産物の生産の場であるばかりでなく、土壌浸食、洪水防止等の国土の保全、国民への生活、就業の場や自然、文化資源の提供等の多面的な役割を保持している。しかし、農地は急傾斜地域に分散しており、効率的な農業経営を図る上で相対的に不利な条件にある。

和歌山県では、県全体のうち76%が中山間農業地域であり、その約半数が山間農業

地域となっており、中山間地域における農業基盤整備、農村生活環境基盤等の整備を行い、農業、農村の活性化を図っている。

(6) 担い手

農業者の減少、高齢化が進む中、農業の担い手を育成することは今後の農業の発展における最重要課題である。特に土地利用型農業において農業経営の規模拡大が遅れており、効率的、安定的な農業者の育成、新規就農者の受け入れも十分に進んでいない。このまま農業の生産構造の脆弱化が進行すれば、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮、地域の経済・社会の維持・発展に重大な支障が生じる恐れがある。

和歌山県においても、総農家数は平成6年度の44,870戸に比し、平成15年度では38,470戸と14.3%の減少となっており、担い手づくりは重要な課題となっている。農業農村整備事業は基盤整備等により、農業生産性の向上及び農業構造の改善促進を図っており、その先には農業担い手の育成や新規就農者の増加を目途にしている。

(7) 土地改良法

土地改良法の目的は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することである（土地改良法第1条）。

農業農村整備事業は、土地改良法に基づく土地改良事業を主体として実施している。土地改良事業は、公共投資、社会資本の形成ではあるが、農業者の私的財産である農用地の利用関係等に影響を及ぼし、農業者の負担もあることから、受益者の発意（申請）同意を基本要件としている。

また、一定の土地のつながりを事業受益地に取り込む必要があることから、当該地域内の事業参加資格者の3分の2以上の同意があれば、強制的に事業を実施し、費用負担させることができる。

2. 事業採択・事業計画

(1) 事業立案から事業実施までの流れ

農業農村整備事業は、受益者である農家が主体の事業である。そのため、事業は原則として農家からの申請を契機としてスタートする。以下では、農家の事業実施申請から事業竣工までの過程を表に整理した。なお、下表では国庫補助を受ける一般的な県営事業を想定している。

〈図表〉事業実施までの一般的なタイム・スケジュール（例）

	時期	申請者・市町村	和歌山県	国（近畿農政局）
初年度				
1		3条資格者による事業実施の発意		
		事業計画の立案※	事業計画立案のサポート	
2		市町村が県に対して事業要望書を提出	要望書受取	
3	2月	事業計画修正・再提出	事業基本計画の作成 調査実施報告 事業の投資効果算定 事業計画の修正依頼 他の整備事業候補との比較検討	
4	3月		県が事業基本計画を承認	
2年目				
5	5月		事業の事前評価実施	
6	7月		国に予算要求の資料提出	予算要求資料受取 概算要求
7	11月		採択申請書の提出	
8				事業内容・計画ヒアリング
9	3月		予算承認（議会承認）	予算承認 県に採択通知
3年目				
10	4月			県に対し割当内示
11	5月		国に補助金交付申請	
12				補助金交付申請に基づくヒアリング
13				県への交付決定通知
14			工事着工（入札等実施）	
15		負担金の支払	業者への工事費支払い	補助金概算払い
16	3月		工事完成引渡し	
17		供用開始	国へ実績報告書提出	補助金精算

※ 事業計画の立案を上表では初年度に実施することとしているが、実際には地元での合意形成や計画の成熟化を図るため数年かけて検討することもある。

(2) 事業計画の立案・申請

農業農村整備事業は、区域内の土地改良事業に参加する資格を有するもの（いわゆる「3条資格者」）の3分の2以上の同意を得れば事業実施の申請ができる仕組みとなっている。土地改良の法手続きのパターンとしては、①申請事業、②非申請事業、③急施事業がある。

①申請事業

3条資格者による申請を契機とする事業であり、以下のようなケースがある。

- (ア) 15人以上の3条資格を有する申請人が他の3条資格者の同意を得て、団体営、又は国、都道府県営事業を申請する場合
- (イ) 市町村が、農業振興地域整備計画の達成のために3条資格者の同意を得て、国、県営事業を申請する場合
- (ウ) 基幹的な土地改良施設の新設又は変更であって、3条資格者の同意を事前に求めることが適当でない特定の事業について、議会の議決を得て市町村が国、都道府県営事業を申請する場合
- (エ) 土地改良区が土地改良施設の更新のために申請する場合
- (オ) 既設土地改良区、市町村、農協等が自ら総会の議決を経て3条資格者の同意を得た上で申請する場合

②非申請事業

3条資格者からの申請によらず行う事業であり、以下のようなケースがある。

- (ア) 国有未墾地の農用地造成事業や、埋立て、干拓事業などのように3条資格者が存在しない場合
- (イ) 国民経済的見地から国若しくは都道府県自ら発議して行う事業の場合

③急施事業

災害のために早急に事業を行う必要がある場合の災害復旧事業である。国営、県営事業で行う場合、3条資格者の同意を得ずに事業を行えるという点で申請事業と異なる（負担金徴収の際に3条資格者の同意は必要となる）。

申請事業のように3条資格者と市町村が事業計画を立案する際には、県もサポートという形で事業計画立案に参画することが通常である。事業計画が農業農村整備事業の採択要件に合致しない限り、国庫補助等を受けることができない、受益者負担割合が大きくなるなどの問題が発生するので、3条資格者の要望は最大限汲み取りつつも、市町村レベルの計画段階で県も計画立案の方向性について一定の示唆を与えるようにしている。

(3) 事業採択

申請者・市町村から提出される事業計画は県、国の予算の都合上全てを実施することが通常できない。そのため、申請事業のうち、次年度の予算でどの事業を採択（実施）するのか選択することが必要となる。

県においては、事業採択手続について従前はそれほど明確に定められていなかったが、平成 17 年に事業採択手続を「和歌山県公共事業事前評価実施要綱」で定め、採択方法が客観的となる仕組みに変更している。

この要綱を受け導入されたのが事前評価システムであり、事業採択の判定をシステムにより行おうというものである。事業毎に「個別事業妥当性評価」及び「事業箇所間優先度評価」を実施して事業採択の可否を判定する。「個別事業妥当性評価」とは、5 つの評価項目（下表参照）により、事業実施の妥当性を検討するものである。事業実施が妥当であると判定されれば、優先度評価に進むことになる。「事業箇所間優先度評価」とは、施策目標毎に定められた客観的指標を基準値と比較することにより算定される客観的指標のランクと、副次的効果の度合いのランクを総合的に判断し、どの事業の貢献度がより高いかを評価することで事業間の優先順位付けをするものである。これらの評価結果を踏まえ、どの事業を採択するのか判断することとなっている。

〈事前評価システム 個別評価内容〉

1. 個別事業の妥当性に関する視点	
①	内容の妥当性
②	経済効率面の妥当性……投資効率の検討
③	環境的側面の妥当性……環境への影響 工事施工方法における配慮
④	県が実施することの妥当性
⑤	計画の熟度
2. 事業箇所間の優先度に関する視点	
①	客観的指標による施策目標への貢献度（下表参照）
②	副次的効果の度合い

農業農村整備事業における客観的指標及び基準値（平成 17 年度）

施策目標		指標	基準値
11 自然災害からの農村の保全	貢献度指標	被害想定額	4.99億円
		危険度	1.5点
	副次的効果		4.0点
24 効率的な農業生産体制の構築	貢献度指標	中核農家数	61人
		受益面積の割合	6.62%
		単位受益面積当り 実効果額	89千円/10a
	副次的効果		2.0点
25 農村生活環境の向上	貢献度指標	総受益者数	115人
		地域所得増加分	96,551千円/年
	副次的効果		7.0点

(意見) 事前評価システムの運用について

関連資料を閲覧し、平成 17 年度における事前評価システムの運用状況の確認を行ったところ、以下の点が確認された。

- ・事前評価システムによる評価は a ランクから d ランクまで分かれており、農業農村整備事業では評価結果が c となっているものも存在するが、採択結果はいずれも「採択」とされており、事前評価システムの判定結果に基づいた事業の選別が行われていない
- ・事前評価システムに登録される事業は、土地改良の法手続が終了したものに限定されている。そのため熟度の低い事業はリストアップされていない

運用状況を確認する前には、多くの個別事業の実施候補の中から、事前評価システムによる評価プロセスを経て事業採択すべき事業を特定するという流れを想定していたが、実際には、事業採択はもっと前の段階、図表「事業実施までの一般的なタイム・スケジュール（例）」でいえば、3、4 の段階で事業採択するかどうかの判定が実質的に終了しており、事前評価システムで検討を行う段階（5）では、事業の選別が終わった後になっているとのことである。そのため、たとえ事前評価システムによる評価が c 評価であっても採択条件を十分満たす事業であるとのことである。

このように、事前評価システムの機能のうち「事業間の優先箇所付け」機能については一定の意義を有しているが、「事業採択」機能に関しては、県における事業採択結果を追認するための仕組みにとどまっているといえる。システムとその他の手続との役割分担はあると思われるが、事業採択に関しても同システムは豊富な機能を盛り込んでいるのであるから、実質的な役割を果たせるよう、基準値の設定方法や、システムの運用のあり方について再検討されることが望まれる。

3. 事業評価の実施

(1) 概要

平成 13 年に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」は、政策の効果を一定の尺度により客観的に測定（政策評価）し、より効率的で質の高い行政の遂行を求めている。同法を受け、農林水産省でも「農林水産省政策評価基本計画」を定めており、同計画では、事業評価を含む政策評価を行うこととしている。

事業評価とは、公共事業、研究開発など個々の事業についてその効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、個々の事業ごとに事前、期中、完了後の評価・検証を実施するものである。

農業農村整備事業では、土地改良法に基づき、以前から事業評価（事前評価）を実施していた。土地改良計画が、「事業の必要性」、「事業施行の技術的可能性」、「事業の経済性」、「農家の負担能力の妥当性」等の基本的要件を満たすことを確認する事前評価を要求していたからである（土地改良法第 8 条第 4 項、土地改良法施行令第 2 条）。

なお、団体営事業については、事業評価は従来特に求められていなかったが、平成 14 年度以降、農林水産省からの指導により事業毎に投資効率の測定および所得償還率の計算が求められるようになっている。（図表「投資効率の検討対象」参照）

(2) 事業評価制度

事業評価制度には、大別して事前評価、再評価、事後評価がある。

①事前評価

事前評価とは、事業を実施する前段階で、事業実施の必要性、事業の効率性等多面的な評価を実施することをいう。農業農村整備事業においては、前述のとおり以前から土地改良法に基づき「事業の必要性」「事業施行の技術的可能性」「事業の経済性」「農家の負担能力の妥当性」の観点から実施されている。

②再評価

再評価とは、事業採択から一定期間経過した後に、経済状況等外部環境の変化を踏まえて、事業を評価し直すことをいう。農業農村整備事業においても、県営事業については平成 10 年度から「和歌山県公共事業再評価委員会設置要綱」に基づき再評価が実施されている。（団体営事業については市町村が主体となって再評価を実施）

③事後評価

事後評価とは、事業竣工後一定期間経過した後に、実施した事業が当初の目論見ど

おりにその効果を発揮しているかどうかを評価することをいう。国営事業に関しては、平成12年に農林水産省が「農林水産公共事業事後評価基本指針」を策定し、事後評価の実施が明確化されたが、県営事業、団体営事業については、和歌山県では事後評価制度は採用されていない。

(3) 経済効果（投資効率）の算定

事業評価は様々な観点から実施されるが、事業評価を行う際の評価項目として、経済効果に関する評価を実施することが一般的である。特に事前評価にあたっては、経済効果を算定し投資に見合う効果が発現するかどうかを見極めることが求められている。

経済効果の度合いは、「投資効率」という指標で評価され、土地改良法では当該事業の投資効率が1.0を超えていなければ事業を実施してはならないとされている（土地改良法第87条第2項）。投資効率がこの基準を満たしていないと県として事業を認可できないため、事業計画の立案の段階で投資効率が基準を満たしているかどうかの検討が行われる。計画立案に際して、投資効率に配慮することにより投資効率の低い事業を排除して、(相対的に)効率的な事業のみを実施することが可能となる。経済効果の算定方法は、「土地改良事業における経済効果の測定方法について」（昭和60年7月1日 60構改C第688号構造改善局長通達）により定められている。

経済効果の計算は、以前は事業単位で行われていたが、現在は複数の工種が含まれている事業については、工種毎に経済効果が計算され、投資効率が1以上であることが求められている。

(4) 経済効果の算定方法

経済効果は、事業を行うことにより得られる便益を元に計算した妥当投資額が総事業費を上回っている割合で算定する。

経済効果の算定式は以下のとおりである。

$$\begin{aligned}
 \text{投資効率} &= \frac{\text{妥当投資額}}{\text{総事業費}} \\
 \text{妥当投資額} &= \frac{\text{年総効果額}}{\text{還元率} \times (1 + \text{建設利息率})} - \text{廃用損失額} \\
 \text{還元率} &= \frac{\text{割引率} \times (1 + \text{割引率})^n}{(1 + \text{割引率})^n - 1} \\
 &\quad (n: \text{総合耐用年数})
 \end{aligned}$$

算定式は複雑であるが、分かりやすく言えば、事業を行うことによって得られる 1 年あたりの経済効果（＝年総効果額）を算定し、その経済効果が続くと考えられる期間（＝耐用年数）の経済効果を現在価値に割戻して妥当投資額を算定している。この妥当投資額と総事業費を比較して、投資を行うことが妥当であるか判定している。

・年総効果額の計算方法

年総効果額は、実施する事業メニューに対応する経済効果を積算して求めることになっている。農業農村整備事業における年総効果額は以下のように分類され、小項目毎に数値化して積算している。

〈図表〉年総効果額の体系

〈大分類〉	〈中分類〉	〈小分類〉	（例） 排水改良
Ⅰ 農業生産性向上効果	農業生産向上効果	作物生産効果	○
		品質向上効果	
	農業経営向上効果	営農経費節減効果	○
		維持管理費節減効果	○
		営農に係る走行経費節減効果	
	生産基盤保全効果	更新効果	○
		災害防止効果	○
Ⅱ 農村定住条件整備効果	被害軽減効果	地域洪水被害軽減効果	
		地盤沈下軽減効果	
	生活環境整備効果	一般交通等経費節減効果	
		非農用地等創設効果	
		安全性向上効果	○
	地域資産保全・向上効果	国土造成効果	
		文化財発見効果	○
		公共施設保全効果	○
		河川流況安定効果	
		地下水かん養効果	
		地域用水効果	
		地籍確定効果	
Ⅲ 農村環境保全効果	景観保全効果	水辺環境整備効果	○
		農道環境整備効果	
		水質浄化効果	○
	保健休養機能向上効果	保健休養機能向上効果	○

注) 事業を行うことによって発揮される効果は様々であり、事業毎にこれらの効果のうち、どの効果が発生することになるのか予め定められている。上表では、例として排水改良事業の場合の発生効果を示した。

・所得償還率

農業農村整備事業では、農家に対して受益者負担を求めているため、農家経済的立場からも経済性評価を行うことが求められている。そこで、所得償還率の計算を行い、農家に過度な受益者負担が発生していないか検討されている。

所得償還率の算定式は以下の通りである。

$$\text{所得償還率} = \frac{\text{年償還額}}{\text{年総増加所得額}}$$

注) 年償還額 : 受益者負担額を農林漁業金融公庫資金等で借り入れた場合の元利金等年賦償還金額

年総増加所得額 : 前頁の年総効果額のうち、「作物増加所得額」+「営農経費節減額」+「維持管理費節減額等」

上式により求められる所得償還率が0.4を下回っていれば、事業採択できるものとされている。

(意見) 還元率について

還元率は将来の経済効果を現在価値に割戻す際に使用される比率である。還元率の計算式は前頁のとおりであり、割引率に耐用年数の影響を加味して計算されるが、この割引率が平成15年度に改訂されており、従来の5.5%から4%に修正されている。割引率が低下するとそれに伴い還元率も低下することになり、経済効果はそれだけで大幅に増加することになる。

(例) 事業費10億円、年総効果額5千万円であった場合

割引率が5.5%であると妥当投資額(経済効果)は9.09億円、投資効率は0.91となり事業が実施できないが、割引率が4%であると妥当投資額は12.5億円となり、投資効率は1.25となるため事業が行えるようになる(なお、建設利息率は無視している)。

上記設例でもわかるとおり、従来投資不可と判定されていた事業が還元率の引き下げによって投資できるようになっているのである。還元率見直しの根拠として、国債の調達金利の低下が挙げられているが、還元率は、投資主体が事業に求める期待利回りであり、金利水準の動向により一義的に影響を受ける性質のものではない。もちろん、還元率の変更は農林水産省の判断であるが、還元率の改定により事業実施における経済性のハードルが大幅に引き下げられているという点を十分に留意した上で事業

採択を行う必要があるものとする。投資効率が低い事業を実施することにより、最終的に不利益を被るのは受益者自身だからである。

(意見) 計画変更と投資効率の低下について

計画変更と投資効率の関係を検討したところ、計画変更によって投資効率が低下する事例が多数見られた(計画変更後投資効率が上昇したもの 4 件、下落したもの 11 件)。

計画変更の原因としては、当初想定していなかった問題が発生したため追加工事が発生した(例えば、12 稲原西地区)、利害関係者間での合意形成が不十分であったため、工事の長期化や事業の一部廃止をせざるを得なくなった(例えば、4 天野地区)などがある。

計画の策定から事業の竣工まで長期にわたる事業が多いため、計画段階で完全な計画を立案することは困難であるが、事業開始後に事業費の増が発生すると、県の負担が増大するのみならず、受益者も追加的な負担を求められることとなり問題である。今後、さらに綿密な計画立案を行うべきである。

(参考) 計画変更事業一覧

	振興局	地区名	事業名	事業地域	投資効率（注）		
					当初計画	計画変更	増減率（％）
（完了事業）							
1	日高	南部川右岸地区	かんがい排水事業（一般型）	南部町、南部川村	1.20	1.07	△10.8
2	日高	野島地区	かんがい排水事業（一般型）	御坊市、印南町	1.00	1.00	-
3	那賀	桃山地区	県営中山間総合整備事業	桃山町	1.43	1.28	△10.5
4	伊都	天野地区	県営中山間総合整備事業	かつらぎ町	1.24	1.06	△14.5
5	有田	金屋地区	県営中山間総合整備事業	金屋町	1.36	1.06	△22.1
6	海草	柳谷池2	県営ため池等整備事業	下津町	5.03	10.62	111.1
7	海草	大窪	県営地すべり防止対策事業	下津町	2.37	3.52	48.5
8	海草	箕六	県営地すべり防止対策事業	美里町	2.77	2.17	△21.7
（未完了事業）							
9	伊都	河根地区	畑地帯総合整備事業（一般型）	九度山町、橋本市	1.05	1.12	6.7
10	那賀	安楽川地区	畑地帯総合整備事業（担い手支援型）	桃山町	1.39	1.16	△16.5
11	伊都	恋野地区	県営中山間総合整備事業	橋本市	1.01	1.36	34.7
12	日高	稲原西地区	県営中山間総合整備事業	印南町	1.4	1.16	△17.1
13	有田	田角2期	県営地すべり防止対策事業	吉備町	3.14	1.86	△40.8
14	有田	田角3期	県営地すべり防止対策事業	吉備町	3.14	1.86	△40.8
15	西牟婁	上芳養東山地区	県営農地開発事業	田辺市	1.89	1.86	△1.6

注) 網掛けは計画変更により投資効率が低下した事業である。

(意見) 投資効率の測定がなされない事業について

農林水産省の制度改訂により、団体営事業など従来投資効率の要件を設けられていなかった事業に対しても投資効率の測定が求められるようになってきている。一方で、現在も投資効率の充足を事業採択の要件とされていない事業がある（下表を参照）。

いずれも土地改良法を根拠としない事業である。このうち、「農業水利施設保全事業」（県営）、「土地改良施設管理整備修繕事業」（団体営）は、既存設備の修繕に係る事業であり、投資効率の考え方になじまないため計算されていないとのことである。

「中山間ふるさと・水と土保全モデル事業」（団体営）は、保全活動が中心であり、金額的にも小規模であるため投資効率の測定を行っていないとのことである。たしかに、前者の2事業については、投資効率を当てはめることが困難であることは理解できるが、後者の「中山間ふるさと・水と土保全モデル事業」の事業内容には、農道整備や水路改修なども含まれており、投資効率測定が可能な部分を含んでいると考えられる。投資効率を理由として他の事業種別（例えば、かんがい排水事業）では採択要件に合致しなかった事業が、「中山間ふるさと・水と土保全モデル事業」では実施可能になるといったことがないように、本事業でも投資効率の測定を行うようにすることが望ましい。

(参考) 投資効率の検討対象

事業別に投資効率の検討状況を整理すると以下のようになる（事業実施にあたり投資効率が検討されている事業は網掛けで表示）。

事業種別	根拠法令等	要綱 制定	S28～ (注 2)	S43～ (注 3)	S48～ (注 4)	H14～ (注 5)
I. 県営事業						
畑地総合整備事業	土地改良法、要綱	H9				
かんがい排水事業	〃	S31				
ほ場整備事業	〃	S41				
中山間総合整備事業	〃	H2				
農地開発事業	〃	S45				
海岸保全施設整備事業（注 1）	海岸法、要綱	S54				
農業水利施設保全事業	要綱	H14				
地すべり防止対策事業（注 1）	地すべり等防止 法・土地改良法 要綱	S33				
ため池等整備事業（注 1）	〃	S40				
II. 団体営事業						
基盤整備促進事業	土地改良法、要綱	H10			(注 4)	
農村総合整備事業	〃	H7			(注 4)	
中山間総合整備事業	〃	H2			(注 4)	
土地改良施設管理整備修繕事業	要綱	S61				
農村活性化住環境整備事業	土地改良法 要綱	H3			(注 4)	
中山間ふるさと・水と土保全モデル事業	要綱	H5				
ため池等整備事業（注 1）	土地改良法 要綱	S40				
農地災害復旧事業	暫定法	S25				

注 1 防災関連事業については、投資効率（被害想定額）の測定を行っている。

2 土地改良法の施行時（昭和 24 年）から、別途事業効果の算定は行われていた。昭和 28 年から、妥当投資額・事業費比率（現在の投資効率に近いもの）が計算されるようになっている。

3 土地改良事業の経済効果測定方式の改訂が行われ、投資効率と所得償還率の概念が確立した。

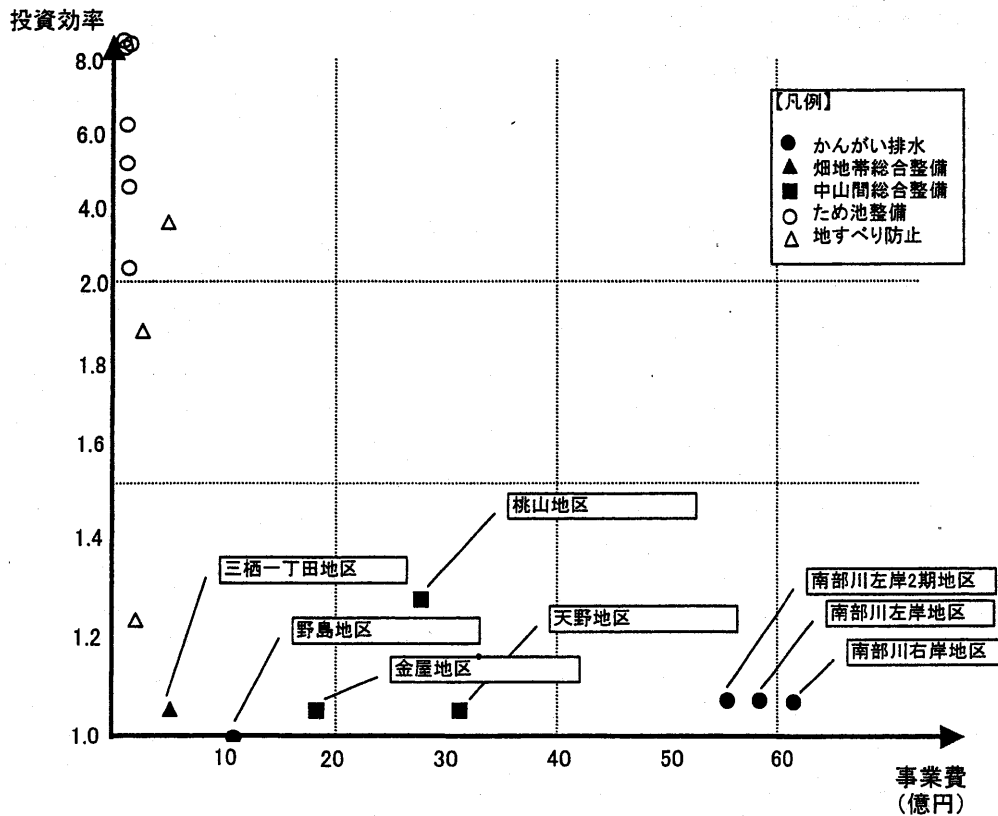
4 投資効率は求めているが、事業費所得指数（所得償還率に類する指数）の計算は行われることとなった。

5 団体営事業における効果測定の指導が農林水産省よりなされた。

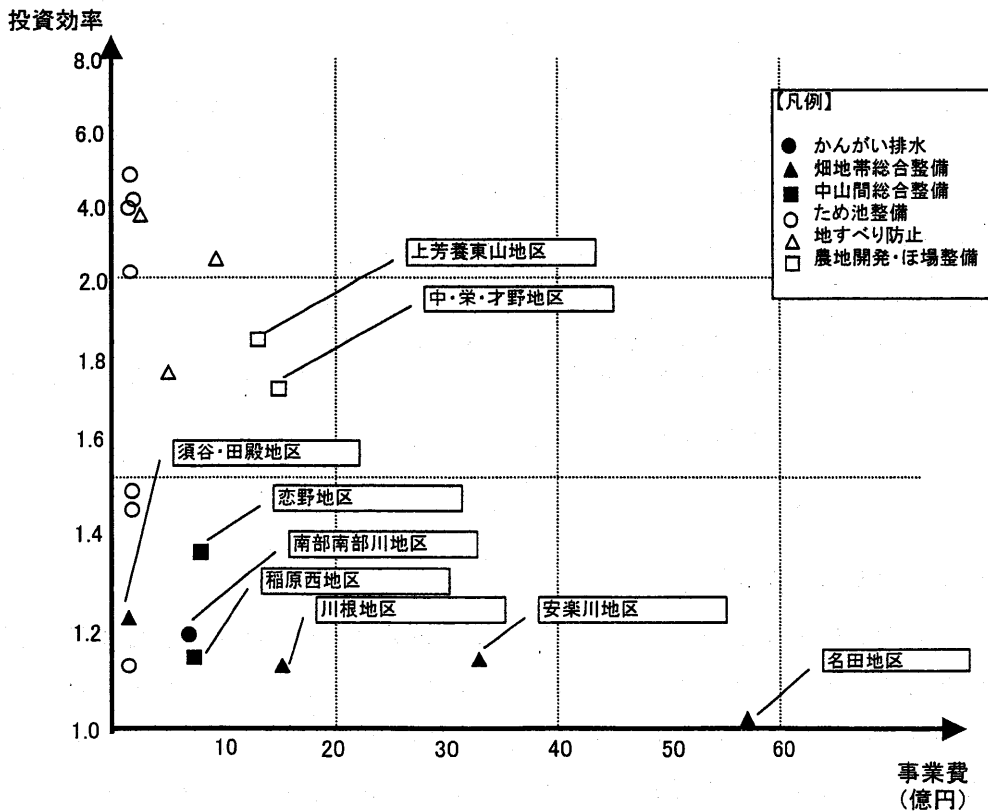
(意見) 投資効率と事業費の関係について

投資効率と事業費の関係を検討したところ、事業規模の大きい事業ほど投資効率が低くなる傾向にあった。本来、事業規模の大きな事業については、規模のメリットが働くので、投資効率も高くなると考えられるが、実際にはそのようにはなっていなかった。事業費総額が多額となる事業については、県の財政負担額も多額に上ることになるのが通常である。県民への説明責任の観点から、投資効率が低くても事業を実施することの意義について十分に検討する必要があると考える。

〈図表〉投資効率と事業費の関係（完了事業）



〈図表〉投資効率と事業費の関係（未完了事業）



（注）県提出資料より監査人が作成

「完了事業」と「未完了事業」の一覧は「6. 県営事業」を参照。

(5) 経済効果算定に係る詳細検討

経済効果（投資効率）の算定においてもっとも手間のかかる作業が年総効果額の算定である。年総効果額の算定過程の妥当性、正確性を検討するために、中山間地域総合整備事業（生産基盤型）稲原西地区の経済効果算定資料を検討することとした。

(事業の概要)

本地区では、水稻を主としてウスイ、ミニトマト、花卉等の栽培を行っているが、土地基盤の整備が行われておらず、近代的農業の導入に支障をきたしていた。付近の国道整備が行われるため、これにあわせてほ場の整備を行い、大規模機械の導入を可能とした。

事業年度：平成 12 年度～平成 17 年度

総事業費：714,500 千円（当初：535,500 千円）

受益面積：21ha

計画変更理由：事業の実施に伴い発覚した湿田の排水処理のための暗渠排水施設追加等に伴う総事業費の増が発生した。

(投資効率の計算式)

	当初計画	変更計画	備考
総事業費	A 535,500	700,350	暗渠排水施設追加
年総効果額	B 50,338	45,511	下表参照
廃用損失額	C 0	0	
総合耐用年数	D 35	34	
還元率	E 0.0671	0.0561	割引率変更 (5.5%→4.0%)
妥当投資額	B/E=F 750,194	811,248	
投資効率	F/A 1.40	1.16	

(年総効果額の内訳)

効果体系		当初計画	変更計画	備考
農業生産向上効果				
作物生産効果	水稻（作付減）	△1,298	△78	
	水稻（水管理）	206	225	
	ウスイ（ハウス）	8,821	4,045	作付面積の減(1.5→1.0)
	ウスイ（露地）	3,869	2,809	
	ミニトマト（ハウス）	14,057	4,616	単価の見直しによる
	ミニトマト（露地）	6,844	3,697	
	スイカ（露地）	-	700	
小計		32,499	16,014	
農業経営向上効果				
営農経費節減効果	水稻	16,989	28,837	1ha あたり経費節減効果

【下図参照】				の変更 (1,196 千円 →2,032 千円)
小計		16,989	28,837	
維持管理費節減効果		424	267	
地籍確定効果		426	393	
合計		50,338	45,511	

(意見) 営農経費節減効果の計算について

年総効果額のうち、営農経費節減効果は約 63% を占めている。営農経費節減効果(変更計画)の算定内訳表は以下のとおりとなっている。

作業名	作業手段		1ha 当たり 所要時間 (時)		1ha 当たり 機械時間 (時)		1ha 当たり 営業経費 (円)		
	現況	計画	現況	計画	現況	計画	現況	計画	削減率
耕起	ロータリー	トラクター ロータリー	172	19.4	117	9.7	783,997	44,998	△94.3
碎土	ロータリー	トラクター ロータリー	—	15	—	7.5	—	34,793	—
施肥	人力	トラクター ブロードキャスター	67	2	—	1	68,608	8,744	△87.3
代掻き	レーキ	トラクター ディスクハロー	61	3.6	49	1.8	363,858	10,750	△97.0
定植	田植機	田植機	78	30.9	31	10.3	126,155	71,719	△43.2
追肥	人力	動力散粒機	22	7.2	—	2.4	22,528	13,771	△38.9
除草	人力	動力噴霧器	49	2.4	—	0.8	50,176	8,560	△82.9
水管理	人力	人力	286	50	—	—	292,864	51,200	△82.5
防除	散粉機	動力噴霧器	45	3.2	23	0.8	59,880	9,380	△84.3
収穫脱穀	コンバイン	コンバイン	123	37	55	18.5	633,320	115,903	△81.7
運搬通作	軽トラック	軽トラック	6.7	6	6	6	8,373	9,168	9.5
小計			909.7	150.7	281	58.8	(a) 2,409,758	(b) 378,987	△84.3
			(c) : (a) - (b)		1ha 当たり改善額		2,030,771		
			(d)		対象面積		14.2ha		
			(c) × (d)		年総効果額		28,836,948		

「営農経費削減効果」とは、分かりやすく言えば、農家が営農をするにあたって負担する 1 年あたりの人的・物的コストを削減できる効果のことをいう。上表から明らかのように、コストの中でも作業の効率化による農作業の所要時間減がどれだけ可能かという点が大きなポイントとなっている。

上表でいう「現況」とは、ほ場整備実施前における農作業の所要時間であり、農作業の種類毎に農家からの聞き取りにより調査している。一方「計画」とは、ほ場整備による効率化により考えられる理想作業時間をベースとし、ある程度の時間的なロス

を割り引いて計算された数値である。単価設定などの計算方法については全て農林水産省が作成する「土地改良の経済効果（農林水産省構造改善局計画部監修）」で細かく指導されており、それを当てはめて計算しているとのことである。この「現況」と「計画」の差し引きを、事業実施による効果と捉えて、年総効果額に集計している。

「所要時間」に関してであるが、和歌山県における水田の営農時間の平均は、1haあたり約 600 時間程度とのことである。上表の「現況」909 時間というのは、平均を大幅に上回っている数値であるが、稲原西地区が山間部に存在し、また田の形状がいびつになっていること、ロータリー（耕運機）、テラー程度の機械しか導入できていない状況にあることを考えると、営農時間として 909 時間かかるということは、実情に即した数値であると考えることができる。一方、上表の「計画」150 時間というのは、和歌山県の平均値の 4 分の 1 であり、実際にはその時間内で農作業を完了させるのはかなり困難な数値であるとのことである。

また、本事業では、計画変更に伴いミニトマト・ウスイ等の作付面積・単収の減少により、年総効果額のうち、「作物生産効果」が当初計画の 34,745 千円から 16,014 千円に低下する一方、「営農経費節減効果」が当初計画の 16,989 千円から 28,837 千円に引き上げられており、その改訂理由は「営農計画における労務単価・機械単価の見直し」とされているが、営農経費節減を引き上げるような見直しであったかどうかは不明であり、今回算定された「営農経費節減効果」は実態に比べ過大に計上されている可能性がある。

たしかに、計算自体は「土地改良の経済効果」で定められた方法に則って実施されており、バックデータも確認できたため計算方法が一概に誤りとはいえないが、計算結果が結果として合理性を欠いていることが明らかである場合には、理論値の修正等、計算を見直していかなければならないのではなかろうか。

(6) 事業の再評価

経済効果の算定等を行って事前評価において事業を実施すると判断した事業であっても、時の経過により事業を実施する必要性が薄れている可能性がある。そのような事業を続行するのか、或いは中止するのかについて改めて判断を行うのが事業の再評価である。

和歌山県では、平成10年に和歌山県公共事業再評価委員会を設置し、事業採択後5年間経過した場合に、事業を継続すべきかどうか有識者に諮問している。委員は現在9名である。

【平成14年度～16年度の再評価事業一覧（農業農村整備関係）】

	再評価 年度	採択 年度	事業	県の対応方針	委員の意見
1	H14	H9	名田地区 畑地帯総合整備事業	そのまま継続	妥当
2	H14	H9	有田川地区 広域営農団地農道整備事業	中止	妥当
3	H14	H9	山畑地区 農免農道整備事業	そのまま継続	妥当
4	H15	H5	河根地区 畑地帯総合整備事業	そのまま継続	妥当
5	H15	H10	上芳養東山地区 農地開発事業	見直しのうえ 継続	妥当
6	H16	H11	南部南部川地区 県営かんがい排水事業	そのまま継続	事業の継続は妥当である。ただ、工法等については生態系にさらに配慮すること。

(意見)

再評価の対象となる事業については、漏れなく再評価委員会の審査に付託されており、また、再評価委員会における審査も、書面による審査のみならず現地視察等を実施することにより、実質的な審査を行っているものと思われる。ただ、委員会の議事録を閲覧する限りでは、委員の持論が展開される場面も見受けられたものの、委員から行政担当者への質疑応答に多くの時間が割かれており、委員の意見が事業の方向性を変更させるようなやりとりまでは見られなかった。再評価委員会が事業評価サイクルの重要な一翼を担っていることを考慮すれば、識者による事業のあり方への積極的な意見表明が今後さらに望まれるところである。

(7) 事後評価

和歌山県では県営事業について、事後評価を実施する仕組みを設けていない。事業評価に関しては、基本的に県土整備部で採用されている手法を農林水産部でもそのまま導入しており、事後評価について独自の検討はしていないとのことであった。

事後評価を実施することのメリットとしては、一般的に

- ・実施事業の実際発生効果を測定することができる
 - ・実際発生効果と事前評価結果の比較ができる
 - ・事後評価の結果を今後行う事業のあり方に反映させることができる（フィードバック）
- などが挙げられている。

一方、デメリットとしては、

- ・評価の手法が未確立、実施困難
- ・評価コストの問題
- ・評価結果に対する責任

などが考えられる。

他の都道府県・政令指定都市の状況であるが、平成 17 年 9 月現在、約 3 分の 1 の自治体が事後評価制度を本格採用または試行しているところである。

〈事後評価制度の導入状況〉

種別	本格実施	試行	検討中	未定	計
都道府県	10 (21%)	10 (21%)	23 (49%)	4 (9%)	47
政令指定都市	1 (7%)	1 (7%)	8 (57%)	4 (29%)	14
計	11 (18%)	11 (18%)	31 (51%)	8 (13%)	61

注) 県土整備部技術調査課による独自の全国調査に基づき作成

(意見) 事後評価制度の導入について

公共事業関係予算が縮減されるなか、農業関係公共事業の予算額も縮減されており、少ない予算で、より効果的な公共事業の実施が強く求められている。そのような状況下で事後評価制度は、これからの事業を精査する上での鍵になるものとする。事後評価による事業のフォローアップを行うことにより、県が行った事業の何が成功し、何がうまくいかなかったかを明らかにすることができるからである。

事後評価制度はその効用が期待される反面、コスト的な負担も大きく、実施には慎重にならざるをえない側面がある。そういう点では最初からすべての事業を事後評価

の対象とする必要はないと考えるが、大きなプロジェクトや、新たな取り組みとして実験的に実施した事業についてのみ評価してみるというのも一案である。「事後評価制度の導入状況」において、「試行」段階にある自治体でも金額的基準を設けるなどして一部の事業に対して事後評価を実施しており、和歌山県でも参考とすべきである。

長年にわたる農業農村整備事業の実施により、県内の農業基盤は従来よりも強固なものとなったことは紛れもない事実である。しかし、その一方で（和歌山県に限ったことではないが）、農業生産額の減少は継続しており、農業従事者も減少の一途を辿っている。確かに局所的に一定の成果は上がっているのだが、和歌山県農業全体の活性化という大きな目標はいまだ達成されていないように思われる。

現在、農業農村整備事業の目標としては、農道、ほ場整備、かんがい排水設備等の整備量が目標となっている。目標を整備量として設定している場合、「どれだけの事業を実施したのか（量）」が最も問われ、事業実施の結果、農業生産量、農家1戸あたりの所得にどれだけ貢献したのか（質）は副次的な取扱いとなってしまうため、事後評価を行うことにそれほど意義を見出せない状況にある。しかし、公共事業の継続的な削減という経済環境のもと、今後一層事業の質が問われることになる。農業農村整備事業は、県内の農業生産額や農家1戸当たり所得など、より高い次元の目標を達成する手段としての位置づけに変わらざるをえない。そのとき、事業の質が十分であったのかを確かめる手段としての事後評価が、今後必ず必要になるものとする。

4. 入札・契約制度

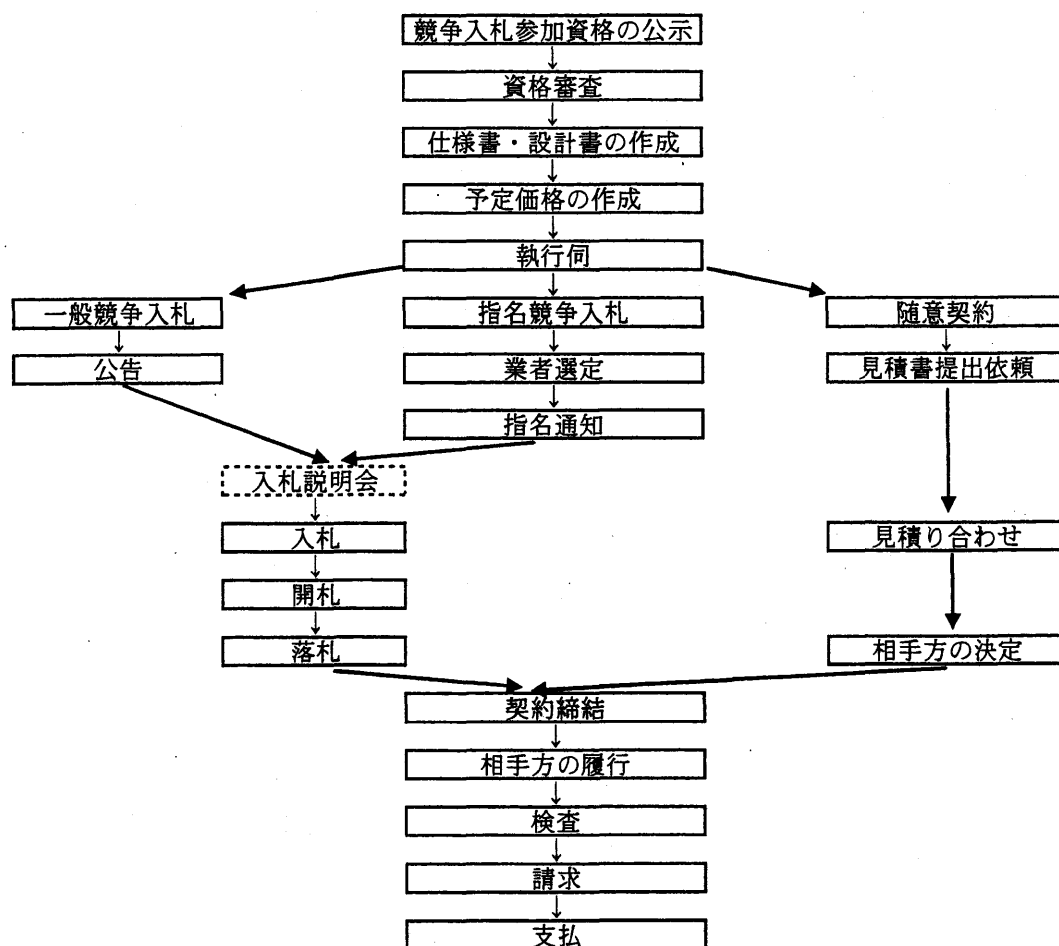
(1) 入札・契約事務の概要

農業農村整備事業（県営事業）は、県において契約事務全般を実施しており、本庁農村計画課及び各振興局が契約事務を分担している。

平成 16 年度における農業農村整備事業の契約件数は 123 件であり、このうち 119 件で指名競争入札が行われている。また、4 件で随意契約が採用されている。なお、県土整備部で実施されている一般競争入札、公募型指名競争入札については、農業農村整備事業においても選択できるものの、これらの入札基準に満たない契約しか存在していないため制度の利用はない。

〈入札・契約事務の流れ〉

工事の入札・契約事務は以下の手順により実施されている。



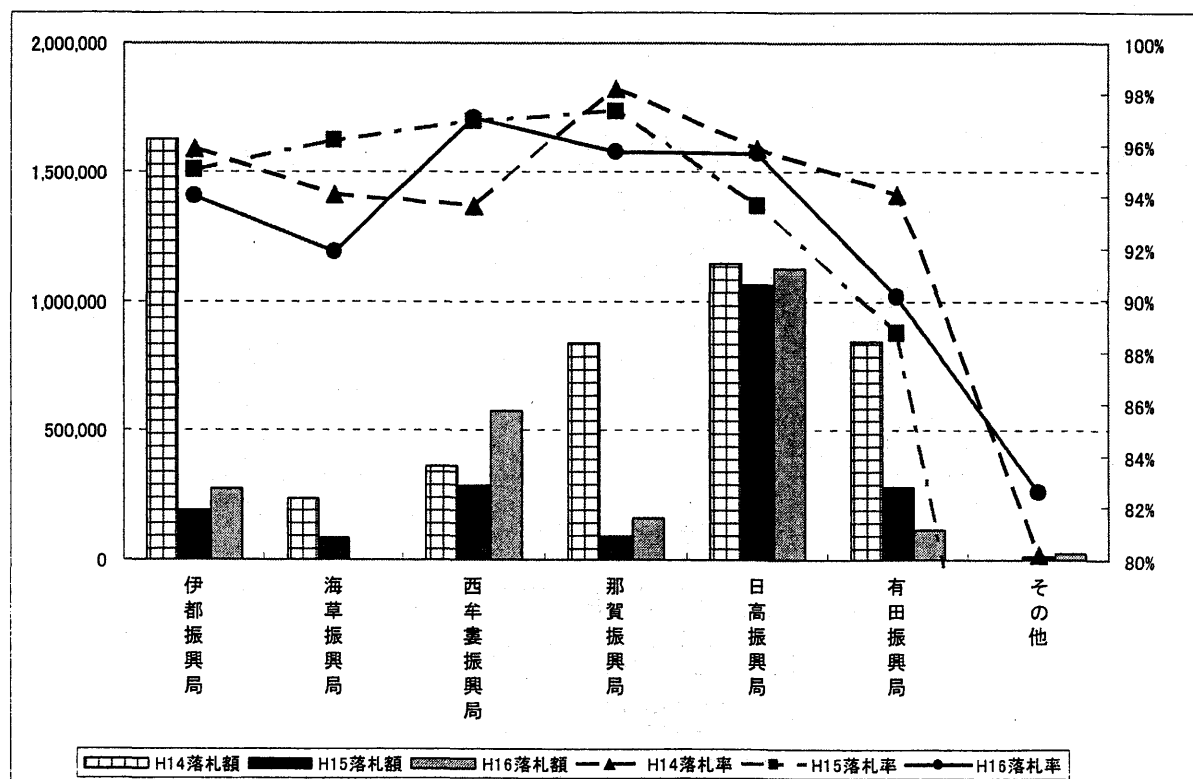
(2) 落札率についての分析

農業農村整備事業における請負工事契約・業務委託契約に係る落札率の状況を執行課別にまとめると以下のようになる。

執行課名	H14			H15			H16		
	落札額	件数	落札率	落札額	件数	落札率	落札額	件数	落札率
伊都農林水産振興部	1,624,460	66	95.85%	193,461	16	95.02%	270,242	16	94.03%
海草農林水産振興部	232,707	10	94.10%	83,338	4	96.21%	1,785	1	91.89%
西牟婁農林水産振興部	361,315	22	93.63%	285,264	20	96.97%	580,713	23	97.08%
那賀農林水産振興部	837,422	26	98.22%	89,218	6	97.34%	160,776	10	95.77%
日高農林水産振興部	1,141,323	67	95.86%	1,059,261	63	93.66%	1,126,425	47	95.67%
有田農林水産振興部	847,568	32	94.09%	281,963	22	88.78%	114,828	20	90.13%
耕地課	10,174	1	79.95%	-	-	-	-	-	-
畜産課	-	-	-	-	-	-	2,268	1	67.92%
農林水産総務課	1,117	2	82.52%	3,971	2	70.30%	-	-	-
農地整備課	-	-	-	6,142	2	56.36%	7,759	4	77.22%
農村計画課	-	-	-	-	-	-	12,390	1	90.08%
合計	5,056,090	226	95.65%	2,002,620	135	93.53%	2,277,187	123	95.39%

注) 平成 14 年度は農道整備事業、農業集落排水事業を含む(平成 15 年度以降は県土整備部に移管)。

(図表) 振興局別の落札金額・落札率の推移



落札率は、平成 15 年度に一旦低下を見せたが、平成 16 年度は再び 95% 台に上昇している。特に工事請負に関しては、平均でも 96% 台となっており、高止まりの傾向が読み取れる。地域別には、西牟婁・那賀・日高振興局の落札率が高い水準を維持して

おり、特に平成 14 年度的那賀振興局では 98%を超える状況となっている。以下では、各年度において落札率が高くなっている振興局の落札価格上位工事をみることにする。

(那賀振興局・平成 14 年度)

工事名	指名 業者数	予定価格 (千円)	落札価格 (千円)	落札率 (%)
竜門地区県道交差点改良工事	12	254,667	248,850	97.72
紀の里地区北涌 1 号橋梁下部工その 2 工事	12	187,887	186,900	99.47
紀の里地区北涌 2 号橋梁下部工その 4 工事	16	57,162	56,385	98.64
紀の里地区北涌 1 号橋梁下部工その 3 工事	17	51,838	51,450	99.25
紀の里地区西脇 2 号橋梁下部工その 3 工事	16	48,426	47,880	98.87
竜門地区井田工区道路(その 2)工事	16	43,039	42,315	98.32
紀の里地区横谷工区調査・設計業務委託	12	40,582	39,900	98.32
紀の里地区西脇 2 号橋梁下部工その 2 工事	19	37,936	37,170	97.98
紀の里地区西脇第 1 工区道路工事	17	31,542	30,975	98.20

(那賀振興局・平成 15 年度)

工事名	指名 業者数	予定価格 (千円)	落札価格 (千円)	落札率 (%)
安楽川地区 1 号排水路その 1 工事	17	51,870	50,820	98.0
安楽川地区流末取合工工事	18	21,525	21,000	97.6
安楽川地区 1 号排水路兼用道路測量設計業務委託	15	14,196	13,482	95.0

(西牟婁振興局・平成 16 年度)

工事名	指名 業者数	予定価格 (千円)	落札価格 (千円)	落札率 (%)
県営ほ場整備事業中・栄・才野地区その 6 用排水路工事	15	99,991	98,490	98.50
海岸保全施設整備事業鳥の巣西地区海岸保全施設整備その 1 工事	9	61,824	60,690	98.17
県営ほ場整備事業中・栄・才野地区その 3 用水管布設工事	13	59,062	57,960	98.13
県営ほ場整備事業中・栄・才野地区 ほ場整備その 4 ポンプ製作据付工事	9	59,965	56,700	94.55
県営ほ場整備事業中・栄・才野地区ほ場整備その 7 (5 工区) 工事	16	54,841	53,739	97.99
県営農地開発事業上芳養東山地区園内整備その 5 工事	7	40,803	40,320	98.82
県営農地開発事業上芳養東山地区園内整備その 4 工事	16	41,212	39,585	96.05
県営ほ場整備事業中・栄・才野地区ほ場整備その 8 (6 工区) 工事	15	25,000	24,496	97.98

県営農地開発事業上芳養東山地区園内整備その 3 工事	16	24,370	23,940	98.23
県営ほ場整備事業中・栄・才野地区ほ場整備そ の 12 (8 工区) 工事	15	22,575	22,050	97.67

これら落札金額上位工事のうち、特に平成 14 年度的那賀振興局の工事では、指名業者数が 10 社を優に超えているにもかかわらず、軒並み落札率 98%を超えており、落札率が 99%を超えている工事も 2 件含まれていた。このような落札状況を踏まえ、談合の可能性について何らかの調査・検討を行ったのか確認したところ、談合に関する情報提供を受けていないとの理由で特に調査を行っていないとのことである。

談合の疑い調査に関しては、県で作成している「談合情報対応マニュアル」に従い対応されている。まずマスコミ等から談合情報が寄せられると、情報を受けた振興局等が談合情報対応マニュアルのチェックリストに従い、その情報に関する信頼性（精度）の検討を行う。振興局等において、信頼性の高い情報であると判断されると、本庁の組織である「和歌山県公正入札調査委員会」に情報があげられ、審査が行われることになる。談合が疑われる場合、県は入札の停止等を検討することになる。平成 14 年度的那賀に関しては、検討対象となるような談合情報が寄せられなかったため、特段の調査・検討は行われていなかった。

(中・栄・才野地区ほ場整備事業の検討)

平成 16 年度の入札結果一覧で高落札率の契約が多かった、西牟婁振興局管内の中・栄・才野地区ほ場整備事業について、サンプリングして落札率（落札価格／予定価格）と乖離率[(最高入札価格－落札価格)／最高入札価格]を調べたのが以下の表である。

(単位：千円)

工事年度	H15	H16	H16	H16
工事番号	ほ場整備 1-4	ほ場整備 1-5	ほ場整備 1-1	ほ場整備 1-14
工事名	中・栄・才野地区 ほ場整備その 4 (1 工区) 水路工事	中・栄・才野地区 ほ場整備その 2 排 水路工事	中・栄・才野地区 ほ場整備その 1 (1 工区) 用水路工事	中・栄・才野地区 ほ場整備その 5 揚 水機揚工事
予定価格	4,410	9,492	6,468	13,976
最低制限価格	3,480	6,955	4,707	10,860
落札価格	4,326	9,240	6,300	13,650
落札率	98.10%	97.35%	97.40%	97.67%
業者選定理由	白浜町内 ハ・二 の 14 土木業者	同左	同左	西牟婁郡口・ハ G の 15 社
最高入札価格 (A)	4,400	9,450	6,447	13,956
落札価格との差額 (B)	74	210	147	306
乖離率 B/A	1.67%	2.22%	2.28%	2.19%

工事年度	H15	H16	H16	H16
工事番号	ほ場整備 1-2	ほ場整備 1-13	ほ場整備 1-11	ほ場整備 1-20
工事名	中・栄・才野地区 ほ場整備その2(1 工区・3工区)工 事	中・栄・才野地区 ほ場整備その9(7 工区)工事	中・栄・才野地区 ほ場整備その8(6 工区)工事	中・栄・才野地区 ほ場整備その12(8 工区)工事
予定価格	18,627	19,866	25,001	22,575
最低制限価格	14,382	15,253	19,187	16,616
落札価格	18,249	19,425	24,497	22,050
落札率	97.97%	97.78%	97.98%	97.67%
業者選定理由	西牟婁郡口・ハG の17社	西牟婁郡口・ハG の15社	同左	同左
最高入札価格(A)	18,627	19,866	24,917	22,397
落札価格との差額(B)	378	441	420	347
乖離率 B/A	2.03%	2.22%	1.69%	1.55%

工事年度	H16	H15	H16	H16
工事番号	ほ場整備 1-18	ほ場整備 1-3	ほ場整備 1-16	ほ場整備 1-9
工事名	中・栄・才野地区 ほ場整備その11 道路舗装工事	中・栄・才野地区 ほ場整備その3(2 工区)工事	中・栄・才野地区 ほ場整備その6排 水路工事	中・栄・才野地区 ほ場整備その3用 水管布設工事
予定価格	14,427	93,051	99,992	59,063
最低制限価格	10,848	72,192	75,575	45,207
落札価格	14,154	91,560	98,490	57,960
落札率	98.11%	98.40%	98.50%	98.13%
業者選定理由	田辺市西牟婁郡に 合材プラント所有 7社	西牟婁郡管内イの 土木業者15社	同左	西牟婁郡管内管工 事で特定許可又は 総合点数730点以 上14社
最高入札価格(A)	14,364	92,327	99,750	58,695
落札価格との差額(B)	210	767	1,260	735
乖離率 B/A	1.46%	0.83%	1.26%	1.25%

工事年度	H14	H15	H16	H16
工事番号	ほ場整備 1-6	ほ場整備 1-3	ほ場整備 1-19	ほ場整備 1-10
工事名	中・栄・才野地区 ほ場整備その1(4 工区)工事	中・栄・才野地区 ほ場整備その7(5 工区)工事	中・栄・才野地区 その10用水管敷 設工事	中・栄・才野地区 その4ポンプ制作 据付工事
予定価格	40,215	54,842	15,215	59,966
最低制限価格	31,157	42,121	11,352	47,972
落札価格	39,323	53,739	13,440	56,700
落札率	97.78%	97.99%	88.34%	94.55%
業者選定理由	西牟婁郡イ・ロ土 木業者 15	西牟婁郡イ・ロ土 木業者 16	和歌山県の登録業 者のうち、鉄道工 事に精通	和歌山県の登録業 者のうち、ポンプ 等製作メーカー9
最高入札価格(A)	39,900	54,628	14,963	59,430
落札価格との差額(B)	578	889	1,523	2,730
乖離率 B/A	1.45%	1.63%	10.18%	4.59%

注) 乖離率=落札価格(最低入札価格)と最高入札価格との差額を最高入札価格で除して計算している。乖離率が低いほど事業者間の入札価格の差が少ないことを示す。

(意見)

落札率が95%を割っている最後の2つのケースは乖離率も他の14件と比べて高い。価格面での自由競争がなされた結果を反映している。他の14件は落札率がいずれも97%を超えており、乖離率も2.5%を切っている。結果として価格面での競争が十分働いているとはいいいがたい。

ほ場整備事業を例に採った場合、予定価格は通常の場合、原則として、直接工事費+共通仮設費+現場管理費+一般管理費から構成される。共通仮設費は(直接工事費-処分費)の一定パーセント、現場管理費は(直接工事費-処分費+共通仮設費)の一定パーセント、一般管理費は(直接工事費-処分費+共通仮設費+現場管理費)の一定パーセントとなっている。結局、直接工事費と各一定パーセントが決まれば予定価格が自動的に積算される。直接工事費は工事設計書に基づき、国の基準に従って、「土地改良工事積算基準(土木工事)」を利用し、積算されている。また、一定パーセントも工事の種類ごとに国の基準で決められている。

直接工事費の計算もシビアに査定されており、業者は実際の工事において、現場管理費や一般管理費分を節約し、利益を確保しているのが現状である。従って、予定価格自体が高いわけではないが、落札価格が予定価格の97~98%程度に張り付くのは、本来の競争入札の価格における自由競争の趣旨が生きているとはいいいがたい。

和歌山県は、予定価格の事前及び事後の公表、一般競争入札制度の導入など、入札

制度の改革につながりうる新たな制度を導入しているものの、依然として落札率は高止まりし、一般競争入札制度を利用する範囲も狭いままであるなど、入札制度改革の結果が十分に現れているとはいえない。

予定価格の事前及び事後の公表、特に事前の公表については、落札率の下落と因果関係があるといえるか、不明確な点がある。事前公表を行っている他の地方自治体においては、落札率が下落したとする自治体がある一方で、かえって落札率が上昇したとする自治体もある。思うに、予定価格の事前公表も、それを導入する地方自治体の規模、入札に参加する業者の規模、数、工事の内容、規模などによっては、落札率を下落させることもあり、上昇させることもあるものと考えられる。したがって、単に予定価格の事前及び事後の公表制度を導入するのみでよしとするのではなく、予定価格の事前及び事後の公表が、落札率にどのような影響を与えているか、それは入札参加者の規模や数、工事の内容や規模などどのような相関関係にあるかを検証し、その結果に基づいて、さらにあるべき入札制度に向けて、制度の改革を行うべきである。

入札制度の改革は、談合ができないような制度に向けての改革である。そのためには、現に行われた入札結果から、談合が行われていないか否かの検証も必要である。前述したように、今回サンプルで取り上げた入札結果には、落札率が極めて高く、他方乖離率が極めて小さいものが見受けられた。

談合は、参加者以外にその情報を漏らさないことによってはじめて成立し、機能するものである。談合参加者は、その情報を外部に漏らさないことについて利害関係を有し、外部に漏らすことは、談合の不成立、すなわち参加者の利益の喪失を意味することとなる。つまり、談合情報は本来外部に漏らされることなどないのである。これは、公共工事における入札制度が開始されてから近年に至るまで、その情報は漏らされる例はきわめて少なかったことから明らかである。近時、談合情報が外部に漏らされるのは、公共工事の減少や、利益率の低下などにより、談合そのものが機能し得なくなっているからと考えられる。しかしながら、一方では、談合がより巧妙に行われていることも考えなければならない。

ここで、これまでに行われたきた和歌山県における談合防止・入札制度改革の取り組み状況について検討しておきたい。

〈和歌山県の入札制度改革への取り組み〉

工事規模	契約件数 (注1 2)			観点		
	H14	H15	H16	〈入札透明化〉	〈適正な施工確保〉	〈業者の保護育成〉
24.3 億円超	-	-	-	一般競争入札制度適用	低入札価格制度適用 (H8～)	発注権限は本庁が持つ
5 億円～ 24.3 億円	-	-	-	公募型指名競争入札制度適用 (H7～)		
1 億円～5 億円	5	1	-			
1 億円～ 5 千万円	23	8	13			発注権限を振興局に付与、指名業者も振興局管内に限定 (注3)
1 千万円～ 5 千万円	88	41	45		最低制限価格制度適用 (S22～)	振興局管内の業者のみを指名対象とする ランク制度による過当競争の排除
250 万円～ 1 千万円	68	61	30			
250 万円未満	42	24	35			随意契約の許容
金額基準なし (全ての契約)	-	-	-	予定価格の事前公表 (H14～)、事後公表 (H10～) 入札・落札者公表	施工体制台帳の写しの提出 (H14～)	談合と疑うに足る事実の公正取引委員会への通知 (H10～)

注) 1 契約件数は、農林水産部 (林業を除く) に係る請負・委託契約件数である。

2 平成 14 年度は農道整備事業、農業集落排水事業を含む (平成 15 年度以降は県土整備部に移管)。

3 振興局管内で十分な指名業者数に達しない場合は管外の業者も指名対象としている。

上表のとおり、一般競争入札は 24.3 億円以上の工事に、公募型指名競争入札は原則として 5 億円以上の工事に限定されており、農業農村整備事業のように 1 億円未満の工事が主体の場合、これらの制度が全く適用されなくなっている。他の都道府県では、一般競争入札、公募型指名競争入札の対象範囲の拡大に取り組んでいる。

入札改革により、落札率を大幅に引き下げている宮城県、長野県、滋賀県などと比べ、和歌山県は落札率が高水準にあり、入札改革によるコスト削減余地が大きい。

和歌山県でも入札改革は進んでいるが、一般競争入札・公募型指名競争入札やランク分けの簡素化など、入札参加対象範囲の拡大という観点から入札制度の更なる改革が必要と思われる。

サンプル調査対象が一定の同レベルの業者に指名競争入札によっていたこと及び、和歌山県における入札改革の現状を踏まえ、今以上に価格面の自由競争を促進するために次のことを提案したい。

①（制限付）一般競争入札への移行

県（振興局）や市町村は、各事業者が建設業法に従い提出した経営事項審査の工事区分（土木・とび土工・管工事等）ごとの総点数を基礎として各事業者をグループ分けしている。

県や市町村が指名競争入札をする場合、公共事業の内容や工事金額の多寡に応じてふさわしい業者グループを選定し、そのグループに属する業者の中から公平に一定数の業者を入札に参加させている。上記を例で言えば業者選定理由の欄記載の「白浜町内に事業所を有するハ及びニグループに属する土木業者 14 社」「西牟婁管内の土木業登録業者 ロ 及び ハ グループのうち、15 社」が指名競争入札に参加したのである。

しかし、グループ分けまたは総合点数を利用した指名競争入札の場合、上記サンプルでは落札価格はすべて予定価格の 97%を超えている。結果として十分な自由競争がなされたとはいえない。各グループにどの業者が所属しているかは公表されていないが、入札案件の仕様書や設計書を閲覧する時に、どの事業者が入札に参加しているかを知りうる。これらの事業者は一定地域内に事業所を有し、経営事項審査の総合点数の近いため、経営規模も近似していると想定され、以前に仕事において元請、下請の関係になったケースも考えられる。また、同業者間の会合等で知り合いであることも多い。そういった業者が閲覧時にどの事業者が入札に参加しているかを知れば、入札について話し合いがなされる素地が整ってしまう。指名競争入札の場合、互いに入札参加者がわからないような仕組み作りが不可欠である。また、抜本的な改革策としては入札参加者が互いに接点を持ちにくい、一般競争入札の枠を広げるべきであろう。

一般競争入札の枠を広げた場合、実績のないまたは技術の伴わない事業者がダンピングして無理に受注し、粗悪工事や重大な事故を引き起こすリスクもある。そこで、一定の条件を満たす業者に限って入札に参加できる制限付一般競争入札（例えば、総合点数何点以上の業者等）の活用が望まれる。また、力のある特定の業者に仕事の集中を防ぐために例えば総合点数 600 点～700 点間の業者等、各事業に付ける条件も検討されなければならない。

要は入札に参加している業者を特定できない仕組みの中で一定の資格や技術を持った事業者が公平に、しかも一定のレベルを保持している地元に根を張った中小企業や零細企業（個人）の存続可能な入札制度を再構築するのである。そのためには指名競争入札から一般競争入札（制限付も含めて）への移行が不可欠である。

②入札改革の必要性

(イ) 業者間の話し合い及び高値安定を防ぐ仕組み作り

横須賀市では平成11年4月以降、土木・建設・電気・管・舗装の5種についてランク付けを廃止し、入札参加登録は第1希望の工事だけではなく、経営事項審査の総合評点が一定レベルを超えていれば、第2、第3希望の工事についても、入札参加登録者に認め、指名業者数を非固定化し、入札方法を受注希望型指名競争入札一本に絞ることによって業者間の話し合い及び高値安定受注を防ぐ仕組み作りを構築している。

(ロ) 透明性・客観性を高める仕組み作り

横須賀市では、平成11年4月より、インターネットを利用した工事の発注、同7月から全入札結果のインターネットでの公表を行い、透明性・客観性を高める仕組み作りを進めている。

(ハ) 工事品質を確保する仕組み作り

横須賀市では、平成11年4月より、請負工事成績評定要綱を制定し、業者に対し、優遇及び罰則を強化し、また、検査体制の整備・強化を図っている。また、竣工検査成績評定の結果や、優良工事施行業者一覧をホームページに掲載して一定の工事品質を保てる業者を優遇する措置を講じている。

(二) 入札事務の合理化

横須賀市では、インターネットを利用し、500万円以上の工事の「工事概要」や工事発注状況を公表し、紙ベースでの資料を減らし、また、契約管理システムを活用し、各種入力事務の省力化を進めている。

③電子入札の導入

電子入札制度は入札をインターネット上で行う制度であり、入札参加者の特定が困難なため、事前の事業者間の話し合いを防止し、競争性を高めることができる。また、業者にとっても、移動コスト、入札書類の作成・送付コストが下がり、入札参加コストが軽減されるメリットがある。

和歌山県でも②の事例を参考にし、4つの視点から入札改革をさらに進めるべきである。これらを組み合わせ、③で記載した電子入札システムを導入すれば、事務量を増やさず、落札率の低下をはかれるのではないかと考える。

(3) 随意契約の状況

平成 16 年度における農業農村整備事業の契約のうち、随意契約は 4 件あった（契約全体に占める割合は 3.2%）。内訳は以下のとおりである。

（単位：千円）

	執行課名	契約名	契約金額	随意契約理由
1	伊都農林水産振興部	畑地帯総合整備事業河根地区農地造成第 1 団地に係る換地処分等の事務委託業務	1,532	2 号 (性質上)
2	伊都農林水産振興部	中山間地域総合整備事業恋野地区(3-2 号団地外 4 団地)換地処分等に関する事務委託業務	12,558	2 号 (性質上)
3	日高農林水産振興部	名田地区上野 2 工区幹線農道設計業務	945	1 号 (少額)
4	日高農林水産振興部	日高川地区取水施設その 3 工事	2,100	1 号 (少額)

随意契約理由書を閲覧したところ、いずれも随意契約とする必要性の高いものであり、随意契約によることも止むを得ないものと判断した。随意契約が例外的な契約形態であることを認識し、今後も限定的な運用に留めることが望まれる。

(4) 契約変更について

平成 16 年度の県営事業の契約のうち、変更の有無、変更回数及び契約金額は次のとおりである。

契約数 117（本庁発注は除く）に対し、変更のあった契約数は 101 と、全体の 86.3% に相当する契約が変更しており、契約金額については、当初金額 2,255 百万円、最終金額 2,384 百万円と、当初比は 105.7%となっていた。変更理由としては、対象工事内容の増加または工期延長等による変更がほとんどであった。

振興局	契約数	変更の有無		変更回数の内訳				当初金額 (百万円)	最終金額 (百万円)	当初比 (%)
		有	無	1回	2回	3回以上	計			
日高	47	44	3	29	12	3	44	1,126	1,215	107.9
西牟婁	23	20	3	18	2		20	581	586	100.9
有田	20	15	5	14	1	-	15	115	126	110.0
伊都	16	14	2	9	4	1	14	270	279	103.4
那賀	10	8	2	7	-	1	8	161	176	109.3
海草	1	-	1	-	-	-	-	2	2	100.0
合計	117	101	16	77	19	5	101	2,255	2,384	105.7

(意見)

契約変更理由の多くは、対象工事内容の増加または工期延長等による変更がほとんどであったので、当初設計書が妥当であったのかどうか焦点となる。契約変更がやむを得ないものや当初から予測できなかったものについて、契約変更することに異論

はないが、当初設計段階で予測できたものについては、当初設計に反映させる必要がある。また、契約変更自体に問題はないとしても、変更契約割合が全体の 86.3% というのは非常に高い数値であると感じた。

変更契約に係る物的、人的コストを考えると、設計段階で十分な事前調査を行った上で設計書を作成し、契約変更を少なくすることが必要なのではないかと考える。

5. 県営事業

(1) 監査の視点

県営事業とは、県が契約主体となって実施する事業のことをさし、一連の契約事務が県において執行されるほか、業者への支払も県で行うため、国からは補助金を受領し、市町村及び利害関係者からは負担金を受領して業者への支払に充てる。

本編では、設計・入札から執行管理・支払までの一連の契約手続が適法に実施されているかの検討を行った。なお、事業採択、入札、経済効果については別の項で別途検討している。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

事業種類（一部集約）		14 年度	15 年度	16 年度
畑地帯総合整備事業	事業費総額	906,279	1,178,637	1,423,234
	国庫補助	464,481	581,091	708,343
	県負担額	231,972	285,146	348,037
県営中山間総合整備事業	事業費総額	681,338	798,210	294,826
	国庫補助	375,760	459,030	169,708
	県負担額	179,278	250,380	92,568
かんがい排水事業	事業費総額	820,595	329,130	184,180
	国庫補助	423,457	179,673	103,700
	県負担額	204,638	86,421	47,980
農地整備その他事業 (ほ場整備、農地開発、水利施設保全)	事業費総額	383,501	465,773	671,174
	国庫補助	190,207	217,876	305,295
	県負担額	97,868	109,644	160,209
防災関連事業 (地すべり防止、ため池等整備)	事業費総額	384,606	419,278	363,194
	国庫補助	192,303	209,639	181,597
	県負担額	158,915	161,322	142,452
合計	事業費総額	3,176,319	3,191,028	2,936,608
	国庫補助	1,646,208	1,647,309	1,468,643
	県負担額	872,671	892,913	791,246

県営事業全体の事業費はここ数年減少傾向にある。但し、畑地帯総合整備事業は、名田、安楽川地区の事業が本格的に進捗しており、事業費が増加している。

(3) 事業の種類

県営事業として行う農業農村整備事業としては、和歌山県では主として以下に記載する9事業がある。

〈農業生産基盤整備事業〉

・県営かんがい排水事業

ダム、頭首工、用排水路・揚排水機場等の施設整備を行うことにより、農業生産性の向上をはかる。

・県営畑地総合整備事業

農業用排水施設、農道、区画整理等畑地帯の総合的な整備を行うことにより農業生産性の向上、営農労力の節減を図ることを目的とする。

・県営農地開発事業

新たな農産物の生産団地を形成することにより、農業経営規模拡大と合理化を図る。

・県営ほ場整備事業

農業生産基盤の整備を行い、ほ場区画の整形、農業用排水の施設整備により、農業生産性の向上、営農労力の節減を図ることのみならず、農産物の選択的拡大を図り、水稻だけでなく野菜など様々な作物の栽培と汎用化により、高生産性農業の確立、意欲ある農業経営者の規模拡大と担い手の育成を図る。

〈農村整備事業〉

・県営中山間総合整備事業

中山間地域の農村の活性化を図るため、生産および生活環境基盤の整備を総合的に実施する。

〈農地等保全管理事業〉

・県営ため池等整備事業

堤体や取水施設などの老朽化が著しく漏水が発生しているため池を改修し、農業用水の安定確保と下流域の農地や農業用施設、民家、公共施設を未然に災害から守ることを目的とする。

・地すべり防止対策事業

継続的に地すべりを起こしている地域について、承水路や排水路などを整備し、農地や農業用施設、民家、公共施設を未然に地すべりから守ることを目的とする。

・県営海岸保全施設整備事業

海岸線に面している農地、農業用施設について、堤防を整備することにより背後の農地、農業用施設を保全することを目的とする。

・農業水利施設保全対策事業

県営事業により整備した農業水利施設の予防保全を実施しライフサイクルコストの低減と施設管理の合理化を行うことを目的とする。

(4) 監査の対象とした事業の一覧

以下に監査の対象とした事業の一覧を示す。なお、日高・西牟婁・有田振興局の各事業の一部については、現地視察、契約関係書類等の検討を実施している。

① 平成13年度～平成16年度 完了事業 (18事業)

振興局	地区名	事業名	事業費 (最終)	始期 年度	終期 年度	事業 年数	投資効率	
							当初 計画	計画 変更
日高	南部川右岸	かんがい排水事業(一般型)	6,055,280	H元	H13	13年	1.20	1.07
日高	南部川左岸	かんがい排水事業(一般型)	5,833,700	H3	H14	12年	1.08	-
西牟婁	南部川左岸 Ⅱ期	かんがい排水事業(一般型)	5,486,650	H4	H14	11年	1.08	-
西牟婁	三栖一丁田	畑地帯総合整備事業(緊急整備 型)	544,900	H10	H15	6年	1.06	-
日高	野島	かんがい排水事業(一般型)	918,610	H7	H15	9年	1.00	1.00
那賀	桃山	県営中山間総合整備事業	2,776,500	H7	H14	8年	1.43	1.28
伊都	天野	県営中山間総合整備事業	3,140,000	H8	H15	8年	1.24	1.06
有田	金屋	県営中山間総合整備事業	1,840,000	H11	H16	6年	1.36	1.06
海草	柳谷池2	県営ため池等整備事業	79,800	H12	H14	3年	5.03	10.62
日高	上池	県営ため池等整備事業	64,200	H13	H15	3年	6.23	-
日高	中津川谷池	県営ため池等整備事業	112,600	H13	H15	3年	2.36	-
日高	峠池	県営ため池等整備事業	54,700	H13	H15	3年	10.29	-
海草	木津皿池	県営ため池等整備事業	72,000	H14	H16	3年	10.11	-
日高	藤谷奥池	県営ため池等整備事業	64,600	H14	H16	3年	4.67	-
日高	口池	県営ため池等整備事業	64,392	H14	H16	3年	5.08	-
海草	大窪	県営地すべり防止対策事業	512,900	H7	H14	8年	2.37	3.52
海草	箕六	県営地すべり防止対策事業	348,500	H8	H14	7年	2.77	2.17
有田	畔田中	県営地すべり防止対策事業	203,000	H10	H15	6年	1.29	-

② 平成16年度末 未完了事業 (24事業)

振興局	地区名	事業名	事業費 (最終)	始期 年度	終期 年度	事業 年数	投資効率	
							当初 計画	計画 変更
日高	日高川	農業用水再編対策事業	1,271,992	H14	H19	6年	1.24	-
日高	南部南部川	かんがい排水事業(排水対策特別型)	728,436	H11	H20	10年	1.2	-
伊都	河根	畑地帯総合整備事業(一般型)	1,545,000	H5	H20	16年	1.05	1.12
那賀	安楽川	畑地帯総合整備事業(担い手支援型)	3,390,300	H2	H21	20年	1.39	1.03
日高	名田	畑地帯総合整備事業(担い手支援型)	5,757,251	H9	H20	12年	1.02	-
有田	須谷・田殿	畑地帯総合整備事業(担い手支援型)	110,000	H16	H18	3年	1.23	-
有田	有田川	農業水利施設保全対策事業	75,000	H16	H18	3年	-	-
西牟婁	中・栄・才野	県営ほ場整備事業	1,521,000	H14	H18	5年	1.73	-
伊都	恋野	県営中山間総合整備事業	810,000	H10	H17	8年	1.01	1.36
日高	稲原西	県営中山間総合整備事業	714,500	H12	H17	6年	1.4	1.16
海草	湯谷池	県営ため池等整備事業	129,000	H15	H19	5年	3.98	-
日高	志賀大池	県営ため池等整備事業	162,400	H15	H17	3年	3.22	-
那賀	新池	県営ため池等整備事業	88,200	H16	H19	4年	4.97	-
日高	久恵田池	県営ため池等整備事業	128,200	H16	H18	3年	1.12	-
日高	疎口池	県営ため池等整備事業	250,000	H17	H19	3年	2.26	-
日高	碓間池	県営ため池等整備事業	83,000	H17	H19	3年	1.44	-
有田	吉備	県営ため池等整備事業	125,000	H17	H19	3年	1.47	-
伊都	西渋田第1	県営地すべり防止対策事業	975,000	H3	H19	17年	2.69	-
有田	田角2期	県営地すべり防止対策事業	145,200	H14	H18	5年	3.14	1.86
有田	田角3期	県営地すべり防止対策事業	143,300	H15	H19	5年	3.14	1.86
海草	永谷	県営地すべり防止対策事業	250,000	H17	H21	5年	3.70	-
有田	田角4期	県営地すべり防止対策事業	216,000	H17	H21	5年	1.86	-
西牟婁	鳥の巣西	海岸保全施設整備事業	261,000	H15	H19	5年	1.08	-
西牟婁	上芳養東山	県営農地開発事業	1,350,000	H10	H17	8年	1.89	1.86

(5) 個別事業についての監査の結果及び意見

県営事業のうち、日高・有田・西牟婁振興局の各事業(水産を除く)については、現地に赴き資料の確認、現場視察等を実施した。以下では、各事業の請負工事、業務委託契約に係る書類を閲覧し、気付いた事項を記載している。

① 県営ため池等整備事業（志賀大池）

地区名	日高郡日高町 志賀		
工事名	日高 1616 志賀大池地区堤体改修その 1 工事		
予定価格（千円）	71,116	落札価格（千円）	70,350
契約変更	有	変更価格（千円）	72,000
落札率	98.9%	入札参加業者	20 社
工事期間	H16/4/24 ～ H17/3/31		

（工事内容）

老朽化が進み決壊する危険性が高くなっているため池堤体の補修工事を行っている。

（意見）完了検査の遅延

工事期間は 3 月末までとなっているが、完了検査の実施時期及び引渡しの時期が 4 月 27 日となっており、県から振興局への検査結果通知は 5 月 9 日付となっている。検査の事情により施行業者から県への引渡しの時期も遅くなっている。

3 月末は、完了検査が集中するため、検査の実施が遅れることは止むを得ない面もあるが、検査の実施遅れが常態化すると、施行業者も 3 月中の履行期限を遵守せず 4 月まで工事を行う恐れもある。また、検査の実施により工事内容に瑕疵が発見された場合、引渡しに更に延びることにもなりかねない。

可能な限り、タイムリーな検査の実施を行うとともに、3 月末は通常検査に当たっていない者にも検査を担当させるなど、検査担当者の役割分担を見直すべきである。

② 地すべり対策事業（畔田中）

地区名	有田郡 金屋町		
工事名	畔田中土留ブロック積工事		
予定価格（千円）	3,234	落札価格（千円）	3,150
契約変更	有	変更価格（千円）	5,051
落札率	97.4%	入札参加業者	17 社
工事期間	H15/11/18 ～ H16/3/31		

（意見）契約変更後の契約金額について

当該工事は契約変更が 2 回行われており、それ自体は問題ではないが、契約変更後の契約金額の算定方法に次のような問題があった。

工事契約の変更があった場合の変更契約金額の算定は、工事執行事務の手引きによ

ると、当初落札率を乗じて求めることとなっている。当該工事契約は契約変更が2回あり、1回目は当初落札率に基づき契約金額を算定していたが、2回目は変更1回目の設計金額と契約金額の比率を使用しており、当初落札率より小さい比率を使用していた。これは、変更1回目の契約金額が千円未満端数処理をしているため、当初落札率より小さい比率となっているためである。具体的な数値は次のとおりであり、工事執行事務の手引きによった場合、変更2回目のあるべき契約金額は、設計価額に落札率を乗じた金額5,052,272円(D)の千円未満切捨てで5,052,000円となる。これに対して、実際の契約金額は、5,051,000円(※)となっており、あるべき契約金額との差額が1,000円生じている。

	当初	変更1回目	変更2回目
設計価額 (A)	3,234,000 円	4,168,500 円	5,187,000 円
契約金額 (B)	3,150,000 円	4,060,000 円	5,051,000 円
落札率 (C)	97.402%	—	—
(A) × (C) (D)	—	4,060,227 円	5,052,272 円

(※) $5,187,000 \times 97.397\% (=4,060,000/4,168,500) = 5,051,989$

5,051,989 円を千円未満端数切捨てにより 5,051,000 円となっている。

(6) その他の監査の結果及び意見

①入札におけるグルーピングについて

(意見)

西牟婁振興局では、指名競争入札を行うにあたり、振興局管内を2つの地域(田辺市地域と西牟婁郡部地域)に分割して業者選定を行っていた。

他の振興局における状況を確認したところ、海草振興局では、60 百万円以下の契約について、また有田振興局では 30 百万円以下の契約について地域分割した上で指名競争入札が行われていた。

振興局毎に行う指名競争入札においては、原則として振興局管内の業者から選定することとされ、例外的に予定価格が 10 百万円を下回る契約に関しては、その事業が行われる市町村内の業者から選定することができるとされている。

この原則に則れば、10 百万円以上の契約については、振興局全体におけるランク内(い、ろ、は、に)の業者から指名を行うべきであり、更なる例外規定を設けるべきではない。

②県営事業における負担率について

(意見)

平成 16 年度における農業農村整備事業の県営事業における国、県、市町村等の負担率は次のとおりである。

事業名	国	県	市町村等	ガイドライン 県負担
畑地帯総合整備事業	50%	25%	25%	25%
中山間総合整備事業	55%	30%	15%	30%
かんがい排水	50%	20～25%	25～30%	25%
ほ場整備事業	45%	25%	30%	27.5%
農地開発事業	50%	25%	25%	32.5%
水利施設保全対策事業	50%	25%	25%	34%
ため池等整備事業	50%	30% (40%)	20% (10%)	29%
地すべり防止対策事業	50%	50%	0%	29%
海岸保全施設整備事業	50%	40% (50%)	10% (0%)	29%

※ () は平成 17 年度

県の負担率について、国の定めるガイドラインである「県営事業における地方公共団体負担割合の指針」(以下、「ガイドライン」という。)に示す負担率と比較した場合、ガイドラインに即した(あるいは下回る)負担率を設定している事業と県の上乗せ負担率を設定している事業とに分類できる。

ガイドラインに定める負担率に加え県の上乗せ負担率を設定している事業は、ため池等整備、地すべり防止対策、海岸保全施設整備の防災に関する事業である。これら防災に関する事業は、地域住民にとって必要不可欠な事業であるといえる。

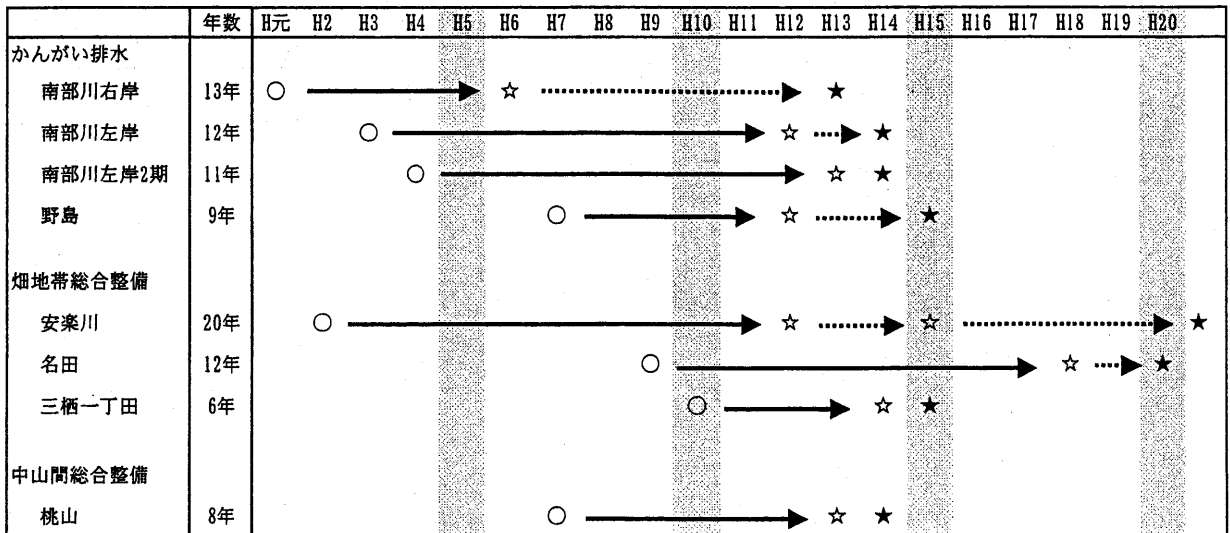
なお、ため池等整備事業、海岸保全施設整備事業については、平成 17 年度に市町村等の負担の見直しを行っており、県の負担率を引き上げている。これは、南海・東南海地震対策の観点からの見直しであり、ため池等整備については危険な場所への早期対応から市町村負担を 20%から 10%に見直し、海岸保全施設整備については県の事務であることから市町村負担を 10%から廃止している。

防災に関する事業は国、県、市町村の負担とし、受益者は負担すべきかどうかという議論が必要であり、基本的に農業者の負担があり受益者の発意を持って事業が採択される農業農村整備事業として整理してよいのかどうか検討する必要がある。また、防災に関する事業は受益者の発意も必要であるが、和歌山県が網羅的に危険地域の特定を行い、防災対策工事の緊急度合を調査し、緊急性の高い地区から順次事業を実施していく等、事業のあり方についての検討が必要なのではないかと考える。

③工期の延長について

(意見)

工期の変更(延長)が行われた事業(主なもの)の工期の変更状況は以下のとおりである。



【凡例】

- 事業開始年度
- ☆ 当初事業終了年度
- ★ 変更後事業終了(予定)年度

検討の対象とした県営事業43事業のうち、工期が10年を超えるものは上記を含めて8件あった。工期に関しては、農林水産省から通達「農業農村整備事業における時間管理の徹底等について(平成13年10月15日付13農振第1818号)」が通知されており、平成14年度以降に新規採択される(国庫)補助事業については、限度工期を原則として6年とする旨定められている。以前にも、各事業毎に限度工期が設定されていたが、このような形で網羅的に限度工期の遵守が徹底された背景には、工期管理を徹底することにより効率的な事業の実施を行い、工期の長期化に伴う事業費の膨張を未然に防ぐ狙いがあると推察される。もっとも、上表において工期が長期化している事業は新規採択年度がいずれも平成13年以前のものであり、通達の適用範囲外のものであるが、限度工期の発想自体は、平成13年以前の事業であっても十分斟酌すべきものであると考える。

また、事業が長期化すると受益者である農家のおかれる経済状況も変化し、農家の事業ニーズから乖離してしまうことも考えられる。

公共事業関係予算が縮小されるなか、複数の事業を同時並行的に実施している現状では、工期はどうしても長期化してしまう傾向にあるが、受益者にとってのメリット等を総合的に考えると、原則的には対象事業は絞ったうえで短期間で竣工させるという方針で事業を進めるべきである。

6. 団体営事業

(1) 監査の視点

団体営事業とは、市町村、土地改良区等が主体となって実施される事業であり、市町村等が一連の契約事務を行い、県としては事業費補助として市町村等に補助金を交付している。

本編では、事業費補助対象の事業が適切に行われているか、事後の事業評価が適切に行われているか、を中心に検討を行った。

(2) 団体営事業補助金の推移

(単位：千円)

		14年度決算	15年度決算	16年度決算	17年度予算
【国庫補助事業】	事業数	8件	7件	7件	7件
	金額	1,871,156	1,917,346	1,408,591	1,622,626
	うち、県負担額	426,255	446,677	328,894	341,589
【県単独事業】	事業数	1件	1件	1件	1件
	金額	172,100	167,060	160,062	152,127
【合計】	件数	9件	8件	8件	8件
	金額	2,043,256	2,084,406	1,568,653	1,774,753
	うち、県負担額	598,355	613,737	488,956	493,716

(3) 団体営事業補助金の一覧

(単位：千円)

NO.	補助事業名	補助金の概要	始期 年度	終期 有無	終期 年度	種類	16年度決算	
							総額	うち一般財源
38	国営造成施設管理体制整備促進事業	土地改良区が管理する農業水利施設が公益的機能を発揮する体制整備にかかる経費の支援	H12	有	H21	国庫補助	77,144	19,285
39	地域用水環境整備事業	農業用水利施設の景観・親水・地域利用に配慮した整備を補助	H9	有	H14	国庫補助	-	-
40	土地改良施設修繕保全事業	農業用基幹水利施設の機能維持保全及び安全管理のため緊急的整備補修の補助	H14	有	H17	国庫補助	34,470	16,200
41	団体営中山間総合整備事業	中山間地域の農業生産基盤、農村生活環境基盤を総合的に整備するための補助	H2	無	-	国庫補助	63,448	15,773
42	団体営ため池等整備事業	老朽化したため池や農業用排水路の改修に要する経費の負担金	H2	無	-	国庫補助	120,830	19,830
43	基盤整備事業	土地基盤の整備を行う団体に対する補助	H10	無	-	国庫補助	265,122	28,695
44	小規模土地改良事業	国の補助事業の対象とならない小規模な基盤整備を行う団体に対する補助	不明	無	-	県単独	160,062	160,062
45	農村総合整備事業	生産基盤整備及び生活環境基盤整備と併せて都市と農村の交流促進の条件整備を図り、活力ある農村地域にするための整備に対する補助	不明	無	-	国庫補助	803,956	218,610
46	団体営ふるさと・水と土保全モデル	基金事業である中山間ふるさと・水と土保全対策事業の補完事業としてモデル的に周辺環境整備を実施するための補助	不明	無	-	国庫補助	43,621	10,501
合計							1,568,653	488,956

なお、「NO.」については、「I. 農林水産部の補助金・貸付金事務の執行 3. 農林水産部の補助金について (3) 農村計画課、農地整備課」の補助事業NOを記載している。

(4) 個別事業についての監査の結果及び意見

①国営造成施設管理体制整備促進事業（N〇38）

補助金の概要

交付先：紀の川土地改良区連合、紀の川用水土地改良区、山田ダム土地改良区、 貴志川土地改良区、南紀用水土地改良区	
開始年度：平成 12 年度	所管部署： 農村計画課
根拠規定：国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱 土地改良事業等補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	85,400	84,400	84,400	77,144	76,600
うち県負担額	21,350	21,100	21,100	19,285	19,150
うち国負担額	42,700	42,200	42,200	38,572	38,300
事業費	85,400	84,400	84,400	77,144	76,600

(補助金の目的)

農業水利施設が有する多面的機能発揮分に相当する費用を支援する。

(補助事業の概要)

農村では都市化・混在化により、農業水利施設の多面的機能発揮要請が高まっている。一方、高齢化や農地減少に伴う賦課金の減少により、土地改良区の施設管理は年々困難になっている。

本事業により、地域住民等の理解と協力を得た管理体制を整備するため、計画策定・推進活動・強化支援を実施する。

補助率は、国 50%、県 25%、市町村 25%である。

(補助金交付先の概要)

国営または附帯県営造成施設を管理する土地改良区（連合）。

土地改良区とは、土地改良法により知事が認可する法人であり、組合員である農家から賦課金を徴収し、農業水利施設の管理等を行っている。

(意見) 補助対象経費について

当該補助金の補助額は、国営造成施設の管理者である土地改良区が管理している農業水利施設の管理に要する費用の 37.5%を上限としている。37.5%の根拠は、補助金の目的である農業水利施設が有する多面的機能発揮分に相当する費用の上限値が、体制整備

の一環として行う管理に要する費用の37.5%であるためであり、国の定めた「国営造成施設管理体制整備促進事業実施要領」に規定されている。

実績報告書によれば、補助対象経費は補助額と同額で報告されているが、補助対象額自体は全体費用の約30%強となっている。これについては、補助金の要綱どおり37.5%以内であるため要綱に反するものではない。しかしながら、補助金額については、特殊要因がない限り毎年一定の金額であり、定額補助的性格のものとなっている。理由としては、国の予算が先に決まり、次に県の補助額が国の補助額に基づき算出されているためである。本来の補助金交付要綱の趣旨からすれば、国庫補助額とは関係なく、補助対象経費に一定の補助率を乗じて算出した額を補助金として交付するべきであるため、当該補助額については、実際の発生経費に基づき補助額を算出すべきと考える。

②土地改良施設修繕保全事業（N〇40）

補助金の概要

交付先：有田川土地改良区	
開始年度：平成14年度	所管部署：農地整備課
根拠規定：土地改良法第126条 土地改良施設修繕保全事業実施要綱 土地改良事業等補助金交付要綱	

（単位：千円）

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	39,494	34,335	38,300	34,470	30,640
うち県負担額	19,600	16,137	18,000	16,200	14,400
うち国負担額	19,894	18,198	20,300	18,270	16,240
事業費	58,800	53,790	60,000	54,000	48,000

（補助金の目的）

基幹水利施設の老朽化及び技術革新に伴う部分更新及び安全管理のための緊急的整備補修のために、修繕工事、緊急補修工事に係る経費について補助を行うものである。

（補助事業の概要）

補助対象者は土地改良事業により造成された基幹水利施設を整備補修する団体であり、補助対象経費は修繕に要する経費である。現在、和歌山県では、有田川土地改良区のみとなっている。

また、平成16年度の補助率については、国が1/3の33.33%、県が30%、残りの36.67%が土地改良区となっている。

(意見) 補助事業の評価について

当該事業は国庫補助制度に基づく補助事業であり、事業自体は平成 17 年度で終了予定である。これは、補助金見直しの中で、国庫補助金への県単独上乘せの見直しを行った結果である。今回は、県の財政への影響を鑑みた見直しであるが、本来補助事業の見直しは、あらかじめ終期を設定した上で終期が到来した時点で補助事業全体の目標達成度等を鑑みて判断するものとする。

③団体営中山間総合整備事業 (NO41)

補助金の概要

交付先：市町村	
開始年度：平成 2 年度	所管部署： 農地整備課
根拠規定： 土地改良法第 126 条 中山間地域総合整備事業補助金交付要綱 和歌山県土地改良事業等補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	608,196	661,936	177,304	63,448	264,950
うち県負担額	155,649	162,991	44,209	15,773	37,400
うち国負担額	452,547	498,945	133,095	47,675	227,550
事業費	815,400	899,000	239,810	85,900	410,000

(補助金の目的)

中山間地域の農村の活性化を図るため、生産及び生活環境基盤の整備を総合的に実施する市町村への助成を行う。

(補助事業の概要)

補助対象地域は受益面積 20ha 以上若しくはほ場整備の受益面積が 10ha 以上でかつ林野率が 50%以上の中山間地域で、補助対象経費は中山間総合整備事業を実施するのに要する経費である。また、当該事業は、平成 17 年度より補助率の見直しを行っている。

種類	国	県 (～16年度)	県 (17年度)	備考
生産基盤事業 (⑬継続)	55%	20%	20%	事業完了まで20%
生産基盤整備 (継続)	55%	18%	18%	事業完了まで18%
生産基盤整備 (新規)	55%	18%	15%	—
環境基盤整備 (継続)	55%	18%	18%	H19から0%
環境基盤整備 (新規)	55%	18%	9%	H18から0%
施設整備事業 (継続)	55%	5%	5%	H19から0%
施設整備事業 (新規)	55%	5%	0%	—

【監査の対象とした地区】

地区名：佐本川地区					
事業開始年度：H12			事業完了年度：H16		
事業採択要件：（受益面積）ほ場整備、農道、農用排の3工種で38.1ha （林野率）98.6%					
(単位：千円)					
年度	H12	H13	H14	H15	H16
総事業費	1,230,000	1,230,000	1,215,690	1,215,690	1,012,000
計画変更	—	—	自然減少	—	あり（※1）
（※1）計画の見直しによる道路・水路延長の減少					
	当初	変更		当初	変更
投資効率	1.24	1.88（※2）	所得償還率	—	—
（※2）事業費の減少、還元率変更が主な要因					

(意見) 補助事業の評価について

当該事業の補助率については平成17年度から見直しがなされているが、これは県と市町村との役割分担の明確化と併せ、県の財政への影響を鑑みた県単独補助金見直しである。但し、本来、事業の見直しは、事業全体すなわち団体営中山間総合整備事業全体の評価を行い、事業の目的が達成されたかどうかの判定を行った上で、県として事業規模の拡大、継続、縮小等の見直しを行うべきである。

また、佐本川地区では、最終年度のH16に事業計画の変更がなされており、投資効率は1.24から1.88に変更されている。この数字を見ただけでは、投資効率がかなり増加したように見えるが、還元率に変更されていることが大きな要因になっていることに注意する必要がある。なお、還元率が当初のままと仮定した場合の投資効率は1.50となる。

④団体営ため池等整備事業（N〇42）

補助金の概要

交付先：市町村	
開始年度：平成 2 年度	所管部署： 農地整備課
根拠規定： 土地改良法第 126 条 農地防災事業補助金交付要綱 和歌山県土地改良事業等補助金交付要綱	

（単位：千円）

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	69,082	127,445	133,677	120,830	66,550
うち県負担額	11,360	20,890	21,920	19,830	11,000
うち国負担額	57,722	106,550	111,757	101,000	55,550
事業費	114,300	211,000	221,300	200,000	110,000

（補助金の目的）

当該事業の目的は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止し、または、農業用排水の汚濁を除去し、もしくは地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことによって、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土及び環境の保全に資することにある。

（補助事業の概要）

補助対象基準は受益面積 5ha 未満、総事業費 800 万円以上で、補助対象経費は老朽化したため池や農業用排水路の改修に要する経費となっている。また、当該事業は、平成 17 年度より補助率の見直しを行っている。

種類	国	県 (～16 年度)	県 (17 年度)	備考
ため池等整備事業（⑬継続）	50%	10%	10%	事業完了まで
ため池等整備事業（継続）	50%	9%	9%	事業完了まで
ため池等整備事業（新規）	50%	9%	5%	平成 18 年度まで 5%

【監査の対象とした地区】

地区名：平池水路 3 期地区	
事業開始年度：H13	事業完了年度：H16
事業採択要件：受益面積 89ha 総事業費 1,386 百万円	

(単位：千円)					
年度	H12	H13	H14	H15	H16
総事業費	—	500,000	500,000	494,600	490,600
計画変更	—	—	—	自然減	自然減
	当初	変更		当初	変更
投資効率	2.22	—	所得償還率	— (※)	—
(※) 地元負担がないため算出していない。					

(意見) 補助事業の評価について

当該事業の補助率については平成 17 年度から見直しがなされているが、これは県と市町村との役割分担の明確化と併せ、県の財政への影響を鑑みた県単独補助金見直しである。但し、本来、事業の見直しは、事業全体すなわち団体営ため池等整備事業全体の評価を行い、事業の目的が達成されたかどうかの判定を行った上で、県として事業規模の拡大、継続、縮小等の見直しを行うべきである。

また、平池水路 3 期地区については、第 1 期から第 4 期までである平池水路全体の整備事業についての事業評価をおこなうことが重要であると考えます。

⑤基盤整備事業 (NO43)

補助金の概要

交付先：市町村	
開始年度：平成 10 年度	所管部署：農地整備課
根拠規定：土地改良法第 126 条 基盤整備促進事業実施要綱 和歌山県土地改良事業等補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	403,848	373,500	528,837	265,122	311,656
うち県負担額	56,331	49,651	58,100	28,695	35,430
うち国負担額	347,517	323,849	470,737	236,427	276,226
事業費	626,022	83,380	848,000	425,900	497,600

(補助金の目的)

当該事業の目的は、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するために必要なきめの細かい土地基盤の整備を行うことにある。

(補助事業の概要)

補助対象基準は、農業用施設、農道、暗渠排水、客土、区画整理事業のいずれかを行うものであって、その受益面積が概ね 5ha 以上であるもの、または、2 つ以上併せて行うものであって、これらの受益面積が 5ha 以上であることで、補助対象経費は、基盤整備促進事業費である。

また、当該事業は平成 17 年度より、補助率の見直しを行っている。

種類	国	県 (～16 年度)	県 (17 年度)	備考
かんがい排水	55%	5%	5%	
ほ場整備 (継続)	55%	13%	13%	事業完了まで
ほ場整備 (新規)	55%	13%	5%	
土地改良総合 (⑬・継続)	55%	10%	10%	事業完了まで
土地改良総合 (継続)	55%	9%	9%	事業完了まで
土地改良総合 (新規)	55%	9%	5%	
農道一般 (継続)	55%	5%	5%	事業完了まで
農道一般 (新規)	55%	5%	5%	
農道網 (⑬・継続)	55%	10%	10%	事業完了まで
農道網 (継続)	55%	9%	9%	事業完了まで
農道網 (新規)	55%	9%	5%	

【監査の対象とした地区】

地区名：名田地区（1期）					
事業開始年度：H15			事業完了年度：H16		
事業採択要件：（事業）農業用施設 （受益面積）137ha					
（単位：千円）					
年度	H12	H13	H14	H15	H16
総事業費	—	—	—	91,000	89,900
計画変更	—	—	—	—	自然減
	当初	変更		当初	変更
投資効率	2.09	—	所得償還率	38.4%	—

地区名：中峰地区					
事業開始年度：H11			事業完了年度：H18		
事業採択要件：（事業）農道 （受益面積）21.4ha					
					（単位：千円）
年度	H12	H13	H14	H15	H16
総事業費	580,600	576,100	572,450	700,000	695,200
計画変更	－	－	－	あり（※1）	－
（※1）工法変更・用地買収補償費の見直しによる増					
	当初	変更		当初	変更
投資効率	－（※2）	－	所得償還率	－（※2）	－
（※2）事業の採択がH11であり、その当時採択要件になかったため。					

（意見）補助事業の評価について

当該事業の補助率については平成 17 年度から見直しがなされているが、これは県と市町村との役割分担の明確化と併せ、県の財政への影響を鑑みた県単独補助金見直しである。但し、本来、事業の見直しは、事業全体すなわち基盤整備事業全体の評価を行い、事業の目的が達成されたかどうかの判定を行った上で、県として事業規模の拡大、継続、縮小等の見直しを行うべきである。

また、名田地区については、第2期まである名田地区全体の整備事業についての事業評価をおこなうことが重要であると考ええる。

中峰地区については、計画当初の終了年度が平成 14 年度であったが、土質が想定していたより軟弱であったことから、工法変更、用地買収補償費の見直しによる遅れが生じ、4年延期され完了工期が平成 18 年度となっている。事前の調査を徹底すべきだったのではないかと考える。また、事業の採択が平成 11 年度で採択要件に投資効率、所得償還率の算定が必要でなかったことから、いずれも算出していないが事業評価としては算出すべきと考える。なお、平成 15 年度の計画変更時で計算すると、投資効率は 1.00、所得償還率は 14.6 となる。

⑥小規模土地改良事業（NO44）

補助金の概要

交付先：市町村	
開始年度：不明	所管部署： 農地整備課
根拠規定：和歌山県土地改良事業等補助金交付要綱	

（単位：千円）

	14年度決算	15年度決算	16年度予算	16年度決算	17年度予算
補助金額	172,100	167,060	161,862	160,062	152,127
うち県負担額	172,100	167,060	161,862	160,062	152,127
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	571,232	513,914	532,914	509,178	483,340

（補助金の目的）

地元のニーズにきめ細かに対応し、地域の実情に即した生産基盤の整備を推進するため、国の補助事業の対象とならない小規模な基盤整備を県単独事業として補助することにより、農業所得の向上、営農労力の軽減を図り農業経営の改善に資することを目的とする。

（補助事業の概要）

補助対象事業は次のとおりである。

事業名	採択基準	県の補助率
ア. 農道整備事業	農道整備に関する事業であって全幅員概ね 2m以上であり、事業費 20 万円以上のもの	30%
イ. かんがい排水事業	農地のかんがい排水に関する事業であっても事業費 20 万円以上のもの	30%
ウ. ほ場整備事業	ほ場整備に関する事業であって、受益戸数 2 戸以上であり、受益面積 2ha 以下のもの	30%
エ. ため池保全事業 （オ. の事業を除く）	ため池の保全に関する事業であって、提高 3m以上であり、事業費 20 万円以上のもの	30%
オ. 危険ため池保全事業	危険ため池（※）の保全に関する事業であって、提高 3m以上であり、事業費 20 万円以上のもので、その事業費の一部を市町村が負担するもの	40%

※ 危険ため池とは、「和歌山県水防計画書」において、「重要水防箇所」及び「特に警戒を要する区域」として位置づけているため池をいう

(意見) 補助の効果について

当事業は土地改良事業の中で唯一の県単独事業である。当初市町村の実施事業の候補の中から、優先順位の高いものから順に県予算の範囲内で実施事業が決定されているのではないかと考えていたが、実際には市町村が計画した事業は全て実施されているとのことであった。この現状から鑑みると、事業の必要性についての検討が重要と感じたので、補助効果を測定し、補助の必要性、効率性等について評価を行う等の仕組みを検討すべきと考える。具体的には、市町村が補助目的である農業所得の向上、営農労力の軽減等の効果を事前に算定し、その算定数値があらかじめ県の設定する一定の基準をクリアした場合にのみ補助対象事業とする等、補助効果がより高いと判断できるもののみに補助するべきである。

⑦農村総合整備事業（NO45）

補助金の概要

交付先：市町村	
開始年度：不明	所管部署： 農地整備課
根拠規定： 土地改良法第 126 条 農村振興総合整備事業等実施要綱 和歌山県土地改良事業等補助金交付要綱	

(単位：千円)

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	488,385	562,731	955,739	803,956	741,243
うち県負担額	134,380	155,448	261,364	218,610	198,620
うち国負担額	354,005	407,283	694,375	585,346	542,623
事業費	708,010	814,566	1,388,750	1,170,692	1,112,106

(補助金の目的)

当該事業は、生産基盤整備及び生活環境基盤整備と併せて都市と農村の交流促進の条件整備を図り、活力ある農村地域にするための整備を実施することにある。

(補助事業の概要)

補助対象地域は、農村振興基本計画に即して作成される農村振興総合整備事業計画が作成されている区域であり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定された農業振興地域であり、補助対象経費は、農村総合整備事業を実施するのに要する経費である。

また、当該事業は、平成 17 年度より補助率の見直しを行っている。

種類	国	県 (～16年度)	県 (17年度)	備考
生産基盤事業 (⑬継続)	50%	20%	20%	事業完了まで 20%
生産基盤整備 (継続)	50%	18%	18%	事業完了まで 18%
生産基盤整備 (新規)	50%	18%	10%	H18 まで 10%
環境基盤整備 (⑬継続)	50%	18%	18%	事業完了まで 18%
環境基盤整備 (継続)	50%	18%	18%	H19 から 0%
環境基盤整備 (新規)	50%	18%	9%	H18 から 0%
施設整備事業 (継続)	50%	5%	5%	H19 から 0%
施設整備事業 (新規)	50%	5%	0%	

【監査の対象とした地区】

地区名：笠田西部地区					
事業開始年度：H13			事業完了年度：H17		
事業採択要件：農村振興基本計画に即して作成される農村振興総合整備事業計画が作成されている区域であり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定された農業振興地域の区域であること					
					(単位：千円)
年度	H13	H14	H15	H16	H17
総事業費	1,320,000	1,320,000	1,291,000	1,273,000	948,000
計画変更	－	－	－	－	あり（※1）
（※1）農業用排水施設整備、農業集落道整備の工法変更等による減額					
	当初	変更		当初	変更
投資効率	1.20	1.41（※2）	所得償還率	12.0％	32.1％
（※2）事業費の減少、還元率変更が主な要因					

(意見) 補助事業の評価について

当該事業の補助率については平成 17 年度から見直しがなされているが、これは県と市町村との役割分担の明確化と併せ、県の財政への影響を鑑みた県単独補助金見直しである。但し、本来、事業の見直しは、事業全体すなわち農村総合整備事業全体の評価を行い、事業の目的が達成されたかどうかの判定を行った上で、県として事業規模の拡大、継続、縮小等の見直しを行うべきである。

また、笠田西部地区については、平成 16 年度に農業用排水施設整備、農業集落道整備の工法変更等により事業計画の変更を行っており、投資効率は 1.20 から 1.41 に変更されている。この数字をただ見ただけでは、投資効率がかなり増加したように見え

るが、還元率に変更されていることが大きな要因になっていることに注意する必要がある。なお、還元率が当初のままと仮定した場合の投資効率は 1.14 となる。

⑧団体営ふるさと・水と土保全モデル（N〇46）

補助金の概要

交付先：市町村	
開始年度：不明	所管部署：農地整備課
根拠規定：農業農村整備事業等基本要綱 和歌山県土地改良事業等補助金交付要綱	

（単位：千円）

	14 年度決算	15 年度決算	16 年度予算	16 年度決算	17 年度予算
補助金額	28,562	43,554	43,920	43,621	130,987
うち県負担額	6,455	10,710	10,800	10,501	23,899
うち国負担額	22,107	32,844	33,120	33,120	107,080
事業費	40,210	59,738	60,240	60,240	194,776

（補助金の目的）

当該事業は、基金事業である中山間ふるさと・水と土保全対策事業の補完事業としてモデル的に周辺環境整備を実施するための補助である。

（補助事業の概要）

補助対象は、次の要件を満たしたもので、補助対象経費は事業に要する経費である。

- ・ 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱による「田園環境整備マスタープラン」に基づく自然と共生する環境創造する区域（環境創造区域）であること。
- ・ 地域住民等による土地改良施設等の維持管理活動を促進する体制が整っており、本事業の実施が土地改良施設等の保全または保全活動に資することが認められること。
- ・ 本事業の実施にあっては、環境創造型整備を行うものであること。

また、当該事業は、平成 17 年度より補助率の見直しを行っている。

種類	国	県 (～16年度)	県 (17年度)	備考
土地改良施設・基盤整備(継続)	55%	18%	18%	事業完了まで
土地改良施設・基盤整備(新規)	55%	18%	15%	
土地改良施設・環境基盤(継続)	55%	18%	18%	事業完了まで
土地改良施設・環境基盤(新規)	55%	18%	9%	H18から0%
周辺環境整備(継続)	55%	5%	5%	H19から0%
周辺環境整備(新規)	55%	5%	0%	

【監査の対象とした地区】

地区名：岩出東部地区					
事業開始年度：H16			事業完了年度：H17		
事業採択要件：・「田園環境整備マスタープラン」に基づく環境創造区域であること ・土地改良施設等の保全、または保全活動に資することが認められること ・環境創造型整備を行うものであること					
(単位：千円)					
年度	H13	H14	H15	H16	H17
総事業費	—	—	—	179,000	179,000
計画変更	—	—	—	—	—
	当初	変更		当初	変更
投資効率	—（※1）	—	所得償還率	—（※1）	—
（※1）採択要件となっていないため算出していない。					

(意見) 補助事業の評価

当該事業の補助率については平成 17 年度から見直しがなされているが、これは県と市町村との役割分担の明確化と併せ、県の財政への影響を鑑みた県単独補助金見直しである。但し、本来、事業の見直しは、事業全体すなわち団体営ふるさと・水と土保全モデル事業全体の評価を行い、事業の目的が達成されたかどうかの判定を行った上で、県として事業規模の拡大、継続、縮小等を見直しを行うべきである。

また、岩出東部地区については、投資効率、所得償還率の算定が採択要件となっていないためいずれも算出していないが、これに代わる事業評価を行うことは重要である。

7. 全体についての意見

(1) 県営事業と団体営事業

農業農村整備事業における農地整備関係の事業には、県が主体となって事業を行う県営事業と市町村等が主体となって事業を行う団体営事業がある。ここで両者を比較した場合、次のようにまとめることができる。

	県営事業	団体営事業
事業主体	県	市町村、土地改良区等
事業規模	大	小
事業採択	県が認可	県が認可
整備した土地	完成後、市町村、土地改良区等 に無償譲渡	市町村、土地改良区等 が所有

①事業申請

県営事業の事業主体は県で、団体営事業の事業主体は市町村等であり、いずれも事業申請の多くは受益者の発意により行われる申請事業である。昨今の農業者が減少傾向にあるなかで、担い手の増加を目的とした事業の必要性が高まっており、担い手の増加という目的を達成するためには、受益者の発意だけでなく、県や市町村の発議による非申請事業が重要なのではないかと考える。

そのためには、県は市町村等と協力して県下の農村地域の状況を常に把握し、今後整備を行うべき地域の特定を行い、また、団体営事業とのバランスを見ながら、県下の農村地域の活性化のために県営事業を行っていく必要があると考える。

②市町村の入札・契約事務について

県にとって補助事業である団体営事業の場合、入札・契約事務は事業主体である市町村等が行う。経済性の観点から、市町村における入札・契約事務の妥当性についての検討が必要なのではないかと考え、市町村の入札状況について確認したところ、県は入札が関係法令及び市町村の規定に基づき執行されているか確認するが、入札状況については要綱等でも確認することは求められていなかった。これについては違反する事項ではないが、県として市町村の入札方法及び落札率等について確認を行うことにより、必要に応じて指導・監督を行う等、県のチェック機能を果たすことも必要なのではないかと考える。

③整備した土地

県営事業の場合、事業主体は県であっても、土地改良法、国の補助要綱の考えから「和歌山県土地改良財産の管理及び処分に係る要綱」に基づき、完成後、市町村、

土地改良区等は無償で譲渡することになっている。ただし、事業主体として土地の整備を行った限り、完成後市町村等は無償譲渡したとしても、県としては整備した土地の維持管理状況は継続して把握することが重要と考える。すなわち、今後は老朽化した設備、施設等の改良等が重要であると考えられるので、過去に県営事業で整備した土地については、現状の把握をしておく必要があるのではないかと考える。

(2) 事業評価

農業農村整備事業の事業評価は、県営事業、団体営事業ともに事前評価、事後評価を行っている。事前評価は、事業実施前に事業の必要性等を評価する仕組みであり、事後評価は、事業竣工後一定期間経過後その効果を測定し評価する仕組みである。

事業採択で使われる経済効果、所得償還率は事業評価の一つと考えられるが、農業農村整備事業においては、事前評価にしか使われていないのが現状である。本来、事業評価とは、事前に目標数値を掲げ、事業を行い、目標の達成度合を測定して問題点を認識・分析し、結果を継続的改善につなげるようフィードバックさせる一連の流れを指す。したがって、経済効果、所得償還率については、事業の進行途中や完了時にも測定を行い、問題点の認識を行うことで今後の改善等に役立てることが必要と考える。

また、事業評価では事業自体の評価が重要であり、先に述べた経済効果や所得償還率は、事業における1地区についての指標であるため、事業全体の評価指標にはならない。事業全体の評価指標とは、事業の目的を指標化し、年度毎に目標数値を設定したものをいう。そして、目標の達成度合を測定して、問題点の認識・分析を行うことにより、事業の拡大、継続、縮小等、事業の方向性を決定することが事業評価である。例えば、ため池等整備事業の必要性が高いと評価された場合には、事業対象範囲の拡大、あるいは、県の負担率を上げる等の改善を行うことになるかと考える。

さらに、県民への説明責任という観点からは、事業評価制度の客観性、透明性を確保し、情報開示等を積極的に行うことが重要である。

(3) 農業農村整備事業における県の役割

和歌山県のこれまでの農業農村整備は、紀の川流域はじめ県下一円でかんがい施設の整備や、農道整備、梅産地を中心とした農地開発事業などで農業経営に不利な地形条件を克服し、日本一の産地づくりのリード役を果たしてきた。

しかしながら、今日の農業、農村整備を取り巻く環境が大きく変化し、農村の過疎化の進行や担い手の減少など厳しい状況下にあっては、農業の生産性の向上、農業総生産の増大等、農業の拡大を主目的とする時代ではなくなったといえる。

ここで農業農村整備事業に関する法律である「土地改良法」、「食料・農業・農村基本法」について考えてみると、まず、農業生産の基盤整備及び開発を図り、農業の拡

大を目的とした「土地改良法」が昭和 24 年に制定され、平成 11 年には「食料・農業・農村基本法」が制定され、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等、環境に配慮した多面的機能の発揮、農地及び農業担い手の確保、農業の自然循環機能の維持による農業の持続的な発展、農業の生産条件及び生活環境の整備等による農村の振興等が重要視されていることから、法的にも時代の変遷を垣間見ることができる。

和歌山県では、この社会状況の変化の潮流を的確に捉え、和歌山ブランド主産地の更なるブラッシュアップに加え、中山間地域の活性化や農山村の再生に向けた「選択と集中」による県独自の農業・農村整備事業の展開に取り組んでいく必要があり、今後は「和歌山ブランドの飛躍と創造」をスローガンに、「果樹・畑作の振興」、「個性ある地域の創造」、「自ら考え行動する地域づくり」の 3 つの方針を掲げ、農業・農村整備の方向を示している。

いいかえれば、地域住民の農業の振興、魅力ある農村づくり等に対する意識改革が必要であり、県としても、地域住民、市町村等と適切な役割分担を行い、長期的な農業農村整備の方向性を示し、事業を実施していく必要がある。

Ⅲ. 総括意見

今回、農林水産部における補助金、貸付金及び農業農村整備事業の財務事務の執行に関する事項について監査の対象としたが、監査の過程で強く感じたのは、次の項目であった。

1. 事業評価制度について
2. 入札制度について
3. 農林水産部の施策について

以下、それぞれの事項について述べることとする。

1. 事業評価制度について

行政には民間企業における「利益」のような明確な評価基準がなく、行政の存在意義を県民に説明するためには、一定の基準を用いて事業の評価をすることが必要となる。

和歌山県の農林水産部の実施する事業も同様で、事業評価を行い、事業の目的が達成されたかどうか重要なポイントとなる。今回監査の対象とした補助金、貸付金では、補助の交付または貸付の実行を行ったことで目的が達せられるのではなく、その成果がいかにあがったかが重要になり、農業農村整備事業では、土地等の整備を行ったことで目的が達せられるのではなく、整備効果がどれほどあがったのかが重要となる。

そして、継続的に事業評価を行うためには、中長期目標を掲げ、これとPlan-Do-Check-Actionのマネジメントサイクルと連動させなければならない。すなわち、事業評価をするだけで終わるのではなく、評価結果を分析し、継続的改善につなげるようにフィードバックさせ、中長期目標、毎年の目標の見直しを行い、事業を進めなければならない。

農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のために県が実施している事業の事業評価を積極的に行い、県民に情報開示することにより、事業の効率性、有効性、経済合理性について説明責任を果たせるのではないかと考える。

2. 入札制度について

農林水産部における契約において、高い落札率や指名競争入札の範囲等、価格面での競争が十分に働いていないと思われる現象が見られる。県でも入札制度の改革には取り組んでいるものの、競争原理が十分に進んでいない原因としては、地域の振興のための地元業者優先の指名制度にあると考える。

地元業者優先については業者育成の効果もあるが、コスト削減の観点からは地元業者だけではなく、広く一般に業者が入札に参加する方が競争原理が働くと考える。入札制度については農林水産部だけの問題ではないが、コスト削減を意識した入札制度

の改革は今後も引き続き検討が必要であるとする。

3. 農林水産部の施策について

最後に、将来の農業、漁業について考えてみた場合、農業、水産業の従事者の高齢化、農山漁村の過疎化等による担い手の減少が一番深刻な問題である。

補助金・貸付金であれば、農・林・水のバランスを重視し、担い手育成や農山漁村の活性化を図ることが必要になってくると考えるし、農業農村整備事業であれば、生産基盤事業等の公共事業は生産量の増加や作業の効率化には十分な効果をもたらしたが、今後は担い手育成や農地利用集積の増加へ貢献する事業が重要になってくると考える。

今回の監査において農林水産部の各事業の必要性については認識したが、今後は農林水産業の振興及び農山漁村の活性化のために農林水産部の取り組んでいる農・林・水の三位一体の施策を効率的、効果的に行い、また、県全体の政策に合致させるためにも他部署との連携、情報の共有化等が重要になってくると考える。

第4章 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

和歌山県報

平成十八年三月三十一日

号外八

別冊